

## 独立行政法人北方領土問題対策協会中期目標（案）

## 1. 政策体系における法人の位置付け及び役割

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島は、70年以上にわたり今もなおロシアが法的な根拠なく占拠し続けている。

我が国は、北方四島の帰属の問題を解決して日露平和条約を締結し、両国間に真の相互理解に基づく安定的な関係を確立することを一貫した基本方針としており、首脳間の協議を始め、外交努力が重ねられている。

粘り強い外交交渉には、北方領土問題の解決を求める国民世論の結集が不可欠であり、国民運動の一層の高揚と裾野の拡大が求められている。

そうした中で、独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）は、国民世論の啓発、四島交流事業、元島民の援護、北方地域旧漁業権者等への融資等について、その政策実施機関として具体的な事業に取り組み、北方領土問題の解決の促進等を図っていく使命を負うものである。

現在、北方領土問題については、「新しいアプローチ」に基づく北方四島における共同経済活動に関する協議の進展、航空機による特別墓参の実施といった日露関係の動きや、平均 80 歳を超えた元島民の一層の高齢化など、大きな変化の時期を迎えている。

協会が、理事長のリーダーシップの下、そうした情勢変化を的確に見極め、知恵を絞り、政策目的や目標に立ち返って大胆かつ不断に取組の改善を重ねるとともに、政府の方針に基づき機動的な対応を可能とする体制の整備を図りながら、政策実施機関としての機能を最大化することを主眼として、この目標を定める。

（別添）政策体系図

## 2. 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

### 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項<sup>1</sup>

以下のとおり、各業務（一定の事業等のまとめ<sup>2</sup>）における目標を定める。このほか、個別の事業・業務のPDCAサイクルを実効的に機能させるために必要な指標については、「4. 業務運営の効率化に関する事項（1）業務の見直し」に定める初年度における業務の見直しの中で併せて検討した上で、各年度の実施計画等において設定することとし、毎年度、その達成度を検証する。

#### （1）国民世論の啓発

北方領土返還要求運動の中核を担う方々の一層の高齢化を踏まえ、広く国民一般の北方領土問題に対する関心と理解を得て、国民運動としての運動の活性化という観点から、本中期目標期間中に目に見える効果を上げる。そのため、全国における活動の推進、青少年及び教育関係者に対する啓発等を通じた運動の担い手としての後継者育成の強化に加え、これまで啓発の効果が必ずしも十分に及んでいなかった世代、地域などの関心や理解の底上げを図ることに重点を置く。特に若年層への情報発信に徹底的に取り組む。また、民間企業等（例えば、先の大戦の関連資料等を保有する機関なども含む。）と連携した取組も進める。

その前提として、PDCAサイクルの実効性を確保し、効果的な事業を実施するため、国民一般の北方領土問題に対する関心度や理解度などを定量的に把握する。本中期目標期間初年度において、内閣府と連携しつつ、事業の有効性や費用対効果の検証を行い、その結果に基づき、既存事業の廃止や新規事業の創設、職員との関与の合理化を含む改善・効率化を徹底的に行う。

#### ① 北方領土返還要求運動の推進

全国各地の大会、署名活動、北方領土に触れる機会を提供する企画など北方領土返還要求運動に係る取組については、若年層など参加者の裾野の拡大や、取組の波及効果の増大に重点を置く。

北方領土返還要求全国大会については、運動における中核的な行事と捉え、協会の関与の在り方を見直しつつ、大会の成果の効果的な情報発信などを通じ、北方領土問題に対する国民の関心度や理解度を高める。

都道府県等における取組の推進については、取組事例の情報収集・発信の強化などにより、全国各地の取組の見える化、地域間の取組の情報共有・連携を進める。

#### ② 青少年や教育関係者に対する啓発

全国の青少年が、元島民等を交え、北方領土問題に対する積極的な意見交換を行う機会づくりやその成果の発信強化などにより、青少年の主体的な問題意

<sup>1</sup> 協会の業務に関連する政策評価の平成29年度事前分析表は「内閣府29-56（政策19-施策①）」

<sup>2</sup> 「国民世論の啓発」、「四島交流事業」、「調査研究」、「元島民等の援護」及び「北方地域旧漁業権者等への融資」

識や活動への参加意欲を醸成する。

また、学習指導要領の改訂を踏まえ、協会が作成する学習教材集の利活用、教育関係者による指導方法に関する研究や情報共有、その実践などを促進する。

### ③ 国民一般に対する情報発信

民間企業等とも連携しながら、北方領土問題に関する情報発信を大胆に強化することにより、国民一般の関心と理解を広げる。その際、情報発信の対象は若年層に重点化するとともに、地域ごとの特性なども考慮した発信を行う。新たなSNSの活用を始め発信ツールの多様化・高度化に積極的に対応するなど、効果的な発信方法を不断に検討する。具体的情報発信に当たっては、訴求対象を明確にした上で、それに応じた啓発内容や媒体をきめ細かく検討し、実施する。

これらの取組に当たっては、協会の愛称を定めるなど、これまで運動に参加したことのない国民が接しやすいような啓発の在り方を検討し、実施する。

また、北方領土隣接地域の事業と連携するなどにより、北方領土を直接見る機会の増加も含め、実感を伴った理解の浸透にも取り組む。北方館等の啓発施設についても、情報発信の強化などにより、集客力を向上させる。

#### 【指標】

- ・ PDCAサイクルの実効性を確保し、効果的な事業を実施するための調査として、国民一般の北方領土問題に対する関心度や理解度、運動への参加意欲、それらへの協会事業の寄与度などを測定する調査を初年度に実施する。このほか、本中期目標期間中に少なくとも2回の調査を実施する。
- ・ 北方領土返還要求全国大会や都道府県等の北方領土返還要求運動に係る取組その他北方領土問題等に関するSNS等による各年度の情報発信の件数を前中期目標期間最終年度比20%増とする。[参考 平成28年度実績:205件]
- ・ SNS等による情報発信について、読者数又は反応数(媒体・ツールごと)を前中期目標期間最終年度比10%増とする。[参考 平成28年度協会SNS(2種)読者数:10,900件/5,955件]
- ・ 各年度における県民大会等各地の事業への参加者のうち、若年層の割合及び初参加者の割合が前中期目標期間最終年度の水準を上回るよう、協会は、若年層の参加及び初参加者の拡大に向けた対策を毎年度実施する。[参考 平成28年度の県民大会平均:若年層参加割合20%、初めての参加者割合55%]
- ・ 全国の青少年が、元島民や隣接地域の地方自治体等を交え、主体的に意見交換を行う事業を毎年度実施する。
- ・ 協会HPに掲載する学習教材集のダウンロード数を前年度比増とする。
- ・ 啓発グッズの設置やイメージキャラクター「エリカちゃん」とのコラボレーション、啓発イベントの連携など、毎年度新たに民間企業等から協会の取

組への協力を得る。

- ・ 北方館、別海北方展望塔及び羅臼国後展望塔の各年度の集客数について、前中期目標期間の年度平均の水準を上回るものとする。[参考 平成 25 年度～平成 28 年度実績平均：北方館 13.8 万人、別海北方展望塔 7.4 万人、羅臼国後展望塔 2.9 万人]

[指標設定の考え方]

- ・ 元島民の一層の高齢化を踏まえ、北方領土問題の解決に向けた意志を次代に引き継ぐためには、国民運動として運動を活性化していくことが重要。取組の P D C A サイクルを実効的に機能させるため、北方領土問題の解決に向けた国民世論が全体としてどの程度形成されているか、国民一般の理解度や関心度に関連する指標を設定し、それらの到達度について評価することを基本とする。ただし、中期目標策定時において、そうした指標を十分に有していないことから、初年度に必要な調査を実施し、それらの結果を踏まえ、指標の追加・修正等を行う。

<参考：「北方領土問題に関する特別世論調査」（内閣府）>

「北方領土問題について聞いたことがあり、問題の内容も知っている」

39.2%（平成 20 年）→40.5%（平成 25 年）

「北方領土返還要求運動に参加したい」 34.5%（平成 20 年）→36.1%（平成 25 年）等

- ・ また、これまで啓発の効果が必ずしも十分に及んでいなかった世代、地域などへの啓発の重点化に伴い、SNS 等による情報発信量や運動への若年層の参加、啓発の波及効果を高めるための民間企業等との連携に関する指標を設定しているほか、協会の取組成果等が利活用されているかという観点での指標を設定。

**【重要度：高】** これまで北方領土返還要求運動の中核を担ってきた元島民の高齢化が一層進む中で、北方領土問題の解決に向けた強い意志が世代を超えて共有されることが必要。そのため、あらゆる地域、世代の国民、とりわけ次代を担う若い世代の北方領土問題に対する理解を深め、関心を高めていくことが急務であり、目に見える効果を上げることが必要。

**【難易度：高】** 問題への関心が相対的に低い層に情報を届け、関心と理解の底上げを図ることは容易なことではない。北方領土問題に対する関心や理解の度合いなどは、その時々々の社会情勢など外部要因による影響も想定される。評価においてそうしたことも考慮することを前提に、本中期目標期間において目に見える効果を上げていく必要から、チャレンジングな目標を設定。

## (2) 四島交流事業

北方領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題が解決されるまでの間、相互理解の増進を図り、問題の解決に寄与するため、関係機関・団体と連携し、

北方四島在住ロシア人と元島民、返還運動関係者等との相互交流を着実に実施する。特に、日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針に基づき、体制の整備も含め、機動的かつ適切に対応する。

加えて、国民世論の啓発への波及効果を高める観点から、国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げる上で有益な者の参加や交流プログラムの工夫を図るとともに、事業成果についての徹底的かつ継続的な情報発信（事業参加者による積極的な発信の推進を含む。）、事業参加者による事後活動を推進する。

交流プログラムについては、参加者のニーズも踏まえつつ、学術・文化・スポーツなどの専門家・団体とも連携し、相互理解の一層の増進につながる内容とする。

毎年度の事業のPDCAサイクルをより実効的に機能させるため、関係団体等の意見を聞きながら、課題と改善策をとりまとめて内閣府に報告し、改善の実現を図る。

#### 【指標】

- ・ 各年度の計画に基づき、各事業を適切に実施する（日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針に基づき、体制の整備も含め、機動的に対応することを含む。外部要因により中止される場合を除く。）。
- ・ 各事業に関連する情報発信（協会による発信に加え、事業参加者による発信も含む。）が積極的に行われるよう（SNSによる発信であれば一事業当たり550件<sup>3</sup>以上。他の方法による発信の場合はこれに準ずる。）、協会は必要な措置を講ずる。
- ・ 国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げる上で有益な参加者について検討し、それらの者が参加する交流事業を毎年度実施する。
- ・ 交流プログラムについて、相互理解の増進に加え、国民世論の啓発への波及効果の増大にも資する企画を毎年度検討し、実施する。[参考 平成28年度実績：1回]
- ・ 事業参加者による事後活動について発信する仕組みを検討し、本中期目標期間第4年度から本格実施する。

#### [指標設定の考え方]

- ・ 本事業については、毎年度運用の細部も含めて事業を検証し、改善を行うこととしているが、その改善策を講じていく中で、各年度の計画に基づいて事業を適切に実施していくことが第一の目標である。特に、本中期目標期間においては、内閣府等の方針に基づき、日露関係などの情勢変化に柔軟に対応していくことが肝要。
- ・ その上で、相互理解の増進のため、交流プログラムの更なる工夫に関する指標に加え、国民一般の関心や理解の広がりにもつながるよう、参加者の事後活動を含めた事業の情報発信の強化などに関する指標を設定。

<sup>3</sup> 協会による発信50件／事業参加者による発信500件（一事業当たりの参加者を50人と想定）

### (3) 調査研究

北方領土の現状や北方領土問題の経緯などに関する情報・資料を保有する機関として、これまでの調査研究成果を整理し、それに対するアクセスの利便性向上を進める。また、北方領土や北方領土問題の最新動向を踏まえ、関係機関等にとって最も関心の高いテーマを選定して調査研究を実施する。各調査研究成果については、積極的に発信し、利活用を促進する。

#### 【指標】

- ・ 本中期目標期間第2年度までに、これまでの調査研究結果を整理し、一覧化して協会ホームページに掲載する。
- ・ 本中期目標期間第3年度までに、調査研究結果を利活用した者から調査研究内容についての評価を得る方策を導入し、次年度から実施する。
- ・ 各年度における調査研究結果の引用・利活用の件数を測定し、その翌年度以降、各年度において最初の測定年度以上の水準とする。

#### [指標設定の考え方]

- ・ 調査研究の内容が関係機関等において役立つものとなっているか、また、より多く利活用されているかという点に関する指標を設定。

### (4) 元島民等の援護

元島民等が置かれている特殊な事情に鑑み、元島民等が行う返還要求運動や資料収集等の活動について、より効果的な実施のための助言を含めた支援を行う。

北方四島へのいわゆる自由訪問への支援について着実に実施する。特に、航空機による特別墓参など、その時々の日露関係の変化等に応じた内閣府等からの方針に基づき、体制の整備も含め、機動的かつ適切に対応する。

#### 【指標】

- ・ 元島民等の活動支援について、活動ごとに効果的な実施等のための助言を実施する。
- ・ 自由訪問への支援について、各年度の計画に基づき、各回、適切に実施する（日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針に基づき、体制の整備も含め、機動的に対応することを含む。外部要因により中止される場合を除く。）。

#### [指標設定の考え方]

- ・ 元島民等の活動支援については、元島民等の北方領土や北方領土問題への思いを多くの人々や次世代に伝えていくため、財政的支援のみならず、効果的な実施等のための助言を行うことを目標として明示。
- ・ 自由訪問への支援については、各年度の計画に基づいて着実に実施するこ

とが重要であり、特に、本中期目標期間においては、航空機を利用した墓参を中心とする自由訪問（いわゆる航空機による特別墓参）など、その時々の内閣府等の方針に基づき、日露関係などの情勢変化に適切に対応していくことが必要。

#### （５）北方地域旧漁業権者等への融資

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和 36 年法律第 162 号）に基づき、融資事業を適切に行う。その際、北方地域旧漁業権者等が置かれている特殊な地位等に鑑み、親身になってきめ細かな相談やサービスを行う。

融資メニューについては、社会情勢や利用者ニーズを適切に踏まえ、必要に応じ、見直しを行う。

また、関係金融機関との連携を強化し、制度利用の活性化・円滑化を進める。

#### 【指標】

- ・ 個別の融資対象者の事業の経営と生活の安定に向けた相談等の件数を前中期目標期間最終年度比増とする。[参考 平成 28 年度融資相談件数:405 件]
- ・ 社会情勢や利用者ニーズを適切に踏まえ、必要に応じ、融資メニューの見直しを実施する。

#### [指標設定の考え方]

- ・ 北方地域旧漁業権者等が置かれている特殊な地位等に鑑み、親身になって事業の経営や生活の安定に向けてきめ細かく相談等に応じることにより、政策金融としての信頼を向上させていくことが必要。
- ・ 融資事業が、北方地域旧漁業権者等の事業経営や生活の安定に資するものであるため、社会情勢や利用者ニーズを適切に踏まえ、必要に応じ、融資メニューの見直しを行うことを明示。

### 4. 業務運営の効率化に関する事項

#### （１）業務の見直し

本中期目標期間初年度において、理事長がリーダーシップを発揮し、国民世論の啓発を中心に、事業の有効性や費用対効果の検証を行う。検証結果に基づき、既存事業の廃止や新規事業の創設、職員の関与の合理化を含む改善・効率化を徹底的に行う。なお、本中期目標が設定している指標等において行うこととしている業務も含めて見直しを行うこととし、見直しの結果に基づき、必要に応じ、指標の修正等を行う。

また、各事業の P D C A サイクルを毎年度実効的に機能させていく。

効果的な事業の実施のため、委託事業については、実施内容やその効果検証に主体的に関与するとともに、助成事業については、所期の目的が達成されているか等の観点から事後的な確認を着実にを行う。

## (2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等

運営費交付金を充当する業務について、業務の効率化を進めることなどにより、一般管理費（人件費及び一時経費を除く。）は、本中期目標期間最終年度における当該経費の総額を、前中期目標期間最終年度に対して、7%削減する。また、業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する備船・運航に係る経費を除く。）については、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図る。

## (3) 給与水準の適正化

役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与の在り方について検証した上で適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、職員の勤務成績を給与等に反映することにより、職員の士気を向上させ、より効率的な業務運営を図る。

## (4) 調達合理化等

公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき策定した「調達等合理化計画」を着実に実施する。契約は原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によることとし、一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。

一者応札の縮減のため、十分な公告期間の確保や、新規参加者を考慮した仕様書の見直しなどを図る。また、国民世論の啓発等の事業の実施に係る調達に当たって、受託先に対しても事業の目標設定を求める手法について検討し、実施する。

## 5. 財務内容の改善に関する事項

独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を強化する。

財務内容等の透明性を確保し、協会の活動に対する理解促進を図る観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を進める。

更なる自己収入の確保のための方策について、具体的な検討を行う。



## 6. その他業務運営に関する重要事項

### (1) 内部統制の充実・強化

法人としての説明責任を十分に果たすため、理事長等からの指揮命令系統や情報伝達・共有の仕組みなど意思決定プロセスを明確化、文書主義の徹底を進める。

業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、財務報告等の信頼性を確保する内部統制の充実・強化のため、監事と内部統制推進部門との連携等による監事機能の実効性の更なる向上や、前中期目標期間中に整備した内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を通じた不断の見直しに取り組む。

### (2) 公文書管理、個人情報保護、情報公開、情報セキュリティ対策

内部統制の充実・強化と連動して、法人文書の管理、個人情報の保護、情報公開について、法令等に基づき、適正に対応する。その際、法令の改正や行政機関における運用の動向等を十分に踏まえ、規程の整備や組織としての意識・対応力を向上させるための措置をとる。

情報セキュリティ対策については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、関係規程類を適時適切に見直し、整備する。これに基づき、情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより対策の改善を図る。

### (3) 人事・労務管理

情勢変化に柔軟に対応するとともに、常に新たな発想をもって業務を遂行していくため、また、組織としての国際的なコミュニケーション能力を向上するため、研修への参加の奨励や外部組織との人材交流の検討等を含め、計画的な人材の確保・育成の取組を進める。また、上述の業務の大胆な効率化と相まって、長時間労働の防止、育児・介護等との両立支援等の働き方改革を進め、職員の士気の向上、働きやすい職場環境の整備を行う。

## (独) 北方領土問題対策協会の政策体系図

### 北方領土問題解決への道筋 (イメージ) <国の政策、協会業務の背景>

北方四島の帰属の問題を解決して日露平和条約を締結するという一貫した基本方針

北方領土をめぐる外交交渉

北方領土返還に向けた環境整備 (本土・四島)

- ・ 国民世論の啓発
  - ・ 元島民等の援護
  - ・ 交流等事業の推進
  - ・ 隣接地域の振興 等
- (北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律)  
(北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律)
- 「新しいアプローチ」  
・ 共同経済活動

### 北方領土問題対策協会が果たすべき役割 (独立行政法人北方領土問題対策協会法)

- 国民世論の啓発、四島交流事業、調査研究、元島民等の援護及び旧漁業権者等への融資について、政策実施機関として具体的な事業に取り組み、北方領土問題の解決の促進等を図る。

#### <本中期目標のポイント>

理事長のリーダーシップの下、日露関係や元島民の高齢化など情勢変化を的確に見極めつつ、政策目的や目標に立ち返って取組の改善を重ね、政策実施機関としての機能を最大化

#### 国民世論の啓発

- 真の国民運動として若年層など運動の裾野の拡大
- 情報発信の大胆な強化

#### 四島交流事業

- 情勢変化にも対応しつつ、計画等に基づき着実に実施
- 世論啓発にも資する参加者やプログラムの検討、発信強化

#### 調査研究

- 関係機関等にとって最も関心の高いテーマの選定
- これまでの調査研究成果の整理

#### 元島民等援護

- 助言を含めた元島民の活動支援
- 情勢変化にも対応しつつ、自由訪問支援を着実に実施

#### 元島民等への低利融資

- きめ細かな相談等対応
- 必要に応じた融資メニューの見直し

独立行政法人国民生活センター  
第4期中期目標（案）

平成30年〇月〇日

消費者庁

目次	
第1 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	3
第2 中期目標の期間	4
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	4
1. 広報事業	4
(1) 国民への情報提供	5
(2) 消費者教育の推進に関する情報の提供	7
2. 情報収集・分析事業	9
(1) P I O—N E T等の刷新	9
(2) 関係機関への情報提供及び情報交換	11
3. 相談事業	12
(1) 苦情相談	13
(2) 国民への情報提供	15
(3) 関係機関への情報提供、情報共有及び情報交換	16
(4) 関係行政機関等に対する改善要望	18
(5) 消費生活相談員の処遇改善を通じた相談事業の質の維持・向上	18
4. 商品テスト事業	18
(1) 商品テストの実施	18
(2) 国民への情報提供	20
(3) 関係機関への情報提供、情報共有及び情報交換	20
(4) 関係行政機関等に対する改善要望	22
5. 教育研修事業	22
(1) 実務能力向上のための研修	23
(2) 消費者教育推進のための研修	24
(3) 試験業務	26
(4) 調査研究及び海外の消費者行政の情報収集・提供	27
(5) 教育研修の合理化と経費の節減	27
6. 裁判外紛争解決手続（ADR）事業	27
(1) ADRの適切な実施及び利用しやすいADRへの改善	28
(2) ADRの結果の相談業務等への活用推進	29
(3) 和解内容の履行確保	29
(4) 消費者裁判手続特例法への対応	29
(5) 国民への情報提供	30
7. 特定適格消費者団体立担保支援事業	30
(1) 特定適格消費者団体との連携、協力	30
(2) 立担保期限の遵守	30
(3) 立担保事案の適切な管理、求償	30
第4 業務運営の効率化に関する事項	30
1. 一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費の削減	30
2. 総人件費の削減	31
3. 適正な給与水準の維持	31
4. 適正な入札・契約の実施	32
(1) 「調達等合理化計画」に基づく取組の実施及び公表	32
(2) 契約の競争性の推進	32
5. 保有資産の有効活用	33
6. 自己収入の拡大・経費の節減	34
第5 財務内容の改善に関する事項	34
第6 その他業務運営に関する重要事項	35
1. 市場化テストの実施	35
2. 情報セキュリティ対策	35
3. 内部統制の充実・強化	35
4. 商品テスト及び教育研修の新たな取組	35

※第3の1. ～7. の各項目を、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定、平成27年5月25日改定）に基づき「一定の事業等のまとめり」として扱う。

# 独立行政法人国民生活センター 第4期中期目標（案）

平成30年〇月〇日  
消費者庁

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定により、独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

## 第1 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

我が国の消費者政策の基本となる事項は「消費者基本法」（昭和43年法律第78号。平成16年に「消費者保護基本法」を改正。）により定められ、同法第2条では「消費者政策」を「消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策」と定義し、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立支援」を政策推進の基本理念としている。また、同法第1条では消費者政策の推進により「国民の消費生活の安定・向上を確保する」ことを法の目的として掲げ、その達成に向けて同法第9条において「消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者基本計画を定める」ことを規定している。平成27年度から平成31年度までの5年間を対象とした3回目の策定となる消費者基本計画（平成27年3月24日閣議決定。以下単に「消費者基本計画」という。）では、消費者を取り巻く環境の変化や新たな課題等に適切に対応した消費者政策を更に推進していくとしている。

センターは、「独立行政法人国民生活センター法」（平成14年法律第123号。以下「センター法」という。）第3条において、「国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施する」ことを目的として掲げている。

国の政策体系との関係でセンターの位置付けをみると、消費者基本計画において、消費者庁は「消費者行政の司令塔・エンジン役」、センターは「消費者問題に関する中核的実施機関」と位置付けられており、消費者政策の「実施体制の充実・強化」が同計画で求められている。また、センターは、消費者基本法第25条において、「国民の消費生活に関する情報の収集・提供や苦情処理のあっせん及び相談等における中核的な機関として積極的な役割を果たす」とも位置付けられている。さらに、平成21年9月の消費者庁の創設と共に施行された「消費者安全法」（平成21年法律第50号）第9条において、センターは、都道府県・市町村に対し、都道府県・市町村による消費生活相談等の事務の実施に関し、「情報の提供、当該事務に従事する人材に対する研修その他の必要な援助を行う」ことや、同法第14条に基づき、消費者庁が行う消費者事故等の情報の集約・分析及び取りまとめに対する「資料の提供、意見の表明、消費者事故等の原因の究明のために必要な調査、分析又は検査の実施」等の協力

を行うといった位置付けが規定されている。

消費者を取り巻く環境をみると、消費者基本計画では「人口減少、高齢化・独居化の進行」、「高度情報通信社会の進展、消費生活におけるグローバル化の進展」等の環境変化により消費生活の多様化・高度化が進むとともに消費者問題も多様化・複雑化しているとの基本認識を示した上、「高齢者や障害者などの社会的弱者を狙った悪質商法などによる消費者被害は跡を絶た」ないとしてこうした消費者を取り巻く環境を踏まえ、「高齢者、障害者などの被害に遭いやすい消費者の被害の防止と救済を図ることが急務」との政策対応を求めている。このような環境変化の一方で、依然として消費者と事業者との間の情報の質・量及び交渉力の格差は変わっていない。この格差を縮小し、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るとともに、消費者被害の迅速な回復を図るため、センターは、消費者庁との緊密な連携の下、国民生活に関する様々な情報の収集・提供や被害回復のための取組等を行うことが必要とされている。また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震を通じて国民の安全・安心に対する関心が一層高まっている。こうした環境変化の中、生命又は身体被害に係る消費者事故等の原因を究明し、その再発又は拡大の防止を図るため、消費者庁に消費者安全調査委員会が設置（平成 24 年 10 月）されて以降、センターは、消費者庁との連携を強化してきたところ、商品テスト等を通じて、生命又は身体分野の消費者安全の確保に寄与することが引き続き求められている。

他方、こうしたセンターの役割が高まる中、センターを含めた独立行政法人は、厳しい財政状況において事業の一層の効率化を図ることによって、限られた予算の中で質の高い行政サービスを提供することが求められている。

したがって、センターが、平成 30 年 4 月から始まる第 4 期中期目標期間において引き続き国、地方公共団体及び関係機関等と緊密に連携しつつ消費者行政の中核的実施機関としてその機能の維持・強化を求められていることを踏まえつつ質の高い行政サービスを効率的かつ効果的に提供していくため、この中期目標を設定する。

## 第 2 中期目標の期間

センターの第 4 期中期目標の期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

## 第 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1. 広報事業

センターは、消費者基本計画において「消費者への情報提供」を行うことがうたわれ、センター法第 3 条に掲げられた 3 つの目的のうちの 1 つとして「国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から国民生活に関する情報の提供」を行うことが規定されている。この目的を達成するため、同法第 10

条において「国民に対して国民生活の改善に関する情報を提供する」業務や「国民生活に関する国民からの苦情、問合せ等に対して必要な情報を提供する」業務を実施することが規定されている。消費者基本計画やセンター法の規定に基づき、以下の情報提供を行うとともに、広報事業の質の維持・向上及び適切性の確保のため、以下の項目を実施する。

## (1) 国民への情報提供

### ① 報道機関等を通じた情報提供

相談事業や商品テスト事業において分析し、取りまとめた情報について、記者説明会の機動的な開催や、ウェブサイト上での公表など記者説明会以外の方法による公表により、報道機関等を通じた情報提供を時宜に応じて積極的に行う。

#### 【指標】

- ・新聞（在京6紙、ネット掲載を含む）掲載回数（平成28年度実績：68回）
- ・テレビ・ラジオ（NHK及び在京キー局）放送回数  
（平成28年度実績：53回）

#### 【目標水準の考え方】

国民への情報提供を広く行う手段として、新聞やテレビ・ラジオなどのマスメディアによる報道を通じた広報が極めて有効であるが、当該報道に接した読者や視聴者の数を正確に捉えることは困難であることから、新聞（在京6紙、ネット掲載を含む）の掲載回数、テレビ・ラジオ（NHK及び在京キー局）の放送回数を目標とし、達成水準は設定しないこととする。

#### 【関連指標】

- ・記者説明会開催回数（平成28年度実績：19回）
- ・地方紙掲載回数（ネット掲載を含む）（平成28年度実績：216回）

### ② ウェブサイト、出版物等による情報提供

相談事業や商品テスト事業において分析し、取りまとめた情報を活用して、ウェブサイト、出版物等を通じて国民生活の諸問題に係る情報を適時適切に提供する。また、消費者問題に関する専門的情報を編集したウェブ版「国民生活」のウェブサイトへの掲載やその印刷版（簡易冊子版）の消費生活センター等への配布、また、消費者トラブル対策に役立つ情報をコンパクトにまとめた年1回発行の冊子「くらしの豆知識」の販売推進（無料の視覚障害者向け録音図書「デイジー版くらしの豆知識」の配布推進を含む。）、高齢者・障害者等に最新の消費者被害状況を迅速に伝えることを目的とす

る「見守り新鮮情報」のメールマガジン発行及びウェブサイトへの掲載などによって、高齢者・障害者等を含めたより広い国民や全国の消費生活センター等に必要な情報が行き渡るよう取り組む。

**【指標】**

- ・ウェブ版「国民生活」読者へのアンケート結果 5段階評価中平均4以上（平成28年度実績：平均4.5）
- ・「くらしの豆知識」購入者へのアンケート結果 5段階評価中平均4以上

**【目標水準の考え方】**

毎月発行するウェブ版「国民生活」を着実にウェブサイトへ掲載し、重要なテーマに関する特集を組むなど時宜に応じた編集の工夫を行い、その内容の有用性につき広く国民への周知を図るとともに、特集記事等の内容に対し読者の満足度を測る項目をアンケートに盛り込み、5段階評価で平均4以上の読者評価が得られることを目標とする。「くらしの豆知識」についても、アンケートにおいて購入者の満足度を測る項目を盛り込み、5段階評価で平均4以上の購入者評価が得られることを目標とする。

**【関連指標】**

- ・ウェブ版「国民生活」全記事総アクセス数  
（平成28年度実績：5,550,235件）
- ・ウェブ版「国民生活」を印刷した簡易冊子版の配布部数  
（平成28年度実績：1,195部）
- ・「くらしの豆知識」販売部数（平成28年度実績：245,970部）
- ・録音図書「デージー版くらしの豆知識」作成部数  
（平成28年度実績：1,200部）
- ・相談情報や商品テスト情報を活用した「見守り新鮮情報」の発行回数  
（平成28年度実績：24回）

③ 消費者庁が行う注意喚起への協力

消費者庁が行う注意喚起について、可能な限りの媒体を利用して消費者に情報提供する。

**【関連指標】**

- ・消費者庁が行った注意喚起情報の紹介件数（平成28年度実績：571件）
- ・他省庁が行った注意喚起情報の紹介件数（平成28年度実績：1,190件）



#### ④ 災害時、消費者事故発生時その他の緊急時等における情報提供

消費者基本計画では、平成23年3月に発生した東日本大震災後の国民の消費生活において「消費者による必要以上の購入等による生活必需品等の品不足」、「福島第一原発事故による風評被害」が発生したことを指摘して「災害時の消費生活に関する情報提供」の充実を求めているほか、重大事故を始めとする消費者事故の発生時において「消費者への注意喚起等の必要な措置」を求めている。これらを踏まえ、災害発生又は消費者事故発生により収集した情報、相談事業において緊急対応で設置した特設電話相談や都道府県では相談対応が困難な事例に関する特設電話相談等により収集した情報を、ウェブサイト等を通じて適時適切に提供する。

#### 【関連指標】

- ・災害等関連情報の提供件数

### (2) 消費者教育の推進に関する情報の提供

「消費者教育の推進に関する法律」（平成24年法律第61号。以下「消費者教育推進法」という。）及び「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成30年〇月〇日閣議決定。以下「消費者教育推進基本方針」という。）を踏まえ、消費者教育の推進に関する以下の取組を実施する。

#### ① 高齢者、障害者等及びこれらの者への支援を行う関係者等への情報提供

消費者教育推進法第13条第1項の規定及び消費者教育推進基本方針に基づき、センターは、地域において高齢者、障害者等に対する消費者教育が適切に行われるようにするため、「見守り新鮮情報」等の情報提供を、消費者庁が開催する「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」構成員及び地方公共団体に対して行うほか、新たに消費者庁と連携し、消費者安全法に基づく「消費者安全確保地域協議会」（見守りネットワーク）構成員や民生委員協議会・社会福祉協議会・介護福祉士の活動組織等の支援機関及びその構成員に対し、消費生活センター等を経由して情報の提供を行うことなどにより、センターの情報が高齢者、障害者等に到達しやすいよう積極的な広報活動に努める。また、支援機関等による広報活動の状況を把握し、これを踏まえて、支援機関及びその構成員に対する情報提供の方法について消費生活センターを経由する以外の有効な方策を検討し、目標期間中に適宜実施していくこととする。なお、実施する方策は、年度計画において具体的に定める。併せて、広報を受けた高齢者等の反響を把握する仕組みを検討し、構築した仕組みを活用して、当該取組の見直しや成果の把握を行う。

#### 【指標】

- ・「見守り新鮮情報」（メールマガジン）登録者数

(平成28年度実績：21,873人)

- ・ 情報提供を実施した支援機関数

#### 【目標水準の考え方】

「見守り新鮮情報」（メールマガジン）についても「国民生活」と同様に、その内容がより多くの人に認識され、より多くの人に読まれることに意義があることから、発行回数そのものを単に増加させることよりも、発行されたものがより多くの人に読まれるよう、登録者数を着実に増加させることを重視する目標とする。そのための手段については、これまで実施してきたウェブサイトでの登録呼び掛け及びセンターが主催又は参加する各種フォーラムやイベント、講演会、研修等の様々な場で積極的に登録を呼び掛けることに加え、民生委員、社会福祉主事、介護福祉士その他の支援関係者や「消費者安全確保地域協議会」（見守りネットワーク）構成員等への情報提供を行うことにより、高齢者・障害者本人のみならず、これら支援関係者・構成員等の登録の実現と大幅な増加につなげていく積極的な取組を行うことから、達成水準は設定しないこととする。

#### 【関連指標】

- ・ 「見守り新鮮情報」（メールマガジン）発行回数  
(平成28年度実績：28回)
- ・ 録音図書「デイジー版くらしの豆知識」作成部数  
(平成28年度実績：1,200部)

#### ② 消費者教育の推進に関する先進的な取組の情報提供

消費者教育推進法第18条第1項の規定及び消費者教育推進基本方針に基づき、センターは、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において行われている消費者教育に関する先進的な取組の情報を提供するため、東京事務所及び相模原事務所の展示スペース等において、新たに情報の内容を広報する資料（ポスター、パンフレット等含む）を作成して掲示する。また、先進的な取組で作成された資料や物品の展示を実施するとともに、ウェブサイトにおける先進的な取組専用ページへの掲載を積極的に行う。さらに、若者向けの取組として、若者が慣れ親しむSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した188（消費者ホットライン）の広報を積極的に行う。

#### 【関連指標】

- ・ ウェブサイトにおける先進的な取組専用ページの更新回数
- ・ ウェブ版「国民生活」における先進的な取組の紹介回数
- ・ 展示スペース等における先進的な取組の展示内容の更新回数

### ③ 消費生活相談実例等の消費者教育への活用

消費者教育推進法第13条第2項の規定及び消費者教育推進基本方針に基づき、センターは、公民館その他の社会教育施設等において、消費生活センター等が収集した情報の活用による実例を通じた消費者教育が行われるようP I O - N E T情報を活用して時宜を得たテーマを選定し、情報提供する。

#### 【関連指標】

- ・相談情報を活用した「見守り新鮮情報」発行回数  
(平成28年度実績：24回)

## 2. 情報収集・分析事業

消費者基本法第25条において、センターは、「国民の消費生活に関する情報の収集及び提供」を行うことが規定され、センター法第10条及び第42条では国民生活に関する情報を収集、分析し、国民や関係機関等へ提供することが規定されている。情報収集・分析事業の質の維持・向上及び適切性の確保のため、以下の項目を実施する。

### (1) P I O - N E T等の刷新

消費者基本計画第4章6(2)「全国消費生活情報ネットワークシステム(P I O - N E T)を適切に運用するとともに、国の行政機関や地方公共団体による法執行、事業者の指導への活用を促進する」との規定に基づき、以下を実施する。

#### ① P I O - N E Tの刷新

全国消費生活情報ネットワークシステム(以下「P I O - N E T」という。)については、消費生活相談の現場における利用の負担軽減と効率化による速やかな情報収集、情報分析機能の向上による迅速な法執行や法改正の企画立案といった行政機関等における活用促進のために、新たな解析手法であるテキストマイニングの導入や、人工知能(A I)、音声認識、本人認証等の新技術の導入を検討し、平成32年度までにP I O - N E Tの刷新を行う。

消費者庁との連携による地方公共団体等の理解と協力を得て相談受付後の一層速やかな登録を引き続き促すことなどにより、相談受付からP I O - N E Tに登録されるまでの平均日数(以下「登録日数」という。)を短縮するよう努める(センターが自ら受け付けた相談についても短縮に努める。)

#### 【指標】

- ・全国の消費生活センター等における登録日数7日以内(平成28年度実

績：7.0日)

- ・センター受付相談の登録日数4日以内（平成28年度実績：4.3日）

#### 【目標水準の考え方】

登録日数の短縮については、その重要性を全国の消費生活センター等及びセンターが認識して相談現場での短縮努力やP I O－N E Tのシステム改良等を行った結果、従来全国平均で30～40日程度要していた登録日数が、平成28年度実績で消費生活センター等においては7.0日（当初目標は10日）、センターにおいては4.3日（当初目標は5日）まで大幅に短縮を超過達成した。引き続き、超過達成した実績ベースと同等程度以上の成果を維持することが有益であり重要度も高いとみられることから、消費生活センター等においては7日以内、センターにおいては4日以内の目標とする。

#### 【重要度：高】

登録日数を短縮することは、消費者被害の早期認識のために極めて重要であり、消費者被害の発生又は拡大の防止及び被害の迅速な回復に資するものであるため。

#### 【難易度：高】

第3期中期目標期間における短縮努力により目標（消費生活センター等10日以内、センター5日以内）の登録日数をすでに大幅に短縮し、困難な目標を超過達成したところであるが、登録日数短縮の重要性に鑑み、引き続き、新技術の導入や消費生活センター等、センター及び消費者庁の連携による短縮努力等により、第3期中期目標の水準から更なる高みを目指し、超過達成した実績ベースと同等程度以上の水準として、登録日数を全国の消費生活センター等では7日以内、センターでは4日以内を目指す目標設定とする。

#### ② P I O－N E Tの利用承認

地方公共団体からの要望を踏まえ、P I O－N E Tの利用承認を適切に実施する。

#### 【関連指標】

- ・P I O－N E T利用承認件数（平成28年度実績：39件）

#### ③ 事故情報データベースの運営

事故情報データベース（参画機関は13機関）について、消費者庁と連携しながら適切な運営を実施する。

## (2) 関係機関への情報提供及び情報交換

### ① 「早期警戒指標」利用機能の提供及び活用の促進

消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、新たな手口・悪質事例等を早期に明らかにする「早期警戒指標」（「急増指標」及び「特商法指標」の2種類）の出力機能をP I O－N E Tの機能として消費者庁、関係省庁、関係独立行政法人、消費生活センター等の関係機関に提供するとともに、同機能の活用を促進する。

#### 【指標】

- ・全国の消費生活センター等における早期警戒指標利用者数 7,000人  
（平成28年度実績：6,719人）

#### 【目標水準の考え方】

早期警戒指標を毎月着実に発行することとし、その上で毎月の利用者数を確保してその内容を確実に知らせることに意義があることから、P I O－N E Tにおいて同機能の利用者を平成28年度実績と同等程度以上、確保するよう努めることを目標とする。

### ② 消費生活センター等への情報提供

P I O－N E Tの運営等について、消費生活センター等に対し情報提供を行う。

#### 【関連指標】

- ・「P I O－N E Tつうしん」発行回数（平成28年度実績：13回）
- ・P I O－N E Tに関する事務連絡発出回数（平成28年度実績：26回）
- ・P I O－N E T刷新に関する資料等発行回数（平成28年度実績：16回）
- ・「早期警戒指標」発行回数（平成28年度実績：12回）
- ・消費者行政フォーラムログイン数（平成28年度実績：約74.9万回）

### ③ 行政機関等との情報交換

法令に基づく迅速かつ厳正な行政処分等に資するため、消費者利益を侵害する違法・不当行為の取締り等を行う行政機関等との間で緊密な情報交換を行う。

#### 【関連指標】

- ・情報提供依頼への対応件数（平成28年度実績：1,894件）
- ・法令照会（警察／裁判所／弁護士会／適格消費者団体／センター法第40

条第1項(和解の仲介手続によって紛争が解決されなかった消費者の訴訟支援) / その他)

(平成28年度実績：644件<内訳>警察：277件、裁判所：12件、弁護士会：286件、適格消費者団体：59件、センター法第40条第1項(和解の仲介手続によって紛争が解決されなかった消費者の訴訟支援)：1件、その他：9件)

- ・公益目的を有する法人その他団体から消費者利益の増進に特に寄与し得ると判断される照会(平成28年度実績：110件)

#### ④ 適格消費者団体・特定適格消費者団体のP I O - N E T利用

消費者被害の発生又は拡大の防止及び迅速な回復を図るため、消費者団体訴訟制度(適格消費者団体が事業者の不当な勧誘行為等の差止請求をすることができる制度及び特定適格消費者団体が事業者の不当な行為により生じた消費者の財産的被害を集団的に回復することができる制度)が導入されている。同制度の担い手である適格消費者団体等が、より実効的に活動をするためには、消費者被害の情報に関する支援が必要であり、「消費者契約法の一部を改正する法律」(平成28年法律第61号)及び「独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律」(平成29年法律第43号)の附帯決議において、消費者団体訴訟制度の担い手である適格消費者団体等に対するP I O - N E Tの配備等による支援を行うこととされた。このため、引き続き、地方公共団体等関係者との調整を踏まえ、P I O - N E T端末の配備に向けた検討を進めるほか、消費者団体からの要請に基づきP I O - N E T情報の提供を積極的に行う。

#### 【関連指標】

- ・「急増指標」に基づく情報提供団体数  
(平成28年度実績：6団体<内訳>適格消費者団体：5団体、特定適格消費者団体：1団体)
- ・適格消費者団体からの照会への対応件数(平成28年度実績：59件)

### 3. 相談事業

消費者基本計画では、消費者政策として「消費者と事業者との間の苦情処理・紛争解決」がうたわれ、センターは、「消費生活センター等の相談支援機能の強化に努める」こととされている。また、消費者基本法第25条では「事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあっせん及び当該苦情に係る相談における中核的な機関として積極的な役割を果たす」こと、センター法第10条では「国民生活に関する国民からの苦情、問合せ等に対して必要な情報を提供する」ことが規定されている。これらの規定を踏まえ、相談事業の質の維持・向上及び適切性の確保のため、以下の項目を実施する。

## (1) 苦情相談

### ① 経由相談及びセンター受付相談

消費者基本計画第4章6(1)「国民生活センターによる消費生活センター等の相談支援機能の強化」に基づき、センターにおいて、弁護士・専門技術者等専門家からのヒアリングを行う等により専門分野に特化したセンターの消費生活相談員・職員を育成し、消費生活センター等からの経由相談の解決能力の向上を図る。また、消費生活センター等において対応困難な分野に関する相談については、移送・共同処理等の対応を消費生活センター等と連携を図りながら積極的に行い、その対応から得られるノウハウや知見を消費生活センター等へ周知する。さらに消費者ホットラインの三桁化(188)に伴う消費生活相談の増加に対応し、平日バックアップ相談、お昼の消費生活相談、休日相談(必要な年末年始対応含む。)を適切に実施し、あっせんを積極的に行う。

#### 【関連指標】

- ・ 専門家からのヒアリング回数 (平成28年度実績 : 839回)
- ・ 事例研究会の実施回数 (平成28年度実績 : 36回)
- ・ 経由相談件数 (平成28年度実績 : 7,589件)
  - ・ うち助言件数 (平成28年度実績 : 6,608件)
  - ・ うち移送・共同処理等件数 (平成28年度実績 : 859件)
- ・ 平日バックアップ相談件数 (平成28年度実績 : 3,740件)
  - ・ うちあっせん件数 (平成28年度実績 : 175件)
- ・ お昼の消費生活相談件数 (平成28年度実績 : 3,021件)
  - ・ うちあっせん件数 (平成28年度実績 : 168件)
- ・ 休日相談件数 (平成28年度実績 : 5,431件)
  - ・ うち即日対応件数 (平成28年度実績 : 5,420件)

### ② 個人情報に関する苦情相談

個人情報に関する苦情相談について、「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定)に基づき、円滑かつ的確な処理に資するため、苦情相談機能を発揮し、また、個人情報に関する苦情相談の事例を集約・分析し、消費生活センター等に周知することにより、各種相談機関における個別の相談事例から得られる知見を蓄積し、その共有を図るものとする。

#### 【関連指標】

- ・ 個人情報相談件数 (平成28年度実績 : 72件)
- ・ 「消費生活相談緊急情報」での情報提供 (平成28年度実績 : 2回)

### ③ 越境消費者トラブルに関する苦情相談

消費者基本計画第4章5(3)「近年増加している越境消費者トラブルについて、国民生活センターにおける相談対応を実施するとともに、連携先となる海外機関との更なる連携強化・拡大に努める」との規定に基づき、海外事業者と我が国の消費者のトラブルに関する相談窓口である「越境消費者センター(C C J)」を活用し、越境消費者トラブルに関する相談対応を適切に行う。また、消費者庁と連携し、越境消費者トラブルが多い国・地域を中心に提携先海外消費者機関を拡大する。

#### 【指標】

- ・海外消費者機関との新規提携件数

#### 【目標水準の考え方】

消費者基本計画においては、「消費生活におけるグローバル化の進展」等の環境変化により消費生活の多様化・高度化が進むとともに消費者問題も多様化・複雑化しているとの基本認識が示されており、我が国の消費者が海外事業者との間で消費者トラブルとなる事案が増加している。海外に所在する事業者との間のトラブルを国内の機関のみで解決することは困難な場合が多いことから、C C Jと提携を結ぶ海外消費者機関を増加させ、多国にわたり所在する多様な海外事業者との交渉を、海外機関を利用して実施することが効果的かつ効率的であるため、海外消費者機関との新規提携件数を目標とする。ただし、海外消費者機関との新規提携は、相手国機関の意向や事情に大きく左右されることから、達成水準は設定しないこととする。

#### 【関連指標】

- ・C C J受付の相談件数 (平成28年度実績4,473件)
- ・「消費生活相談緊急情報」による情報提供回数(平成28年度実績:8回)
- ・海外消費者機関との提携機関数(平成28年度末:12機関)

### ④ 訪日外国人旅行者への対応

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催(平成32年)に向けて、また、「総合的なT P P等関連政策大綱」を踏まえ、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日公表)における「訪日外国人旅行者数を2020年(平成32年)に4,000万人、2030年に6,000万人」、「訪日外国人旅行者消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円」との目標や、消費者基本計画第2章5における「消費者政策においても、短期滞在する外国人旅行者を含む我が国に在留する外国人に対する対応、例えば情報提供や相談対応における多言語対応などが求められている」との政策的要請に基



づき、センターは、関係機関と連携し、訪日外国人旅行者が訪日中に被害に遭いやすい消費者トラブルについて、訪日外国人旅行者に向けた積極的な情報提供を行う。また、訪日外国人旅行者が訪日中に被害に遭った消費者トラブルに係る苦情相談については、平成30年度に新たに設置する訪日外国人向け電話相談窓口において、外国語通訳サービス（三者間通話システム）の活用等により被害の救済に取り組むとともに、外国人相談対応で得た情報・ノウハウを活用して多言語による情報提供を行う等、訪日外国人の消費者被害の発生又は拡大の防止に役立てる。

#### 【関連指標】

- ・ 訪日外国人苦情相談数

#### ⑤ 災害時、消費者事故発生時その他の緊急時等における相談対応

消費者基本計画では、平成23年3月に発生した東日本大震災後の国民の消費生活において「消費者による必要以上の購入等による生活必需品等の品不足」、「福島第一原発事故による風評被害」が発生したことを指摘して災害時の消費生活に関する相談体制の充実を求めていること、また、重大事故等を始めとする消費者事故等の発生時には収集した事故情報に基づき消費者への注意喚起等の必要な措置を求めていることを踏まえ、災害時、消費者事故発生時その他の緊急時等における相談対応を適切に行う。

さらに、地方公共団体の意向を踏まえ、都道府県・市町村等に対し援助者の派遣や平成28年度の「熊本地震消費者トラブル110番」や平成26年度の「キャッシュレスでの買い物トラブル110番」と同様の緊急対応の特設電話及び都道府県では相談対応が困難な事例に関する特設電話の設置等による支援を迅速に実施する。

#### 【関連指標】

- ・ 特設電話相談実施回数（平成28年度実績：2回（「熊本地震消費者トラブル110番」、「60歳以上の消費者トラブル110番」））
- ・ 特設電話相談受付件数（平成28年度実績：「熊本地震消費者トラブル110番」875件、「60歳以上の消費者トラブル110番」95件）

### （2）国民への情報提供

消費者基本計画第4章5（2）「消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止」に基づき、以下の情報提供を行う。

#### ① 報道機関を通じた情報提供

P I O—N E T等に蓄積されている情報やセンターで処理された苦情相談を分析し、消費者に同種被害が多数発生している事例、深刻な被害事例等

に関する財産事案に係る情報を迅速に分析して取りまとめ、報道機関を通じて情報提供を行う。

**【関連指標】**

- ・公表件数（相談情報部公表分）（平成28年度実績：36件）
- ・取材対応件数

② ウェブサイト等による情報提供

センターのウェブサイトには設置している「消費者トラブルメール箱」や「注目テーマ」のコンテンツについては、寄せられた情報を積極的に活用し、分析した上で、必要な情報を迅速かつより分かりやすくウェブサイト等を通じて提供する。

**【指標】**

- ・情報提供数（平成28年度実績：52件）

**【目標水準の考え方】**

情報提供については、回数の多さを目標とするよりもそれぞれの提供の内容が重要であることから、その内容を充実させて新たな手口や消費者トラブルメール箱等に寄せられる手口を中心とした情報を着実に情報提供することを目標とする。なお、情報提供件数は、消費者トラブルの傾向等によって変動すると考えられることから達成水準は設定しないこととする。

**【関連指標】**

- ・「消費者トラブルメール箱」受信件数（平成28年度実績：9,387件）
- ・「消費者トラブルメール箱」FAQコーナーへのアクセス件数（平成28年度実績：132,054件）

**（3）関係機関への情報提供、情報共有及び情報交換**

① 消費者庁等への情報提供、情報共有

消費者事故等の発生に関して、必要な事項を適切な方法で消費者庁へ通知するとともに、財産事案に係る情報共有のための会議の場等を通じ、P I O - N E T等に蓄積されている情報等の分析結果や、消費者に同種被害が多数発生している事例、深刻な被害事例等について、消費者庁との情報共有をより緊密に行う。また、公共料金の値上げが消費生活に及ぼす影響の大きさに鑑み、公共料金に関して受け付けた意見・相談内容等を取りまとめ、消費者庁へ報告する。

さらに、関係行政機関への情報提供を積極的に行う。

### 【指標】

- ・ 関係機関等への情報提供件数（相談情報部提供分）  
（平成28年度実績：31件）

### 【目標水準の考え方】

相談事例等から得られる新たな手口・悪質事例等の情報は、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため重要であることから、関係機関等への情報提供件数を目標とする。これらは、情報提供件数の多さを目標とするよりも消費者被害の多数性、普遍性、深刻性等をより迅速に関係機関等へ情報提供することが重要であることから、達成水準は設定しないこととする。

### 【関連指標】

- ・ 重大事故等のおそれがあるものについての情報提供件数  
（平成28年度実績：42件）
- ・ 消費者事故等のおそれがあるものについての情報提供件数  
（平成28年度実績：63件）
- ・ 消費者庁への報告件数（公共料金等）（平成28年度実績：29件）
- ・ 情報提供における関係行政機関の対応件数  
（相談情報部：行政処分や業務改善等の対応）（平成28年度実績：6件）

#### ② 消費生活センター等への情報提供

消費生活センター等からの経由相談及びセンター受付相談への対応から得られる知見や苦情相談に係る緊急情報について、消費生活センター等に対して、月2回以上の情報提供を行う。

#### ③ 行政機関等との情報交換

法令に基づく迅速かつ厳正な行政処分等に資するため、消費者利益を侵害する違法・不当行為の取締り等を行う消費者庁を始めとした行政機関等との間で緊密な情報交換を行う。

### 【関連指標】

- ・ 審議会や検討会等からのヒアリング対応回数（平成28年度実績：40件）

#### ④ 「早期警戒指標」の活用と関係機関等への情報提供

消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため「早期警戒指標」を活用し、消費者庁、関係省庁、関係独立行政法人、消費生活センター等の関係機関等へ新たな手口・悪質事例等の迅速な情報提供を行う。

**【関連指標】**

- ・「早期警戒指標」を活用した情報提供件数（平成28年度実績：4件）

**（４）関係行政機関等に対する改善要望**

消費者基本計画の「新たな課題の解決に向けて今後も不断の努力を続け、消費者政策の更なる充実を目指していくことが求められる」（第1章）に基づき、消費生活相談情報の収集・分析結果等を基に、関係行政機関等に対して制度等に関する改善要望を積極的に提出する。

**【指標】**

- ・関係行政機関等への要望件数（相談情報部要望分）  
（平成28年度実績：3件）

**【目標水準の考え方】**

制度改正等への要望は、消費者被害の発生又は拡大の防止に直接的に結びつくものであり、センターの大きな役割の一つであることから、関係行政機関等への要望件数を目標とする。ただし、消費者被害は、発生するまで内容の普遍性、深刻性等は分からず、都度の対応が必要であることから、達成水準は設定しないこととする。

**【関連指標】**

- ・関係行政機関の対応件数（相談情報部要望分）

**（５）消費生活相談員の処遇改善を通じた相談事業の質の維持・向上**

消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条の3による消費生活相談員の法定化（平成26年6月13日同法改正）や、同法第11条及び消費者基本計画第4章6（2）の消費生活相談員に係る規定等を踏まえ、センターの消費生活相談員に対し、専門職としての職務と能力に鑑み適切な評価を行い、処遇改善を通じた人材確保により相談事業の質の維持・向上を図る。

**4. 商品テスト事業**

消費者基本法第25条において、センターは、「消費者からの苦情等に関する商品についての試験、検査等」における中核的な機関として積極的な役割を果たすことが規定されている。商品テスト事業の質の維持・向上及び適切性の確保のため、以下の項目を実施する。

**（１）商品テストの実施**

- ① 商品テストの実施

消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、消費者の生活実態に即して必要な商品テストを行う。具体的には、地方公共団体から依頼のあった相談解決のための商品テスト及びP I O－N E Tや消費者庁と共同運営し、全国の参画医療機関より注意喚起等に有効な端緒情報を収集する医療機関ネットワークなどの事故情報から、重篤性や多発性、新規性等の観点から事案を選定した注意喚起のための商品テストを積極的に実施するとともに、相談解決のための商品テストについては、原則として全てに対応し、重大事故等のおそれのあるテスト結果についても情報提供する。また、消費者安全法第14条の規定を踏まえ、消費者事故等の原因究明や情報提供のために、消費者庁（消費者安全調査委員会を含む。）からの求めに応じ必要な協力を行う。なお、情報提供案件については、各分野の有識者により構成される商品テスト分析・評価委員会により、テストの企画立案及びテスト結果の分析・評価、公表の妥当性等について審議を行うほか、必要に応じて関係機関との連携強化、外部化を始め、商品テスト事業を強化する。

#### 【指標】

- ・テスト依頼への技術相談を含めた対応率 100%  
（平成28年度実績：100%）
- ・注意喚起のための商品テスト実施件数（平成28年度実績：10件）

#### 【目標水準の考え方】

地方公共団体から依頼のあった相談解決のための商品テストについては、中核的機関としての地方支援の役割に鑑み、引き続き原則として全てに対応する。

注意喚起のための商品テスト実施件数については、同テストの重要度が高いことから、今後もこれまで以上の実施が期待される。しかし、注意喚起が必要となる事案は年度により様々であり、単に当該テストの件数を増加させることよりも、テスト内容を充実させ、より有益な情報発信をしていくことが重要であることから、達成水準は設定しないこととする。

#### 【関連指標】

- ・商品テスト実施件数（平成28年度実績：230件）
  - ・うち消費生活センター等からの依頼に基づく商品テスト実施件数（前年度受付分を含む）（平成28年度実績：214件（前年度受付分を含む））
  - ・うち消費者庁からの依頼に基づく商品テスト実施件数（平成28年度実績：6件）
  - ・うち注意喚起のための商品テスト実施件数（平成28年度実績：10件）
- ・消費生活センター等からの依頼・相談件数（平成28年度実績：373件）
  - ・うち消費生活センター等からの商品テスト依頼の受付件数

(平成28年度実績：205件)

- ・うち消費生活センター等からの技術相談等の件数

(平成28年度実績：168件)

- ・医療機関ネットワーク参画機関数 (平成28年度実績：30機関)
- ・医療機関ネットワーク基本情報収集件数 (平成28年度実績：8,286件)
  - ・うち詳細情報収集件数 (平成28年度実績：281件)
  - ・うち追跡調査実施件数 (平成28年度実績：4件)
- ・商品テスト分析・評価委員会開催回数 (平成28年度実績：20件)
- ・商品テスト分析・評価委員会の意見を反映させた情報提供件数 (平成28年度実績：10件)
- ・他機関の知見等の活用回数 (平成28年度実績：27件)

## (2) 国民への情報提供

### ① 報道機関等を通じた情報提供

P I O—N E T等に蓄積されている危害・危険、品質等に関する相談情報や医療機関ネットワーク等に登録された事故事例を調査・分析し、消費者に同種被害が多数発生している事例、深刻な被害事例等に関する情報を迅速に分析して取りまとめ、情報提供を行う。

#### 【関連指標】

- ・公表件数 (商品テスト部公表分) (平成28年度実績：28件)
- ・事業者名を含めた公表件数 (商品テスト部公表分) (平成28年度実績：7件)
- ・取材対応件数

### ② ウェブサイト、出版物等による情報提供

ウェブサイト、出版物等を通じて国民生活に関する諸問題に係る情報を適時適切に提供する。特に「くらしの危険」については、公表情報を積極的に活用し、事故防止に必要な情報をより分かりやすく提供する。

#### 【関連指標】

- ・ウェブサイト又はF A X公表回数 (平成28年度実績：28件)
- ・「くらしの危険」発行回数 (平成28年度実績：6件)
- ・「くらしの危険」アクセス数 (平成28年度実績：239,551件)

## (3) 関係機関への情報提供、情報共有及び情報交換

### ① 消費者庁等への情報提供、情報共有

重大事故等や消費者事故等のおそれがある商品テスト結果に関して、必要な事項を適切かつ迅速に消費者庁へ通知するとともに、生命身体事案に

係る情報共有のための会議の場等を通じ、P I O－N E T等に蓄積されている情報等を調査・分析し、消費者に同種被害が多数発生している事例、深刻な被害事例等について、消費者庁との情報共有をより緊密に行う。

また、東日本大震災からの復興を支援するため、放射性物質に関する検査について、引き続き地方公共団体における実施体制を支援するとともに、地方公共団体からの依頼に基づく検査を積極的に実施する。

さらに、商品テスト等の対象商品・役務に関連する関係省庁、事業者団体などへの情報提供を積極的に行う。

#### 【指標】

- ・ 関係機関への情報提供件数（商品テスト部：関係行政機関への情報提供）（平成28年度実績：15件）

#### 【目標水準の考え方】

商品テスト等を実施した情報はそれぞれの内容に応じて、関係省庁、事業者団体において活用されるよう適切に提供することが重要であるため、達成水準は設定しないこととする。

#### 【関連指標】

- ・ 相談解決のためのテストにおける重大事故等テスト結果の情報提供件数（平成28年度実績：10件）
- ・ 相談解決のためのテストにおける法律に抵触するおそれのあるテスト結果の情報提供件数（平成28年度実績：7件）
- ・ 重大事故等のおそれがあるものについての情報提供件数（平成28年度実績：4件）
- ・ 消費者事故等のおそれがあるものについての情報提供件数（平成28年度実績：0件）
- ・ 情報提供における関係行政機関の対応件数（商品テスト部：行政処分や業務改善等への要望についての対応）（平成28年度実績：2件）
- ・ 放射性物質に関する精密検査実施件数（平成28年度実績：7件）
- ・ 放射性物質に関する全国研修会実施回数（平成28年度実績：1回）
- ・ 放射性物質に関する研修会への講師派遣回数（平成28年度実績：1回）

#### ② 消費生活センター等への情報提供

商品テストに係る技術情報等について、消費生活センター等に対し情報提供を行う。

#### 【関連指標】

- ・ 消費生活センター等のテスト技術職員等との情報交換

(平成28年度実績：2回)

- ・「製品関連事故情報」作成回数(製品関連)(平成28年度実績：12回)
- ・消費生活センター等に情報提供したテスト実施機関数  
(平成28年度実績：261機関)
- ・商品テスト情報のデータベースへの登録件数(平成28年度実績：232件)

### ③ 行政機関等との情報交換

法令に基づく迅速かつ厳正な行政処分等に資するため、商品テストを通じて得た知見や専門性を活かし、消費者利益を侵害する違法・不当行為の取締り等を行う行政機関等との間で緊密な情報交換を行う。

#### 【関連指標】

- ・審議会や検討会等への出席回数(平成28年度実績：20回)

### ④ 関係機関等との情報交換、連携及びテスト重複の排除

類似又は同種の商品テストを実施する関係機関等との間で、定期的な会議を行うなど緊密な情報交換を行い、連携をより強化するとともに、商品テストが重複することのないよう調整を行う。

## (4) 関係行政機関等に対する改善要望

商品テスト結果等を基に、関係行政機関等に対して制度等に関する改善要望を積極的に行う。

#### 【指標】

- ・関係行政機関等への要望件数(商品テスト部要望分)  
(平成28年度実績：11件)

#### 【目標水準の考え方】

商品テスト結果等により明らかになった問題点について、関係省庁や事業者団体に規格・基準の制定・見直し及び改善を要望するためには、商品テスト内容等を充実させ、的確な情報提供をしていくことが重要であるため、達成基準は設定しないこととする。

#### 【関連指標】

- ・関係行政機関等の対応件数(商品テスト部要望分)  
(平成28年度実績：8件)

## 5. 教育研修事業

センターは、消費者基本計画第4章4(2)「消費者教育の推進」及び第4



章6「国や地方の消費者行政の体制整備」、消費者教育推進法、消費者教育推進基本方針及び消費者安全法に基づき、時々刻々と変化する状況に応じた受講ニーズを把握しつつ、消費者庁が推進する施策の内容も踏まえ、消費者教育の担い手を育成するための研修、消費者行政職員及び消費生活相談員等を対象とした研修等の実施において中核的な機関として積極的な役割を果たす必要がある。教育研修事業の質の維持・向上及び適切性の確保のため、以下の項目を実施する。

### (1) 実務能力向上のための研修

消費者行政職員、消費生活相談員等にとどまらず、社会福祉関係者、学校教育関係者、消費者教育の担い手、また、消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動を行う民間の団体又は個人、さらには、消費者志向の経営を意識する事業者を対象とした研修を実施する。また、消費生活相談窓口等への現場復帰や就職を目指す「消費生活相談員」等の資格を有する者を対象とした、専門知識アップデートのための研修を実施する。研修の手法としては、効果の高い事例検討型・参加体験型研修を主体とするとともに、研修対象者のニーズに積極的に応じ、その充実を図る。なお、事業者を対象とした研修については、参加しやすさを念頭に実施方法等を工夫する。

また、各地の地理的条件に配慮して、地方都市においても高い水準の研修を実施するとともに、インターネット等を活用した遠隔研修を推進する。

#### 【指標】

- ・受講者等アンケート結果における満足度 5段階評価中平均4以上  
(平成28年度実績：平均4.8)
- ・受講者所属先自治体アンケート結果における満足度 5段階評価中平均4以上 (平成28年度実績：平均4.9)

#### 【目標水準の考え方】

研修内容に対する受講者へのアンケートについては、受講者から好意的な回答がなされる場合も多く、5段階評価において3(普通)未満の2、1の評価が付されることは少ないことから、4の評価を標準とし、4以上の評価を確実に得られるよう努めることを目標とする。また、アンケートの精度を向上させるため、評価段階数や質問項目数を増やすこと、各項目の質問内容を多様化し回答の選択肢を多くすることなど、工夫に努めることとする。

#### 【関連指標】

- ・消費者行政職員研修、消費生活相談員研修実施回数  
(平成28年度実績：83回)

- ・うち相模原事務所研修施設及び徳島県内で実施する研修実施回数  
（平成28年度実績：60回（地方都市における研修を除く））
- ・うち地方都市における研修実施回数  
（平成28年度実績：専門講座地域コース10回、相談関連業務支援コース（講師派遣事業）13回）
- ・消費者行政職員研修、消費生活相談員研修人員数  
（平成28年度実績：4,924人）
  - ・うち相模原事務所研修施設及び徳島県内で実施する研修人員数  
（平成28年度実績：3,673人（地方都市における研修を除く））
- ・相談員資格の有資格者向け「専門知識アップデート講座」実施回数  
（平成28年度実績：1回）
- ・相談員資格の有資格者向け「専門知識アップデート講座」人員数  
（平成28年度実績：66人）
- ・事業者を対象とした研修実施回数（平成28年度実績：7回）
- ・事業者を対象とした研修人員数（平成28年度実績：229人）
- ・遠隔研修の登録箇所数（平成28年度実績：844箇所）
- ・遠隔研修のコンテンツ本数（平成28年度実績：10本）
- ・消費生活相談員向け研修への国家公務員の受入数  
（平成28年度実績：35人）

## （２）消費者教育推進のための研修

消費者教育推進法及び消費者教育推進基本方針、消費者安全法を踏まえ、消費者教育の推進に関する以下の取組を実施する。

- ① 高齢者・障害者等の消費者被害防止のための民生委員等への研修の実施  
消費者教育推進法第13条第1項の規定及び消費者教育推進基本方針に基づき、センターは、地域において高齢者、障害者等の消費生活上特に配慮を要する消費者の消費者被害を防止し、安全を確保するための消費者教育が適切に行われるようにするため、民生委員、社会福祉主事、介護福祉士その他の支援関係者に対する消費者教育の担い手を育成するための研修を実施する。また、研修で得た知見等をそれぞれの地域においてどのように活用しているかの状況把握の方法について検討し、今後の見直し等に活用する。

### 【関連指標】

- ・消費者教育推進のための研修実施回数（平成28年度実績：18回）
  - ・消費者教育推進のための研修人員数（平成28年度実績：610人）
  - ・「民生委員等向け消費者教育に携わる講師養成講座」実施回数  
（平成28年度実績：3回）
- ② 「実例を通じた消費者教育」推進のための消費生活センター等への支援

消費者教育推進法第13条第2項の規定及び消費者教育推進基本方針に基づき、消費生活センター等が収集した情報の活用による「実例を通じた消費者教育」が行われるようにするため、消費生活センター等に対し、情報提供等についての支援を行う。

**【関連指標】**

- ・具体的な相談事例を取り上げたり紹介したりなどして実施した消費者教育関連の研修実施回数（平成28年度実績：6回）

③ 消費生活相談員等への専門的知識修得のための研修の実施

消費者教育推進法第16条第1項の規定及び消費者教育推進基本方針に基づき、消費生活相談員等に対する消費者教育に関する専門的知識を修得するための研修を実施する。

**【関連指標】**

- ・「消費者教育に携わる講師養成講座」等実施回数（平成28年度実績：13回）

④ コーディネーター育成のための研修の実施

消費者教育推進基本方針に基づき、消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐために調整をする役割を担うコーディネーターを育成するための研修を実施する。

**【関連指標】**

- ・コーディネーター育成研修実施回数（平成28年度実績：2回）

⑤ 消費者教育の担い手育成のための教員向け研修の実施

消費者教育推進基本方針に基づき、消費者教育の担い手である教職員の指導力向上のため、大学や教育委員会等における教員養成課程や現職教員研修等において消費者教育に関する内容が積極的に取り入れられ、充実するよう、教員向け研修を実施する。

**【関連指標】**

- ・教員向け研修実施回数（平成28年度実績：1回）

⑥ 「見守りネットワーク」構成員等への研修の実施

消費者安全法第11条の3の規定に基づく「消費者安全確保地域協議会」（見守りネットワーク）の枠組みを活用した高齢者の見守り等消費者教育の実施と担い手の育成のため、構成員等に対する研修又は講師派遣研修等

を実施する。なお、実施にあたっては参加しやすさを念頭に開催場所も含めて工夫する。また、研修で得た知見等をそれぞれの地域においてどのように活用しているかの状況把握の方法について検討し、今後の見直し等に活用する。

**【関連指標】**

- ・「地域の見守りネットワーク推進のための講座」実施回数  
(平成28年度実績：5回)
- ・「地域の見守りネットワーク推進のための講座」人員数  
(平成28年度実績：159人)

**(3) 試験業務**

① 消費生活相談員資格試験

消費者安全法第11条の11第1項の規定に基づき、消費生活相談員資格試験を登録試験機関（平成28年4月26日に登録）として適正に実施する。

消費生活相談員資格試験の実施に当たっては、消費生活相談員資格保有者の地域偏在の解消を図るという観点から、都道府県に試験会場設置に関する意向調査を実施し、資格保有者数や地域バランス等を考慮した上で、地方都市においても実施する。また、今後、更新制導入の要否について検討がなされるに際しては、消費生活相談員資格の制度に係る運用状況等に留意し、検討のための資料及び情報を消費者庁へ提供する。

**【指標】**

- ・試験実施箇所数 全国20箇所以上のうち、より地域偏在解消を図る観点から設置する会場数 5箇所以上（平成28年度実績：20箇所）

**【目標水準の考え方】**

試験実施箇所数については、平成27年度の26箇所から、平成28年度には受験者の利便性に支障がないよう配慮しつつ実施経費を削減して20箇所へ絞り試験を実施した。第4期中期目標期間においても受験生の利便性に配慮し、交通の要衝を中心に全国15箇所以上で開催し、さらに、より資格保有者の地域偏在解消を図る観点から設置する会場数として、全国5箇所以上を目標設定とする。

**【関連指標】**

- ・受験申込者数（平成28年度：1,714人）
- ・合格者数（平成28年度：735人）

② 消費生活専門相談員資格認定制度

消費生活センター等において相談業務に携わる消費生活相談員の資質・能力の向上等を図るため、消費生活相談員資格試験と併せて、5年ごとに更新を必要とする消費生活専門相談員資格の審査及び認定を行う。

消費生活センター等での実務に就いていない消費生活専門相談員資格保有者が5年ごとに資格の更新を行う際に受講する講座を実施する。

なお、消費生活専門相談員資格認定制度に係る業務に関しては、その実施状況等を見つつ、必要な業務の見直しについて検討を行う。

#### 【関連指標】

- ・受験申込者数／資格認定者（平成28年度：1,714人／735人）
- ・更新対象者／更新者（平成28年度：1,194人／960人）
- ・更新講座実施回数／実施箇所数／受講による更新者数  
（平成28年度：6回／1箇所及びインターネット配信／520人）
- ・更新対象者／更新者／更新率（平成28年度：1,194人／960人／80.4%）

#### （4）調査研究及び海外の消費者行政の情報収集・提供

国・地方の消費者政策の企画立案や消費者行政の国際的展開に資するため、消費生活に重大な影響を及ぼす問題について、P I O - N E T 情報等を活用しつつ調査研究を行うとともに、海外の消費者行政の動向について情報収集を行い、広く国民に情報提供する。

#### 【関連指標】

- ・調査研究の情報提供件数
- ・「国民生活研究」発行回数

#### （5）教育研修の合理化と経費の節減

教育研修事業について、研修受講者のニーズや受講者数の動向を踏まえ、カリキュラムの内容の工夫や研修コースに応じた開催時期の設定等による合理化を図るとともに、地方公共団体との共催を図るなど経費を節減する。

### 6. 裁判外紛争解決手続（ADR）事業

センターは、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施する中核的な機関として、センター法第3章第2節の規定に基づき、積極的に裁判外紛争解決手続（以下「ADR」という。）を実施するとともに、事業の質の維持・向上及び適切性の確保のため、「独立行政法人国民生活センターADRの実施状況に関する検討会報告書（平成29年7月28日公表）第Ⅲ章において提言された今後の対応に係る取組を実施する。

## (1) ADRの適切な実施及び利用しやすいADRへの改善

消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の発生又は拡大の防止のため、ADRを適切に実施し、解決水準を確保しつつ、申請日から4か月以内の手続終了（センター法施行規則第18条）とその期間短縮に努めるとともに、和解率を高めるよう努める。また、消費者がセンターのADRを利用しやすいよう申請書類の記入項目数、記入内容等の簡素化を図り、センター東京事務所以外（都内、地方都市）での開催や勤労者が出席しやすい夕刻からの開催といった開催場所や開催時間の柔軟化についても推進する。

### 【指標】

- ・申請日から手続終了までの日数 平均95日以内

### 【目標水準の考え方】

申請日から手続終了までの所要日数の過去5年間の実績は、平成24年度102.2日、平成25年度96.1日、平成26年度86.3日、平成27年度102.1日、平成28年度86.4日と年度により振れがあること、また、所要日数は消費者及び事業者（複数の場合あり）の双方の都合に依存し紛争内容も様々であるため紛争解決委員会及びセンターの紛争解決委員会事務局のみの取組では短縮が難しいこと、さらに、過度に所要日数の短縮を図ることよりも本来の目的である適切な解決水準を確保することが重要であること等から、上記過去5年間の年度平均の所要日数が94.6日であることを勘案し、実績ベースを重視した目標として「95日以内」とし、紛争解決委員会及びセンターの紛争解決委員会事務局の責によらない明らかに特殊な事案があれば業務実績評価において勘案する。

### 【指標】

- ・和解率 60%以上

### 【目標水準の考え方】

和解率の過去5年間の実績は、平成24年度64.6%、平成25年度58.6%、平成26年度60.1%、平成27年度66.2%、平成28年度60.6%とおおむね6割を示し、他のADR機関の和解率と比較しても良好な実績を示しており、引き続き、和解率の向上に努めていくことが期待される。一方で、和解率の数値の性質からその引上げには一定の限界があること、和解率の数値の引上げを過度に優先すれば消費者にとり和解水準の低下につながるおそれもあることから、和解率については過去の実績ベースを重視した目標とし、これを着実に達成した上で更なる高みを目指すことが重要であることから、過去実績と同等程度以上を目指した「60%以上」を目標とする。

#### 【関連指標】

- ・事前問合せ対応件数（平成28年度実績値：969件）
- ・申請件数（平成28年度実績値：167件）
- ・平均所要日数（平成28年度実績値：86.4日）
- ・センター東京事務所以外（都内、地方都市等）での期日開催回数（平成25年度から平成28年度までの平均：22回）
- ・勤務時間外の期日開催回数（平成28年度実績値：9回）

### （２）ADRの結果の相談業務等への活用推進

センターが実施したADRの結果を全国の消費生活センター等の相談業務等へ活用するため、消費生活相談員等の「期日」（紛争解決委員と消費者、事業者との話し合いの場）への同席等や申請を支援した消費生活センター等へのADR結果のフィードバック、解決水準の確保による「解決指針」の提示等の取組を行う。

#### 【関連指標】

- ・申請を支援した消費生活センター等へのフィードバック件数

### （３）和解内容の履行確保

事業者による和解内容の履行を確保し、消費者被害の救済を実現するため、事案の性質に応じ、和解書の執行証書化による履行の確保、和解から仲裁への移行、消費者による裁判への積極的な支援等の取組を行う。

### （４）消費者裁判手続特例法への対応

「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」（平成25年法律第96号。以下「消費者裁判手続特例法」という。）は、附則第2条により消費者裁判手続特例法の施行前事案に関する消費者の請求に係る金銭の支払義務には適用されないことから、消費者の財産的被害が適切に回復されるよう、消費者裁判手続特例法附則第6条に規定するADR（以下「センターADR」という。）の利用を促進し、その必要な措置を適切に実施する。

このセンターADRの利用に際しては、第1段階の共通義務確認訴訟中のセンターADRの保留が有益な場合もあることから、センターは、申請又は手続の進行を留保する仕組み、併合手続を行う仕組みを検討する。

また、消費者裁判手続特例法の施行後の事案であってもセンターADRを消費者が選択しようとする場合には、センターは、第2段階の簡易確定手続への参加の利点とセンターADRの選択に係る情報提供を適切に行う。

## (5) 国民への情報提供

国民生活の安定及び向上に図るために必要と認めるときは、紛争解決委員会の決定に従い、センターは、結果の概要について記者公表を行うことにより報道機関等を通じた国民への情報提供を行う。

### 【関連指標】

- ・ 記者公表件数（紛争解決委員会事務局公表分）  
（平成28年度実績値：4件）
- ・ 事業者名を含めた記者公表件数（紛争解決委員会事務局公表分）  
（平成28年度実績値：23件）

## 7. 特定適格消費者団体立担保支援事業

センターは、センター法第10条第7号に規定する「特定適格消費者団体が行う消費者裁判手続特例法第56条第1項の申立てに係る仮差押命令の担保を立てる」（以下「立担保」という。）業務及びセンター法第43条の2「長期借入金をする」等の業務を円滑かつ効果的に実施するため、以下の取組を行う。

### (1) 特定適格消費者団体との連携、協力

特定適格消費者団体からの事前相談による情報共有や同団体との意見交換等によって連携を図りながら協力するよう努める。

### (2) 立担保期限の遵守

特定適格消費者団体からセンターへ担保を立てる要請があり有識者による審査を経てセンターが担保を立てる決定をした事案については、裁判所が命じた期限までに担保を立てる。

### (3) 立担保事案の適切な管理、求償

担保を立てた事案について、その後の裁判手続の経過と権利義務関係を把握し、適切な管理、求償を実施する。

## 第4 業務運営の効率化に関する事項

### 1. 一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費の削減

一般管理費（人件費を除く。）について、毎年度、前年度比3%以上の削減、業務経費について、毎年度、前年度比1%以上の削減を図る。なお、いずれかの目標が未達成の場合において、一般管理費（人件費を除く。）及び業務経費の合計額について、前年度合計額比1.21%以上の削減でも可とする。

なお、各年度以降で新規に追加されるもの、拡充分、特殊要因や公租公課により増減する経費を除くこととし、新規に追加されるものや拡充分については、翌年度から同様の方式に基づく削減により効率化を達成する。



#### 【指標】

- ・一般管理費増減比 -3.0%以上（平成28年度実績：-3.0%）
- ・業務経費増減比 -1.0%以上（平成28年度実績：-1.0%）

又は

- ・一般管理費と業務経費合計額の増減比 -1.21%以上

#### 【目標水準の考え方】

第4期中期目標においても、毎年度、一般管理費の削減額3%以上（効率化係数0.97）、業務経費の削減額1%以上（効率化係数0.99）を原則とするが、一般管理費と業務経費の比率は、おおむね1：9程度であることから、仮に業務経費で大幅な削減の成果を上げて目標を大きく超過達成しても、一般管理費でわずかに削減目標を達成できなかった場合、第3期中期目標では目標未達成との評価となる。このため、第4期中期目標においては両経費の合計の削減金額により目標達成の評価を行うことも可とする。この場合、効率化係数0.9879を前年度の両経費合計額に乗じた金額以下であれば当年度の両経費合計額の削減目標を達成することが可能となるため、合計額の削減を前年度合計額比1.21%以上とする目標とする。

#### 【関連指標】

- ・一般管理費
- ・業務経費

## 2. 総人件費の削減

総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ見直すこととし、更なる業務の効率化や、相談業務等への重点配置などの人員配置の適正化を図りつつ、非常勤職員を真に必要な業務に限定するなど、必要な取組を実施する。

また、P I O－N E Tの刷新に伴う効率化による総人件費の更なる削減について検討を行い、平成32年度の年度計画に具体的な削減に係る措置を記載する。

#### 【関連指標】

- ・役職員給与（退職手当を除く）の予算額／決算額
- ・減額／減額率

## 3. 適正な給与水準の維持

給与水準については、国民の理解と納得が得られるよう、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与の在り方について

検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。職員の給与水準については、平成27年度業務実績評価における主務大臣による「対国家公務員ラスパイレス指数（年齢・地域・学歴勘案）が計画値の100を上回らないよう、人員の構成を是正し、給与水準の抑制を徹底することが必要」との指摘事項を踏まえ、引き続き、対国家公務員ラスパイレス指数（年齢・地域・学歴勘案）が100を上回らないようにする。

なお、給与水準の適正化に当たっては、その取組状況や検証結果について公表する。

また、国家公務員の給与見直しが行われた際は、その動向を見つつ、必要な措置を講じる。

#### 【指標】

- ・ラスパイレス指数（年齢・地域・学歴勘案）100以下

#### 【目標水準の考え方】

ラスパイレス指数（年齢・地域・学歴勘案）については、第3期中期目標の水準（100）を勘案し、また、平成27年度業務実績評価における総合評価表及び項目別評価表で主務大臣が「課題、改善事項」として指摘した「対国家公務員ラスパイレス指数（年齢・地域・学歴勘案）が計画値の100を上回らないよう、人員の構成を是正し、給与水準の抑制を徹底することが必要」との指摘事項を踏まえ、第4期中期目標期間においても、引き続き、対国家公務員ラスパイレス指数（年齢・地域・学歴勘案）100以下を目標とする。

### 4. 適正な入札・契約の実施

契約は、原則として一般競争入札等による競争性のあるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化等を推進し、契約に係る情報の公開を引き続き推進する。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。

#### （1）「調達等合理化計画」に基づく取組の実施及び公表

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、センターが策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。

#### （2）契約の競争性の推進

競争性のある契約の割合が契約件数全体の85%以上となるよう努める。契約に係る情報公開を引き続き推進する。

### 【指標】

- ・競争性のある契約の割合 契約件数全体の85%以上（平成24～28年度の平均実績85%）

### 【目標水準の考え方】

競争性のある契約の割合については、実績ベースで平成24年度83.0%、25年度90.2%、26年度84.1%、27年度90.8%、28年度77.5%であり、平均で85.1%となることから、これと同等水準以上を目指すこととし、85%以上を目標とする。

### 【関連指標】

- ・契約件数
- ・契約金額
- ・競争性のない随意契約件数
- ・競争性のない随意契約金額
- ・競争性のある契約金額
- ・一者応札・一社応募
- ・「契約監視委員会」開催回数
- ・対象件数
- ・委員から見直し等の指摘があった件数

## 5. 保有資産の有効活用

相模原事務所について、「国民生活センター相模原事務所研修施設の活用に関する懇談会報告書」（平成26年8月公表）の趣旨に基づき、宿泊室及び研修室の一定水準の稼働率の確保を目指し、研修受講者に加え一般利用者の施設利用を一層推進するとともに、より快適な利用のための施設サービスの充実（食事、宿泊室備品・宿泊用品、通信環境等の充実）に努める。

また、建物管理等における民間委託の更なる活用を実施する。

### 【指標】

（宿泊室稼働率）

- ・平成29年度 40%（基準値）
- ・平成30年度 42%
- ・平成31年度 44%
- ・平成32年度 46%
- ・平成33年度 48%
- ・平成34年度 50%

(研修室稼働率)

- ・平成29年度 57% (基準値)
- ・平成30年度 58%
- ・平成31年度 59%
- ・平成32年度 60%
- ・平成33年度 61%
- ・平成34年度 62%

#### 【目標水準の考え方】

宿泊室稼働率は、第3期中期目標の41.4%以上を第4期中期目標策定における平成29年度基準値とすべきところ、平成29年度実績見込が37.5%と目標未達成であることを勘案し、平成29年度目標値から未達成分の半分を差し引いて40%を基準値とし、平成30年度から始まる第4期中期目標期間中に毎年度2%上昇させ、最終年度の平成34年度に50%とする。

研修室稼働率は、平成29年度実績(見込)値57.3%に基づき基準値(平成29年度)を57%とし(実績(見込)値が目標値を超過達成しているため実績(見込)値をそのまま基準値とする)、平成30年度から始まる中期目標期間中に毎年度1%上昇させ、最終年度の平成34年度に62%とする。

宿泊室及び研修室の稼働率を算定する分母日数を365日(閏年度は366日)とする。

#### 【関連指標】

- ・研修コース数
- ・研修人員

## 6. 自己収入の拡大・経費の節減

出版物の販売、研修受講料・宿泊料等について、受益者負担が適正かどうか検証し、必要に応じて見直す。宿泊料の単価については、固定経費の実績を踏まえた価格設定を行う。

## 第5 財務内容の改善に関する事項

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。独立行政法人会計基準(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位として業務ごとに予算と実績を管理する。また、「第4. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画及び年度計画の予算を作成し、当該予算の範囲で業務運営を行うとともに、独

立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。

## 第6 その他業務運営に関する重要事項

### 1. 市場化テストの実施

「公共サービス改革基本方針」（平成29年7月閣議決定）に基づき民間競争入札により事業を実施している以下の業務については、実施要領に基づき適切に運営する。

- ・全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O-N E T）運用支援業務  
（契約期間：平成27年5月から平成32年9月までの5年5か月間）
- ・企業・消費者向けの教育研修事業  
（契約期間：平成30年4月から平成33年3月までの3年間）
- ・相模原事務所の企画・管理・運営業務  
（契約期間：平成30年4月から平成33年3月までの3年間）

### 2. 情報セキュリティ対策

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、「独立行政法人国民生活センター情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリティ規則」、「緊急時対応計画書」、「情報セキュリティ監査者規則」その他の情報セキュリティに係る規定を適時適切に見直すとともに、これらに基づき情報セキュリティ対策を講じ、センターに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、情報セキュリティ対策の実施状況を毎年度把握し、P D C Aサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

### 3. 内部統制の充実・強化

「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総管査第322号総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項を確実に実施する。内部統制の充実・強化を図るため内部統制委員会の開催や内部通報制度の整備・運用等によるコンプライアンスの徹底等、内部統制環境を整備・運用するとともに不断の見直しを行う。また、定期的に内部監査等によりモニタリングや検証を行い、監事及び会計監査人による監査機能・体制を強化する。

#### 【関連指標】

- ・内部監査の実施回数
- ・コンプライアンス研修実施回数

### 4. 商品テスト及び教育研修の新たな取組

「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」（平成28年9月1

日まち・ひと・しごと創生本部決定)に基づき実施する徳島県を実証フィールドとした先駆的な商品テストの実証的な取組については、事業者の商品企画、行政による法執行、消費者への注意喚起等に活用するため、報告書を作成して公表し、取組の成果について適切に検証・見直しを行う。また、「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」に基づき実施する、「徳島独自の研修」を含む研修の新たな取組の成果についても公表し適切に検証・見直しを行う。これらの検証・見直しの結果として生じた新たな目標等については、中期目標へ追記する。

=文書の終わり=

# 国の政策体系における独立行政法人国民生活センター

## 国の政策

- 経済社会の発展に即応して、消費者の権利の尊重及びその自立の支援等を基本とした消費者政策の推進（消費者基本法第3条）  
⇒ 消費者政策の推進に関する計画の策定（消費者基本計画）
- 消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的能力の育成（消費者教育の推進に関する法律第3条）  
⇒ 消費者教育に関する基本的な方向及び推進内容等を策定（消費者教育の推進に関する基本的な方針）

## 消費者庁の政策

### ○消費者行政の司令塔・エンジン役

- ・地方消費者行政に関する政策の企画・立案、推進
- ・消費者事故に関する情報の集約、分析、発信
- ・消費者安全法に係る「隙間事案」の執行
- ・適格消費者団体・特定適格消費者団体の認定・監督

- ・消費者教育に関する政策の企画・立案、推進
- ・消費生活に関する制度の企画・立案、推進
- ・特定商取引法、景品表示法等に係る執行
- ・食品安全に係る総合調整

## 国民生活センター

### ○消費者基本法第25条に基づく役割

国及び消費者団体等の関係機関と連携し、

- ・国民の消費生活に関する情報の収集及び提供
- ・事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあっせん及び当該苦情に係る相談
- ・事業者と消費者との間に生じた紛争の合意による解決

における中核的な機関として積極的な役割を果たす

- ・消費者に対する啓発及び教育等
- ・消費者からの苦情等に関する商品についての試験、検査等
- ・役務についての調査研究等

## 事務・事業

### ○相談

- ・消費生活センター等からの経由相談への対応
- ・地方のバックアップ機能としての消費者からの相談受付
- ・越境消費者センターによる相談対応
- ・相談の分析・注意喚起

### ○相談情報の収集・分析・提供

- ・全国の相談情報の収集・分析
- ・PIO-NETの運営・管理

### ○商品テスト

- ・相談解決のためのテスト
- ・被害拡大防止のためのテスト及びそれに基づく注意喚起

### ○広報・普及啓発

- ・記者説明会、出版物等を通じた広報・普及啓発

### ○特定適格消費者団体立担保支援事業

- ・消費者裁判手続特例法に基づく特定適格消費者団体の被害回復の支援等

### ○教育研修・資格制度

- ・地方公共団体の消費生活相談員、消費者行政職員等の能力向上のための研修
- ・消費生活相談員資格試験の実施

### ○裁判外紛争解決手続（ADR）

- ・「重要消費者紛争」の適切・迅速な解決に向けた裁判外手続を実施
- ・手続の結果概要を公表

独立行政法人日本学術振興会が達成すべき  
業務運営に関する目標  
(中期目標)  
(案)

平成30年〇月〇日

文部科学省



## 目 次

I	政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II	中期目標の期間	1
III	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	1
1	総合的事項	1
2	世界レベルの多様な知の創造	2
3	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	5
4	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	6
5	強固な国際研究基盤の構築	8
6	総合的な学術情報分析基盤の構築	9
7	横断的事項	10
IV	業務運営の効率化に関する事項	12
V	財務内容の改善に関する事項	12
VI	その他業務運営に関する重要事項	13

※ III 1～7の各項目を一定の事業等のまとまりとする。また、III 1～7及びIV～VIの各項目を評価の単位とする。

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条の規定により、独立行政法人日本学術振興会が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

## I 政策体系における法人の位置付け及び役割

独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）は、学術の振興を図ることを目的とする我が国唯一の独立した資金配分機関（ファンディングエージェンシー）として、学術研究の助成、研究者の養成、学術に関する国際交流の促進、大学改革や大学のグローバル化の支援、学術の応用に関する研究とともに、国内外の学術研究動向や諸外国の学術振興方策に関する調査・研究などを総合的に行うことにより、広く我が国の学術の振興を担っている。

人類社会の持続的発展とともに国の国際競争力の強化に貢献する卓越した知は、研究者一人ひとりの自由で柔軟な思考と斬新な独創的発想に基づく果敢な挑戦によって生み出されるものであり、研究者の自由な発想を源泉として新たな知を生み出す学術研究の役割は極めて大きい。平成 28 年 1 月 22 日に閣議決定された「科学技術基本計画」においては、学術研究の推進を初めて盛り込み、「イノベーションの源泉」として、「挑戦性、総合性、融合性及び国際性の観点から改革と強化」を進めるべきものと位置付けており、振興会は、文部科学省の政策目標の達成に向けて必要不可欠なものとして、研究者の活動を安定的・継続的に支援する役割が求められる。

一方、情報通信技術の急速な進化やグローバル化は学術研究に大きな構造変化をもたらし、世界レベルでの学術研究の競争も激しさを増す中、研究者が国内外の垣根なく協働していく時代にある。このような変化の中、振興会には、我が国の研究者が学術研究を先導していくことができる国際的な研究基盤を構築するとともに、事業の枠を超えた総合的視野から研究者の活動等を支える業務基盤を確立し、国や分野の枠にとらわれず知の開拓に挑戦する研究者を支えることが一層求められる。

このような役割を果たすため、振興会の中期目標は、以下のとおりとする。

（別紙）政策体系図

## II 中期目標の期間

振興会が実施する学術振興事業は、研究助成や研究者養成、学術の国際交流など長期的な視点に立って推進すべきものが多いことから、中期目標の期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

## III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1 総合的事項

我が国の学術振興の中核機関として、研究者の活動を安定的・継続的に支援する役割を十分に果たすため、研究者を中心とする幅広い関係者の意見を取り入れるとともに、研究者の自由な発想と研究の多様性、長期的視点、継続性等の学術研究の特性に基づき、挑戦性、総合性、融合性及び国際性の観点を踏まえた業務運営を行う。

### (1) 研究者等の意見を取り入れた業務運営

学術の振興を目的とする振興会の事業の特性に配慮し、評議員会や学術研究に対する高い識見を持つ学識経験者の意見を反映させるとともに、学術研究を実際に行う研究者の意見を取り入れることにより、研究者コミュニティの信頼を得つつ、効果的な業務運営を行う。

### (2) 第一線級の研究者の配置による審査・評価機能の強化

学術システム研究センターに第一線級の研究者を配置し、事業の実施に必要な調査・研究機能や審査・評価業務に係る機能を充実・強化する。また、新たな課題への提案・助言を機動的な運営体制の下で行う。

### (3) 学術研究の多様性の確保等

年齢や性別、分野、機関にかかわらず研究者が自らの能力を発揮できるよう多様性を確保するとともに、研究の長期的視点、継続性等を踏まえて事業を推進する。また、学術研究の現代的要請である挑戦性、総合性、融合性及び国際性の観点を踏まえた業務運営を行う。

## 【評価指標】

- 1-1 研究者等の意見聴取状況（評議員会の開催実績等を参考に判断）
- 1-2 学術システム研究センターによる各種事業への提案・助言の状況（有識者の意見を踏まえ判断）
- 1-3 学術研究の多様性の確保と現代的要請を踏まえた業務運営状況（有識者の意見を踏まえ判断）

## 【目標水準の考え方】

- 1-1 研究者等の意見を取り入れる機会を確保し、業務運営に適切に反映されたか、評議員会の開催実績や学識経験者からの意見聴取実績及びそれら意見を踏まえた業務運営状況を参考に判断する。
- 1-2 第一線級の研究者の知見を生かした、各種事業への提案・助言が行われたか、有識者の意見を踏まえ判断する。
- 1-3 学術研究の多様性を確保する観点から、幅広い分野等への支援や女性研究者の参画を促進するとともに、学術研究の現代的要請を踏まえた業務運営が行われているか、有識者の意見を踏まえ判断する。

## 2 世界レベルの多様な知の創造

我が国が世界の学術研究を先導していくため、研究者の自由な発想に基づく独創的・先駆的な研究を支援することにより、研究者が世界レベルの多様な知を創造できる環境を創出する。

### (1) 科学研究費助成事業の充実・強化に資する取組の推進

科学研究費助成事業（科研費事業）により、人文学、社会科学、自然科学の各学問分野の独創的・先駆的な学術研究に対する幅広い助成を行い、創造的で優れた学術研究の発展に寄与する。科研費事業は、科学研究費補助金事業及び学術研究助成基金事業（文部科学大臣が財務大臣と協議して定める基金運用方針に規定する事業）により実施する。その際、国の事業としての一体性を確保し、それぞれの研究種目に応じて長期的観点や国際的な観点も考慮して審査・評価業務を適切、公正に行うとともに、研究の進捗状況に応じた柔軟な運用を確保しつつ早期の交付に努める。

科研費の公募・審査の在り方を抜本的に見直した科研費審査システム改革について、研究者コミュニティにおける新たな審査システムの理解向上に資する取組を行いその定着を図りつつ、課題等の把握に努める。また、中期目標期間中に新たな審査システムの評価を行い、その結果を踏まえて必要な改善に取り組む。

科研費事業のうち、文部科学省が直接業務を行っている新学術領域研究について、業務の効率化と研究者の利便性の向上を図る観点から、中期目標期間中に振興会への業務の一元化を行うための体制を整備する。

### (2) 研究の国際化と国際的な共同研究等の推進

国を越えた学術研究を振興する観点から、学術研究を支援する事業における国際性を高めるとともに、国際的な共同研究等を支援する。

特に、諸外国の学術振興機関とのマッチングファンドによる国際共同研究については、世界レベルの研究を円滑・確実に支援する新たな枠組みを検討・調整し、中期目標期間の早期に導入する。

### (3) 学術の応用に関する研究等の実施

様々な学術的・社会的要請に応えるとともに、我が国の学術及び社会の発展や社会的問題の解決につながるような学術研究等を行う。

#### 【重要度：高】【難易度：高】

世界レベルの多様な知の創造を目的とした研究支援業務は、学術の振興を目的とする資金配分機関としての根幹をなすものであり、我が国の研究者が国内外で学術研究を先導していくための取組として極めて重要である。また、その実施に当たっては、膨大な研究課題の中から極めて効果的かつ効率的な手法により、短期間で公正性、透明性を確保した審査を行い、優れた研究課題を選定することや、前例のない国際共同研究への新たな支援枠組みの導入に際しては、相手国との間で、異なる諸制度の調整を行い、研究者にとって使いやすい仕組みを構築する必要があることから難易度は高い。

#### 【評価指標】

2-1 科研費の審査・評価の公正性、透明性（有識者の意見を踏まえ判断）

- 2-2 科研費の交付処理状況（B水準：ヒアリング審査等の必要な研究課題を除き4月上旬に交付内定を通知）
- 2-3 国際共同研究における新たな枠組みの導入による申請・審査過程の効率化・国際化（有識者の意見を踏まえ判断）
- 2-4 学術の応用に関する研究における適切な課題設定に向けた取組状況（有識者からの意見聴取実績等を参考に判断）

#### 【関連指標】

- 2-A 科学技術の状況に係る総合的意識調査（文部科学省科学技術・学術政策研究所）における科研費に関する調査<sup>(※)</sup>結果  
 (※)「科学研究費助成事業は、研究者が新たな課題を積極的に探索し、挑戦することに十分に寄与していると思いますか」という質問
- 2-B 事後評価を行う科研費の研究種目において、期待どおり、あるいはそれ以上の成果を上げた課題の割合
- 2-C 二国間共同研究・セミナーのうち、次のステージとなる共同研究に結び付いた発展的な成果を出したと研究者自身が評価する共同研究及びセミナーの割合
- 2-D 事後評価を行う国際的な共同研究等を支援する事業において、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げた課題の割合

#### 【目標水準の考え方】

- 2-1 資金配分機関として公正性、透明性を確保した適切な審査等が行われたか、有識者の意見を踏まえ判断する。
- 2-2 交付処理の迅速性を確保する観点から、ヒアリング審査等の必要な研究課題を除き4月上旬に交付内定を通知することを達成水準とする。
- 2-3 英語での申請に加え、相手国対応機関と審査を分担することにより、審査過程の効率化・国際化が図られたか、有識者の意見を踏まえ判断する。
- 2-4 様々な学術的・社会的要請に応えた課題設定に向けた取組が行われたか、有識者からの意見聴取実績や情報収集の取組等を参考に判断する。
- 2-A 卓越した研究成果が持続的に生み出されるための環境の整備状況を把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、平成28年度調査における実績（指数5.6<sup>(※)</sup>）を基準とした状況変化を評価において考慮する。  
 (※) 指数5.5以上で、最も高い水準である「状況に問題はない」とされる。
- 2-B 独創的・先駆的な学術研究への支援状況を把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における実績（平成25～28年度の評価において、期待どおり、あるいはそれ以上の成果を上げたと評価された課題の割合：73%）を基準とした状況変化を評価において考慮する。
- 2-C 国際的な共同研究の促進と国を越えた優れた学術研究への支援状況を把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における事業実施後のアンケート調査結果（平成25～28年度の調査において、研究成果の

発展予定、別事業への申請予定、相手国側とのネットワークの形成・拡大、研究者の育成等の点で進展があると評価された共同研究及びセミナーの割合：75%)を基準とした状況変化を評価において考慮する。

- 2-D 国を越えた優れた学術研究への支援状況を把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における実績（平成 25～28 年度の評価において、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げたと評価された課題の割合：84%）を基準とした状況変化を評価において考慮する。

### 3 知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成

将来にわたり我が国の学術研究の水準を高めていくため、国際的な頭脳循環を踏まえながら、若手研究者が自立して研究に専念できるよう支援を充実するとともに、優れた研究者の顕彰や国際的な研さんの機会を提供すること等により、国や分野にとらわれず知の開拓に挑戦する研究者を養成する。

#### (1) 自立して研究に専念できる環境の確保

若手研究者に対し、自由な発想の下に主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与えるため、目的や対象者に応じた多様な方法により、研究を奨励するための資金を支給する「特別研究員事業」を計画的・継続的に実施する。事業の実施に当たっては、国内外の関連事業にも留意し、事業に係る申請・採用動向や採用者を巡る環境の変化等を随時把握するとともに、必要に応じて、採用者の処遇改善や制度改善等の対応を行う。

#### (2) 国際舞台で活躍する研究者の養成

国際舞台で活躍する世界レベルの研究者を養成するため、目的や対象者に応じた多様な方法により、「海外特別研究員事業」等、優れた若手研究者を海外に派遣する取組を計画的・継続的に実施する。事業の実施に当たっては、国内外の関連事業にも留意し、事業に係る申請・採用動向や採用者を巡る環境の変化等を随時把握するとともに、必要に応じて、採用者の処遇改善や制度改善等の対応を行う。

また、目的やキャリアステージに応じた優れた外国人研究者の招へいや研究者の交流を行い、国際的な頭脳循環の中で若手研究者の研究環境の国際化を図る。

#### (3) 研究者の顕彰・研さん機会の提供

研究者としてのキャリアステージに応じ、優れた研究能力を有する研究者を顕彰することにより、研究者の研究意欲を高め、研究の発展を促進する。また、優れた若手研究者に対し、シンポジウムやセミナーの開催等を通じて国際的な研さんの機会を提供することにより、学術的・国際的視野を広げ、リーダーとなる人材の育成を図る。

#### 【重要度：高】

次世代の研究者の養成に係る業務は、学術の振興を目的とする資金配分機関として、研究支援業務と並んで根幹をなすものであり、将来にわたり我が国の学術研究の水準を高め

ていくための取組として重要であるため。

#### 【評価指標】

- 3-1 特別研究員及び海外特別研究員採用者への支援に対する評価（B水準：アンケート調査により肯定的評価を得た割合が80%程度）
- 3-2 特別研究員及び海外特別研究員の受入先の評価（B水準：アンケート調査により肯定的評価を得た割合が80%程度）
- 3-3 外国人研究者を受け入れた研究機関における研究環境の国際化状況（B水準：受入研究者へのアンケート調査により肯定的評価を得た割合が75%程度）
- 3-4 若手研究者への国際的な研さん機会の提供に係る取組状況（B水準：振興会が実施するシンポジウム等参加者へのアンケート調査により肯定的評価を得た割合が95%程度）

#### 【関連指標】

- 3-A 特別研究員事業及び海外特別研究員事業における採用終了後の就職状況

#### 【目標水準の考え方】

- 3-1 特別研究員事業及び海外特別研究員事業について、採用者のニーズを踏まえてさらなる制度改善を図る観点から、現状の支援に関するアンケート調査を実施し、80%程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。
- 3-2 特別研究員及び海外特別研究員の受入先に対し、特別研究員及び海外特別研究員の活動状況に関するアンケート調査を実施し、80%程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。
- 3-3 国際的な頭脳循環の中で、外国人研究者の受入れによって受入機関の研究環境の国際化を図る観点から、前中期目標期間における事業実施後のアンケート調査の結果（平成25～28年度実績：76.8%）を踏まえ、75%程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。
- 3-4 若手研究者の学術的・国際的視野を広げる観点から、振興会が実施するシンポジウム等へ参加したことによる効果についてアンケート調査を実施し、前中期目標期間におけるアンケート調査の結果（平成25～28年度実績：91～100%）を踏まえ、各シンポジウム等において95%程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。
- 3-A 事業による支援の結果、優秀な学術の研究者の養成に寄与したかを把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、平成28年度の状況（5年経過後特別研究員-PDは91.6%、5年経過後海外特別研究員は94.2%、10年経過後特別研究員-DCは88.5%）を基準とした状況変化を評価において考慮する。

#### 4 大学等の強みを生かした教育研究機能の強化

卓越した知を生み出す環境を整備するため、学術振興の観点から、大学等における教育

研究拠点の形成やグローバル化の取組等を支援することにより、大学等の強みを生かした教育研究機能の強化を行う。

(1) 世界最高水準の研究拠点の形成促進

国の方針を踏まえ、国際的な体制の下で審査・評価等を行い、国内外の第一線の研究者を引きつける優れた研究環境と高い研究水準を誇る研究拠点の形成や、その成果の最大化に向けた取組を総合的に支援する。

(2) 大学教育改革の支援

大学が自らの強みや特色を生かし学部や大学院の教育改革に取り組むことで、我が国の大学教育を牽引することができるよう、国の方針を踏まえた審査・評価等を行う。

(3) 大学のグローバル化の支援

我が国の大学教育の国際競争力の向上及びグローバル人材の育成を図るため、国の方針を踏まえた審査・評価等を行う。

【評価指標】

- 4-1 世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業に係る国際的な審査・評価等の実施状況（審査・評価等を行う委員会の体制整備状況等を参考に判断）
- 4-2 大学教育改革の支援及び大学のグローバル化の支援における国の方針を踏まえた審査・評価等の実施状況（委員会の開催実績等を参考に判断）

【関連指標】

- 4-A 大学等における教育研究拠点の形成やグローバル化の取組等を支援する事業における採択機関の取組状況

【目標水準の考え方】

- 4-1 世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業の審査・評価等を行う委員会において、国の方針を踏まえ、国際的な観点から事業及び研究拠点の形成に有益な指摘を得るための審査・評価等が適切に行われたか、委員会における外国人委員参画割合、英語による審査・評価等を行う体制整備の状況等を参考に判断する。
- 4-2 国の方針を踏まえた審査・評価等が適切に行われたか、委員会等開催実績や審査・評価等実施件数等を参考に判断する。
- 4-A 振興会の関与を通じ、国の方針を踏まえた取組が適切に行われたかを把握するため、事業採択機関における取組状況について事後評価等を通じて毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における実績（世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業については、研究水準及び運営のいずれも世界最高水準であると認定された割合が100%（平成28年度実績）、大学教育改革の支援及び大学のグローバル化の支援については、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げたとする事



業の割合が75%（平成25～28年度における中間評価及び事後評価の実績）を基準とした状況変化を評価において考慮する。

## 5 強固な国際研究基盤の構築

国際的な競争が激しさを増す中で、我が国の研究者が学術研究を先導し、そのプレゼンスを高めていくことができるよう、諸外国の学術振興機関、海外拠点、在外研究者等との協働により、強固な国際研究基盤を構築する。

### (1) 事業の国際化と戦略的展開

国際的視点に立って国内外の垣根なく事業を推進していくことを目指し、各種事業を通じた国際的な活動の動向や海外関係機関等の動きなどを定期的に集約・共有するとともに、戦略的かつ機動的に国際的な取組を展開できる体制を整備し、積極的に事業の国際化に取り組む。

また、前中期目標期間中に「強固な国際協働ネットワークの構築」として実施した業務の実績を総括するとともに、戦略的な国際共同研究の在り方や外国人研究者の招へいと定着促進策、海外研究連絡センターの運営の在り方等について検討し、中期目標期間の早期に一定の結論を得て、必要な改善・強化を行う。

さらに、中期目標期間の早期に、国際的な取組の種別や内容が研究者にとってより分かりやすくなるよう体系的に整理し、発信する。

### (2) 諸外国の学術振興機関との協働

地球規模課題や世界各国の学術振興上の共通の課題の解決に向けた多国間の学術振興機関ネットワークにおいて主導的な役割を果たすとともに、各国学術振興機関とのパートナーシップを形成し、質の高い国際的な共同研究や学術交流を推進する基盤を構築・強化する。

### (3) 在外研究者コミュニティの形成と協働

振興会の事業を経験した外国人研究者や在外日本人研究者によるコミュニティの形成やその活動支援を行うことにより、我が国と諸外国との学術交流を持続的に発展させる。

### (4) 海外研究連絡センター等の展開

海外研究連絡センター等が、所在地域の学術振興機関、在外公館、その他の海外拠点等と連携し情報の収集と発信に努め、我が国の大学等のグローバル化を支援するとともに、我が国の学術研究のプレゼンスの向上に寄与する。

#### 【難易度：高】

強固な国際研究基盤の構築に当たっては、振興会の業務全般を横断する基盤的機能を有する組織の整備という初めての取組を行うこととしており、また、これまで長期的に実施してきた事業の在り方を検討する際には、多様な関係者の理解を得ながら実施するプロセ

スが不可欠であることから、難易度は高い。

#### 【評価指標】

- 5-1 前中期目標期間中に「強固な国際協働ネットワークの構築」として実施した業務との比較による改善・強化状況（有識者の意見を踏まえ判断）
- 5-2 国際的な取組の内容に関する発信状況（有識者の意見を踏まえ判断）
- 5-3 諸外国の学術振興機関等との交流の見直し等の状況（有識者の意見を踏まえ判断）
- 5-4 同窓会の活動状況及び在外日本人研究者コミュニティとの連携状況（同窓会イベント等の開催実績等を参考に判断）
- 5-5 海外研究連絡センター等における活動状況（B水準：ホームページによる情報発信数が年間 840 件程度）

#### 【関連指標】

- 5-A 国際交流事業の採用者による国際共著論文数

#### 【目標水準の考え方】

- 5-1 事業の在り方に係る検討を経て、効果的な改善・強化が行われたか、有識者の意見を踏まえ判断する。
- 5-2 国際的な取組を体系的に整理し、効果的な周知がなされたか、有識者の意見を踏まえ判断する。
- 5-3 質の高い国際的な共同研究や学術交流を推進する基盤を構築する観点から、各国の学術振興機関との交流状況に応じて適切に協定の廃止・改訂や、新規立ち上げが行われているか、有識者の意見を踏まえ判断する。
- 5-4 同窓会主体の活動が活発に行われたか、また外国人研究者と在外日本人研究者コミュニティ等が連携する機会が提供されたか、同窓会イベント等の開催実績、会員数等を参考に判断する。
- 5-5 現地の事務所を利用した効果的な情報収集・情報発信を実施する観点から、前中期目標期間における実績（平成 25～28 年度実績：年間 652～1,181 件）を踏まえ、全センターのホームページで年間 840 件程度の情報発信が行われることを達成水準とする。
- 5-A 学術の国際的な競争・協働の中で我が国のプレゼンス向上の状況を把握するため、国際交流事業の採用者による国際共著論文数について毎年度確認を行うとともに、その状況変化を評価において考慮する。

## 6 総合的な学術情報分析基盤の構築

事業の枠を超えた総合的視野から研究者の活動等を支えることができるよう、振興会の諸事業等に関する情報を総合的に分析・活用する基盤を構築する。

### (1) 情報の一元的な集積・管理

事業の枠を超えて情報を総合的に活用することができるよう、情報セキュリティや個人情報保護を徹底した上で、振興会の諸事業に係る情報を一元的に集積・管理する。

### (2) 総合的な学術情報分析の推進

振興会の諸事業の動向や成果を総合的、長期的に把握・分析するとともに、諸事業の改善・高度化に向けた調査研究を行うことにより、総合的視点に立った企画・立案と事業改善に資する。

### (3) 学術動向に関する調査研究の推進

振興会の諸事業を長期的観点に立って効果的に展開するため、国内外における学術振興施策の現状や学術研究の動向等の調査研究を行うとともに、その結果を新たな事業の企画・立案等に活用する。

#### 【評価指標】

- 6-1 情報の一元的な管理の状況（取組実績を参考に判断）
- 6-2 情報の分析や調査研究の成果の発信状況（B水準：中期目標期間中に10件程度）
- 6-3 学術動向調査の実施件数（B水準：中期目標期間中に614件程度）

#### 【目標水準の考え方】

- 6-1 事業の枠を超えた活用を可能とする情報基盤が構築されているか、情報の一元的な管理に係る取組実績を参考に判断する。
- 6-2 振興会の諸事業に係る情報を横断的に活用し、各種事業の動向や成果を総合的、長期的に把握・分析する観点から、10件程度のテーマを設定し、分析や調査研究を行い、その成果について発信することを達成水準とする。
- 6-3 学術の振興を図るための諸事業を長期的観点に立って効果的に展開する観点から、国内外における学術振興施策の現状や学術研究の動向等の調査研究について、前中期目標期間における実績（614件）と同程度実施することを達成水準とする。

## 7 横断的事項

振興会の事業が、研究者のみならず社会からもより高い支持、信頼を得られるよう、横断的な取組を行う。

### (1) 電子申請等の推進

研究者の負担軽減や業務効率化の観点から、電子申請等に必要な情報システムを整備する。

### (2) 情報発信の充実

振興会の活動及びその成果を総合的・効果的に情報発信することができるよう、広報活動に係る体制を整備する。その上で、受け手のニーズを踏まえた積極的な情報発信に取り組むとともに、情報発信の在り方について更なる検討を進め、中期目標期間の早期に一定の結論を得る。

### (3) 学術の社会的連携・協力の推進

大学と産業界の研究者等による情報交換等を促進することにより、相互のインターフェイス機能の充実を図る。

### (4) 研究公正の推進

助成・支援事業の実施に当たり、研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除並びに研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為の防止策を徹底するとともに、研究者の所属機関に対し、研究費の適切な管理・執行を促す。

### (5) 業務の点検・評価の推進

自己点検評価や外部評価を実施し、その結果を踏まえて業務運営の改善を図る。

## 【評価指標】

- 7-1 電子申請等の推進状況（応募手続や審査業務等の電子化実績等を参考に判断）
- 7-2 振興会ホームページへのアクセス状況（アクセス数等を参考に判断）
- 7-3 大学と産業界の研究者等による情報交換の場として新たに設置した委員会・研究会数（B水準：中期目標期間中に8件程度）
- 7-4 研究倫理教育の高度化に係る支援状況（B水準：研究分野横断的又は研究分野の特性に応じたセミナー若しくは関係機関と連携したシンポジウムを毎年度2回程度開催）
- 7-5 業務の点検・評価の実施状況（B水準：自己点検評価及び外部評価を毎年度実施）

## 【目標水準の考え方】

- 7-1 研究者の負担軽減や業務効率化を図るための情報システムが整備されているか、応募手続や審査業務等の電子化の実績及び制度改善や研究者等の意見を踏まえたシステムの改修実績等を参考に判断する。
- 7-2 振興会の活動及びその成果の総合的かつ効果的な情報発信が行われているか、ホームページへのアクセス件数（平成26～28年度の各年度平均実績：478万件）、コンテンツごとのアクセス動向等を参考に判断する。
- 7-3 適時適切な研究テーマの設定により、学界と産業界の交流・連携を促進する観点から、平成29年度中に活動している研究開発専門委員会と先導的研究開発委員会の合計8委員会全てを中期目標期間中に刷新することを達成水準とする。
- 7-4 研究機関における研究倫理教育の高度化を効果的に支援する観点から、研究分野横断的又は研究分野の特性に応じたセミナー若しくは関係機関と連携したシン

ポジウムを毎年度2回程度開催することを達成水準とする。

- 7-5 継続的な業務運営の改善を図る観点から、自己点検評価及び外部評価を毎年度実施することを達成水準とする。

#### IV 業務運営の効率化に関する事項

##### 1 組織の編成及び業務運営

国の定めた法令等を遵守し、事業に対する研究者及び国民の信頼性を維持しつつ、機能的・効率的な体制整備や業務運営の見直しを図り、経費の効率的執行を推進する。

効果的かつ効率的な業務運営を実現するため、複数の部署にまたがる共通的な業務について、一元的な運営が可能な組織体制を整備する。

また、法人の行う業務については、既存事業の見直し等により、効率化を進める。なお、効率化に際しては、長期的視点に立って推進すべき学術研究を担う振興会の事業の特性に鑑み事業の継続性に十分留意する。

さらに、他のファンディングエージェンシーや大学等の幅広い関係機関との適切な連携・協力関係を構築する。

##### 2 一般管理費等の効率化

効率的な運営の追求及び業務・経費の合理化に努め、運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充分は除外した上で、一般管理費（人件費、公租公課、本部建物借料及び特殊経費を除く。）に関しては、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比3%以上、その他の事業費（人件費、本部建物借料及び特殊経費を除く。）については、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比1%以上の業務の効率化を図る。

なお、新規に追加されるものや拡充分は翌年度から効率化を図るものとする。

また、給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を考慮して厳しく検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

##### 3 調達等の合理化

引き続き「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、外部有識者からなる契約監視委員会を開催することにより契約状況の点検を徹底する。

##### 4 業務システムの合理化・効率化

ICT等を活用した業務システム整備に取り組む。

#### V 財務内容の改善に関する事項

寄附金等の外部資金や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、事業ごとに適正な財務管理の実現を図る。また、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

## VI その他業務運営に関する重要事項

### 1 内部統制の充実・強化

理事長のリーダーシップの下で適切な業務運営を図るため、規程の整備に加え、理事長の指示が全役職員に伝達される仕組みを整備・運用するとともに、法令遵守（コンプライアンス）を徹底する。また、内部統制が適切に機能しているか継続的に点検・検証し、必要に応じて規程及び体制の見直しを行う。

### 2 情報セキュリティへの対応

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時見直すとともに、情報セキュリティ対策を推進する。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査において特定される課題を解決する。

### 3 施設・設備

施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。

### 4 人事

職員の能力と実績を適正かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させるとともに、適材適所の人事配置を行うなど、職員の能力の向上を図る。また、振興会の業務を継続的かつ発展的に遂行するため、中長期的な視点で、振興会の核となる職員の育成・充実を図る。

# 日本学術振興会の政策的位置付け

## 主な政府方針

### ■第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日 閣議決定)

- ・若手研究者の育成・活躍促進
- ・大学院教育改革の推進
- ・国際的な研究ネットワーク構築の強化
- ・学術研究の推進に向けた改革と強化
- ・国際共同研究の推進と世界トップレベルの研究拠点の形成 等

### ■科学技術イノベーション総合戦略2017(平成29年6月2日 閣議決定)

- ・博士課程学生への経済的支援を充実
- ・若手研究者等が独立して研究可能な競争的資金による独創的な研究を促進
- ・大学等研究機関における、高いポテンシャルを有する海外研究機関との研究者の派遣・受入れ
- ・相手国・地域のポテンシャル・分野と協力フェーズに応じた多様な国際共同研究及び研究交流を促進 等

### ■教育振興基本計画(平成25年6月14日 閣議決定)

- ・博士課程を中心とする大学院教育の抜本的な改革・強化を図る
- ・各大学等の強みを生かした教育研究拠点の形成を促進 等

## 文部科学省の政策目標における位置づけ

～ 「文部科学省政策評価基本計画」(平成25年3月29日 文部科学大臣決定)  
における「文部科学省の使命と政策目標」より抜粋 ～

### 政策目標4 個性が輝く高等教育の振興

- － 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上

### 政策目標7 イノベーション創出に向けたシステム改革

- － 施策目標7-2 科学技術の国際活動の戦略的推進

### 政策目標8 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化

- － 施策目標8-1 科学技術イノベーションを担う人材力の強化
- － 施策目標8-2 イノベーションの源泉としての学術研究と基礎研究の推進

## 独立行政法人日本学術振興会法

(振興会の目的)

第三条 独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)は、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的とする。

## 日本学術振興会が果たすべき役割

学術の振興を目的とする我が国唯一の独立した資金配分機関(ファンディングエージェンシー)として、研究者の活動を安定的・継続的に支援

### 世界レベルの多様な知の創造

研究者の自由な発想に基づく独創的・先駆的な研究を支援することにより、研究者が世界レベルの多様な知を創造できる環境を創出

### 知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成

若手研究者が自立して研究に専念できるよう支援を充実すること等により、国や分野にとらわれず知の開拓に挑戦する研究者を養成

### 大学等の強みを生かした教育研究機能の強化

大学等における教育研究拠点の形成やグローバル化の取組等を支援することにより、大学等の強みを生かした教育研究機能を強化

### 強固な国際研究基盤の構築

諸外国の学術振興機関、海外拠点、在外研究者等との協働により、強固な国際研究基盤を構築

### 総合的な学術情報分析基盤の構築

振興会の諸事業等に関する情報を総合的に分析・活用する基盤を構築

国立研究開発法人理化学研究所が達成すべき業務運営  
に関する目標  
(中長期目標)  
(案)

平成30年〇月〇日

文部科学省



## 目 次

（序文）	3
1. 政策体系における法人の位置付け及び役割	3
2. 中長期目標期間	4
3. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	4
3. 1 研究開発成果を最大化し、イノベーションを創出する研究所運営システムの構築・運用	4
（1）理事長のリーダーシップによる研究所運営を支える体制・機能の強化	4
（2）世界最高水準の研究成果を生み出すための研究環境の整備や優秀な研究者の育成・輩出等	5
（3）関係機関との連携強化等による研究成果の社会還元への推進	6
（4）我が国の持続的なイノベーション創出を支える新たな科学の開拓・創成	6
3. 2 国家戦略等に基づく戦略的な研究開発の推進	7
3. 3 世界最先端の研究基盤の構築・運営・高度化	9
4. 業務運営の改善及び効率化に関する事項	11
4. 1 経費の合理化・効率化	11
4. 2 人件費の適正化	11
4. 3 調達合理化及び契約の適正化	11
5. 財務内容の改善に関する事項	11
6. その他業務運営に関する重要事項	12
6. 1 内部統制の充実・強化	12
6. 2 法令順守、倫理の保持	12
6. 3 業務の安全の確保	12
6. 4 情報公開の推進	12
6. 5 情報セキュリティの強化	13
6. 6 施設及び設備に関する事項	13
6. 7 人事に関する事項	13

※括弧毎の事業を一定の事業等のまとまりとする。

(序文)

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 4 第 1 項及び特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法（平成 28 年法律第 43 号）（以下「特措法」という。）第 5 条の規定に基づき、国立研究開発法人理化学研究所が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定める。

## 1. 政策体系における法人の位置付け及び役割

国立研究開発法人理化学研究所（以下「研究所」という。）は、その起点である財団法人理化学研究所の設立から百年を超える歴史を積み重ね、今日では我が国で最大規模かつ最高水準の自然科学全般に関する総合的研究機関へと発展した。その蓄積の上に、特措法に基づく特定国立研究開発法人として位置付けられた研究所は、次の新たな世紀を迎え、その総力を発揮し、国や社会の要請に対応する世界最高水準の研究開発成果を生み出し、我が国のイノベーションシステムを強力に牽引する中核機関として活躍することが期待されている。

このため研究所は、当期の中長期目標期間においては、科学技術基本計画をはじめとする国や社会からの要請に基づく様々な研究分野における優れた研究成果の創出、世界トップレベルの研究基盤の整備・共用を進めるとともに、他の研究機関の模範となる優れた研究環境や先進的な研究システムの整備等に積極的に取り組み、特定国立研究開発法人として我が国におけるイノベーションの創出、すなわち、新たな知的・文化的価値の創造に加え、それらを研究機関等と活発な連携を図り社会的・公共的・経済的価値の創造に結びつけることをこれまで以上に志向する機関として、一層の飛躍を遂げることが求められる。その際、研究所がこれまでにない新たな研究領域を切り拓き、世界を革新する研究シーズを創出することにより、地球規模での研究開発の潮流を自らが創出する世界最高峰の研究機関となることが期待される。

このような役割を担うに当たっては、理事長のリーダーシップのもとに、イノベーションの創出を志向した研究所の運営システムを構築することが重要であり、そのために必要なビジョンの策定や体制・制度の整備・運用等にに取り組むことが求められる。そして、本運営システムの下、国家戦略等に基づく戦略的研究開発、世界トップレベルの研究基盤の構築・運営・高度化、将来のイノベーション創出を支える新たな科学の創生、外部機関との組織対組織の連携等による成果の社会還元、優れた研究環境の整備や優秀な人材の育成・輩出に取り組むことが求められる。この際、研究所全体の運営方針が各組織や職員に広く浸透することが重要であり、個々の研究者がビジョンを共有した中で、それぞれの創意工夫を活かした研究開発活動に邁進していく環境を整えることが重要である。

加えて、研究不正、研究費不正、倫理の保持、法令遵守等についても研究所は他の研究者及び研究開発機関の模範となるべく対応が求められる。

## (別添1) 政策体系図

### 2. 中長期目標期間

研究所の当期の中長期目標の期間は、平成30年(2018年)4月1日から平成37年(2025年)3月31日までの7年間とする。

### 3. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

1で示した、政策体系における法人の位置付け及び役割を踏まえて、以下に各項目の具体的な目標を示す。

なお、以下の取組に加え、諸情勢に鑑み、研究所が実施すべき必要性が増大したもの等については、機動的に対応する。特に、特措法に基づき、科学技術に関する革新的な知見が発見された場合や、その他の科学技術に関する内外の情勢に著しい変化が生じた場合において、文部科学大臣から当該知見に関する研究開発その他の対応を求められた際は、迅速に対応する。

評価は、別添の評価軸及び関連指標等を用いて行う。

#### (別添2) 評価軸

### 3. 1 研究開発成果を最大化し、イノベーションを創出する研究所運営システムの構築・運用

特定国立研究開発法人として、理事長のリーダーシップのもと、他の研究機関の模範となるような研究所運営システムの構築や強化に必要な制度を整備・運用するため、以下に示す取組を行い、研究開発成果を最大化させ、イノベーションを創出する中核機関としての力を強化する。

#### (1) 理事長のリーダーシップによる研究所運営を支える体制・機能の強化

理事長のリーダーシップによりイノベーション創出のための自律的な法人運営がなされるよう、研究所は、理事長の研究所運営判断を支える体制・機能を強化し、運用する。

具体的には、研究所の有する研究・経営資源等を踏まえ、国家戦略及び将来のあるべき社会像を分析し、研究所が向かうべき方向性をビジョンとしてとりまとめ、具体的な研究開発を企画・立案・推進する機能を強化する。また、法人運営にあたって、海外の著名な研究者を含む外部有識者等による研究開発活動及び法人経営への提言や評価を受けるとともに、研究所内の中核的な研究者による科学的見地から新たな研究分野の開拓等を目指した研究開発の方向性や戦略等の助言を得ることで、研究所内外の幅広い視点からの研究開発や法人運営の課題抽出・課題解決につなげる等の取組を行う。さらに、これら研究所の業務の改善を進める上で、理事長の裁量による研究費等の機動的な措置や、最適な予算の配分など、理事長のリーダーシップとそれを支

える機能のもと、最適な研究所運営が可能となるよう取り組む。その際、イノベーション創出を促す組織横断的かつ柔軟な研究体制やネットワーク構築を進める。

(2) 世界最高水準の研究成果を生み出すための研究環境の整備や優秀な研究者の育成・輩出等

世界トップレベルの研究開発機関として発展するために、若手、女性、外国人を含め、多様な優れた研究者を積極的に登用し、活気ある研究環境を整備する。

特に、若手をはじめとする研究者等が、中長期的視点を持って研究に専念出来るよう、研究者等の任期の長期化や一部の無期雇用化を含む、人事制度の改革・運用を行う。この際、様々な特色ある発想・知見を持った研究者を受け入れ、また輩出する機能が、研究所の活性化や科学界全体の発展に重要であることに鑑み、人材の流動性と安定性のバランスには十分配慮するとともに、無期雇用となった研究者等については、自らの研究の推進のみならず、より広範な研究分野での貢献等、研究所全体の発展に向けた取組への参画を促すこととする。

また、研究者が自らの研究開発活動を効果的・効率的に行うとともに成果の最大化を図り、研究所としてその得られた成果の社会還元を進めるために、研究系事務職員や研究補助者といった研究支援者、研究所内外の連携を進めるためのコーディネーター人材等の配置や、そのための適切な事務体制の構築等、研究開発活動を事務・技術で強力に支える機能・体制を構築する。

さらに、世界に開かれた国際頭脳循環のハブとして研究所が機能することにより、科学技術の水準の向上と国内の若手研究者の育成等を推進するため、大学との研究協力及び優れた人材の育成の観点から組織的な連携を進め、国内外の優秀な研究者の受入れとその育成・輩出、大学からの学生の積極的な受入れに取り組むとともに、海外の研究機関との共同研究・人事交流等の連携や、海外の研究拠点の形成・運営などを、戦略的に推進する。

これらを進める上で、女性や外国人研究者等が円滑に研究活動に従事できるよう、ダイバーシティの計画的な推進に配慮した環境の整備に努める。

加えて、我が国を代表する研究機関として、自らの活動を科学界のみならず広く一般社会に発信し、その意義や価値について、幅広く理解され、支持を得ることが重要である。このため、論文発表、シンポジウム、広報誌や施設公開等において、引き続き、研究活動や研究成果の分かりやすい発表・紹介に取り組むとともに、あわせて、当該研究によって期待される社会還元の内容等について情報発信を行い、国内外の各層から幅広く理解・支持されるよう努める。

### (3) 関係機関との連携強化等による、研究成果の社会還元への推進

イノベーション創出のために、研究所が有する革新的研究シーズの社会還元を加速する。このため、産業界や大学といった外部機関との連携を強化し、分野や業種を超えて結びつく場として、研究所の研究成果の実用化や、関係機関による新たな価値の共創のためのオープンイノベーションの推進や、そのための企画・立案機能の強化及び体制整備、知的財産の戦略的な取得・管理・活用等の取組を推進する。また、それらの取組を通じ、外部資金の獲得・活用に努める。

特に、外部機関との連携にあたっては、個々の研究者同士の共同研究を実施するだけでなく、組織対組織の連携を強化し、研究所内外の知識や技術を融合・活用することでオープンイノベーションの推進に資する。

産業界との連携にあたっては、組織的かつ大型の共同研究等の取組を強化することで、外部資金を獲得・活用しつつ、自らの研究シーズの社会還元を行う。その際、イノベーション創出を促進し先導する観点から、研究所の知的財産の管理・活用、法人発ベンチャーの育成・支援のための組織的な取組を強化する。

大学との連携にあたっては、複数の分野の研究者が流動性を持ちながら、組織的に連携するハブとしての機能を研究所が中心となって構築し、それぞれの強みを活かしつつ組織や分野の壁を越えた融合研究を展開する場を構築することで、研究所及び連携先の大学による新たな革新的研究シーズの創出につなげるとともに、当該ハブ機能を中核として地方自治体や地域産業との連携を強化し、成果の社会還元につなげる。

また、オールジャパンでの研究成果の実用化に向けた橋渡しへの貢献として、健康・医療分野においても、研究所の有する研究基盤を横断的に活用することで、内外の革新的シーズを実用化するために必要な支援を行うなど、政府の関係機関等と連携しながら、革新的な創薬や医療技術の創出につなげる取組を推進する。

### (4) 我が国の持続的なイノベーション創出を支える新たな科学の開拓・創成

科学技術イノベーションの実現のためには、新たな研究領域を開拓・創成し、インパクトのある新しい革新的研究シーズを創出していくことが重要である。

このため、研究分野を問わず、卓越した研究実績と高い識見及び指導力を有する研究者による、豊かな知見・想像力を活かした研究開発や、研究所内の組織・分野横断的な融合研究を実施し、新たな研究領域の開拓・創成につなげる。

この取組を進めるにあたっては、研究者の分野を超えた取組を強化し、各研究開発の目標設定と進捗管理をそれぞれの課題の科学的・社会的意義等に

照らし厳格に行い、諸情勢に鑑み対応の重要性・必要性が生じた課題に対して機動的かつ重点的に取り組むとともに、必要性・重要性が低下したものは廃止を含めた見直しを行うなど、不断の改善に取り組む。

### 3. 2 国家戦略等に基づく戦略的な研究開発の推進

我が国の科学技術イノベーション政策の中核的な研究機関として、科学技術基本計画をはじめとする国家戦略等に挙げられた国家的・社会的な要請に対応し、以下に示す研究開発領域において、戦略的な研究開発を行い、優れた研究開発成果の創出及びその最大化を目指す。

各領域において定める目標を達成するために、研究所は、国家戦略等を踏まえ、新たな知見の創出から研究成果の最終的な社会への波及までを見据えた主要な研究開発課題を領域毎に設定し、その進め方及び進捗に応じて見込まれる成果等について、中長期計画及び年度計画において定めることとする。

これらをもとに、各領域において、3. 1 に示した研究所全体の運営システムのもとで、年度ごとに各研究開発の進捗管理・評価とそれらを踏まえた改善・見直しの実施、研究所内の組織横断的な連携の活用等の取組を行うとともに、各領域に応じた個別の研究開発マネジメントを実施し、研究開発成果の最大化を目指す。

#### (1) 革新的知能統合研究

ICT の発展に伴い、IoT や人工知能技術の利活用が進む中、我が国が世界に先駆けて「超スマート社会」を実現し、ビッグデータ等から付加価値を生み出していくことが求められている。このため、深層学習の原理の解明に向けた理論の構築や、現在の人工知能技術では対応できない高度に複雑・不完全なデータ等に適用可能な基盤技術の実現に向けた研究を推進するとともに、これらの基盤技術も活用し、再生医療等の我が国が強みを有する分野の科学研究の更なる強化及び防災等の国内の社会課題の解決に資する研究成果を創出する。また、人工知能技術等の利活用にあたっての倫理的、法的、社会的問題について研究・発信する。これらを通じて、高度な研究開発人材等の育成を行う。その際、関係省庁、機関及び民間企業と緊密に連携し、世界的な動向を踏まえながら、これらの取組を着実に進める。

#### (2) 数理創造研究

自然科学や社会科学における学際研究の重要性が益々高まりつつある中、各分野で個別に進化してきた科学的方法の共有と結合、大規模データからの情報抽出や高度に複雑なシステムの制御に必要な数理科学的手法の開発が求められている。このため、数学・数理科学を軸として、物理学、化学、生物学等における理論科学や計算科学等を融合し、数理科学の視点から自然科学

における基本問題（宇宙や生命の起源等）や、国家的・社会的ニーズに応えるための諸課題（自然現象や社会現象の数理モデリング技術の進展等）の解決に向けた取組を推進する。また、それらの分野や階層を横断的に見ることによって解明可能な社会課題の発掘と、これらの推進を行う人材の育成を行う。

### （3）生命医科学研究

がんや生活習慣病の克服のために革新的な免疫療法をはじめとした治療法が開発されているが、薬効の個人差や副作用がその普及に向けた課題であり、遺伝子レベルでの層別化や発症メカニズムの包括的解明による個人に最適な治療選択が必要である。このため、ヒト免疫系基本原理の解明やヒト化マウス等の基盤技術開発、疾患関連遺伝子の網羅的同定、一細胞技術を活用した機能性ゲノム解析研究等の成果を発展・融合させ、がん免疫治療等における個別化医療・予防医療の実現に向けた研究を推進する。

### （4）生命機能科学研究

超高齢社会である我が国においては健康寿命の延伸が求められており、ヒトの健康状態の維持と老化メカニズムの解明が急務となっている。この課題の解決に向け、細胞状態の診断と評価手法の確立を目指した非侵襲による可視化技術と予測・操作手法の開発、次世代の再生医療を目指した臓器の立体形成機構とその制御原理の解明、および健康・正常状態を測定するための非・低侵襲の計測技術の開発を行う。またこれらの技術等を用いて、発生から成長・発達・老化までの分子レベルから個体レベルに至る生命機能維持の仕組みを解明し、加齢に伴う機能不全の克服に向けた研究を推進する。

### （5）脳神経科学研究

超高齢社会である我が国においては、精神・神経疾患の発症メカニズム解析及び診断・治療法の開発や、人工知能の高度化等に向け、ヒト脳の高次機能の解明が求められている。このため、これまでの知見をもとに、脳高次認知機能のイメージング研究、脳の遺伝子レベルから表現型レベルまでの全階層を対象にした横断的研究、高次認知機能などに関わる脳の計算原理の研究、データ駆動型脳研究、精神・神経疾患の診断・治療法開発研究等の、ヒト脳の構造と機能の理解に向けた研究を推進する。

### （6）環境資源科学研究

資源枯渇・気候変動・食料不足等の地球規模の課題を解決するためには、食料、バイオマス、医薬品・化学工業原料等を少ない環境負荷で効率的に生産する革新的な技術の開発が求められている。このため、植物科学、微生物学、化学等を融合し、ゲノム情報や、環境データ等を活用したデータ科学を

取り入れ、植物の形質改良、植物や微生物からの有用物質の合成、地球資源を利用する高機能資源化触媒の開発、有用機能を持つ高分子素材の開発等を推進する。

#### (7) 創発物性科学研究

環境調和型の持続可能な社会の実現に向けて、超低消費電力デバイス等の環境・省エネルギー関連技術の研究開発が求められている。このため、これまでの研究開発を融合・加速させ、エネルギー機能創発物性、創発機能性ソフトマテリアル、量子情報電子技術、トポロジカルスピントロニクス等の4つの研究テーマに取り組み、環境中の熱や光を高効率で収集しエネルギーに変換する新物質の開発や超高速・超効率的な情報処理技術、超低消費エネルギー技術などの、革新的なハードウェアの創製を可能にする新しい学理の構築と概念実証デバイスの開発を推進する。

#### (8) 光量子工学研究

光・量子技術は、「超スマート社会」の実現に資する我が国が強みを有する基盤技術であり、革新的な計測技術、情報・エネルギー伝達技術、加工技術の強化等が求められている。このため、超高速の物理現象の解明や生体の超解像イメージング等の最先端の学術研究に加え、革新的な材料開発、インフラ構造物の保全等、社会的にも重要な課題の解決に向けて、これまで得られた知見を活用しつつ、極短パルスレーザーの発生・計測技術、超高精度レーザーの制御技術、非破壊検査技術といった最先端の光・量子の発生、制御、計測による新たな光量子技術の研究開発を推進する。

#### (9) 加速器科学研究

物質の根源的理解や物質創成の謎の解明を進めるとともに、その成果を応用することにより、食料・健康・環境・エネルギー・資源問題の解決に資することが求められている。このため、研究基盤であるRIビームファクトリーの加速器施設の高度化を進め、元素合成過程の解明等の原子核基礎研究を幅広く展開するとともに、重イオンビームによる農業・工業・RI医薬等の産業応用を推進する。さらに、原子番号119番以上の新元素合成に挑み、原子核の寿命が極めて長くなると予想されている「安定原子核の島」への到達に向けた核合成技術の確立を目指す。

### 3. 3 世界最先端の研究基盤の構築・運営・高度化

世界トップレベルの研究機関として、以下の通り、超高速電子計算機、バイオリソース基盤、大型放射光施設等の最先端の研究基盤を着実に整備し、共用に供するとともに、高度化・利活用研究を進めることで、研究所内外での優れ



た研究開発成果の創出及びその最大化を目指す。

各研究基盤の領域において定める目標を達成するために、研究所は、研究所内外における研究開発成果の創出を見据えつつ、研究基盤の運用・高度化・利活用研究に関して取り組むべき具体的に課題を領域毎に設定し、その進め方及び進捗に応じて見込まれる成果等について、中長期計画及び年度計画において定めることとする。また、これらをもとに、各研究開発基盤の領域において、3. 1 に示した研究所全体の運営システムのもとで、年度毎にそれぞれの取組の進捗管理・評価とそれらを踏まえた改善・見直しの実施、研究所内の組織横断的な連携の活用等の取組を行うとともに、各領域に応じた個別の研究開発マネジメントを実施し、研究開発成果の最大化を目指す。

### (1) 計算科学研究

スーパーコンピュータ「京」について、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成6年法律第78号）（以下「共用法」という。）に基づき、これまでの極めて安定した運用実績等を踏まえ、研究者等への共用を着実に推進する。また、その後継となるポスト「京」について、早期に運用開始することを目指し、その開発を実施するとともに、「京」からポスト「京」への移行を円滑に実施し、必要な計算資源を研究者等への共用に供する。さらに、「京」及びポスト「京」で得られた計算科学及び計算機科学の知見を発展させ、社会的・科学的課題の解決に資するよう、成果創出や普及を促進する。

### (2) 放射光科学研究

学術利用から産業応用まで幅広く利用される大型放射光施設（SPring-8）及びX線自由電子レーザー施設（SACLA）について、共用法に基づき、安定的な運転により利用者への着実な共用を進めるとともに、データ処理技術の高速・大容量化等の利用技術の高度化、利用者支援体制の拡充、施設性能の強化等を図り、学術利用のみならず産業利用についても、その促進を図る。また、これまでに得られた知見を活かし、SPring-8 及び SACLA と相補的な構造解析に資する基盤技術開発を進める。

### (3) バイオリソース研究

基礎基盤研究から社会的課題を解決する開発研究までの幅広い研究に対して、社会的ニーズ・研究ニーズを捉えながら、利用価値、付随情報、品質等について世界最高水準のバイオリソースを戦略的に整備し、提供する。また、効果的・効率的なバイオリソース整備を実施するために、保存・利用技術等の基盤技術開発を実施する。さらに、研究動向を的確に把握し、整備したバイオリソースの利活用に資する研究開発を推進する。加えて、バイオリソース事業に関わる人材の育成、研究コミュニティへの技術移転のための技術研

修や普及活動を行う。

#### 4. 業務運営の改善及び効率化に関する事項

研究所が行う業務の運営について、以下に示す取組を行うとともに、法人独自の創意工夫を加えつつ、その改善に取り組む。

##### 4. 1 経費の合理化・効率化

組織の見直し、調達合理化、効率的な運営体制の確保等に引き続き取り組むことにより、経費の合理化・効率化を図る。

運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充は除外した上で、一般管理費（人件費、特殊経費及び公租公課を除く。）及び業務経費（人件費及び特殊経費を除く。）の合計について、毎年度平均で前年度比 1,16% 以上の効率化を図る。なお、新規に追加されるもの及び拡充される分は、翌年度から同様の効率化を図る。

##### 4. 2 人件費の適正化

適切な人件費の確保に努めることにより優れた研究者及び研究支援者を育成・確保するべく、政府の方針に従い、必要な措置を講じる。給与水準については、国家公務員の給与水準を考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、研究所の業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

なお、国際的に卓越した能力を有する人材の確保のために、必要に応じて弾力的な給与を設定できるものとし、その際には、国民に対して納得が得られる説明に努める。

##### 4. 3 調達の合理化及び契約の適正化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、契約の公正性、透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図る。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行う。

#### 5. 財務内容の改善に関する事項

研究所は、予算の効率的な執行による経費の削減に努めるとともに、受益者負担の適正化にも配慮しつつ、積極的に、施設使用料、寄付金、特許実施料等の自己収入や競争的資金等の外部資金の確保や増加、活用等に努める。

独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業

務ごとに予算と実績を管理する。

また、運営費交付金の債務残高についても勘案しつつ予算を計画的に執行する。必要性がなくなったと認められる保有資産については適切に処分するとともに、重要な財産を譲渡する場合は計画的に進める。

## 6. その他業務運営に関する重要事項

### 6. 1 内部統制の充実・強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）等を踏まえ、理事長のリーダーシップのもと、コンプライアンス体制の実効性を高めるとともに、中長期的な視点での監査計画に基づき、監事との緊密な連携を図り、組織的かつ効率的な内部監査の着実な実施、監査結果の効果的な活用等により、内部統制を充実・強化する。

特に、研究活動等における不正行為及び研究費の不正使用の防止を含めた、研究所のミッション遂行の阻害要因となるリスクの評価や分析、適切な対応等を着実に進める。

### 6. 2 法令遵守、倫理の保持

研究開発成果の社会還元というミッションの実現にあたり、法令遵守や倫理に対する意識を高め、社会の中での信頼の確保に努める。

特に、研究活動等における不正行為及び研究費の不正使用の防止について、国が示した「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）等の遵守を徹底するとともに、再発防止のために研究所が策定し実施したアクションプラン等を踏まえつつ、引き続き適切な対応を行う。さらに、研究不正等に係る研究者等の意識の向上や、研究不正等の防止に向けた取組の社会への発信等を通じて、他の研究機関の模範となる取組を進める。

### 6. 3 業務の安全の確保

業務の遂行にあたっては、安全の確保に十分留意して行うこととし、業務の遂行に伴う事故の発生を事前に防止し業務を安全かつ円滑に推進できるよう、法令等に基づき、労働安全衛生管理を徹底する。

### 6. 4 情報公開の推進

適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）に基づき、適切かつ積極的に情報の公開を行う。

#### 6. 5 情報セキュリティの強化

サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づき策定された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成 28 年 8 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）を踏まえ、適切な対策を講じるための体制を強化するとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力を高めるなど、外部からの攻撃や内部からの情報漏えいの防止に対する組織をあげた対応能力の強化に取り組む。

それらの対策の実施状況を毎年度把握するとともに、サイバーセキュリティ対策本部が実施する監査において指摘される課題にも着実に対応し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の不断の改善を図る。

#### 6. 6 施設及び設備に関する事項

将来の研究の発展と需要の長期的展望に基づき、良好な研究環境を維持するため、研究所は、既存の研究施設及び中長期目標期間中に整備される施設の有効活用を進めるとともに、高経年化対策を含め、施設・設備の改修・更新・整備を計画的に実施する。

#### 6. 7 人事に関する事項

研究開発成果の最大化及び効果的かつ効率的な業務の実施のため、任期付職員の任期の見直しや無期雇用職の導入に係る人事制度改革を、流動性と安定性のバランスに配慮しつつ、着実に進める。また、クロスアポイント等も活用しつつ、多様で優秀な人材を確保するとともに、職員の能力向上、適切な評価・処遇による職員の職務に対するインセンティブ向上に努める。

# 国立研究開発法人理化学研究所に係る政策体系図 (別添1)

我が国で最高水準の自然科学全般に関する総合研究機関としての強みを活かし、科学技術基本計画等に掲げられる国家的な課題や社会的な課題に対応するとともに、新たなイノベーションの創出、成果の社会還元により、イノベーションシステムを牽引する中核機関である特定国立研究開発法人としての役割を果たし、科学技術の水準の向上及び研究成果の最大化を実現する。

## 【国の政策】

科学技術基本計画等に基づき以下の取組を実施。

- ・未来の産業創造と社会変革に向けた新たな価値創出の取組(超スマート社会の実現等)
- ・経済・社会的課題への対応(健康長寿社会の形成、地球規模課題への対応等)
- ・科学技術イノベーションの基盤的な力の強化(多様な人材の育成、能力・意欲を發揮できる環境の整備等)
- ・イノベーション創出に向けた好循環システムの構築(企業、大学等との連携強化、ベンチャーの創出強化等) 等

## 【個別法に定める業務】

- ・科学技術に関する試験及び研究の実施
- ・成果の普及及びその活用の促進
- ・研究所の施設及び設備の共用
- ・研究者及び技術者の養成及びその資質の向上 等

## 【特定国立研究開発法人としての使命】

- ・世界最高水準の研究開発成果の創出と普及・活用の促進
- ・イノベーションを強力に牽引する中核機関としての役割
- ・特措法第7条に基づく主務大臣による措置要求への対応 等

## 【本中長期目標期間における法人としての取組】

### 1. 研究開発成果を最大化し、イノベーションを創出する研究所運営システムの構築・運営

- ・理事長のリーダーシップによる研究所運営を支える体制・機能の強化
- ・世界最高水準の研究成果を生み出すための研究環境の整備や優秀な研究者の育成・輩出等
- ・関係機関との連携強化等による研究成果の社会還元促進
- ・我が国の持続的なイノベーション創出を支える新たな科学の開拓・創成

### 2. 国家戦略などに基づく戦略的な研究開発

### 3. 世界最先端の研究基盤の構築・運営・高度化

国立研究開発法人理化学研究所の評価に関する評価軸等について（案）

項目		評価軸	備考（関連する評価指標、モニタリング指標等）
3.1 研究開発成果を最大化し、イノベーションを創出する研究所運営システムの構築・運用	理事長のリーダーシップによる研究所運営を支える体制・機能の強化	○理事長のリーダーシップの下、研究開発成果を最大化し、イノベーションを創出するための、他の国立研究開発法人の模範となるような法人運営システムを構築・運用できたか。 ○特措法第7条に基づく主務大臣による措置要求に適切に対応できているか（該当事例があった場合のみ）。	<p>（評価指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国や社会からの要請の分析や、法人運営に係る適切な評価の実施と、これらを踏まえた理事長のリーダーシップによる法人運営の改善状況</li> <li>人事制度改革、多様で優れた人材の登用、女性や外国人等が働きやすい制度の整備及び運用、研究支援機能の構築などの、研究環境の整備状況</li> <li>国内外からの研究者の受け入れと育成・輩出の状況、学生の受入状況</li> <li>海外の研究機関等との連携状況</li> <li>研究成果の発信、アウトリーチ活動の取組状況</li> <li>組織対組織での産業界や大学との連携状況と、これによる研究成果の社会還元等の状況</li> <li>知的財産のマネジメント、ベンチャー創出・育成の進捗状況</li> <li>新たな科学の開拓・創成の取組状況と、これによる革新的シーズの創出等の成果等</li> </ul> <p>（モニタリング指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>無期雇用化した職員数</li> <li>研究者の外国人比率、女性比率、研究支援者等の数</li> <li>国内外から受け入れた若手研究者数、大学から受け入れた学生数</li> <li>学術論文誌への論文掲載数、論文の質に関する指標（Top10%論文数等）</li> <li>アウトリーチ活動の実施件数</li> <li>国内外の外部の研究機関等との連携数、連携プロジェクト数</li> <li>大型の共同研究等による民間企業からの資金受入状況、特許件数（出願、登録）、10年以上保有している特許の実施化率、研究所発ベンチャー数</li> <li>新たな科学の開拓・創成に係る、卓越した研究実績と高い識見及び指導力を有する研究者（主任研究員）の活動状況、組織・分野横断的な融合研究の実施件数等</li> </ul>
	世界最高水準の研究成果を生み出すための研究環境の整備や優秀な研究者の育成・輩出等		
	関係機関との連携強化等による、研究成果の社会還元促進		
	我が国の持続的なイノベーション創出を支える新たな科学の開拓・創成		
3.2 国家戦略等に基づく戦略的な研究開発	革新的知能統合研究	○科学技術基本計画等に挙げられた、我が国や社会からの要請に対応するための研究開発を、中長期目標・中長期計画等に基づき戦略的に推進できているか。 ○世界最高水準の研究開発成果が創出されているか。また、それらの成果の社会還元を実施できているか。 ○研究開発成果を最大化するための研究開発マネジメントは適切に図られているか。 ○特措法第7条に基づく主務大臣による措置要求に適切に対応できているか（該当事例があった場合のみ）。	<p>（評価指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中長期目標・中長期計画等で設定した、各領域における主要な研究開発課題等を中心とした、戦略的な研究開発の進捗状況</li> <li>世界最高水準の研究開発成果の創出、成果の社会還元</li> <li>研究開発の進捗に係るマネジメントの取組等</li> </ul> <p>（モニタリング指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学術論文誌への論文掲載数、論文の質に関する指標（Top10%論文数等）</li> <li>特許件数（出願、登録）、外部資金受入状況、連携数（共同研究等）等</li> </ul>
	数理創造研究		
	生命医科学研究		
	生命機能科学研究		
	脳神経科学研究		
	環境資源科学研究		
	創発物性科学研究		
	光量子工学研究		
加速器科学研究			

3.3 世界最先端の研究基盤の構築・運営・高度化	計算科学研究	<p>○中長期目標・中長期計画等に基づき、研究開発基盤の運用・共用・高度化・利活用研究の取組を推進できているか。</p> <p>○研究所として、高度化、利活用のための卓越した研究成果が創出されているか。また、それらの成果の社会還元を実施できているか。</p> <p>○研究開発基盤の外部への共用等を通じ、科学技術や経済社会の発展等に貢献する成果を創出できたか。</p> <p>○研究開発成果を最大化するための研究開発マネジメントは適切に図られているか。</p> <p>○特措法第7条に基づく主務大臣による措置要求に適切に対応できているか（該当事例があった場合のみ）。</p>	<p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期目標・中長期計画等で設定した、主要課題を中心とした、研究開発基盤の運用・共用・高度化・利活用研究の取組の進捗状況</li> <li>・高度化、利活用のための卓越した研究開発成果の創出、成果の社会還元</li> <li>・外部への共用等を通じた成果創出</li> <li>・研究開発基盤の運用・共用・高度化・利活用研究の進捗に係るマネジメントの取組等</li> </ul> <p>(モニタリング指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共用件数等</li> <li>・学術論文誌への論文掲載数、論文の質に関する指標（Top10%論文数等）</li> <li>・特許件数（出願、登録）、外部資金受入状況、連携数（共同研究等）等</li> </ul>
	放射光科学研究		
	バイオリソース研究		

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が  
達成すべき業務運営に関する目標  
(中長期目標)  
(案)

平成30年2月〇日

内 閣 府  
総 務 省  
文 部 科 学 省  
経 済 産 業 省



## 目 次

I. 政策体系における JAXA の位置付け及び役割	1
1. 宇宙政策の目標達成に向けた政策体系（宇宙基本計画における役割）	2
1. 1. 宇宙安全保障の確保	2
1. 2. 民生分野における宇宙利用の推進	3
1. 3. 宇宙産業及び科学技術の基盤の維持・強化	3
2. 研究開発計画における航空科学技術に関する役割	4
II. 中長期目標の期間	4
III. 宇宙航空政策の目標達成に向けた具体的取組	4
1. JAXA を取り巻く環境変化	4
2. JAXA の取組方針	6
3. 宇宙政策の目標達成に向けた宇宙プロジェクトの実施	8
3. 1. 衛星測位	8
3. 2. 衛星リモートセンシング	9
3. 3. 衛星通信	9
3. 4. 宇宙輸送システム	10
3. 5. 宇宙状況把握	11
3. 6. 海洋状況把握・早期警戒機能等	11
3. 7. 宇宙システム全体の機能保証	12
3. 8. 宇宙科学・探査	12
3. 9. 国際宇宙ステーション	13
3. 10. 国際有人宇宙探査	14
3. 11. 人工衛星等の開発・運用を支える基盤技術（追跡運用技術、環境試験技術等）	14
4. 宇宙政策の目標達成に向けた分野横断的な研究開発等の取組	15
4. 1. 民間事業者との協業等の宇宙利用拡大及び産業振興に資する取組	15
4. 2. 新たな価値を実現する宇宙産業基盤・科学技術基盤の維持・強化（スペース・デブリ対策、宇宙太陽光発電含む）	15
5. 航空科学技術	16
6. 宇宙航空政策の目標達成を支えるための取組	17
6. 1. 国際協力・海外展開の推進及び調査分析	17
6. 2. 国民の理解増進と次世代を担う人材育成への貢献	18

6. 3. プロジェクトマネジメント及び安全・信頼性の確保	18
6. 4. 情報システムの活用と情報セキュリティの確保	19
6. 5. 施設及び設備に関する事項	19
7. 情報収集衛星に係る政府からの受託	19
IV. 業務運営の改善・効率化に関する事項	19
V. 財務内容の改善に関する事項	20
VI. その他業務運営に関する重要事項	21
1. 内部統制	21
2. 人事に関する事項	21

別添 1 政策体系図

別添 2 評価軸及び関連指標

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第35条の4第1項の規定により、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定める。

## **I. 政策体系における JAXA の位置付け及び役割**

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成14年法律第161号。以下「JAXA法」という。）において、JAXAは、宇宙科学に関する学術研究及び宇宙航空に関する基礎・基盤的な研究開発並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用等の業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることとされている。

また、宇宙分野の研究開発及び利用に関しては、JAXA法第19条において、主務大臣がJAXAの中長期目標を定め、又は変更するに当たっては、宇宙基本法（平成20年法律第43号）第24条に規定する宇宙基本計画（以下「宇宙基本計画」という。）に基づかなければならないこととされている。さらに、航空分野に関しては、第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）に対応する研究開発計画（平成29年2月文部科学省科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会。以下「研究開発計画」という。）において重点的に実施すべき研究開発の取組等が定められている。

我が国における宇宙航空分野の研究開発及び利用の重要性は次のとおりである。現在、宇宙空間は、我が国の安全保障の基盤として、情報収集や位置の確認、指揮統制等に活用され、非常に重要な役割を果たすとともに、測位、通信・放送、気象観測、防災等の国民生活や社会経済活動を支えるインフラとしての利用も定着しつつあり、また、地球規模課題の解決や人類の知的資産の創出にも貢献するなど、宇宙開発利用は安全・安心で豊かな社会の実現のために必要不可欠なものとなっている。今後、宇宙開発利用がますます国の成長と発展に強固に結びついていく中で、我が国は、これまで以上に宇宙分野における研究開発及び利用を強力に推進していく必要がある。また、航空分野は我が国の成長分野の1つとして期待されており、国際競争力を強化し、我が国の航空産業の飛躍的な成長に貢献するため、安全性、環境適合性及び経済性の向上等に資する技術の高度化や革新的技術の創出につながる研究開発に取り組む必要がある。

さらに、我が国及びJAXAは第1期及び第2期中期目標期間において、主に宇宙科学技術水準の向上を目指してきた。そのような中、第3期中期目標期間には、宇宙科学技術全般が実社会において幅広く役立つ段階にまで到達し、宇宙開発利用が国の成長・発展に直結するようになった。このような変遷において、JAXA

は我が国の宇宙航空政策の主体としてロケット・人工衛星の開発・運用、有人宇宙開発、宇宙科学・探査、航空科学技術の各分野、宇宙航空産業の発展等において多くの実績を上げてきた、世界トップレベルの研究開発能力及び技術・知見を有する組織である。これらを踏まえ、第4期中長期目標期間において、我が国がより一層、安全保障分野や民生分野等での宇宙航空技術の活用に取り組むに当たり、JAXA は社会に対して積極的な企画・提案を行い新たな価値を生み出すことを通じて、これまで以上に中心的役割を果たしていくことが期待されている。

以上の JAXA の位置付け、宇宙航空分野における研究開発及び利用の必要性や JAXA への期待を踏まえ、特に宇宙基本計画及び研究開発計画における JAXA の役割を次のとおり整理する。

## 1. 宇宙政策の目標達成に向けた政策体系（宇宙基本計画における役割）

宇宙基本計画（平成28年4月1日閣議決定）において、我が国の宇宙政策の目標として、「宇宙安全保障の確保」、「民生分野における宇宙利用の推進」、「宇宙産業及び科学技術の基盤の維持・強化」の3つが掲げられており、具体的アプローチとして、当該政策目標を達成するための具体的取組が工程表とともに示されている。

宇宙基本計画の中で、JAXA は、「政府全体の宇宙開発利用を技術で支える中核の実施機関」と位置付けられており、以上の3つの政策目標及び工程表の実現に向けて、基盤的な研究開発等により技術力を高め、着実に各プロジェクトを実行し、その成果を社会に展開することが求められている。

今般、本政策目標を達成するための JAXA の役割を当該政策目標ごとに以下のとおり確認する。

### 1. 1. 宇宙安全保障の確保

我が国の安全保障環境が一層厳しさを増している中、安全保障能力を強化していくためにも、宇宙を効果的に活用していくことが必要とされている。宇宙空間の安全保障上の重要性が増大する一方で、スペース・デブリの増加や対衛星攻撃等の宇宙空間の安定的利用を妨げる脅威・リスクが深刻化しており、宇宙空間の安定的利用を確保していくことは喫緊の課題となっている。このため、宇宙基本計画では、宇宙空間の安定的利用の確保、宇宙を活用した我が国の安全保障能力の強化等が政策目標として掲げられ、具体策が工程表において示されている。

これを踏まえ、JAXA は、宇宙空間の状況把握やスペース・デブリの脅威・リスクに対処するための研究開発や政府による宇宙利用に関する国際ルール作りへの協力等により、宇宙空間の安定的な利用の確保に貢献する。また、JAXA は、測位、通信、情報収集等のための宇宙システムを我が国の外交・安全保障政策等

においてこれまで以上に活用可能なものとするべく、その高度化を達成するための研究開発及びそれらを支える宇宙輸送システム等の安定的運用により我が国の安全保障能力の強化に貢献する。

## 1. 2. 民生分野における宇宙利用の推進

エネルギー問題、気候変動問題等の地球規模の課題が顕在化している中で、「広域性」、「同報性」等の特長を有する宇宙システムが地球規模課題の解決に果たす役割は増大しつつある。また、宇宙分野の最先端の技術や宇宙データは我が国産業全体の新たな価値の創造等に大きく貢献するものである。このため、宇宙基本計画では、宇宙を活用した地球規模課題の解決と安全・安心で豊かな社会の実現、関連する新産業の創出を政策目標として掲げ、具体策を工程表において示している。

これを踏まえ、JAXA は、リモートセンシング衛星等の各種宇宙システムの活用や利用促進を通じ、地球規模課題の解決に貢献するとともに、大規模災害等への対応に役立てることにより、我が国の国民生活の向上に貢献する。また、政府や民間事業者と連携し、衛星技術の高度化と衛星データの安定的供給、幅広い産業での利用を見据えたビッグデータとしての管理・提供、その他利用拡大のための取組を進めることにより、新サービス・新産業の創出に貢献する。この際には、我が国の地理空間情報政策との連携にも留意しながら取組を進める。

## 1. 3. 宇宙産業及び科学技術の基盤の維持・強化

我が国の宇宙機器産業の市場は官需が大半を占め、限られた市場の中では十分な収益を確保できず国際競争力も低下するなど、我が国の宇宙産業基盤は揺らぎつつある。また、利用ニーズと技術シーズの有機的サイクルの形成を意識した先端的な研究開発を行い、その成果を安全保障・産業振興等につなげていくことが必要とされている。このため、宇宙基本計画では、宇宙産業基盤の維持・強化、価値を実現する科学技術基盤の維持・強化を図っていくことを政策目標として掲げ、具体策を工程表において示している。

これを踏まえ、JAXA は、我が国の宇宙活動の自立性確保に向けて、宇宙産業基盤を維持・強化するため、人工衛星等を利用した新たな国内需要の拡大に貢献し、我が国の宇宙産業の国際競争力を強化するとともに、その国際展開に向け、政府や民間事業者と連携し、諸外国との国際協力を拡大する。また、JAXA は、我が国の安全保障能力の強化、産業の振興、国民生活の向上、宇宙科学・探査の発展等の観点から、ニーズに応えた価値を実現する科学技術基盤の維持・強化に貢献する。

## 2. 研究開発計画における航空科学技術に関する役割

航空科学技術については、研究開発計画に基づき、我が国の航空産業の振興、国際競争力向上という目標に貢献するため、社会からの要請に応える研究開発、次世代を切り開く先進技術の研究開発及び航空産業の持続的発展につながる基盤技術の研究開発を推進する役割が JAXA に求められている。

(別添 1) 政策体系図

## II. 中長期目標の期間

中長期目標の期間は、平成 30 年 (2018 年) 4 月 1 日から平成 37 年 (2025 年) 3 月 31 日までの 7 年間とする。

## III. 宇宙航空政策の目標達成に向けた具体的取組

通則法第 35 条の 4 第 2 項における「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」を定める。III. 1 項及び III. 2 項については、III. 3 項以降の事項に取り組むに当たっての環境変化及び方針を記載するものである。このため、法人評価は III. 3 項以降において行う。また、本事項の項目は、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定)に従い、宇宙政策の目標達成に向けた宇宙プロジェクトの実施、宇宙政策の目標達成に向けた分野横断的な研究開発等の取組、航空科学技術、宇宙航空政策の目標達成を支えるための取組及び情報収集衛星に係る政府からの受託を JAXA の主要な事業と捉え、それぞれを一定の事業等のまとまりとして設定する。

評価については、国際的水準や社会情勢等を考慮するとともに、当初意図したものと異なる成果も含め、研究開発の過程で得られた成果や目的達成のために行った取組や工夫についても適切に評価することに留意しつつ、別添 2 に掲げる評価軸及び関連指標に基づいて実施する。

本事項においては、JAXA を取り巻く環境変化を示すとともに、これを踏まえて各事業を推進するに当たり JAXA が目指す大局的な方向性を確認する。その後、当該方向性に沿って具体的な事業ごとに目標を設定する。

### 1. JAXA を取り巻く環境変化

I 項において整理された政策体系における JAXA の位置付け及び役割を踏まえた上で、JAXA を取り巻く環境の変化を次に示す。

- 宇宙空間は、安全保障の基盤として、情報収集や位置の確認、指揮統制等に活用され、宇宙システムの利用なしに、現代の安全保障は成り立たなくなっている。このように宇宙空間が安全保障上重要になる一方で、宇宙活

動国の増加等により、宇宙空間が混雑化するとともに、宇宙空間におけるスペース・デブリ等の脅威・リスクが高まっている。これらのことから、宇宙空間の安定的利用の確保の必要性が一層増している。

また、グローバル化の進展により世界各国において経済活動が活発化してきた反動により顕在化した、エネルギー問題、気候変動問題、環境問題、食料問題、大規模自然災害等の地球規模課題の解決や、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際共通的な課題への取組が重要となってきた。さらに、安全・安心な社会の確立に向けて、昨今頻繁に発生する災害への対策や防災・減災に係る取組も非常に重要となってきた。

- 我が国の宇宙機器産業は国内官需が大部分を占め、事業規模についても、先行する海外企業に比べて必ずしも十分な国際競争力を有していない。欧米では、新たなベンチャー企業が参入し、ベンチャー企業ならではの迅速な経営判断や短い開発サイクル、コスト競争力などを武器に、公的機関からの技術移転等の支援も受けながら急成長しており、新たなプレイヤーの参入により世界的に競争は激化しつつある。さらに、宇宙利用産業については、欧米では人工知能（AI）、Internet of Things（IoT）、ビッグデータ等の情報通信技術を活用して、様々な分野の課題に対し、衛星データを活用したソリューションを提供する事業者などが多く出現しているが、我が国は欧米に比べて事業者が少ない状況にある。また、衛星の小型化、低コスト化に伴い、複数の小型衛星による通信網や地球観測網を整備して新しいビジネスを展開する事業者も現れている。さらには、スペース・デブリ除去等の軌道上サービスや宇宙旅行、宇宙資源探査等の従来にはない全く新しいビジネスを計画している事業者もいる。我が国では、民間事業者の宇宙活動の進展に伴い、宇宙二法<sup>1</sup>が平成 28 年 11 月に成立するとともに、宇宙産業全体の市場規模拡大を目標とした「宇宙産業ビジョン 2030」が平成 29 年 5 月に策定され、民間事業者が主体となって宇宙活動を実施できる環境が整いつつあり、今後宇宙産業の活発化が期待されている。これらのことから、JAXA においても宇宙産業振興や国際競争力強化の取組の一層の推進により、国内需要に加えて、国外の需要にも応え、新たな市場を開拓していくことが重要となってきた。さらに、科学技術基本計画を踏まえ、オープンイノベーションの仕組みの強化等を通じた研究開発成果の産業界への橋渡しや社会実装に対する期待が高まっており、国立研究開発法人において、それらにスピード感を持って応える必要性が生じてきた。
- 宇宙科学・探査分野においても、中国やインドを始めとする新興国や民間

<sup>1</sup> 「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」及び「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律」

企業等の台頭が進んできており、同分野における我が国の存在感や技術的優位性が揺らぎつつある。そのような状況において、我が国が同分野において引き続き世界一級の研究成果を生み出し続けるとともに、次の大型国際共同計画として、各国が協調した国際宇宙探査計画が議論されており、我が国としても、深宇宙探査のインフラ構築等において不可欠でキーとなる技術のうち、我が国として優位性が見込まれる技術や波及効果が大きく今後伸ばしていくべき技術を戦略的に担うことで、我が国の国際的プレゼンスを維持することが期待されている。

- 航空科学技術分野において、世界の航空機市場が飛躍的な成長を見せる中、我が国としても航空産業は重要な成長産業であり、航空科学技術は国家戦略上重要な基幹技術として位置付けられている。一方で、現在の民間航空機については、安全性の向上、低騒音化などを含む環境適合性の向上、燃費の改善をはじめとする経済性の向上が求められている。さらに、航空科学技術を長期にわたり高めていくための先進技術や、航空産業の持続的な発展に必要な基盤技術の維持・強化も求められている。これらの要求を踏まえ、JAXAは、他国よりも優位な技術を早急に獲得すること等により、我が国の航空産業の振興、国際競争力強化に貢献することが求められている。

## 2. JAXA の取組方針

JAXA を取り巻く環境の変化を踏まえ、本中長期目標期間において、宇宙基本計画及び研究開発計画で示された具体的施策を引き続き着実に実行することに加え、宇宙基本計画及び研究開発計画で示された我が国の宇宙航空政策の目標を見据えた4つの取組方針を定める。

### (1) 安全保障の確保及び安全・安心な社会の実現

宇宙空間の安定的な利用の確保のための国際的な取組を先導及び推進する。宇宙システムの機能保証（ミッション・アシュアランス）への貢献をはじめとする安全保障分野におけるニーズに応えた取組の充実、防災・災害対策などの安全・安心な社会の実現等に資する研究開発や基盤の維持・強化のための取組等を推進する。

具体的には、宇宙システムの安定的利用を図るため、防衛省をはじめとした安全保障関係機関と連携し、宇宙システム全体の機能保証に関する政府の検討や宇宙利用に関する国際ルールづくりを支援するとともに、宇宙状況把握能力の確保及び向上やスペース・デブリ対策等に取り組む。また、世界的な衛星測位技術の発展等を踏まえた我が国の測位システムを支える技術の研究開発、抗たん性向上やデータの大容量伝送に貢献する光衛星間通信技術等の衛星通信



の高度化に向けた研究開発、海洋の状況把握、防災・災害対策、地球規模課題解決等に資する先進的な地球観測衛星等の研究開発及び衛星データ利用、情報収集衛星の着実な研究開発（受託事業）等を進め、測位、通信、情報収集等のための宇宙システムの安全保障への一層の活用にも貢献する。さらに、自立的宇宙輸送能力の継続的確保及び向上を図るため、基幹ロケットの着実な運用と新型基幹ロケット（H3ロケット）の着実な開発を進める。また、防衛省をはじめとした安全保障関係機関との連携を強化するため、継続的かつ安定的に相互の意見交換や情報共有等を行うための仕組みづくり等の取組の充実に努める。

## （２）宇宙利用拡大と産業振興

民間事業者等との協働や技術面での支援・助言等による新たな事業の創出等の宇宙利用の拡大に向けた取組を主体的に推進する。また、宇宙産業における国際競争力の強化に資する研究開発等を推進する。

具体的には、民間事業者等と協働で行う事業の強化やオープンイノベーションに係る取組の強化、各種宇宙実証機会の提供、日本実験棟「きぼう」の利用促進等の推進により、宇宙利用拡大や産業振興等を進める。また、利用者のニーズに対応した衛星データの提供や利便性の向上等によりデータ利用拡大を進め、新サービス・新産業の創出や地球規模課題解決等に貢献する。H3ロケットや次世代通信衛星の研究開発、政府の宇宙関連施策への協力等の宇宙産業の国際競争力強化や産業基盤の維持・強化のための取組を進める。また、我が国の宇宙産業における人的基盤を強化する観点からも、民間事業者等との相互の人材交流等の人材流動性を高めるための取組を推進する。

## （３）宇宙科学・探査分野における世界最高水準の成果創出及び国際的プレゼンスの維持・向上

世界最高水準の科学成果の創出を目指し宇宙科学研究を推進するとともに、宇宙探査活動、有人宇宙活動を推進することで我が国の国際的プレゼンスの維持・向上に貢献する。

具体的には、宇宙基本計画に定める各プロジェクトを他機関と連携して推進するとともに、国際宇宙探査に向けてオープンイノベーション等の仕組みも活用しつつ探査に必要な研究開発を推進することを通じて、国際宇宙探査における主導権の確保を目指す。

また、長期的な視野から革新的な技術シーズの創出を目指す先端的な研究開発にも積極的に取り組むなど、科学技術基盤の維持・強化に取り組む。

## （４）航空産業の振興・国際競争力強化

我が国の航空産業の振興、国際競争力強化を目指した次世代を含めた航空機の安全性・環境適合性・経済性の向上等の社会からの要請に応える研究開発、次世代を切り開く先進技術や航空産業の持続的発展につながる基盤技術の研究開発を推進する。

具体的には、オープンイノベーションを推進する仕組みも活用しつつ、次世代エンジン技術、低騒音機体技術等の研究開発、将来に向けた静粛超音速機統合技術の研究開発、数値シミュレーション等の基盤技術の向上等を通じて、我が国の航空産業の振興、国際競争力強化に貢献する。

宇宙基本計画及び研究開発計画に示された具体的施策及び上述の取組方針を実行するとともに、新たな事業を創出する先導的な研究開発や宇宙航空事業の推進に必要な人材及び設備等の基盤の充実並びに国際連携及び国民の理解増進に係る活動の強化を図り、社会に対するアウトカムを見据えた積極的な企画・提案を行う。これらを通じ、JAXA は社会を科学・技術で先導し、新たな価値を創造する組織へと自らを変革し、我が国の宇宙航空政策の目標達成に貢献することを目指す。また、当該目標の達成に当たっては、内外の関係機関等との資金面を含む適切な役割分担や協力等により、その成果の最大化を目指す。

以下に各項目について、4つの取組方針を踏まえた具体的目標を設定する。

### 3. 宇宙政策の目標達成に向けた宇宙プロジェクトの実施

前項における JAXA の取組方針を踏まえ、以下の取組を実施する。なお、個々のプロジェクトの実施に当たっては、将来の安全保障、産業動向、科学技術、国際情勢等の環境変化を踏まえ、JAXA の能力を最大限に発揮できるよう柔軟に対応していくものとする。

#### 3. 1. 衛星測位

衛星測位は、安全保障に大きく貢献するほか、国民生活・社会経済活動を支える極めて重要なインフラとなっている。その重要性から、我が国を含む主要国において、独自に測位衛星の開発・整備や高精度化をはじめとする衛星測位技術の高度化が進められており、国際的な競争が激化している状況にある。また、社会にとって重要なインフラとなる一方で、妨害電波等の脅威・リスクも増大しており、安定的に測位情報を提供するためにも抗たん性強化が求められている。

我が国において整備している準天頂衛星は、アジア・オセアニア地域もカバーしており、国内外において利活用拡大を進めるためにも、海外の技術動向や国内外のニーズを踏まえつつ、測位技術の高度化を戦略的かつ継続的に進めていくことが重要となる。

このため、我が国の安全保障の確保及び産業の振興への貢献の観点から、世界的な衛星測位技術の発展や政府及び民間のニーズ、海外展開ニーズ等を踏まえつつ、我が国の測位システムの高度化、高精度測位配信サービスの実現、抗たん性強化等を念頭に、先進的な研究開発を行うことにより、我が国の測位システムを支える技術の向上を図り、当該システムの発展に貢献する。

### 3. 2. 衛星リモートセンシング

先進的なリモートセンシング衛星の研究開発、運用、利用等を通じて、社会における諸課題に以下のとおり対応する。なお、人工衛星を使用した海洋状況把握及び早期警戒機能等に関する取組については、Ⅲ. 3. 6 項において目標を定める。

安全・安心な社会の実現に向けた防災・災害対策について、利用ニーズに対応した衛星データを防災機関や自治体等へ迅速かつ正確に提供し、避難勧告の発出等の減災に直結する判断情報として広く普及させることによって、実際の人命保護・救助や財産保護等に一層貢献する。また、国土管理及び海洋観測に資する衛星データの利用を促進し、安全・安心な社会の実現に貢献する。さらに、衛星データを適切に国外へ提供し、海外における災害被害の軽減と海外との相互支援・互惠関係の構築に貢献する。

また、地球規模課題の解決に向けた気候変動対策について、国内外のユーザに対し同対策に一層貢献できる気候変動関連の衛星データの提供を行い、政府の方針に基づく気候変動対策への協力や国際協力を推進することにより、衛星データが気候変動対応活動の判断指標や評価指標として定着することを目指す。

産業振興及び公共的な衛星利用分野の拡大に資するため、既存事業の高付加価値化や新サービス、新産業の創出への将来的な貢献を見据えた上で、民間事業者や政府機関等と積極的に連携してAI等の革新技术も活用しつつ、衛星データの処理・分析等に係る研究開発を行い、衛星データの利便性を向上させることで衛星データの利用を促進する。

衛星により取得した各種データについて、政府の方針、海外の動向等を踏まえ、政府や民間事業者等と連携し、幅広い産業での利用を見据えてビッグデータとして適切な管理・提供を行う。また、政府の方針等を踏まえ、衛星の各機能の統合利用の検討等も含む先進的な衛星関連技術の研究開発を行う。これらの取組により、宇宙利用の拡大や産業の振興に貢献する。

### 3. 3. 衛星通信

衛星通信は、安全保障関係機関の迅速な情勢判断や指揮に資する情報共有手段として活用されるなど安全保障にとって重要となる一方で、傍受や通信妨害

などの脅威・リスクも増大しており、安定的な通信を確保していくためにも通信の秘匿性や抗たん性の向上が必要とされている。また、衛星通信は、国民生活・社会経済活動においても不可欠な存在となっており、近年の通信大容量化等のニーズに対応して、衛星通信技術の高度化が求められている。商業通信衛星市場は世界の衛星市場の大半を占め、今後も新興国の需要拡大も含め将来の市場成長が見込まれることから、通信衛星システムの海外展開は我が国の経済成長に大きく貢献し得るものである。しかし、大容量通信衛星の技術開発について、我が国の国際競争力は欧米に比べ劣後しており、我が国の商業通信衛星シェアも低い状況にある。また、小型衛星通信網による新たなビジネスも計画されており、その動向にも注視していく必要がある。

このため、我が国の安全保障や産業の振興の観点から、衛星通信技術に関する先進的な研究開発等を行う。製造事業者のみならず最終的なユーザとなる衛星通信サービス事業者とも連携して、世界的な技術開発、ビジネス動向及び利用ニーズの把握に努め、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）をはじめとする官民関係者との適切な役割分担の下、研究開発を行う。これらの取組により、我が国の先進的かつ革新的な衛星通信システムを実現し、衛星通信技術の国際競争力を強化することで、2020年代における世界の商業通信衛星市場において、我が国の民間事業者が現状より多くのシェアを獲得することに貢献する。

また、我が国の安全保障の確保及び産業の振興への貢献を目指し、データ伝送の秘匿性向上も念頭に光衛星間通信技術の研究開発及び実証を行い、大容量のデータ伝送を実現する。

### 3. 4. 宇宙輸送システム

我が国の安全保障の確保への貢献の観点から、宇宙輸送システムは、我が国が必要とする時に、必要な人工衛星等を、自立的に宇宙空間に打ち上げるために不可欠な手段であり、基幹ロケット及び当該産業基盤の維持・発展に向けた継続的な取組により宇宙輸送能力を切れ目なく保持する。

現行のH-IIA/H-IIBロケットについて、継続的な信頼性の向上や基盤技術の維持、射場設備を含む施設設備の適切な維持管理等により、世界最高水準の打上げ成功率とオンタイム打上げ率を維持しつつ、国内外の衛星打上げ需要に確実に対応する。

さらに、現行のH-IIA/H-IIBロケットと比して、より多様なユーザのニーズに対応し、打上げ費及び設備維持費が安価なH3ロケットを開発するとともに、民間事業者による衛星打上げサービスへの移行を速やかに完了し、我が国の自立的な打上げ能力の拡大及び国際競争力の強化を図る。開発完了後も、射場設備を含む施設設備の適切な維持管理等により、継続的な打上げ成功に貢献する。また、

H3ロケットの開発と並行して、我が国の宇宙輸送技術の継続的な向上のための研究開発を推進し、我が国の宇宙事業の自立性の維持、国際競争力強化及び経済性の向上に貢献する。

戦略的技術として重要な固体燃料ロケットシステムであるイプシロンロケットについては、継続的な信頼性の向上や基盤技術の維持、施設設備の適切な維持管理等により着実な打上げを続けるとともに、H3ロケットとの部品の共通化等、シナジー効果を発揮する開発及び飛行実証を行い打上げ費を低減する。これらの取組により、国際競争力を強化し、国内外の多様な需要に柔軟かつ効率的に対応できるよう民間事業者による衛星打上げサービスへの移行を完了する。

また、上述の取組と並行して、産業振興の観点から、ロケット開発に取り組む他の民間事業者等への支援を行う。

### 3. 5. 宇宙状況把握

国民生活・社会経済活動の維持及び我が国の安全保障の確保の観点から、宇宙空間の持続的・安定的利用の確保が我が国の重要な課題と認識されてきたことやスペース・デブリの増加等に鑑み、宇宙基本計画において平成30年代前半までに宇宙状況把握（SSA）運用体制を構築することとされている。さらに、SSAを活用した宇宙交通管制（STM）などの新たな議論が行われている。これを踏まえ、関係政府機関が一体となったSSA運用体制の構築に貢献するため、保有するSSA関連施設の整備・運用及びより一層のSSA能力向上に向けた研究開発を行うとともに、関係機関との連携を通じ、JAXAの有する技術や知見等の共有を図る。本取組により、安全保障分野や民生利用分野における宇宙空間の持続的・安定的な利用の確保に貢献することを通して、我が国の安全保障の確保に貢献する。

### 3. 6. 海洋状況把握・早期警戒機能等

我が国の領海及び排他的経済水域内での外国漁船による違法操業、深刻化する気象災害、海域で発生する地震や津波、海洋汚染など、海洋における様々な人為的又は自然の脅威・リスクが顕在化しており、海洋状況把握（MDA）によりこれらの脅威・リスクに対応していくことは、我が国の海洋政策・国家安全保障政策等における喫緊かつ今後ますます重要となる課題である。

このため、防衛省や海上保安庁をはじめとする安全保障関係機関と連携し、以下の取組により我が国の安全保障の確保に貢献する。

海洋状況把握について、安全保障関係機関と連携し、政府の検討を支援するとともに、先進的な地球観測衛星、船舶に関する情報を衛星から取得するための船舶自動識別装置（AIS）、関連するデータ処理・解析技術に係る研究開発・運用及び衛星データ利用の推進を通じ、我が国の海洋状況のより詳細な把握に貢献

する。

早期警戒機能等について、安全保障関係機関と連携し、要素技術に係る政府の有効性実証の支援を行うとともに、我が国の早期警戒能力の確保に向けた民生技術などの幅広い技術の活用可能性を含む今後の在り方に関する政府の検討を踏まえ、将来必要となる要素技術に係る研究開発等を推進する。

安全保障関係機関との連携を深め、将来的な安全保障分野での宇宙の利用ニーズを捉えた研究開発を推進する。

### 3. 7. 宇宙システム全体の機能保証

安全保障や国民生活・社会経済活動における宇宙システムへの依存度が高まる一方で、宇宙システムに対する脅威・リスクが増大しており、宇宙空間の安定的利用を確保することが喫緊の課題となっている。宇宙空間における異変が我が国の安全保障等に悪影響を及ぼすことを防ぐため、我が国の人工衛星や地上設備などの宇宙システム全体の機能保証の強化の必要性が高まっている。

これを踏まえ、宇宙システム全体の機能保証について、内閣府や防衛省をはじめとする安全保障関係機関と連携し、政府の検討に対し、機能保証の観点から宇宙システムの開発や運用に関する知見を提供するなどの技術的な支援を行い、我が国の宇宙システム全体の機能保証に貢献する。また、機能保証と密接な関係にある我が国の将来の射場や即応型小型衛星等の在り方に関する政府の検討についても技術的な支援を行う。

また、政府の検討を踏まえ、我が国の安全保障や国民生活・社会経済活動等に重要な役割を果たすJAXAが保有する宇宙システムの脆弱性評価を行うとともに、その結果を踏まえた必要な取組を進める。

### 3. 8. 宇宙科学・探査

宇宙科学・探査に関する研究の推進により、英知を結集して人類共通の知的資産を創出するとともに、宇宙空間における活動領域の拡大を可能とする革新的・萌芽的な技術の獲得を通じた新たな宇宙開発利用の開拓を目指し、世界最高水準の成果創出及び我が国の国際的プレゼンスの維持・向上に貢献する。

上述の目標の実現に当たっては、他機関と連携して、宇宙基本計画にて定める「戦略的中型計画」、「公募型小型計画」、「多様な小規模プロジェクト」の各機会を活用し、人工衛星・探査機及び観測ロケットや大気球等の小型飛翔体の着実な開発と運用により、世界最高水準の科学的成果を創出する。

宇宙科学・探査ミッションの遂行及び研究に当たっては、大学共同利用システムを通じたボトムアップを基本として、国際宇宙探査との連携も考慮した上で、長期的な視点に立って戦略的に成果を得られるようプログラム化も行いつつ推進する。また、プロジェクトの創出及び実施に当たっては、大学共同利用システ

ムの下で大学を含む外部機関等との連携を強化する。

また、上述の取組を通じて得た研究開発成果について、民間事業者等との連携等による産業振興への貢献をはじめとした社会還元に努める。

なお、宇宙科学に関する研究は長期的な視点での取組が必要であることから、人材育成をはじめとした必要な施策を進め、研究開発を担う人材を積極的かつ継続的に確保する。

さらに、大学院教育への協力を行い、宇宙航空分野にとどまらず産業界を含む幅広い分野で活躍する人材の育成に貢献する。

### 3. 9. 国際宇宙ステーション

日米協力をはじめとした多国間の国際協力関係の象徴として、我が国は、有人宇宙技術の獲得やイノベーションの創出及び産業の振興、科学的知見の創出、我が国の国際的プレゼンスの維持・向上への貢献等を目的に国際宇宙ステーション（ISS）計画へ参画し、国際協働による有人宇宙活動において中核的な役割を担ってきた。今後は、民間事業者を含む多様なプレイヤーによる有人宇宙活動が拡大していく方向性を踏まえ、イノベーションの創出や産業の振興、国際競争力のある有人宇宙技術の獲得による我が国の国際的プレゼンスの維持・向上等への貢献に重点化し、費用対効果を向上させつつ、以下の取組を行う。

日米オープン・プラットフォーム・パートナーシップ・プログラム（JP-US OP3）に基づき、ISS計画の成果の最大化を図り、日米協力関係の強化に貢献する。

日本実験棟（JEM）「きぼう」が持つ微小重力環境での実験機会を利用して科学的・学術的成果の創出を促進するとともに、船外プラットフォーム等を利用した宇宙実証機会の利用・提供を通じて、我が国の国際的プレゼンスの維持・向上、産業の振興、国民生活の向上等に貢献する。さらに、2020年までに、大学や民間事業者等とのより一層の連携強化を通じて「きぼう」が科学技術イノベーションを支える研究開発基盤として産学官で幅広く利用されることを目指す。

これらの取組を通じ、宇宙利用の拡大及び産業の振興の観点から、「きぼう」を利用したサービスが民間事業者等の事業として自立することを目指す。さらに、国際的動向を踏まえ、地球低軌道有人宇宙活動の2025年以降の在り方や可能性について、検討を進める。

宇宙ステーション補給機（HTV）「こうのとり」を高度化させ、将来への波及性の高い新たな宇宙機を開発することで、ISSへの輸送能力の向上と運用コストの低減を実現するとともに、ISS物資輸送機会を活用した技術実証機会の提供を実現することで、我が国の効率的な有人宇宙活動の実現、産業の振興等に貢献する。

「きぼう」・「こうのとり」等の運用や日本人宇宙飛行士の活躍を通じ、ISS計画において基幹的な役割を引き続き果たすとともに、我が国を通じたISS利用

機会の提供を海外に広げる。これらを通じ、ISS参加国にとどまらず、アジア諸国や国連等から高い評価を獲得し、我が国の国際的プレゼンスの維持・向上に貢献する。

ISSにおいて、国際競争力のある有人宇宙滞在及び探査技術の実証を推進することで、国際協調による将来の有人宇宙活動等への参画を可能とし、日本の主導権の確保を目指す。

### 3. 10. 国際有人宇宙探査

日米協力関係の強化をはじめとする国際協調を基本として、人類の活動領域を拡大する「国際宇宙探査（有人探査のために先行して行われる無人探査も含む。）」に我が国が重要な役割をもって参画することにより、地球低軌道より遠方の深宇宙における我が国の主導権、発言権を強化し、新たな国際協調体制やルール作りに当たって、我が国がイニシアティブを発揮することを目指す。

米国が構想する月近傍の有人拠点構築への参画や、国際協力による月への着陸探査活動の実施などを念頭に、国際的なプログラムの具体化が図られるよう、主体的に技術面を含めた我が国の計画の検討を進めるとともに、我が国として優位性や波及効果が見込まれる技術（深宇宙補給技術、有人宇宙滞在技術、重力天体離着陸技術、重力天体表面探査技術）の実証に、宇宙科学・探査における無人探査と連携して取り組む。

これらの活動により、ISS パートナーとの関係の一層の強化、新しいパートナーとの関係の構築、我が国の国際的プレゼンスの維持・向上、世界最高水準の科学的成果及び獲得した技術の波及による産業の振興に貢献する。

### 3. 11. 人工衛星等の開発・運用を支える基盤技術（追跡運用技術、環境試験技術等）

人工衛星等の安定的な運用や確実な開発に必要な基盤技術である追跡運用技術、環境試験技術等について、次の取組を行い、我が国の宇宙政策の目標達成に貢献する。

追跡運用技術等について、人工衛星の追跡管制及びデータ取得のためのアンテナ等の施設設備の維持・運用により人工衛星の確実なミッション達成に貢献する。さらに、追跡運用技術の研究開発等を通じ、追跡管制及びデータ取得のためのシステムのより一層の性能・機能向上や効率化を実現し、我が国の安全保障の確保や産業の振興等に貢献する。

JAXAの人工衛星、ロケット、航空機等で必要とされる無線局について、国際及び国内の周波数利用の規則に基づき許認可を確実に取得し、各ミッション達成に貢献する。



保有する環境試験設備について、人工衛星等の安定的運用や確実な開発に向けて適切に維持・運用し、環境試験を着実に遂行することで、確実なミッション達成に貢献する。また、環境試験技術の研究開発等を通じ、環境試験のより一層の効率化を進めることで人工衛星等の開発の効率化を目指し、我が国の安全保障の確保や産業の振興等に貢献する。さらに、培った環境試験技術の他産業への展開及び設備の産業界への供用促進を行い、技術・設備の利用拡大・社会還元を図る。

#### 4. 宇宙政策の目標達成に向けた分野横断的な研究開発等の取組

##### 4. 1. 民間事業者との協業等の宇宙利用拡大及び産業振興に資する取組

宇宙利用の拡大及び産業の振興の観点から、民間事業者等と適切な役割分担に基づいたパートナーシップを結び、協働で研究開発を推進するとともに、産業界の動向も踏まえて異分野の技術を融合したオープンイノベーションに係る取組を進め、民間資金等の活用を図りつつ、民間事業者を主体とする新たな宇宙関連事業の創出、宇宙分野に閉じることのない技術革新を目指す。

また、JAXAの研究開発成果の社会還元を民間事業者等と連携しつつ積極的に推進することで、ベンチャービジネス等の新たな事業の創出を実現するとともに、宇宙産業を担う人材の育成にも貢献する。

これらの取組に資することも考慮し、戦略的に知的財産制度の柔軟かつ継続的な改善を行い、JAXAの知的財産がより一層活用されることを目指す。

さらに、金融機関等との連携やロケットの相乗りによる宇宙実証機会の提供、衛星データのアクセス性向上に資する施策の実施、民間事業者による宇宙ビジネスの創出や高付加価値化に資する各種支援等を通じ、広く産業の振興に貢献する。また、宇宙実証機会の提供等については、民間事業者等の事業としての自立化を目指す。

##### 4. 2. 新たな価値を実現する宇宙産業基盤・科学技術基盤の維持・強化（スペース・デブリ対策、宇宙太陽光発電含む）

将来的に、我が国の安全保障の確保、安全・安心な社会の実現、宇宙利用の拡大と産業の振興、世界最高水準の科学的成果創出及び我が国の国際的プレゼンスの維持・向上等に貢献することを見据え、スペース・デブリ対策技術、再使用型宇宙輸送システム技術（低コストで高頻度な宇宙輸送を可能とする技術）等の社会を先導するような挑戦的な研究開発を推進し、新たな事業領域の開拓や非連続的な技術革新を目指す。また、政府その他関係機関、民間事業者等とも連携して、要素技術、センサ、部品・コンポーネント、システム開発手法等の研究開

発等に取り組み、人工衛星等のシステムとしての自立性・国際競争力の維持・向上や確実なミッション達成、ひいては我が国の宇宙産業基盤の維持・発展に貢献する。また、有人宇宙技術研究や宇宙科学研究等と協調し、異分野技術も取り入れた宇宙探査に関する研究を推進し、国際宇宙探査と産業の振興に貢献する。

また、エネルギー、気候変動、環境等の人類が直面する地球規模課題の解決の可能性を秘めた宇宙太陽光発電システムについて、エネルギー送受電技術の研究開発を推進する。さらに、液化天然ガス（LNG）推進系技術の研究開発に取り組み、長期的な視野をもって我が国の国際競争力強化に貢献する。

さらに、宇宙実証機会の提供等による先進的な技術や民生品の宇宙システムでの利用拡大等を図り、我が国の科学技術基盤の維持・発展と宇宙産業の振興に貢献する。

人工衛星を利用する官公庁や民間事業者等のユーザと連携し、当該ユーザへの研究開発成果の橋渡しを意識しつつ、JAXAを取り巻く環境変化や社会課題解決の必要性を踏まえ、新たな人工衛星システムの検討、企画・立案、初期の研究開発や実証を積極的に行うことで、より高度なソリューションの提供と新たな宇宙利用の開拓を目指す。

## 5. 航空科学技術

航空科学技術について、研究開発計画に基づき、社会からの要請に応える研究開発、次世代を切り開く先進技術の研究開発及び航空産業の持続的発展につながる基盤技術の研究開発を推進し、我が国の航空産業の振興・国際競争力向上を目指す。また、オープンイノベーションを推進する仕組み等も活用し、国内外の関係機関との連携並びに民間事業者への技術移転及び成果展開を行うとともに、航空分野の技術の標準化、基準の高度化等を積極的に支援し、航空産業の発展と振興に貢献する。

### （1）社会からの要請に応える研究開発

次世代エンジン技術、低騒音機体技術、航空機利用の拡大技術等の研究開発を民間事業者等と連携して進め、国際競争力の高い技術の実証及びその技術の民間移転等を行うことで、航空機の環境適合性、経済性及び安全性の向上を目指す。ひいては、我が国の民間事業者が取り組む国際共同開発におけるより高いシェアの獲得、我が国の完成機事業及び装備品産業の発展に貢献する。

### （2）次世代を切り開く先進技術の研究開発

低ソニックブーム設計技術を核とする静粛超音速機統合設計技術を獲得し、我が国の航空科学技術の国際優位性を向上させるとともに、国際基準策定活

動に積極的に貢献する。さらに、航空機起源のCO<sub>2</sub>排出量を抜本的に削減するより高度な電動航空機等の研究開発の推進により、社会に変革をもたらす航空技術の革新を目指す。

### (3) 航空産業の持続的発展につながる基盤技術の研究開発

我が国が得意とする数値流体力学（CFD）等の分野における世界最高水準の数値シミュレーション技術を更に向上させるとともに、試験・計測技術、材料評価技術等の基盤技術を維持・強化する。これらを通じて、航空機開発の迅速化、効率化等を実現する航空機設計技術の確立等を目指し、我が国の航空産業の持続的な発展に貢献する。

## 6. 宇宙航空政策の目標達成を支えるための取組

### 6. 1. 国際協力・海外展開の推進及び調査分析

#### (1) 国際協力・海外展開の推進

主要な海外宇宙機関との互惠関係を、我が国の安全保障の確保をはじめとした外交的価値にも考慮しつつ、高いレベルで構築・維持し、事業の効率的かつ効果的な推進に貢献する。

また、各国の宇宙機関及び宇宙利用機関あるいは国際機関との積極的な連携を通じ、我が国の宇宙関連技術や宇宙利用の有用性を国外に展開・発信し、東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国等の各国の宇宙利用の拡大や宇宙市場規模の拡大に貢献する。さらに、我が国との間で相互に利益のある関係の構築・維持を担える人材の養成を行うことで、前述の取組に貢献する。これらを通じ、各国のニーズを踏まえた宇宙利用の拡大と社会基盤としての宇宙インフラの定着を図るとともに、政府が推進する官民一体となった宇宙インフラの海外展開を支援することにより、我が国の産業基盤の維持及び強化並びに産業の振興に貢献する。

加えて、国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）等における宇宙空間の持続的・平和的利用のための法令問題に関する国際的な検討の促進及び宇宙資源探査や軌道上サービスといった先端的な宇宙活動の国内外への展開・実施に必要な法的基盤形成の促進を目的とした政府の活動を積極的に支援することで、我が国の安全保障の確保と我が国の産業の振興に貢献する。

#### (2) 調査分析

国内外の宇宙安全保障の重要性増大、新たな民間事業者の参入などの宇宙ビジネスの環境変化、先進国における国際競争の激化、新興国の台頭等により宇

宙航空分野を取り巻く国際的状況が大きく変化してきたことに鑑み、宙航空分野に関わる国内外の動向把握・分析の必要性は従来よりも増している。このため、国内外の動向調査及びその分析機能の強化を図り、その成果をJAXAにおける戦略策定に活用する。また、政府等に調査分析情報や提言等を積極的に提供・発信することにより、戦略的かつ効果的な政策と事業の企画立案に貢献する。

## 6. 2. 国民の理解増進と次世代を担う人材育成への貢献

### (1) 国民的な理解の増進

宙航空事業の推進には、ユーザであり実質的な出資者である国民の理解を得ることが不可欠である。

このため、政府全体の宙開発利用等を技術で支える中核的实施機関及び国立研究開発法人として、宙航空分野の事業を推進する意義と創出した成果及び今後創出する成果の価値と重要性について、必要に応じ政府や民間事業者等の外部と連携して、適時・適切に丁寧で分かりやすい情報発信を行うことにより、この責任を果たすとともに、一層の理解を増進する。

### (2) 次世代を担う人材育成への貢献

グローバル化や情報化、技術革新を背景として、多角的なものの見方・考え方や自律的、主体的、継続的な学習態度の醸成が重要である。このため、幅広い層の学習者と学習支援者に対し、宙航空分野に興味関心を抱く機会の積極的提供や研究開発を通じて得た成果・知見を踏まえた教育素材の活用をはじめとする取組を行い、未来社会を切り拓く人材育成に貢献する。

## 6. 3. プロジェクトマネジメント及び安全・信頼性の確保

JAXA 全体におけるプロジェクトマネジメントに関するルールの遵守・徹底及び関連する分野や研究等の動向も踏まえた継続的な改善を行うことで、プロジェクトにおける信頼性の確保及び JAXA 全体でのプロジェクトマネジメント能力の向上を図るとともに、プロジェクトの計画立案から準備段階における初期的な検討や試行的な研究開発を充実させることで、事業全体におけるリスクを低減し、より効果的な事業の創出と確実なミッション達成に貢献する。

なお、計画の大幅な見直しや中止、ミッションの喪失等が生じた場合は、徹底した原因究明をはじめとした取組と、国民の信頼を損なうことのない真摯な対応を行い、その後の再発防止に努める。その際は、新たな挑戦への意欲を削ぐことがないよう留意して取り組む。

また、安全・信頼性の維持・向上に関する取組を行い、JAXA 事業の円滑な推

進と成果の最大化、更には国際競争力の強化に貢献する。

さらに、プロジェクトマネジメント及び安全・信頼性の確保に係る知見について外部との情報交換等を推進する。

## 6. 4. 情報システムの活用と情報セキュリティの確保

### (1) 情報システムの活用

JAXA内で共通的に利用する情報システムの整備及びその積極的な改善により、事務的な業務の効率化と適切な労働環境の維持・向上に貢献する。

また、JAXAが保有するデータ等を外部と共有するための基盤的な情報システムの改善及び利用促進により、他の研究機関や民間事業者との連携の促進・効率化に貢献する。

### (2) 情報セキュリティの確保

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に沿った情報セキュリティポリシーに基づき、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査による助言等を踏まえつつ、情報セキュリティ対策を推進し、重大な情報セキュリティインシデントの発生防止と宇宙機の運用に不可欠な情報システムのセキュリティ対策の強化により、技術情報の適切な保護を通じたJAXAの安定的な業務運営及び我が国の安全保障の確保に貢献する。

## 6. 5. 施設及び設備に関する事項

JAXA内で共通的に利用する施設及び設備に対し、老朽化対策やリスク縮減対策をはじめとする中長期的な更新・整備・維持運用計画を立案し、実施することにより、JAXA事業の円滑かつ効果的な推進に貢献する。

## 7. 情報収集衛星に係る政府からの受託

情報収集衛星に関する事業について、政府から受託した場合には、必要な体制を確立して着実に実施する。

## IV. 業務運営の改善・効率化に関する事項

Ⅲ項の業務を円滑に遂行し、我が国の宇宙航空政策の目標達成と研究開発成果の最大化を実現するため、業務運営に関して改善・効率化を図る。なお、業務運営に当たっては、我が国の宇宙航空政策の目標達成に貢献する研究開発能力を損なうものとならないよう、十分に配慮するものとする。

### **(1) 社会を科学・技術で先導し新たな価値の創造に向けた組織体制の整備**

我が国の宇宙航空政策の目標達成に向けて、社会情勢の変化等を踏まえた柔軟で機動的かつ効果的な組織体制の整備を進める。これにより、JAXAの総合力の向上を図ることで、社会に対して新たな提案を積極的に行い、社会を科学・技術で先導し新たな価値を創造する組織への変革を実現する。

### **(2) 効果的かつ合理的な業務運営の推進**

効率的な運営の追求及び業務・経費の合理化に努め、運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充は除外した上で、一般管理費（人件費、公租公課、法人運営を行う上で各種法令等の定めにより発生する義務的経費及び特殊経費を除く。）及びその他の事業費（人件費、法人運営を行う上で各種法令等の定めにより発生する義務的経費及び特殊経費を除く。）の合計について、毎年度平均で前年度比1.07%以上の効率化を図る。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から効率化を図るものとする。これらを通じ、政策や社会ニーズに応えた新たな事業の創出や成果の社会還元を効果的かつ合理的に推進する。なお、人件費の適正化については、次項において取り組むものとする。

また、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、公正性や透明性を確保しつつ、合理的な調達を行う。また、国内外の調達制度の状況等を踏まえ、会計制度との整合性を確認しつつ、国際競争力の強化につながるよう効果的な調達を行う。

### **(3) 人件費の適正化**

給与水準については、政府の方針に従い、役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、国家公務員の給与水準や業務の特殊性を踏まえ、組織全体として適正な水準を維持することとし、その範囲内で、適切な人材を確保するために弾力的な給与を設定する。また、検証結果や取組状況を公表するとともに、国民に対して理解が得られるよう丁寧な説明に努める。

## **V. 財務内容の改善に関する事項**

### **(1) 財務内容の改善**

運営費交付金等の債務残高を勘案しつつ、適切な予算管理を通じて予算を効率的に執行するとともに、「独立行政法人会計基準」等を踏まえた適切な財務内容の実現や財務情報の公開により、着実なJAXAの運営及び国民の理解増進に貢献する。なお、必要が無くなったと認められる保有資産については適切に処分するとともに、重要な財産を譲渡する場合は計画的に進める。

## (2) 自己収入増加の促進

運営費交付金等による政策の実現や社会ニーズに応えるための取組の実施に加え、新たな事業の創出及び成果の社会還元等を効率的に進めていくため、競争的研究資金の獲得やJAXAの保有する様々な宇宙航空技術に関する知見の提供等の国内外の民間事業者及び公的研究機関との連携強化等を通じた外部資金の獲得に向けた積極的な取組を行い、もって自己収入の増加を促進する。

## VI. その他業務運営に関する重要事項

### 1. 内部統制

理事長のリーダーシップの下、関係法令等を遵守しつつ合理的かつ効率的に業務を行うため、業務方法書等に基づき JAXA 特有の業務を勘案した内部統制システムを適時適切に運用するとともに、事業活動における計画、実行、評価に係る PDCA サイクルを効果的に循環させ、適切な内部統制を行うことで、我が国の宇宙航空政策の目標達成に貢献する。

特に研究不正対策については、国のガイドライン等に従い、研究活動における不正行為及び研究費の不正使用を未然に防止する効果的な取組を推進する。

なお、内部統制システムの一部を構成するプロジェクトマネジメントに関しては、Ⅲ. 6. 3項にて目標を定める。

### 2. 人事に関する事項

民間事業者等との相互の人材交流を含めた最適な人員配置や、JAXA の役割を踏まえた将来に繋がる JAXA 内の人材育成等の人材マネジメントを戦略的に推進し、着実なプロジェクト実施や新たな研究開発を主導するリーダーの養成に取り組むとともに、社会を科学・技術で先導し新たな価値を創造する組織の人的基盤を形成する。また、働き方の恒常的な改善により、労働環境を維持・向上させ、生産性向上を図るとともに、男女・年齢等を問わずダイバーシティ推進を図り、多様な人材の活躍に貢献する。

# 宇宙航空研究開発機構に係る政策体系図(案)

宇宙基本法

政府全体の宇宙開発利用等を技術で支える中核的な実施機関

科学技術基本法

宇宙基本計画等の宇宙に関する政府の方針  
【宇宙基本計画における我が国の宇宙政策の目標】

- 宇宙安全保障の確保
- 民生分野における宇宙利用の推進
- 宇宙産業及び科学技術の基盤の維持・強化

科学技術基本計画等の科学技術に関する政府の方針  
【科学技術基本計画】

航空分野における文部科学省の方針

- 【研究開発計画(科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会)】
- 国家戦略上重要な基幹技術の推進(航空科学技術分野)

## 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法

(機構の目的)

第4条 (略)大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることを目的とする。

## 機構を取り巻く環境の変化

宇宙空間の安全保障  
上の重要性増大

災害対策等の  
重要性増大

気候変動対策  
の重要性増大

宇宙航空産業  
への期待

宇宙航空産業の  
国際的競争激化

宇宙航空分野にお  
ける新興国の台頭

世界各国での  
探査活動の活発化

## 第4期中長期目標期間における取組

宇宙基本計画及び研究開発計画で示された具体的施策を着実に実行。

**社会を科学・技術で先導し新たな価値を創造する組織へ変革**し、以下の4つの取組方針を踏まえ事業を推進。

安全保障の確保及び安全・安心な社会の実現

宇宙利用拡大と産業振興

宇宙科学・探査分野における世界最高水準の成果創出及び国際的プレゼンスの維持・向上

航空産業の振興・国際競争力強化



(別添2) 評価軸及び関連指標

中長期目標の項目	評価軸	備考（関連する評価指標、モニタリング指標）
<p><b>3. 宇宙政策の目標達成に向けた宇宙プロジェクトの実施</b></p> <p>3.1. 衛星測位 3.2. 衛星リモートセンシング 3.3. 衛星通信 3.4. 宇宙輸送システム 3.5. 宇宙状況把握 3.6. 海洋状況把握・早期警戒機能等 3.7. 宇宙システム全体の機能保証 3.8. 宇宙科学・探査 3.9. 国際宇宙ステーション 3.10. 国際有人宇宙探査 3.11. 人工衛星等の開発・運用を支える基盤技術（追跡運用技術、環境試験技術等）</p>	<p><b>【安全保障の確保及び安全・安心な社会の実現】</b></p> <p>○我が国の安全保障の確保及び安全・安心な社会の実現に貢献する取組の立案・検討・マネジメントは適切に進められたか。それに伴う成果が生まれているか。</p> <p><b>(主に 3.1～3.7、3.11、4.2 項)</b></p>	<p><b>&lt;評価指標&gt;</b> (成果指標) ○安全保障の確保及び安全・安心な社会の実現に係る取組の成果 (マネジメント等指標) ○研究開発等の実施に係る事前検討の状況 ○研究開発等の実施に係るマネジメントの状況 (例：研究開発の進捗管理の実施状況、施設・設備の整備・維持・運用の状況等) ○安全保障・防災関係機関等の外部との連携・協力の状況</p> <p><b>&lt;モニタリング指標&gt;</b> (成果指標) ○国際的ベンチマークに照らした研究開発等の成果 (例：基幹ロケットの打上げ成功率・オンタイム成功率等) (マネジメント等指標) ○安全保障・防災関係機関等の外部との連携・協力の状況 (例：協定・共同研究件数等) ○外部資金等の獲得・活用の状況（例：受託件数等）</p>
<p><b>4. 宇宙政策の目標達成に向けた分野横断的な研究開発等の取組</b></p> <p>4.1. 民間事業者との協業等の宇宙利用拡大及び産業振興に資する取組 4.2. 新たな価値を実現する宇宙産業基盤・科学技術基盤</p>	<p><b>【宇宙利用拡大と産業振興】</b></p> <p>○新たな事業の創出等の宇宙利用の拡大及び産業振興、宇宙産業の国際競争力強化に貢献するための立案・検討・マネジメントは適切に進められたか。それに伴う成果が生まれているか。</p> <p><b>(主に 3.1～3.5、3.8～3.11、4 項)</b></p>	<p><b>&lt;評価指標&gt;</b> (成果指標) ○宇宙利用の拡大と産業振興、宇宙産業の国際競争力強化に係る取組の成果 (品質・コスト・スケジュール等を考慮した取組を含む) (マネジメント等指標) ○研究開発等の実施に係る事前検討の状況 ○研究開発等の実施に係るマネジメントの状況 (例：研究開発の進捗管理の実施状況、施設・設備の整備・維持・運用の状況等) ○民間事業者等の外部との連携・協力の状況</p> <p><b>&lt;モニタリング指標&gt;</b> (成果指標) ○国際的ベンチマークに照らした研究開発等の成果 (例：基幹ロケットの打上げ成功率・オンタイム成功率等) ○宇宙実証機会の提供の状況</p>

<p>の維持・強化（スペース・デブリ対策、宇宙太陽光発電含む）</p>		<p>（例：民間事業者・大学等への実証機会の提供数等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○研究開発成果の社会還元・展開状況 （例：知的財産権の出願・権利化・ライセンス供与件数、受託件数、ISS 利用件数、施設・設備の供用件数等）</li> <li>○新たな事業の創出の状況 （例：JAXA が関与した民間事業者等による事業等の創出数等）</li> <li>○外部へのデータ提供の状況 （例：国内外の関係機関等への衛星データ提供数等）</li> </ul> <p>（マネジメント等指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○民間事業者等の外部との連携・協力の状況 （例：協定・共同研究件数、技術支援件数、JAXA の施策・制度等への民間事業者・大学等の参入数又は参加者数等）</li> <li>○外部資金等の獲得・活用の状況 （例：民間資金等を活用した事業数等）</li> </ul>
	<p><b>【宇宙科学・探査分野における世界最高水準の成果創出及び国際的プレゼンスの維持・向上等】</b></p> <p>○世界最高水準の科学成果の創出や我が国の国際的プレゼンス維持・向上等に貢献する宇宙科学研究、宇宙探査活動、有人宇宙活動等の立案・検討・マネジメントは適切に進められたか。それに伴う成果が生まれているか。</p> <p>（主に 3.8～3.10、4.2 項）</p>	<p><b>&lt;評価指標&gt;</b> （成果指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○宇宙科学・探査分野における世界最高水準の成果創出及び国際的プレゼンスの維持・向上等に係る取組の成果</li> </ul> <p>（マネジメント等指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○研究開発等の実施に係る事前検討の状況</li> <li>○研究開発等の実施に係るマネジメントの状況 （例：研究開発の進捗管理の実施状況、施設・設備の整備・維持・運用の状況等）</li> <li>○大学・海外機関等の外部との連携・協力の状況</li> </ul> <p><b>&lt;モニタリング指標&gt;</b> （成果指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国際的ベンチマークに照らした研究開発等の成果 （例：著名論文誌への掲載状況等）</li> <li>○人材育成のための制度整備・運用の成果（例：受入学生の進路等）</li> </ul> <p>（マネジメント等指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大学・海外機関等の外部との連携・協力の状況 （例：協定・共同研究件数等）</li> <li>○人材育成のための制度整備・運用の状況 （例：学生受入数、人材交流の状況等）</li> <li>○論文数の状況（例：査読付き論文数、高被引用論文数等）</li> </ul>

		<p>○外部資金等の獲得・活用の状況 (例：科研費等の外部資金の獲得金額・件数等)</p>
<p>5. 航空科学技術</p>	<p><b>【航空産業の振興・国際競争力強化】</b></p> <p>○我が国の航空産業の振興、国際競争力の強化に貢献するための立案・検討・マネジメントは適切に進められたか。それに伴う成果が生まれているか。</p>	<p><b>&lt;評価指標&gt;</b> (成果指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○航空産業の振興・国際競争力強化に係る取組の成果</li> </ul> <p>(マネジメント等指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○研究開発等の実施に係る事前検討の状況</li> <li>○研究開発等の実施に係るマネジメントの状況 (例：研究開発の進捗管理の実施状況、施設・設備の整備・維持・運用の状況等)</li> <li>○大学・民間事業者等の外部との連携・協力の状況</li> </ul> <p><b>&lt;モニタリング指標&gt;</b> (成果指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国際的ベンチマークに照らした研究開発等の成果</li> <li>○研究開発成果の社会還元・展開状況 (例：知的財産権の出願・権利化・ライセンス供与件数、施設・設備の供用件数等)</li> </ul> <p>(マネジメント等指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大学・民間事業者等の外部との連携・協力の状況 (例：協定・共同研究件数等)</li> <li>○外部資金等の獲得・活用の状況 (例：受託件数等)</li> </ul>
<p>6. 宇宙航空政策の目標達成を支えるための取組</p>		
<p>6.1. 国際協力・海外展開の推進及び調査分析</p>	<p>○国際協力・海外展開の推進及び調査分析により、目標Ⅲ.2項にて定める JAXA の取組方針の実現に貢献できているか。</p>	<p><b>&lt;評価指標&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○戦略的な国際協力による効率的・効果的な事業の推進に係る取組の状況</li> <li>○国際協力・海外展開の推進による相手国の社会基盤としての宇宙利用の定着に貢献する取組の状況</li> <li>○宇宙活動に関する法的基盤形成に貢献する取組の状況</li> <li>○国の政策立案や JAXA の事業の企画立案に資する調査分析の取組の状況</li> </ul> <p><b>&lt;モニタリング指標&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○役員級の会合を踏まえた国際協力案件の創出の状況 (例：MOU 締結等新たな協力の立ち上げ件数等)</li> <li>○国の政策立案に資する情報の提供状況 (例：調査情報共有システムの利用頻度)</li> </ul>

<p>6.2. 国民の理解増進と次世代を担う人材育成への貢献</p>	<p>○国民の理解増進と次世代を担う人材育成への貢献により、目標Ⅲ.2 項にて定める JAXA の取組方針の実現に貢献できているか。</p>	<p>&lt;評価指標&gt;  ○国民と社会への説明責任を果たし一層の理解を増進する取組の状況  ○未来社会を切り拓く人材育成に幅広く貢献する取組の状況</p> <p>&lt;モニタリング指標&gt;  ○各種団体等の外部との連携の構築状況</p>
<p>6.3. プロジェクトマネジメント及び安全・信頼性の確保</p>	<p>○プロジェクトマネジメント及び安全・信頼性の確保により、目標Ⅲ.2 項にて定める JAXA の取組方針の実現に貢献できているか。</p>	<p>&lt;評価指標&gt;  ○事業全体におけるリスクを低減する取組及びより効果的な事業の創出と確実なミッション達成に貢献する取組の状況（プロジェクトの計画段階から準備段階における初期的な検討や試行的な研究開発の活動状況含む）  ○プロジェクトマネジメント能力の維持・向上に係る取組の状況  ○事業の円滑な推進と成果の最大化、国際競争力の強化に貢献する安全・信頼性の維持・向上に係る取組の状況</p> <p>&lt;モニタリング指標&gt;  ○プロジェクトの実施状況の客観的評価及びプロジェクト評価結果の活用状況  ○ミッションの喪失が生じた場合の原因究明と再発防止策の検討及び実施状況</p>
<p>6.4. 情報システムの活用と情報セキュリティの確保</p>	<p>○情報システムの活用と情報セキュリティを確保することにより、目標Ⅲ.2 項にて定める JAXA の取組方針の実現に貢献できているか。</p>	<p>&lt;評価指標&gt;  ○事務的な業務の効率化と適切な労働環境の維持・向上に貢献する JAXA 内で共通的に利用する情報システムの整備・活用の取組の状況  ○JAXA が保有するデータ等を外部と共有するための基盤的な情報システムの活用等の取組の状況  ○安定的な業務運営及び我が国の安全保障の確保に貢献する情報セキュリティ対策の取組の状況</p> <p>&lt;モニタリング指標&gt;  ○重大な情報セキュリティインシデントの発生防止と宇宙機の運用に不可欠な情報システムのセキュリティ対策の状況</p>
<p>6.5. 施設及び設備に関する事項</p>	<p>○施設及び設備に関して、目標Ⅲ.2 項にて定める JAXA の取組方針の実現に貢献できているか。</p>	<p>&lt;評価指標&gt;  ○JAXA 内で共通的に利用する施設及び設備の計画的な更新・整備と維持運用による JAXA 事業の円滑かつ効果的な推進に貢献する取組の状況。</p> <p>&lt;モニタリング指標&gt;  ○JAXA 内で共通的に利用する施設及び設備に関する老朽化更新、リスク縮減対策の</p>

		状況（例：重大事故の有無、顕在化する前に処置を行ったリスクの数等） ○施設及び設備の改善等への取組の状況
<b>7. 情報収集衛星に係る政府からの受託</b>	○情報収集衛星に関する受託を受けた場合には、着実に業務が進められているか。	<b>&lt;評価指標&gt;</b> ○必要な体制の確立を含めた受託業務の実施状況

注)「評価指標」とは、評価・評定の基準として取り扱う指標。また、「モニタリング指標」とは、正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標。実際の運用にあたっては、評価項目に応じて適切な指標を柔軟に選択・設定するとともに、当初意図したものとは異なる成果も含め、研究開発の過程で得られた成果や目的達成のために行った取組や工夫についても適切に評価する。

独立行政法人日本スポーツ振興センターが  
達成すべき業務運営に関する目標  
(中期目標)  
(案)

平成30年〇月〇日

文部科学省

# 目 次

(序文)

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II. 中期目標の期間	1
III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
( 1. スポーツ施設の運営管理、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等	1
( 2. 国際競技力の向上のための取組	3
( 3. スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施	5
( 4. スポーツ・インテグリティの保護・強化	6
( 5. 災害共済給付の実施と学校安全支援の充実	8
( 6. 国内外の情報の分析・提供等	10
IV. 業務運営の効率化に関する事項	11
V. 財務内容の改善に関する事項	
( 1. 予算の適切な管理と効率的な執行等	12
( 2. 自己収入の拡大	13
VI. その他業務運営に関する重要事項	
( 1. 長期的視野に立った施設整備の実施	13
( 2. 内部統制の強化	13
( 3. 適正な人員配置等	14
( 4. 情報セキュリティ対策の強化	15

※III. の各項目を一定の事業のまとまりとする。また、括弧ごとを評価の単位とする。

(序文)

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「J S C」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

## I. 政策体系における法人の位置付け及び役割

J S Cは、我が国のスポーツ振興の中核機関として、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）及び平成29年度から平成33年度までのスポーツ政策の重要な指針となる「第2期スポーツ基本計画」（平成29年3月24日文部科学大臣決定、以下「スポーツ基本計画」という。）等に基づき、日本体育協会（以下「日体協」という。）、日本オリンピック委員会（以下「J O C」という。）、日本パラリンピック委員会（以下「J P C」という。）、日本アンチ・ドーピング機構（以下「J A D A」という。）等のスポーツ関係団体と連携・協議しながら、日本のスポーツ界を支えることが期待されている。

現在、我が国においては、ラグビーワールドカップ2019、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下「2020年東京大会」という。）等の大規模国際競技大会の開催を控え、これまでになくスポーツに対する関心が高まっている。

J S Cは、この絶好の機会を逃すことなく、子供たちはもとより広く国民各層に対し、スポーツにより人生を健康で生き生きとしたものにし、年齢、性別、障害等の有無に関わらず、スポーツを通じて人々がつながり、前向きで活力に満ちた社会を作ることができるなど、スポーツの価値を伝え、「スポーツ参画人口」を拡大し、関係各団体との連携・協力により「一億総スポーツ社会」の実現に取り組み、日本のスポーツ界における中核的な拠点としての政策実施機能を的確に発揮することが求められる。

以上の位置付け及び役割のもと、第3期中期目標期間における業務の実績についての評価等を踏まえ、J S Cの第4期中期目標を以下のとおりとする。

(別添) 政策体系図

## II. 中期目標の期間

中期目標の期間は、スポーツ基本計画の取組を着実に実施すること及びその評価を行う必要があることから、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とする。

## III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1. スポーツ施設の管理運営、並びにスポーツ施設を活用したスポーツの振興等

保有するスポーツ施設において、スポーツを「する」「みる」「ささえる」場を提供し、スポーツの振興を図るためには、J S Cが長年蓄積してきたノウハウを活用した管理運営を行うとともに、施設利用者が安心して使用でき、満足度の高いサービスを提供



提供する必要があることから、施設利用者のニーズを的確に把握し、それに基づいた管理運営や改善に取り組むこととする。

また、新国立競技場をはじめとしたスポーツ施設の管理運営等の今後の在り方の検討に当たっては、政府方針等に基づきながら、適切に対応していくことが必要である。

#### <具体的な取組>

- ・サービスの向上を図るため、中期目標期間中に様々な施設利用者へ毎年度2回程度、サービス等の内容についてアンケート調査を行い、その結果から得られた情報を踏まえて必要な改善を実施し、その改善効果を把握する。

- ・新国立競技場については、「新国立競技場の整備計画」（平成27年8月28日新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議決定）、「大会後の運営管理に関する基本的な考え方」（平成29年11月13日大会後の運営管理に関する検討ワーキングチーム決定）等の政府方針を踏まえ、2020年東京大会後の運営の在り方の検討を行う。

- ・スポーツ機会を十分に提供できるようにするため、中期目標期間中に施設の早朝営業等の利用者のニーズを踏まえた弾力的な施設運営を行う。

- ・秩父宮記念スポーツ博物館・図書館については、機能や役割など今後の在り方について、平成30年度中に結論を出し、その結果を踏まえて具体的な取組を進める。

- ・国立登山研修所については、高校登山部顧問教員等の資質向上のための研修会の開催、指導参考資料の作成をするとともに、一般登山者への安全な登山の基礎的な知識や技術の普及・啓発を含め、中期目標期間中に機能や役割について見直しを行う。

#### <評価指標>

- ・施設利用者のニーズ等を踏まえた改善を実施し、その改善効果を把握するためアンケートやヒアリング等による満足度調査を行い、80%以上から「満足している・やや満足している」との高評価を得る。

- ・保有するスポーツ施設の活用を促進し、「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口を前年度比で増加させる。

## <目標水準の考え方>

・施設利用者の満足度を高めるためには、イベント出場者、観客、イベント主催者等の様々な施設利用者のニーズを的確に把握し、そのニーズ等を踏まえた改善を行うとともに、改善の結果を評価し、更なる改善につなげるP D C Aサイクルを機能させる必要がある。

前中期目標期間で実施したイベント主催者への満足度調査（5段階評価）において、スポーツ利用及び一般利用の施設・サービスに対する上位2段階の評価（満足・やや満足）の割合が平成25年度から28年度の平均が79.6%であったことを踏まえ、同水準以上の割合を指標として設定した。

・スポーツ基本計画の目標であるスポーツ参画人口の拡大に資するため、J S Cが保有するスポーツ施設の活用の促進を図り、その結果として、スポーツ施設におけるスポーツ参画人口を毎年度増加させていくことが必要であることから指標として設定した。

### 【重要度：高】

施設利用者のニーズを踏まえた満足度の高い施設運営を行うことや新国立競技場をはじめとしたスポーツ施設の今後の在り方を検討していくことは、今後のスポーツ振興を図っていくために非常に重要なことであるため。

## 2. 国際競技力の向上のための取組

「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」（平成27年11月27日閣議決定）や「競技力強化のための今後の支援方針（鈴木プラン）」（平成28年10月3日スポーツ庁長官決定）、「スポーツ基本計画」を踏まえ、我が国の国際競技力向上の中核機関である国立スポーツ科学センターやナショナルトレーニングセンターから構成されるハイパフォーマンスセンターについて、その機能の整備・充実を図りながらJ O C、J P C及び各中央競技団体等と連携し、2020年東京大会だけでなく、その後を見据え、我が国のトップアスリートが国際競技大会等において優れた成績を収めることができるよう国際競技力の向上に取り組む。

## <具体的な取組>

・J O C及びJ P C等と連携し、各中央競技団体が行う中長期の強化戦略に基づい

た自律的かつ効果的な競技力強化を支援するシステムを構築するとともに、そのシステムの不断の改善を図る。これにより、中央競技団体がシニアとジュニア（次世代）のトップアスリートの強化等を4年単位で総合的・計画的に進めることができるよう支援する。

- ・日体協との連携などにより、地域に存在している将来有望なアスリート（次世代アスリート）の発掘・育成や、当該アスリートを中央競技団体等の本格的な育成・強化コース（パスウェイ）に導くための戦略的な支援を実施する。

- ・ハイパフォーマンスに関する情報収集・分析、競技用具の機能向上のための技術等の開発、アスリートのパフォーマンスデータ等の一元化等を戦略的に行う体制としてハイパフォーマンスセンターの機能を構築し、トップアスリートに対するスポーツ医・科学、技術開発、情報などにより、多面的で高度な支援及びその基盤となる研究の充実を図る。

- ・事業の実施に当たっては、外部有識者で構成する評価委員会による外部評価を実施するとともに、評価結果や意見等を各年度の事業に反映させるなど、効果的・効率的に事業を実施する。

#### <評価指標>

- ・オリンピック競技大会（以下「オリンピック」という。）・パラリンピック競技大会（以下「パラリンピック」という。）における我が国のトップアスリートの成績（過去最高の金メダル数を獲得する等）及び当該成績への寄与・貢献状況

#### <目標水準の考え方>

- ・スポーツ基本計画において、JOC及びJPCの設定したメダル獲得目標を踏まえつつ、「オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収めることができるよう支援する」とされていることを踏まえ指標として設定した。

- ・評価にあたっては、JOC及びJPCの設定したメダル獲得目標や金メダル数のほか、入賞数や優れた成績を挙げた競技数等を踏まえ判断する。また、成績への寄与・貢献の判断にあたっては、JSCにおける取組状況やそれぞれの取組の外部評

価結果等を踏まえ判断する。

・オリンピック・パラリンピックが開催されない年度については、世界選手権大会等の主要な国際競技大会における成績等を踏まえ、次のオリンピック・パラリンピックでの我が国のトップアスリートの優秀な成績獲得に向けたJSCの国際競技力向上のための取組の進捗状況により評価を行う。

**【難易度：高】**

「オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等」の極めて高い水準への寄与・貢献状況を目標にしていることに加え、優秀な成績を収めるためには、JOC及びJPC、各中央競技団体等と連携して取り組む必要があること、諸外国においても競技力強化の取組が進展しており、国際的に激しい競争が行われている状況等に鑑み、難易度を「高」とする。

**3. スポーツ振興のための助成財源の確保と効果的な助成の実施**

スポーツの振興を図るため、スポーツ振興基金やスポーツ振興くじによる助成金(以下、「スポーツ振興助成制度」という。)について、十分な財源の確保に努めるとともに、その財源を効果的に助成していく必要がある。

特に、スポーツ振興くじによる助成金については、地域スポーツの振興を図る上で非常に重要な財源となっていることから、魅力的な商品開発等を行うことにより、売上拡大に努めるとともに、地域スポーツの振興のためにニーズを踏まえた効果的な助成を行う必要がある。

**<具体的な取組>**

・スポーツ振興くじの販売については、魅力的な商品開発や効果的な広告宣伝等を行うことにより、更なる売上拡大に努める。

・助成メニューの見直しに当たっては、地域スポーツの振興に関するニーズ等を適切に把握した上で行うとともに、助成事業の効果を客観的に評価できる指標・手法による事業効果の測定等により行うこととする。

・スポーツ振興助成制度については、その制度主旨が国民に理解され、広く社会に浸透するような取組を行う。

## <評価指標>

- ・スポーツ振興くじの売上を中期目標期間の最終年度において、前中期目標期間の平均と同規模程度の売上を達成する。
- ・スポーツ振興くじによる助成により、助成した事業の「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口を前年度比で増加させる。

## <目標水準の考え方>

- ・地域スポーツの更なる振興を図るため、スポーツ振興くじの売上を拡大させ、スポーツ振興の財源を確保することが必要であることから指標として設定した。  
なお、各年度の計画値については、年度計画において定めることとする。
- ・スポーツ基本計画の目標であるスポーツ参画人口の拡大に資するため、スポーツ振興くじによる助成金を効果的に配分することにより、当該地域のスポーツ参画人口を毎年度増加させていくことが必要であることから指標として設定した。

### 【重要度及び難易度：高】

スポーツ振興くじによる助成金については、地域スポーツの振興を図る上で欠かせない財源であり、魅力的な商品開発や効果的な広告宣伝等により、その売上を拡大させることが重要であるため。

一方、その売上を拡大させることは、売上額の減少傾向が続いているくじ市場の状況（平成20年度売上額約1.1兆円をピークに、平成28年度売上額約9,600億円（15.5%減少））を踏まえると、非常に難易度が高いため。

## 4. スポーツ・インテグリティの保護・強化

クリーンでフェアなスポーツの推進によりスポーツの価値の向上を図るため、「アンチ・ドーピング体制の構築・強化について」（平成28年11月8日アンチ・ドーピング体制の構築・強化に向けたタスクフォース）を踏まえたスポーツにおけるドーピング防止活動の推進に関する業務を中心に、JADA等の関係機関と連携し、スポーツ・インテグリティの保護・強化のために必要な業務を実施する。

## <具体的な取組>

・ J A D A等の関係機関と連携し、スポーツにおけるドーピングの防止に係るインテリジェンス活動（アンチ・ドーピング規則違反行為の特定に関する調査をはじめとする情報の収集、分析及び評価活動）を実施することを通じて、ドーピング検査だけでは対処しきれないドーピング防止活動を推進する。

・ 公正かつ適切に日本アンチ・ドーピング規律パネル（有識者で構成される聴聞会の開催により、アンチ・ドーピング規則違反について、その事実の有無を認定し、措置を決定する機関）の運用を行う。

・ スポーツ・インテグリティに関する国際的な動向及び国内のスポーツ・インテグリティに関する現況等を把握するとともに、このような情報を国内の関係機関及び団体に情報提供すること等を通じて、我が国のスポーツ・インテグリティの保護・強化を図るための体制を構築する。

・ スポーツ団体に対して、ガバナンス等に関する現況を把握するためのモニタリングを継続的に実施し、その結果をスポーツ団体に共有するとともに、現況の変化に応じてスポーツ・インテグリティを脅かすリスクに関する注意喚起を行うこと等により、スポーツ・インテグリティを脅かす不適切な行為を未然に防ぐための活動を行う。

## <評価指標>

・ J S Cが行うドーピング防止活動の実施状況や取組内容等について、外部評価会議の点検を受け、フェアプレイに徹するアスリートを守り、スポーツ競技大会における公正性を確保するために「効果的」等の高評価を得る。

・ 毎年度5つのスポーツ団体に対して継続的なモニタリングやその結果の共有等を行い、当該団体のスポーツ・インテグリティの保護・強化に関する理解促進等を図り、スポーツ団体のガバナンス・コンプライアンスに関する取組等を促進する。

## <目標水準の考え方>

・ スポーツ基本計画に「フェアプレイに徹するアスリートを守り、スポーツ競技大

会における公正性を確保するため、また、我が国で開催するラグビーワールドカップ2019及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとするスポーツ競技大会をドーピングのないクリーンな大会にするために、ドーピング防止活動を質と量の両面から強化する。」とされている。これを踏まえ、JSCが行うドーピング防止活動について効果的・効率的に行う必要があることから、外部評価会議の点検で4段階の評価を受けることとし、最上位の評価を得ることを評価指標として設定した。

・スポーツ・インテグリティを脅かす事案の発生を未然に防ぐためには、スポーツ団体の理解、また、それに伴うガバナンス・コンプライアンスの向上に関する取組が必須である。

平成28年度のスポーツ庁調査では、日体協加盟団体及び日本障がい者スポーツ協会加盟団体のうち、コンプライアンス規程を整備していないスポーツ団体が7団体、コンプライアンス窓口（ハラスメントや不正等に関する相談窓口）を設置していない団体が12団体であり、このような団体の理解促進が急務であるため、毎年度平均5団体を指標として設定した。

なお、ガバナンス・コンプライアンスの改善内容については、各団体が置かれている状況等が異なり、一律に設定するのは困難であるため、評価に当たっては当該団体の状況等を踏まえながら行うものとする。

## 5. 災害共済給付の実施と学校安全支援の充実

学校の管理下における児童生徒等の災害に対して災害共済給付を行うとともに、給付業務から得られた事例を収集・分析し、学校関係者等に広く提供することで、学校事故防止策の普及や安全教育の充実支援等を行う。

### <具体的な取組>

・災害共済給付業務においては、引き続き、公正かつ適切な給付事務を着実に実施するとともに、加入の促進、利用者の利便性の向上、迅速な給付、業務運営の効率化等の改善に取り組み、社会情勢に対応した給付を行う。

・学校安全支援業務においては、災害共済給付業務から得られた事故情報を学校における事故防止のための対策に活用できるよう整理・分析した上で、教職員まで行き渡るように工夫するほか、学校安全に関する団体等の新たな連携・協力関係を構築することにより、学校における事故防止の取組を支援する。

### <評価指標>

- ・中期目標期間の最終年度において、子ども子育て支援新制度開始（平成27年度）以後に災害共済給付の加入対象となった教育・保育施設における同制度への加入率を65%以上とする。
- ・中期目標期間の最終年度において、平成29年度の差戻し件数と比較して10%削減する。
- ・中期目標期間の最終年度において、学校現場に提供している事故防止のための資料等の活用状況を調査し、80%以上から「活用している」などの高評価を得る。

### <目標水準の考え方>

- ・子ども子育て支援新制度開始以後に災害共済給付制度の加入対象となった教育・保育施設の加入率は平成29年度では約50%であり、同年齢幼児等が通う「幼稚園」や「保育所」の加入率である80%台に近づけることが必要である。これまでの加入率の増加傾向（平成27年度加入率25%、平成28年度加入率42%）を踏まえ、今期においては、65%以上を指標として設定した。
- ・請求における差戻しは、平成29年度では約10万件発生しており、このうち、記載不備や提出書類の不足などの差戻しは約2万件を占めている。この差戻し約2万件について、本目標期間中に半減させ、業務の効率化を推進するとともに利用者の利便性を向上させるため、全差戻し件数の10%を削減することを指標として設定した。
- ・第3期では、評価指標の設定におけるアンケート調査の数値目標は、『JSCからの情報提供に対する満足度調査（4段階評価）を行い、80%以上から「有意義であった」などのプラスの評価を得る』ことを目標とし、「大変有意義であった」との回答が約80%であった。（平成27年度80.98%、平成28年度80.54%）第4期では、更に具体的に取組の成果を測る必要があることから、提供した資料等の活用状況（効果的に利用すること）について同水準以上を指標として設定した。

なお、上記の評価指標の各年度の計画値については、年度計画において定めることとする。



## 6. 国内外の情報の分析・提供等

社会全体でスポーツを振興するために、スポーツ団体にとどまらず、様々な関係者と相互に連携・協働を推進するとともに、スポーツを通じた国際交流・協力を戦略的に展開するため、国内外のネットワークや海外拠点を活用して収集・分析したスポーツに関する情報を政府、地方公共団体、スポーツ団体等へ提供することにより、国内外における我が国のスポーツ振興に役立てる。

### <具体的な取組>

- ・海外スポーツ機関とのネットワーク及び海外拠点の活動等の充実を図り、スポーツを通じた国際交流による地域活性化、諸外国のスポーツ国際戦略、国際スポーツ界の最新動向等に関する情報の収集・分析を行う。
- ・国内外の関係機関との連携・ネットワークの充実及びそれを活用した国際連携活動を行う。
- ・スポーツ未実施者等のスポーツ参加促進等に資する国内外の最新取組に関する情報の収集・分析を行う。
- ・地域スポーツの振興やスポーツ界全体の連携・協働を推進するため、地方公共団体等との連携協定（JAPAN SPORT NETWORK（以下「J S N」という。））に基づく取組の充実を図る。
- ・収集・分析した情報については、的確な分析等により情報の精選を行った上で、スポーツ庁をはじめとした政府機関、地方公共団体、及びスポーツ団体等に対して、メール配信やSNSの活用などの多様な方法により提供する。また、提供した情報が提供先でどの程度活用されているかを把握し、より一層の効果的な活用が可能となるよう戦略的な提供方法を検討する。

### <評価指標>

- ・J S Nの取組や海外スポーツ機関とのネットワーク等から有用であると思われる情報を毎年度100件以上収集する。
- ・J S Cが提供した情報が、スポーツ庁をはじめとした関係機関の政策・施策の立

案過程において、有効に活用されたのかを調査し、毎年度80%以上から「有効な情報である・やや有効な情報である」などの高評価を得る。

#### <目標水準の考え方>

- ・ J S Nや国内外の関係機関等からの情報収集に当たっては、国内外の最新情報を入手するため、論文検索、国内外の研究者からの聞き取り、海外専門誌の翻訳等、様々な方法で行い、最低でも毎週2件の情報入手を目標とすることを指標として設定した。

- ・ J S Cが収集・分析した情報が提供先で有効に活用されるためには、ニーズに合致していることや有効に活用されるような工夫がなされていることが、非常に重要である。

一方、これまでにこのような調査を行ったことがないため、同種の調査（5段階評価）実績の水準を踏まえ、指標として設定した。

#### IV. 業務運営の効率化に関する事項

業務運営に関しては、業務の質の確保に留意しつつ、事業の見直し・効率化を進め、一般管理費及び事業費については、中期目標期間の最終年度において、平成29年度比5%の削減を図る。また、人件費については、中期目標期間の最終年度において、平成29年度比5%の削減を図る。

#### <具体的な取組>

- ・ 毎年度、既存業務の点検・評価を行い、事業の見直し・効率化を行うとともに、平成31年度までに他法人と共同した物品の調達などの間接業務の共同実施について検討する。

- ・ 「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」(平成26年7月25日総務大臣決定)に準じ、業務の効率化等を図るため、平成31年度までに電子決裁の導入等の事務処理の電子化を検討するなど費用対効果も含めて業務の効率化について検討する。

- ・ 理事長によるガバナンスの点検や必要な助言を受けるため、外部有識者で構成する「運営点検会議」を毎年度3回実施し、その結果を業務運営及び組織の見直しに

活用する。

- ・一般管理費及び事業費（新規に追加される業務に係る経費を除く。）については、毎年度既存業務の点検・評価等を通じて効率化を進める。
- ・給与水準については、毎年度国家公務員の水準を十分に考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。
- ・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき策定する「調達合理化計画」の取組を着実に実施する。
- ・全ての内部規程等を確認し、業務が非効率となっている又は実態に即していない規程を平成32年度末までに見直すことにより、業務の効率化と適正化を図る。
- ・資産の適切かつ効率的な管理のために、毎年度1回の研修を実施するとともに、内部監査の結果を踏まえながら、効率的な業務運営が可能となる体制を整備する。

## V. 財務内容の改善に関する事項

### 1. 予算の適切な管理と効率的な執行等

業務の成果の最大化を実現するため、適切な予算配賦を行うとともに、予算の執行状況を一元的に管理するなど効率的な執行に取り組む。

#### <具体的な取組>

- ・独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を強化する。
- ・運営費交付金債務に留意し、予算を計画的に執行する。なお、残高が発生した場合は、その発生原因等を分析し、解消を図る方策を講ずる。
- ・予算の適切な配賦や効率的な執行など経営努力を継続し、国への財政依存度の減少に努める。

- ・資金の長期借入等を行う場合は、その時期や借入金額等について十分な検討を行った上で、他の業務に支障が生じないような償還計画を作成する。

## 2. 自己収入の拡大

自己収入に関しては、以下の取組を行うことにより多様な財源を確保し、中期目標期間の最終年度において、前中期目標期間の平均に比べ3%の増加を図る。

### <具体的な取組>

- ・スポーツ施設の更なる利用促進に向けた取組を行い、利用率の向上を図るとともに、定期的に利用料金の検証を行う。
- ・インターネットを通じ広く寄付金を募るなど新たな寄附金の獲得方策を行う。
- ・ネーミングライツの導入が行われていない施設について導入を検討する。

## VI. その他業務運営に関する重要事項

### 1. 長期的視野に立った施設整備の実施

長期的視野に立ったスポーツ施設の整備・修繕計画を作成し、その計画に基づいた整備を行うとともに、バリアフリー改修など施設利用者のニーズを的確に踏まえた整備を行う。

### <具体的な取組>

- ・新国立競技場については、関係閣僚会議の点検を受けながら、整備計画に基づき、着実な整備を推進する。
- ・長期的視野に立ったスポーツ施設の整備・修繕計画を平成32年度までに作成し、その計画に基づいた着実な整備を行う。
- ・施設利用者のアンケート調査等から施設の改善点のニーズを把握し、それらを踏まえた的確な整備を行う。

### 2. 内部統制の強化

前中期目標期間において、新国立競技場の整備に端を発したガバナンス体制の不備

及び会計検査院から不適切な会計処理について指摘を受けたことを踏まえ、理事長のリーダーシップの下、役職員の意識改革や監査体制の強化など内部統制の強化の取組を推進する。

#### <具体的な取組>

- ・内部統制に関する職員の認識を調査し、その結果から導き出された必要な対策を行うとともに、継続的な職員研修会等の意識改革の取組を行う。
- ・監査計画に基づき監視、評価等を行うモニタリングの体制を構築することにより、P D C Aサイクルの確立と徹底を図る。
- ・内部統制に関するアクションプラン及び進捗管理のためのスケジュールを作成し、それに基づいた内部統制の取組を推進・強化する。

### 3. 適正な人員配置等

業務の効果的・効率的な実施のため、人員の適正かつ柔軟な配置を行うとともに、組織の機能向上のため、組織運営についても不断の見直しを行うこととする。

#### <具体的な取組>

- ・組織の肥大化を防ぐため、平成30年度中に中長期的視野に立った人員計画を作成し、それに基づいた適切な人員配置を行う。
- ・既存業務の点検や職員からのヒアリング等を通じて、業務量等を把握することにより、適正な人員配置や組織の見直しを行う。
- ・人事に関する基本方針に基づき、研修機会の充実や適切な人員配置を行い、職員の能力や専門性、モチベーションを向上させることにより、法人全体の業務成果の最大化を図る。
- ・男女共同参画の推進及び障害者雇用の推進のための措置を通じて、職場環境の充実を図る。

#### 4. 情報セキュリティ対策の強化

「サイバーセキュリティ戦略（平成27年9月4日閣議決定）」及びサイバーセキュリティ対策に関する対策の基準となる「統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。

##### <具体的な取組>

- ・情報セキュリティポリシーを随時見直すとともに、全ての職員が情報セキュリティに関しての理解度が深まるように周知徹底を行う。
- ・情報セキュリティに関する職員の専門性を高めるため、職員の研修機会の充実を図る。
- ・情報セキュリティ監査、情報セキュリティ対策の実施状況を把握し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図る。

# 独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)に係る政策体系図

## スポーツ政策等の現状

第1期スポーツ基本計画

2017年4月より第2期スポーツ基本計画始動

2020年  
東京大会の  
開催決定

障害者スポーツが  
厚労省から  
文科省へ移管

スポーツ庁の  
創設

**第2期スポーツ  
基本計画策定**

ラグビー  
ワールドカップ等

東京オリンピック・  
パラリンピック  
競技大会

ワールド  
マスターズ  
ゲームズ関西

2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022

### ミッション

スポーツを通じ「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活」を営むことができるスポーツ立国の実現

### スポーツを取り巻く環境

これからの5年間は2020年東京大会をはじめとする国際競技大会が相次いで開催され、スポーツに対する機運が高まる絶好の機会

### スポーツ立国の実現に向けた施策の展開

「する」「みる」「ささえる」  
スポーツ参画人口の拡大

国際競技力の向上

スポーツを通じた活力があり  
絆の強い社会の実現

クリーンでフェアな  
スポーツの推進

## スポーツ立国の実現に向けた 中核的な役割を果たす

### 法人の事業

#### スポーツ施設の 運営等

- 2020年東京大会の競技会場等となる新国立競技場をはじめとした所有施設の着実な整備
- 所有施設を活用したスポーツの振興

#### スポーツ インテグリティ の確保

- JADAと連携し、ドーピング防止活動を推進
- スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査を実施
- スポーツ団体のガバナンス強化に係る調査・研究を実施

#### 法人の役割

文部科学省(スポーツ庁)、JOC、JPC、JADAなどの関連団体等と連携しながら事業を実施することにより、**国民の心身の健全な発展に寄与**する。

#### 国際競技力の 向上

- 「鈴木プラン」に基づき、JOC・JPCと協働しながら、「4年単位・2大会先」の強化戦略プランを策定
- 強化戦略プランに基づき、JOC・JPCと連携した取組の実施

#### スポーツ振興 くじの実施

- スポーツ振興財源を確保するために各種の売上拡大方策を実施
- スポーツ参画人口の拡大を図るため、適切な助成事業を実施

#### スポーツの 安全の確保

- 災害共済給付の着実な実施
- スポーツ等の事故防止に関する調査研究や情報の提供

独立行政法人日本芸術文化振興会が達成すべき  
業務運営に関する目標  
(中期目標)  
(案)

平成30年〇月〇日

文部科学省



## 目 次

I	政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II	中期目標の期間	1
III	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	2
1	文化芸術活動に対する援助	2
2	伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演	4
3	伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他関係者の研修	7
4	伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用	8
IV	業務運営の効率化に関する事項	10
V	財務内容の改善に関する事項	11
VI	その他業務運営に関する重要事項	11

※Ⅲ 1～4の各項目を一定の事業等のまとまりとする。また、Ⅲ 1～4及びⅣ～Ⅵの各項目を評価の単位とする

独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 29 条の規定により、独立行政法人日本芸術文化振興会が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定める。

## I 政策体系における法人の位置付け及び役割

独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「振興会」という。)は、我が国の文化芸術振興の中核的拠点として、①文化芸術の豊かな広がりを実現すること、②我が国の貴重な財産である伝統芸能を後世に伝えていくこと、③多彩で豊かな芸術の創造活動を活性化させること等の役割を果たすことが求められているところであり、その基盤の整備、活動の発展は我が国の文化芸術の振興において不可欠である。

このため、振興会は、芸術家及び芸術団体等が行う文化芸術活動に対する援助を行うとともに、自らが設置する劇場施設において、我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の保存振興及び我が国における現代の舞台芸術(以下「現代舞台芸術」という。)の振興普及を図るための伝統芸能の公開・現代舞台芸術の公演等各種事業を実施することにより、芸術その他の文化の向上に寄与していく必要がある。

平成 29 年 6 月には、「文化芸術基本法」(平成 13 年法律第 148 号)が改正され、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが目指されるなど、文化芸術の重要性は一層高まっている。

また、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「2020 年東京大会」という。)を契機とする文化プログラムの実施等を通じて、観光振興、地方創生、経済の活性化等への貢献等も求められる中においては、振興会は、我が国の舞台芸術の魅力を世界に発信する取組を強化していくことが求められる。

さらに、少子高齢化や人口の減少等、振興会を取り巻く環境は大きく変容しており、振興会がより幅広く多くの人に鑑賞機会を提供していくためには、新たな観客層の開拓・育成等を図ることが重要な課題であり、その対応に向けた取組については一層戦略的に進めていく必要がある。

以上の位置付け及び役割のもと、第 3 期中期目標期間における業務の実績についての評価等を踏まえ、振興会の第 4 期中期目標を以下のとおりとする。

(別添) 政策体系図

## II 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

### Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### 1 文化芸術活動に対する援助

振興会は、我が国の文化芸術振興の中核的拠点として、芸術の創造又は普及を図るための活動、地域の文化の振興を目的として行う活動などに対して多様な資金を活用した文化芸術活動に対する助成金の交付及びこれらに関する情報提供などに積極的に取り組む必要がある。また、公的支援については、社会的費用から社会的必要性に基づく戦略的な投資として捉え直すなどその社会的な捉え方も変化している。

以上を踏まえ、次の目標に従い業務を実施することとする。

##### (1) 助成金の交付

水準の高い活動への助成、その普及や地域性等にも配慮した幅広く多様な助成とのバランスを図り、より効果的で戦略的な支援を行うことを目標として、次に掲げる活動に対し助成金を交付すること。

- ① 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動
- ② 文化施設において行う公演、展示等の活動又は文化財を保存し、若しくは活用する活動で地域の文化の振興を目的とするもの
- ③ その他、文化に関する団体が行う公演及び展示、文化財である工芸技術の伝承者の養成、文化財の保存のための伝統的な技術又は技能の伝承者の養成その他の文化の振興又は普及を図るための活動

事業の実施に当たっては、より効果的かつ効率的な助成を行うために、助成対象活動の実施状況及び当該分野の現状等の調査を実施し、事業に反映させること。

また、芸術文化振興基金の運用収入の将来予測等を踏まえ、効果的かつ効率的な支援の在り方について検討すること。

さらに、公的支援に対する社会的な捉え方の変化等を踏まえ、調査研究の実施、関係機関とのネットワークの構築等を進め、アーツカウンシル機能（専門家による助言、審査、評価等）の連携・強化等を図り、支援策等をより有効に機能させるとともに、助成事業によって得られた成果等について、振興会の他の業務等に活かしていくことを検討すること。

##### (2) 助成に関する情報等の収集・提供

集積した情報のデータベース化や、文化芸術活動への助成に関する情報等の収集・提供を推進すること。

##### (3) 芸術文化振興基金の管理運用

安全性に留意しつつ、客観性及び透明性の確保を図りながら、資金の確保に努めること。

**【指標】**

- 1-1 効果的な助成が行われたか。(独立行政法人日本芸術文化振興会法第 12 条に基づき設置する評議員会が行う評価 (以下「評議員会の評価」という。) を踏まえ判断する。)
- 1-2 助成金の交付状況 (交付件数等の実施内容を踏まえ判断する)
- 1-3 公演等調査件数 (前中期目標期間実績 (平成 25 年度から平成 29 年度実績の平均値をいう。以下同じ。) の維持)
- 1-4 会計調査件数 (前中期目標期間実績の維持)
- 1-5 プログラムディレクター・プログラムオフィサーと芸術団体等との意見交換会及び応募相談会の実施件数 (前中期目標期間実績以上)
- 1-6 文化芸術活動に対する援助について、目標に従い業務を実施しているか (評議員会の評価を踏まえ判断する)

**【関連指標】**

- 1-A 芸術文化振興基金の運用状況や資金の受入状況 (運用収入等の状況等を踏まえ判断する)

**【重要度：高】**

アーツカウンシル機能は、平成 28 年度から本格稼働となったものであり、試行的な取組の結果を踏まえ、専門的な助言・相談、申請事業の審査、助成事業の事後評価、調査研究等については一層充実させるための取組を進め、文化芸術への支援をより有効に行うことは重要となる。

**<目標水準の考え方>**

- 1-1 効果的な助成が行われたかを判断するため、振興会のアーツカウンシル機能が実施する定性的な事後評価結果の情報を、振興会が設置する評議員会が行う評価に対して提供し、これに基づく意見を踏まえ判断する。
- 1-2 助成金の交付については件数等を毎年度確認することにより実施状況を把握し、第 3 期中期目標期間における実績を基準とした状況変化を評価において考慮する。
- 1-3、1-4 助成事業が効果的かつ効率的に実施されているかについては継続的に確認していく必要があることから、公演等調査件数、会計調査件数については、第 3 期中期目標期

間と同水準の目標値を設定する。

- 1-4 文化芸術活動をより充実させるためには、アーツカウンシル機能の一層の推進が必要であり、実施体制の中心であるプログラムディレクター及びプログラムオフィサーが、芸術団体に対し、より緊密に助言等の協力を行う必要があるという観点から芸術団体等の意見交換会等の実施件数については、第3期中期目標期間の実績以上の目標値を設定する。
- 1-5 支援の在り方についての検討状況、助成に関する情報等の収集・提供状況等、文化芸術活動に対する援助について、目標に従い実施しているかについては、評議員会が行う評価の意見を踏まえ判断する。
- 1-A 芸術文化振興基金の運用収入や資金の受入状況等については、金利の状況等により変動することから、それらについては状況を毎年度確認するとともに、第3期中期目標期間における実績を基準とした状況変化を評価において考慮する。

## 2 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演

振興会は、伝統芸能の保存振興及び現代舞台芸術の振興普及を図るため、幅広く多くの人が鑑賞できるよう、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行う必要がある。

また、2020年東京大会に向けた文化プログラムの開催等を通じて、我が国の舞台芸術の魅力を世界に示すとともに、外国人を含む新たな観客層の獲得に向け、多言語による公演や外国人向けの体験型プログラム、海外の芸術団体、関係機関等との連携・協力体制の構築等、コンテンツとしての伝統芸能及び現代舞台芸術の魅力を高めるための取組を一層強化していく必要がある。

なお、これらの取組を推進するに当たっては、入場者数の増加を目指すとともに、企画内容や広報、営業宣伝、ニーズの把握、関係団体との連携等について戦略的に取組む必要がある。

以上を踏まえ、次の目標に従い業務を実施することとする。

### (1) 主催公演

- ① 伝統芸能を伝承のままの姿で公開するように努めること。
- ② 国際的に比肩しうる高い水準の現代舞台芸術を自主制作により公演すること。
- ③ 公開・公演の目的、期待する成果等を明確にし、外部の専門家等からの意見や鑑賞者の要望等を踏まえた評価等を行い、事業の充実に反映させること。
- ④ 幅広く多くの人が鑑賞することを目指して新たな観客層の開拓に努めるとともに、各公演において、適切な鑑賞者数の目標を設定し、その達成に努めること。
- ⑤ 国、地方公共団体、他の劇場、音楽堂等、芸術団体、企業等との連携協力等を強化

すること。

⑥ 青少年や社会人等を対象とする公演の種類、回数を充実するとともに、各鑑賞事業の連携協力を強化すること。

⑦ 多言語による公演や外国人向けの体験型プログラム、海外の芸術団体等との連携・協力体制の構築等、コンテンツとしての伝統芸能及び現代舞台芸術の魅力を高めるための取組を強化すること。

## (2) 快適な観劇環境の形成

各劇場の鑑賞者や観劇希望者の要望、利用実態等を踏まえたサービスを提供するとともに、高齢者、障害者、外国人等を含めた来場者本位の快適な観劇環境を形成することにより、来場者の満足度の向上を図ること。

また、これらを把握する手法として、テナント事業者が運営するショップ、レストラン等も含め、幅広い観点で観客に対するアンケート調査を実施し、観劇環境の向上に活用すること。

## (3) 広報・営業活動の充実

年間の主催公演を通して購入できるシーズンシートの拡充や、運営する会員組織の会員に向けた各種サービスの提供、外国人向けの広報・営業、潜在的なニーズの把握、関係機関との連携等に戦略的に取組むこと。

なお、ホームページについては、利用者が最新の情報に容易にアクセスできるようにすること。

## (4) 劇場の使用効率の向上等

主催公演の日程をより効率的に設定するなど、劇場の使用効率の向上を図るとともに、国民の鑑賞機会の増加を図ること。

また、振興会が有する6劇場の相乗効果を最大限に発揮するための取組を推進し、効果的な運営を行うこと。

## 【指標】

- 2-1 各公演における入場者数（達成目標は年度計画で公演毎に設定する）
- 2-2 歌舞伎、文楽、オペラ等の分野毎の入場者数（達成目標は年度計画で分野毎に設定する。）
- 2-3 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演の公演数（前中期目標期間実績の維持）
- 2-4 青少年や社会人等を対象とした公演の入場者数（前中期目標期間実績の維持）
- 2-5 外国人向け公演の入場者数（前中期目標期間実績以上）
- 2-6 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演について、目標に従い業務を実施しているか

(評議員会の評価を踏まえ判断する)

【関連指標】

2-A 全国各地の文化施設等における公演数（共催・受託公演や地方自治体等の協賛公演等の公演数）

【重要度：高】

2020年東京大会に向け、我が国の舞台芸術の魅力を世界に発信する取組を強化していくとともに、少子高齢化や人口減少等を踏まえ、新たな観客層の開拓・育成等を図ることは、我が国における伝統芸能の保存振興及び現代舞台芸術の振興普及の中核的拠点である振興会として重点的に取り組むべき課題である。

<目標水準の考え方>

- 2-1 各公演における入場者数については、公演内容毎に目標値が異なることから、年度計画で公演毎に目標値を設定する。
  - 2-2 分野毎の入場者数については、分野毎に制作方針等が異なることから、年度計画で目標値を設定する。
  - 2-3 伝統芸能の公開によるその適切な保存振興、国際的に比肩し得る高い水準の現代舞台芸術の振興普及は、継続的かつ安定的に実施する必要があることから、公演数については第3期中期目標期間と同水準の目標値を設定する。
  - 2-4 青少年や社会人等を対象とした公演の入場者数については、少子高齢化等の社会情勢を踏まえ第3期中期目標期間と同水準の目標値を設定する。
  - 2-5 外国人向け公演の入場者数については、2020年東京大会に向け取組等を強化することにより、第3期中期目標期間の実績以上とする目標値を設定する。
  - 2-6 公演内容の企画性やその成果、観客層の多様化の状況や新たな観客層の開拓に向けた取組状況、快適な観劇環境の形成、広報・営業活動の充実、劇場の使用効率の向上並びに経費の適切な見直し等、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演について、目標に従い実施しているかについては、評議員会が行う評価の意見を踏まえ判断する。
- 2-A 全国各地の文化施設等における公演数については、共催・受託等の相手方となる地方自治体等の状況に影響を受けることから、その実施状況を毎年度確認するとともに、前年度を基準とした変化等を評価において考慮する。

<想定される外部要因>

公演については、工事等の事情が生じた場合は、休館等をせざるを得ないことがある。これらの事情を考慮し、評価においては適切に対応するものとする。

入場者数については、劇場の座席数による制約が前提として存在する。また、外国人向け公演の入場者数の増加は、訪日外国人の増加等にも影響されることから、これらの事情を考慮し、評価においては適切に対応するものとする。

### 3 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修

振興会は、伝統芸能の保存振興、現代舞台芸術の振興普及を図るため、伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修を長期的な視点に立ち効果的かつ効率的に実施する必要がある。

以上を踏まえ、次の目標に従い業務を実施することとする。

(1) 伝統芸能の伝承者の養成については、民間では養成が困難であることから振興会として実施すべき分野に限定すること。

また、関係団体の要望や外部専門家等の意見等を踏まえ、養成すべき分野の選択に係る具体的な方針を定めるとともに、養成すべき分野、養成人数等の選定に至った経緯、理由を明らかにし、毎年度、各分野の実情及び研修修了者の動向を把握して不断の見直しを行い、伝承者の充実を図ること。

(2) 現代舞台芸術の実演家の研修については、高い技術と豊かな芸術性を備えたオペラ歌手、バレエダンサー及び演劇俳優を確保することを目的に、新国立劇場の公演をはじめとする水準の高い舞台に出演する実演家を養成するよう努めること。

なお、事業の実施に当たっては、民間団体の役割を踏まえつつ、グローバルな視点に立って組まれた体系的なカリキュラムによって、安定的かつ継続的に行うこと。

また、研修成果については、研修修了者の活動状況を示すなど、国民に分かりやすい形で明らかにすること。

加えて、外部専門家等の意見を聴取し、成果の検証を厳密に行い、長期的な視点を踏まえて研修分野・規模について不断の見直しを行うこと。

(3) 上記のほか、以下の観点を踏まえて事業を実施すること。

- ① 養成・研修事業の国民への周知
- ② 学校等との連携による養成・研修成果の活用
- ③ 伝統芸能の伝承者及び現代舞台芸術の実演家等を確保するための効果的かつ効率的な取組の検討
- ④ 伝統芸能と現代舞台芸術の分野の相互交流
- ⑤ 公演の制作及び舞台技術等に関するインターンシップや実地研修の受入等による



## 人材養成

### 【指標】

- 3-1 研修発表会の開催回数（前中期目標期間実績の維持）
- 3-2 既成者研修発表会の開催回数（前中期目標期間実績の維持）
- 3-3 事業の周知、研修志望者の研修内容への理解や応募者の増加に関する取組の実施状況（研修見学会や広報活動の内容等）
- 3-4 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修について、目標に従い業務を実施しているか（評議員会の評価を踏まえ判断する）

### 【関連指標】

- 3-A 公演制作及び舞台技術等に関する人材養成の取組状況（公演制作者や舞台技術者等の実地研修の受入れ状況等）

#### <目標水準の考え方>

- 3-1、3-2 研修発表会や既成者研修発表会は、研修生等の技芸の習得及び向上という観点から、一定の段階毎にその成果を測るため必要であることから、開催回数については、第3期中期目標期間と同水準の目標値を設定する。
  - 3-3 次期研修生の募集が、分野により1年から3年おきに行われることから、事業の周知等に関する取組については、その実施状況を毎年度確認するとともに、前中期目標期間における実績を基準とした推移を評価において考慮する。
  - 3-4 養成・研修の実施状況、研修修了生の状況、研修修了者等が実施する文化普及活動、伝統芸能分野と現代舞台芸術分野の相互交流の実施状況等、伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修について、目標に従い実施しているかについては、評議員会が行う評価の意見を踏まえ判断する。
  - 3-A 公演制作者や舞台技術者等の実地研修の受入れについては、外部からの要望へ対応して実施されることが想定されるため、その実施状況を毎年度確認するとともに、前年度を基準とした変化等を評価において考慮する。
- 4 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用  
振興会は、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演の充実等に資するため、調査研究・並びに資料の収集及び活用を実施する必要がある。  
また、得られた成果等については、伝統芸能及び現代舞台芸術の理解と促進を図るため、

大学等の研究者、他の劇場、音楽堂等、芸術団体及び国民一般に幅広く提供するとともに、関係機関等と連携した取組を進めるなど効果的に活用する必要がある。

以上を踏まえ、次の目標に従い業務を実施することとする。

- (1) 調査研究については、所期の目的を達成したものから見直しを行い、振興会ならではの特性のあるものに重点化を図ること。
- (2) 成果については、文化デジタルライブラリーや一般公開施設における展示公開等多様な方法を用いて幅広く提供するとともに、関係機関等と連携した取組を進めるなど、より効果的に活用すること。その際には、利用者の利便性の向上と広報活動の強化を図ること。
- (3) 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する公開の講座、公演記録映像の鑑賞会等を実施すること。
- (4) 公演の映像記録については、必要な著作権等の処理を行った上で、一層の有効活用に努めること。
- (5) 一般利用者等の意見・要望等を聴取するとともに、外部専門家等の意見を踏まえ、事業の充実に反映させること。

#### 【指標】

- 4-1 展示公開の来場者数（前中期目標期間実績以上）
- 4-2 文化デジタルライブラリーアクセス件数（前中期目標期間実績以上）
- 4-3 調査研究の実施並びに資料の収集及び活用について、目標に従い業務を実施しているか（評議員会の評価を踏まえ判断する）

#### 【関連指標】

- 4-A 公演記録の作成状況（公演記録の作成件数等）

#### <目標水準の考え方>

- 4-1、4-2 調査研究における成果や収集した資料等について活用を拡大するという観点から展示公開の来場者数及び文化デジタルライブラリーアクセス件数については、第3期中期目標期間の実績以上の目標値を設定する。
- 4-3 調査研究、資料収集・活用の実施状況、刊行実績、展示公開、資料等の活用における関係機関等との連携、公開講座等の実施状況等、調査研究の実施並びに資料の収集及び活用について、目標に従い実施しているかについては、評議員会が行う評価の意見を踏まえ判断する。

4-A 公演記録の作成は公演事業の実施状況に対応して変動することから、実施状況を毎年度確認するとともに、前年度を基準とした変化等を評価において考慮する。

<想定される外部要因>

展示公開については、工事等の事情が生じた場合は、休館等をせざるを得ないことがある。これらの事情を考慮し、評価においては適切に対応するものとする。

#### IV 業務運営の効率化に関する事項

##### 1 業務運営の取組

業務運営に関しては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）等を踏まえ、国民に対して提供するサービスの質の維持向上等に十分配慮しつつ、自主的・戦略的な業務運営を行い、最大限の成果を上げていくために、調達合理化の推進等により、一層の業務の効率化に取り組むものとする。具体的には、効率化にならない特殊要因を除き、平成 29 年度予算を基準として中期目標期間中、一般管理費 15%以上、業務経費毎事業年度につき 1%以上の効率化を図るものとする。

##### 2 組織体制の整備・強化

組織の機能向上のため、劇場間の連携強化や業務・組織体制の整備等を図ること。特に、2020 年東京大会等の開催に向け、我が国の舞台芸術の魅力を国内外に戦略的に発信するため、企画立案・広報機能の強化を図ること。

##### 3 給与水準の適正化等

給与水準については、公務員の給与改定に関する動向等を踏まえ、国家公務員の給与水準等とともに業務の特殊性を十分考慮し厳しく検証したうえで、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表すること。

##### 4 契約の適正化

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、「調達等合理化計画」に沿って、一層の競争性、公正性及び透明性の確保に努め、契約の適正化を推進すること。

##### 5 共同調達等の取組の推進

周辺の機関等と連携し、コピー用紙等の消耗品や役務について、共同して調達する取組を年度計画等に具体的な対象品目等を定めた上で進めること。

##### 6 情報通信技術を活用した業務の効率化

グループウェア等の活用により、業務の効率化を推進すること。

##### 7 予算執行の効率化

運営費交付金の会計処理として、収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に管理すること。

## V 財務内容の改善に関する事項

### 1 自己収入の確保

事業を一層充実させる観点から、国民の鑑賞機会の確保、芸術活動の独創性等に十分留意しつつ、入場料、施設使用料、外部資金等の増加に向けた取組を進めることとし、前中期目標の期間の実績以上の自己収入を得ること（芸術文化振興基金の運用収入を除く。）。

また、自己収入の取扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、経費の適切な見直しを行いつつ、当該収支計画による運営に努めること。

### 2 決算情報・セグメント情報の充実等

振興会の財務内容等の透明性を確保するとともに、活動内容を政府・国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、事業のまとまりごとに決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図ること。

### 3 保有資産の処分

保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」(平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局通知)に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこと。

## VI その他業務運営に関する重要事項

### 1 内部統制

法令等を遵守し、有効かつ効率的に業務を遂行するため、業務の特殊性や実施体制に応じた効果的な統制機能の在り方を検討し、更なる内部統制の充実・強化に取り組むこと。

また、その取組状況及びそれらが有効に機能しているか等については、内部監査、監事監査等において定期的に検証し、必要に応じて見直しを行うこと。

振興会における業務運営全般について、外部有識者を含めて検討を行い、その結果を組織、事務、事業等の改善に反映させること。

### 2 情報セキュリティ対策

保有する情報については、法令等に基づき適切に情報の開示を行うとともに、政府の方針を踏まえた適切な情報セキュリティ対策を推進するなど、責任ある体制を構築するために必要な措置を取ること。

情報セキュリティについては、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群

を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時かつ適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。

また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。

### 3 施設及び設備に関する計画

- ① 劇場等の安全かつ快適な施設環境を維持するとともに、業務の目的・内容に適切に対応するため、長期的視野に立った施設・設備の整備計画を作成すること。
- ② 国立劇場本館は開場から50年を経過していることから、老朽化に対応した改修等を計画的に行うこと。

### 4 人事に関する計画

人事管理（人件費、意識改革、専門性の確保等）、人事交流の適切な実施により、内部管理事務の改善を図ること。

### 5 その他の事項

特定の公益法人に対し随意契約により継続して委託している新国立劇場及び国立劇場おきなわの管理運營業務については、収支構造の改善のため、経費の見直しや自己収入の確保等に計画的に取り組むこと。

また、当該契約内容を検証し、更に効率化を図るとともに、透明性を確保すること。

# (別添) 独立行政法人日本芸術文化振興会に係る政策体系図

## 1 振興会を取り巻く現状と課題

### 文化芸術基本法の改正

平成29年6月に、「文化芸術基本法」が改正され、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが目指されるなど、文化芸術の重要性は一層高まっている。

### 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

2020年東京大会を契機とする文化プログラムの実施等を通じて、観光振興、地方創生、経済の活性化等への貢献等も求められる中においては、振興会は、我が国の舞台芸術の魅力を世界に発信する取組を強化することが求められる。

### 社会情勢

少子高齢化や人口の減少等、振興会を取り巻く環境は大きく変容している。

## 2 振興会のミッション

- ・ 水準の高い活動への助成、その普及や地域性等にも配慮した幅広く多様な助成とのバランスを図り、より効果的で戦略的な支援を行うことを目標として、助成金を交付する
- ・ 伝統芸能の保存振興及び現代舞台芸術の振興普及を図るため、幅広く多くの人々が鑑賞できるよう、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行う
- ・ 2020年東京大会に向けた文化プログラムの開催等を通じて、我が国の舞台芸術の魅力を世界に示すとともに、外国人を含む新たな観客層の獲得に向け、多言語による公演や外国人向けの体験型プログラム等、伝統芸能及び現代舞台芸術の魅力を高める取組を一層強化する
- ・ 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修を長期的な視点に立ち効果的かつ効率的に実施する
- ・ 得られた成果等については、伝統芸能及び現代舞台芸術の理解と促進を図るため、幅広く提供するとともに、効果的に活用する

## 3 主要な事業

- 1 芸術文化活動に対する援助
- 2 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演
- 3 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修
- 4 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用

日本私立学校振興・共済事業団が達成すべき助成業務  
に係る業務運営に関する目標（中期目標）  
（案）

平成30年〇月〇日  
文 部 科 学 省

## 目 次

(序文)

1. 政策体系における法人の位置付け及び役割	1
2. 中期目標期間	1
3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
3. 1 補助事業	2
3. 2 貸付事業	3
3. 3 経営支援・情報提供事業	4
3. 4 寄付金事業	5
3. 5 学術研究振興基金・資金事業	6
4. 業務運営の効率化に関する事項	
4. 1 効率的な業務運営体制の確立	6
4. 2 経費等の見直し・効率化	7
4. 3 契約の適正化	7
5. 財務内容の改善に関する事項	
5. 1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現	7
5. 2 財務内容の管理の適正化	8
5. 3 人件費の適正化	8
6. その他業務運営に関する重要事項	
6. 1 内部統制に関する事項	8
6. 2 情報セキュリティに関する事項	9
6. 3 事業に関する情報開示	9
6. 4 施設・設備に関する事項	10
6. 5 人事に関する事項	10
6. 6 研修等助成に関する事項	10

※「3.」の各項目を一定の事業等のまとまりとする。また、「3. 1」～「6. 6」の各項目を評価の単位とする。



## (序文)

日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号）第26条の規定により、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）が達成すべき助成業務に係る業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

### 1. 政策体系における法人の位置付け及び役割

我が国の学校教育における私立学校が果たす重要な役割にかんがみ、教育基本法（平成18年法律第120号）、私立学校法（昭和24年法律第270号）及び私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）等に基づき、国及び地方公共団体は私立学校の自主性を尊重し、公共性にも十分配慮しつつ、私立学校教育の振興に努めているところである。

事業団の助成業務は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定を図るため、補助金の交付、資金の貸付け、受配者指定寄付金の受入れ・配付、学術研究振興資金の交付、経営相談その他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行い、もって私立学校教育の振興に資することを目的としている。

18歳人口の大幅な減少期を迎え、私立学校における経営環境が一層厳しくなることが予想されること、また、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）等の政府方針において、教育へのアクセス向上や大学教育の質の向上、経営力強化などが掲げられたことなど、国の施策と連携した私立学校に対する事業団の支援の充実等が一層求められている。

このような理念のもと、第3期中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間の業績についての評価結果や、「日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）見直し内容」（平成29年8月25日文科科学省）等を踏まえ、事業団の助成業務に関する事務及び事業について見直しを行った結果、平成30年4月からの中期目標は以下のとおりとする。

（別添）政策体系図

### 2. 中期目標期間

事業団の助成業務は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定を図り、私立学校の教育の振興に資することを目的として実施されており、成果を得るまでには相当の期間を要するものが多く、中長期的観点から目標を定める必要があることから、中期目標の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とする。

### 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

「補助事業」「貸付事業」「経営支援・情報提供事業」「寄付金事業」「学術研究振興基金・資金事業」の各種事業を総合的かつ効率的に実施するため、本法人の有する情報・知見を活かし、文部科学省と連携の下、これらの事業を通じた、各私立大学等における教育条件や研究環境の向上に向けた取組を促進する方策や、地域に貢献する私立大学等の支援方策、経済的負担軽減方策等について検討し、必要な措置を講ずる。併せて、各事業の成果・効果の周知を通じた私立学校の改善取組の促進や経営支援を行うとともに、各事業の不断の改善・見直しを行うなどのPDCAサイクルの構築に向けた検討を行い、必要な措置を講ずる。

#### 3. 1 補助事業

- (1) 各私立大学等に対する補助金の交付については、関係法令及び交付要綱等を遵守した適正な配分を行う。
- (2) 文部科学省の政策に沿って、配分方法を適時適切に見直すとともに、各私立大学等の教育研究の質の向上に資する取組、定員充足状況、教育情報・財務情報の公表状況等に応じた増減の厳格化など、一層のメリハリある配分・重点支援を実施する。併せて、補助金の効果的・効率的な交付に資するため、補助事業の効果検証を行う。
- (3) 補助金の申請段階のミス防止を図るとともに、補助金の適正な使用を徹底するため、補助金説明会の充実等の取組を行い、各私立大学等の補助金制度への理解を深める。

#### <指標>

- ・各私立大学等に対する適正な補助金の配分、文部科学省の政策に沿った配分方法の見直し、メリハリのある配分が行われたか。また、補助事業の効果検証が行われたか（有識者の意見を参考に判断する）
- ・補助金説明会の実施回数及びアンケートにおける理解度：実践編9回以上、基礎編8回以上（平成28年度実績値：実践編9回、基礎編8回）、理解度90%以上（平成28年度実績値：実践編94%、基礎編87.5%）
- ・アンケート結果を踏まえて説明会の内容の充実を図ったか

#### <目標水準等の考え方>

- ・各私立大学等に対する適正な補助金の配分、文部科学省の政策に沿った配分方法の見直し、メリハリのある配分が行われたか。また、補助事業の効果検証が行われたか：有識者の意見を参考に判断する。
- ・補助金説明会の実施回数及びアンケートにおける理解度：達成された場合、B評定とする。
- ・アンケート結果を踏まえて説明会の内容の充実を図ったか：達成された

場合、B評価とする。

〈重要度〉

- ・私学助成の配分見直し等については、「経済財政運営と改革の基本方針2017」にも掲げられており、喫緊の課題であるため、重要度を「高」とする。

### 3. 2 貸付事業

- (1) 学校法人等の資金需要を踏まえて貸付規模を適切に把握するとともに、貸付財源を安定的に確保する。また、学校法人等のニーズに応じた利便性の向上に努めるなど、融資促進活動の更なる充実・強化を図る。
- (2) 適正なリスク管理を行うことにより、総貸付残高に対するリスク管理債権の割合を抑制するとともに、学校法人等の自主性・自律性の観点から、経営状況が悪化している学校法人等に対しては、「経営支援・情報提供事業」と連携し、自ら改善等を行うよう促すなど、貸付債権の確実な回収に努める。

〈指標〉

- ・学校法人等の需要等を踏まえた財源を確保できたか
- ・学校法人等のニーズを把握し、融資制度の改善に向けた取組が行われたか
- ・学校法人等の満足度調査における、「満足した」の割合：融資制度89%以上、利便性70%以上（平成25～平成28年度実績平均値：融資制度89%、利便性70%）
- ・融資促進活動のため訪問した学校法人等数及び相談会等で個別相談を受けた学校法人等数（熊本地震関係を除く）：80法人以上（平成28年度実績値：76法人）
- ・総貸付残高に対するリスク管理債権の割合：2.1%以下（第1期中期目標期間～第3期中期目標期間(平成28年度まで)実績平均値：2.13%）
- ・9月償還分において新たに元金の滞納が発生した学校法人等のうち年度内に回収できた学校法人等の割合：95%以上（平成28年度実績値(9月・3月)：95%）

〈関連指標〉

- ・貸付規模（平成25年度、平成26年度及び平成28年度実績平均値）：593億円

〈目標水準等の考え方〉

- ・学校法人等の需要等を踏まえた財源を確保できたか：達成された場合、B評価とする。
- ・学校法人等のニーズを把握し、融資制度の一層の改善に向けた取組が行われたか：達成された場合、B評価とする。
- ・学校法人等の満足度調査における、「満足した」の割合：達成された場合、B評価とする。
- ・融資促進活動のため訪問した学校法人等数及び相談会等で個別相談を受けた学校法人等数：達成された場合、B評価とする。

- ・総貸付残高に対するリスク管理債権の割合：達成された場合、B評価とする。
- ・9月償還分において新たに元金の滞納が発生した学校法人等のうち年度内に回収できた学校法人等の割合：達成された場合、B評価とする。
- ・貸付規模：学校法人等の需要により変動するものの、事業団の業務運営に影響を及ぼすことから、毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。

### 3. 3 経営支援・情報提供事業

- (1) 私立学校への支援について、事業団の有する情報・知見を更に活かせるよう、事業横断的に支援できる体制等を構築する。また、学校法人の経営に関する指導及び助言を行う文部科学省と連携し、大学教育の質の向上や経営の安定化等に向け、私立学校の教育及び経営等に関する各種情報の収集・分析の充実を図るとともに、経営相談等の取組を強化する。
- (2) 私立学校が自ら検証・改善等を図れるよう、好事例を含めた私立学校の教育及び経営等に関する各種情報を積極的に私立学校に提供するとともに、経営相談等にも活用する。

#### <指標>

- ・事業横断的に支援できる体制等が構築されたか
- ・私立学校のニーズを適切に把握できたか。また、事業団が自ら発信する私立学校の教育及び経営等に関する各種情報について、私立学校のニーズ等を踏まえた項目の追加・見直し等の改善が図られたか
- ・好事例・特色ある取組の収集・提供件数：10件/年以上
- ・経営相談を受けた学校法人のうち、大学教育の質の向上や経営の安定化等につながる等と回答のあった割合：中期目標期間中に80%以上

#### <関連指標>

- ・学校法人等からの依頼に基づき情報提供を行った件数及び割合（平成28年度実績値）：年間127件、100%
- ・経営相談を受けた学校法人のうち、経営が改善された学校法人の割合（平成25年度相談分実績）：51.9%  
※相談を受けた年度を含めた過去3年間の収支差額の平均と経営相談後3年間の収支差額の平均の比較
- ・経営相談等の件数（平成25～平成28年度実績平均値）：72件

#### <目標水準等の考え方>

- ・事業横断的に支援できる体制等が構築されたか：達成された場合、B評価とする。
- ・私立学校のニーズを適切に把握できたか。また、事業団が自ら発信する私立学校の教育及び経営等に関する各種情報について、私立学校のニーズ等

を踏まえた項目の追加・見直し等の改善が図られたか：達成された場合、B評価とする。

- ・ 好事例・特色ある取組の収集・提供件数：達成された場合、B評価とする。
- ・ 経営相談を受けた学校法人のうち、大学教育の質の向上や経営の安定化等につながる等と回答のあった割合：達成された場合、B評価とする。
- ・ 学校法人等からの依頼に基づき情報提供を行った件数：私立学校における経営環境が一層厳しくなることが予想されるため、学校法人等の求めに応じて実施した情報提供・経営相談の状況や、その成果を把握する必要があることから、毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。
- ・ 経営相談を受けた学校法人のうち、経営が改善された学校法人の割合：私立学校における経営環境が一層厳しくなることが予想されるため、学校法人等の求めに応じて実施した情報提供・経営相談の状況や、その成果を把握する必要があることから、毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。
- ・ 経営相談の件数：私立学校における経営環境が一層厳しくなることが予想されるため、学校法人等の求めに応じて実施した情報提供・経営相談の状況や、その成果を把握する必要があることから、毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。

〈重要度〉

- ・ 18歳人口の大幅な減少期を迎え、私立学校における経営環境が一層厳しくなることが予想され、これまで以上に、事業団による支援が求められていることから、重要度を「高」とする。

### 3. 4 寄付金事業

- (1) 学校法人等の多元的な財政基盤を確立するため、学校法人等の寄付金募金活動に対する支援の充実を図るとともに、広く社会に向けて、学校法人等への寄付に係る各種税制優遇制度等の更なる周知などの支援を行う。
- (2) 平成30年度から新たに資金を交付する「若手・女性研究者奨励金事業」については、制度の更なる周知を図るなど、寄付金確保の取組を充実する。

〈指標〉

- ・ 学校法人等への寄付に係る各種税制優遇制度等の周知が充実されたか：経済団体等への訪問等件数 21件以上（平成28年度実績値:21件）、学校法人等の研修会における周知活動件数 12件以上（平成29年度上半期 実績値:6件）
- ・ 「若手・女性研究者奨励金事業」に係る寄付金の受入れ金額：第4期中期目標期間中に1.5億円以上

〈関連指標〉

- ・ 学校法人等における毎年度の寄付金の受入れ金額（平成23～平成27年度実績平均値）：約2,100億円

〈目標水準等の考え方〉

- ・学校法人等への寄付に係る各種税制優遇制度等の周知が充実されたか：達成された場合、B評定とする。
- ・「若手・女性研究者奨励金事業」に係る寄付金の受入れ金額：目標以上に寄付を受け入れた場合はA評定以上を検討し、目標に達しなかった場合においても寄付金の獲得に向けた取組がなされている場合はB評定とする。
- ・学校法人等における毎年度の寄付金の受入れ金額：学校法人等の寄付金募金活動に対する支援の充実には、学校法人等における寄付金の受入れ金額を把握する必要があることから、毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。

〈難易度〉

- ・「若手・女性研究者奨励金事業」に係る寄付金等の募集については、制度が開始されたところであり、今後制度の周知や寄付金募集活動を通じて得られる社会からの要望等を奨励金に反映することにより、寄付者の拡大と定着を進めていく必要があることから、難易度が高いと認められる。そのため難易度を「高」とする。

### 3. 5 学術研究振興基金・資金事業

私立大学等における学術研究の充実を図るため、基金の運用等により財源を確保し、安定的な支援を行う。

〈指標〉

- ・「学術研究振興資金」を安定的に交付するための財源を確保できたか：年間80百万円以上（平成28年度実績値：80百万円）

〈目標水準等の考え方〉

- ・「学術研究振興資金」が安定的に交付するための財源を確保できたか：達成された場合、B評定とする。

## 4. 業務運営の効率化に関する事項

### 4. 1 効率的な業務運営体制の確立

「3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の実現に向け、私学振興に係る業務を総合的かつ効率的に実施できるよう、組織や人員配置の見直しを適切に行うとともに、企画立案機能を強化する。

〈指標・目標水準等の考え方〉

- ・組織や人員配置の見直しを適切に行ったか：「3. 国民に対して提供する

サービスその他の業務の質の向上に関する事項」の評定を参考に判断する。

#### 4. 2 経費等の見直し・効率化

事業団の助成業務の運営に関しては、社会情勢の変化等も勘案しながら、業務の徹底した見直しを進めるとともに、収入の適正化等による自己収入の確保・増に努め、経費の見直し、効率化を進める。

〈指標・目標水準等の考え方〉

- ・一般管理費の金額（171百万円以下（平成25～平成28年度実績平均値：171百万円））：達成された場合、B評定とする。
- ・自己収入額（8百万円以上（平成25～平成28年度実績平均値：8百万円））：達成された場合、B評定とする。
- ・自己収入の増・確保及び経費の効率化を図るための取組が行われたか：達成された場合、B評定とする。

#### 4. 3 契約の適正化

事業団の締結する契約については、真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札による。また、一般競争入札のうち結果として一者応札となった場合、要因の分析を行うなど改善に向けた取組を行う。併せて、契約の適正な実施については監事による監査を受けるとともに、その契約状況を公表する。

〈指標・目標水準の考え方〉

- ・一者応札について改善に向けた原因の分析又は取組が行われたか：達成された場合、B評定とする。

### 5. 財務内容の改善に関する事項

#### 5. 1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現

- (1) 事業年度ごとに収支計画を作成するとともに、当該収支計画に沿った適切な運営を行う。
- (2) 事業団の健全な財政運営を維持するため、貸付規模を確保するための取組を行うなど、収益の確保・増に努める。併せて、私立学校施設の耐震化を促進するため、平成23年度から平成27年度に実施した耐震改築低利融資事業による事業団の財政運営への影響が縮小する第4期中期目標期間中に当期純損失の発生を解消する。

〈指標・目標水準等の考え方〉

- ・収支計画に沿った運営が行われたか。収益の確保・増に向けた取組が行われたか。また、第4期中期目標期間中に当期純損失の発生が解消されたか：達成された場合、B評価とする。

〈関連指標等〉

- ・利息収支差（貸付金利息から支払利息を控除）：毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。
- ・貸付規模：学校法人等の需要により変動するものの、事業団の業務運営に影響を及ぼすことから、毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。【再掲】

## 5. 2 財務内容の管理の適正化

事業毎に厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を踏まえ事業への経費配分や業務運営の効率化に反映させるとともに、財務状況等の健全性・透明性を確保する。

〈指標・目標水準等の考え方〉

- ・事業毎の評価・分析を踏まえた経費配分等が行われたか。また、財務状況等の健全性・透明性を確保するための取組が行われたか：達成された場合、B評価とする。
- ・総貸付残高に対するリスク管理債権の割合：達成された場合、B評価とする。【再掲】

## 5. 3 人件費の適正化

給与水準については、国家公務員等の給与水準も十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与水準の適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表する。

〈指標・目標水準等の考え方〉

- ・毎年度検証し、給与水準等を対外的に公表する。：達成された場合、B評価とする。

## 6. その他業務運営に関する重要事項

### 6. 1 内部統制に関する事項

法令等を遵守しつつ業務を行い、事業団の目的を有効かつ効率的に果た



すため、独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を着実に運用するとともに、必要に応じ、内部統制を強化する取組の実施及び各種規定の見直しを行う。

〈指標・目標水準等の考え方〉

- ・内部監査及び監事監査は監査計画を策定し、その計画に沿った監査を実施する。また、各部署は当該監査において指摘された事項について、改善する：達成された場合、B評価とする。

## 6. 2 情報セキュリティに関する事項

引き続き、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（サイバーセキュリティ戦略本部決定）」に沿って策定した情報セキュリティ・ポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を推進することに加え、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査において特定される課題を解決する。

〈指標・目標水準等の考え方〉

- ・毎年度、全職員を対象とした研修を実施する：達成された場合、B評価とする。
- ・情報セキュリティ内部監査の実施：情報セキュリティ監査計画を策定し、2年間で全ての部署に対して監査を行う：達成された場合、B評価とする。

## 6. 3 事業に関する情報開示

- (1) 私立大学等経常費補助金の交付先・客観的指標の反映状況等の事業に関する情報や、受配者指定寄付金及び学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報については、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行う。
- (2) 公表すべき資料については速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載する。

〈指標・目標水準等の考え方〉

- ・事業に関する各種情報の開示件数（100件以上（平成25～平成28年度実績平均値：100件））：達成された場合、B評価とする。
- ・公表が義務付けられている情報のホームページでの公表が速やかに行われたか：達成された場合、B評価とする。

#### 6. 4 施設・設備に関する事項

事業団における老朽化した施設・設備について、必要な改修を実施する。

〈指標・目標水準等の考え方〉

- ・中期計画等で定める計画に沿って改修が進められたか：達成された場合、B評価とする。
- (計画に基づき、改修を行わない年度については評価を付さない。)

#### 6. 5 人事に関する事項

業務に必要な専門知識の向上を図るため、職員の研修の推進を図る。

〈指標・目標水準等の考え方〉

- ・毎年度、役職等に応じた研修を実施する：達成された場合、B評価とする。
- ・毎年度、全職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施する：達成された場合、B評価とする。【再掲】

#### 6. 6 研修等助成に関する事項

私立学校教育の振興上必要と認められる私立学校の教職員の研修等に対する助成事業を計画的に実施する。

〈指標・目標水準等の考え方〉

- ・中期計画等で定める計画に沿って助成されたか：達成された場合、B評価とする。
- (計画に基づき、日本私立学校振興・共済事業団法第23条第4項に定める残余が生じない場合は評価を付さない。)

# 日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)に係る政策体系上の位置付け

## 国の政策目標・方針等

### ○文部科学省の政策目標

#### 政策目標6 私学の振興

私立学校の振興に向け、教育研究条件を高めるとともに経営の健全性の維持向上を図る。

施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興

### ○教育振興基本計画

#### 基本施策29 私立学校の振興

【主な取組】財政基盤の確立とメリハリある資金配分、多面的な資金調達の促進、学校法人に対する経営支援の充実 等

### ○私立学校振興助成法

第1条 この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もつて私立学校の健全な発達に資することを目的とする。

第11条 国は、日本私立学校振興・共済事業団法の定めるところにより、この法律の規定による助成で補助金の支出又は貸付金に係るものを日本私立学校振興・共済事業団を通じて行うことができる。

### ○経済財政運営と改革の基本方針、日本再興戦略 等

## 事業団の役割・位置付け等

### 日本私立学校振興・共済事業団

(設立の目的) 日本私立学校振興・共済事業団は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行うとともに、私立学校教職員共済法の規定による共済制度を運営し、もつて私立学校教育の振興に資することを目的とする。

**補助事業**：私立大学等経常費補助金の交付

**貸付事業**：学校法人等に対する施設設備整備その他経営のために必要な資金の貸付

**経営支援・情報提供事業**：学校法人等に対する経営支援・情報提供

**学術研究振興基金・資金事業**：学術研究振興基金の募金と学術研究振興資金の交付

**寄付金事業**：学校法人に対する受配者指定寄付金の受入と配布等

**助成事業**：私立学校教職員の研修に対する助成金の交付

国（私学助成等）

私立大学等経常費補助

私立高等学校等経常費助成費補助、施設費補助、私立学校に対する指導・助言等

都道府県

学校法人等

私立学校教育の振興

## 独立行政法人勤労者退職金共済機構中期目標（案）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

2018（平成 30）年 2 月 0 日

厚生労働大臣 加藤 勝信

### 第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割

近年、多くの企業で人材不足が深刻化している中、労働力の確保等を通じた中小企業の経営基盤の充実を図る必要性は一層高まっており、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）において、中小企業・小規模事業者の人手不足及び働き方改革への対応を行うとの方針を示しているところである。

こうした状況のもと、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について退職金制度を確立させることにより、勤労者の福祉の増進及び生活の安定を図るとともに、労働力の確保を通じた企業の振興を目的とした中小企業退職金共済制度の運営を充実強化し、その積極的な普及を図ることが、ますます重要になっている。

また、勤労者財産形成持家融資（以下「財形持家融資」という。）制度は、勤労者の持家取得を事業主及び国の支援により促進し、豊かで安定した勤労者生活の実現を図ることを目的とする制度であるが、総務省統計局「住宅・土地統計調査」（2013（平成 25）年）によると、勤労者世帯の持家率は約 62%であり、自営業主世帯の約 84%に比べ今なお立ち後れが見られることから、財形持家融資制度の積極的な普及に取り組む必要がある。

こうしたことを踏まえ、機構は、公共上の見地から必要な事務及び事業であって民間では必ずしも実施されないおそれがあるもの等を実施するという独立行政法人の目的に基づき、より一層、中小企業退職金共済制度及び財形持家融資制度の適切な運営及び普及を図ることにより、従業員福祉の増進、中小企業の振興及び国民経済の健全な発展に寄与するものとする。

（別添）政策体系図及び一定の事業等のまとめ

### 第 2 中期目標の期間

通則法第 29 条第 2 項第 1 号の中期目標の期間は、2018（平成 30）年 4 月から 2023（平成 35）年 3 月までの 5 年間とする。

### 第 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第 29 条第 2 項第 2 号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

## I 退職金共済事業

### 1 一般の中小企業退職金共済事業

機構は、一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業に係る業務に関し、近年の人手不足の深刻化により労働力の確保を通じた中小企業の経営基盤の充実の必要性が一層高まっていること等を踏まえ、共済契約者及び被共済者（以下「加入者」という。）の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。

#### （1）資産の運用

##### ① 資産運用の目標

資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に中退共事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保することを目標とすること。

##### ② 健全な資産運用等

資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、実施すること。

また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させること。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。

#### 【指標】

- ・ 委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。

#### [目標設定等の考え方]

- ・ 基本ポートフォリオについて、中退共事業の運営に必要な利回りを中期的に確保し得るものとした上で、委託運用部分について、ベンチマーク収益率を確保することで、中期的に必要な利回りを確保することとする。

### 【重要度 高】

共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから、重要度を高とする。

#### (2) 確実な退職金の支給に向けた取組

未請求退職金の縮減の観点から、退職時等における被共済者の住所把握の徹底、退職後一定期間経過後における退職金請求勧奨、退職金未請求者へのアンケート調査結果を踏まえた対策の実施及び未請求者数縮減のための効果的な周知広報を行うこと。

### 【指標】

- ・ 請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から3年経過後の未請求者数の比率を、毎年度1.3%以下とすること。
- ・ 請求権が発生した年度における退職金総額に対する当該年度から3年経過後の未請求退職金額の割合を、毎年度0.4%以下とすること。

#### [目標設定等の考え方]

- ・ 未請求者数の比率については、前中期目標期間中で最も低い水準であった年度の比率を踏まえた目標とすることとする。(2013(平成25)年度:1.60%、2014(平成26)年度:1.46%、2015(平成27)年度:1.27%、2016(平成28)年度:1.26%)
- ・ 未請求退職金額については、前中期目標期間中で最も低い水準であった年度の割合を踏まえた目標とすることとする。(2013(平成25)年度:0.45%、2014(平成26)年度:0.45%、2015(平成27)年度:0.38%、2016(平成28)年度:0.37%)

#### (3) 加入促進対策の効果的実施

中小企業数の推移予測、業種の分布等の分析及び景気要因による労働需給予測に加え、中退共制度を知らない企業及び中退共制度の加入又は未加入理由の調査を実施することにより、加入勧奨対象を的確に把握した上で、効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。

地方自治体、金融機関及び関係事業主団体等との連携強化等を行うなど、引き続き、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。

### 【指標】

- ・ 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を165万人以上とすること。

#### [目標設定等の考え方]

- ・ 過去の実績を、雇用需給要因、長期的トレンド、制度変更要因等により回帰分析し、厚生年

金基金からの移換見込み人数（3万人）を加え、指標を設定することとする。

※ 前中期目標期間中に新たに加入した被共済者数（2013（平成 25）年度～2017（平成 29）年 12 月末現在）168 万 5,021 人

#### （4）サービスの向上

##### ① 業務処理の効率化

加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。

また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。

#### 【指標】

- ・ 退職金請求について、受付日から 18 業務日以内に、退職金を全数支給すること。

#### [目標設定等の考え方]

- ・ 前中期目標の水準を業務日数に換算した上で、退職金請求の事務処理期限を指標として設定することとする。

※ 前中期目標期間（2013（平成 25）～2017（平成 29）年度）に目標として定めた処理日数の最終期限（暦日）25 日

##### ② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等

相談コーナー及びホームページにおける相談内容及び意見・苦情等のほか、ホームページ閲覧者等の満足度調査の結果を、コールセンター等の相談業務及びホームページのコンテンツの改善に反映させること等により、相談業務及び情報提供の質を向上させること。

また、2018（平成 30）年 5 月から施行される確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 66 号）に基づき、企業合併等に伴う企業年金制度と中退共制度間の資産移換が可能となること等について、2018（平成 30）年度に周知広報を実施するとともに、2019（平成 31）年度以降も適切に相談に応じること。

#### 【指標】

- ・ 毎年度、ホームページの閲覧者の満足度（参考になった割合）を 80%以上とすること。
- ・ ホームページの中退共制度の情報へのアクセス件数を、毎年度 115 万件以上とすること。

#### [目標設定等の考え方]

- ・ 前中期目標期間中における類似の満足度調査結果等の水準を踏まえ、従来の調査の範囲を広げることも考慮した指標を設定することとする。

※ 類似の満足度調査結果（Q&A閲覧者が「参考になった」とした割合（2013（平成 25）～2016（平成 28）年度平均）：約 86%

※ 前中期目標期間中（2013（平成 25）～2016（平成 28）年度）における平均アクセス件数：1,156,817 件

### ③ 積極的な情報の収集及び活用

加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、中退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。

#### 【指標】

- ・ 毎年度 1 回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。

#### [目標設定等の考え方]

- ・ 中退共制度をとりまく環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度 1 回以上、統計等の各種情報を整理・分析し、事業を改善することを指標とすることとする。

## 2 建設業退職金共済事業

機構は、建設業退職金共済（以下「建退共」という。）事業に係る業務に関し、近年の建設技能労働者の高齢化や人手不足の深刻化といった建設業界を取り巻く課題を踏まえ、加入者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び建設業を営む中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。

### （1）資産の運用

#### ① 資産運用の目標

資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に建退共事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保することを目標とすること。

#### ② 健全な資産運用等

資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施すること。

また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させること。併せて、



経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。

**【指標】**

- ・ 委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）を確保すること。

[目標設定等の考え方]

- ・ 基本ポートフォリオについて、建退共事業の運営に必要な利回りを中期的に確保し得るものとした上で、委託運用部分について、複合ベンチマーク収益率を確保することで、中期的に必要な利回りを確保することとする。

**【重要度 高】**

共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから、重要度を高とする。

(2) 確実な退職金の支給に向けた取組

① 長期未更新者数の縮減等のための取組

過去3年以上手帳の更新を行っていない被共済者（以下「長期未更新者」という。）数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、過去3年間手帳更新がない被共済者及び高齢の被共済者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。

被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。

**【指標】**

- ・ 長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点で、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。
- ・ 中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。

[目標設定等の考え方]

- ・ 共済手帳の更新要請等を行うことで、長期未更新者数を減少させることを指標として設定することとする。

※ 過去3年以上手帳の更新を行っておらず掛金納付月数24月以上の被共済者推移  
2014（平成26）年度末 366,821人、2015（平成27）年度末 367,180人、

2016（平成28）年度末 368,088人、2017（平成29）年12月末 369,299人

**【難易度 高】**

建設業における期間労働者については、建設工事全体の中の特定の専門工事に従事するため現場を転々と移動する場合も多く、雇用の流動性が高いこと、重層下請構造により雇用関係が複雑であること等から、建設事業者による雇用管理の取組が容易でない実態があること等から、長期にわたり、労働者の住所及び勤務先を把握し続けることが難しいため。

② 共済証紙の適正な貼付に向けた取組

過去2年間手帳の更新をしていない共済契約者への手帳更新等の要請、被共済者の就労日数に応じた共済証紙の確実な貼付の周知及び受払簿の厳格な審査等により、共済証紙の適正な貼付のための取組を促進すること。

**【指標】**

- ・ 毎年度1回以上、共済契約者に対して、共済証紙の適正な貼付に関する周知を行うこと。

[目標設定等の考え方]

- ・ 一定期間以上、手帳が更新されていない場合、手帳への共済証紙の貼付が適正に行われていない可能性があることから、過去2年間手帳を更新していない共済契約者に対して、手帳の更新の要請を行うこととする。就労日数に応じた共済証紙の確実な貼付のため、共済契約者に対して、毎年度1回以上、周知を図ることを指標として設定することとする。

(3) 加入促進対策の効果的実施

建設業に係る技能労働者数等の推移予測、景気要因等による労働需給予測により、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。

**【指標】**

- ・ 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を54万5,000人以上とすること。

[目標設定等の考え方]

- ・ 前中期目標期間中の取組水準及び建設技能労働者の減少傾向を踏まえ、指標を設定することとする。

※ 前中期目標期間中に新たに加入した被共済者数（2013（平成25）年度～2017（平成29）年度12月末現在）58万465人

※ 建設技能労働者数の推移 (2006 (平成 18) ~2016 (平成 28) 年度の 1 年平均の技能労働者数の減少率) -1.3%

#### (4) サービスの向上

##### ① 業務処理の効率化

加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。

また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。

##### 【指標】

- ・ 退職金請求について、受付日から 22 業務日以内に、退職金を全数支給すること。

##### [目標設定等の考え方]

- ・ 前中期目標の水準を業務日数に換算した上で、退職金請求の事務処理期限を指標として設定することとする。

※ 前中期目標期間(2013 (平成 25) ~2017 (平成 29) 年度)に目標として定めた処理日数の最終期限 (暦日) 30 日

##### ② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等

共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行う等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。

##### 【指標】

- ・ ホームページの建退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度 66 万件以上とすること。

##### [目標設定等の考え方]

- ・ 前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。

※ 前中期目標期間中 (2013 (平成 25) ~2016 (平成 28) 年度) における平均アクセス件数 : 661,819 件

##### ③ 積極的な情報の収集及び活用

加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、建退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。

#### 【指標】

- ・ 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討、実施すること。

#### [目標設定等の考え方]

- ・ 建退共制度をとりまく環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度1回以上、統計等の各種情報を整理・分析し、事業を改善することを指標とすることとする。

### 3 清酒製造業退職金共済事業

機構は、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業に係る業務に関し、人材の確保及び育成といった清酒製造業界を取り巻く課題を踏まえ、加入者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び清酒製造業を営む中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じた見直しを行うこと。

#### （1）資産の運用

##### ① 資産運用の目標

資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、累積剰余金の水準を勘案の上、中期的に清退共事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保することを目標とすること。

##### ② 健全な資産運用等

資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施すること。

また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させること。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。

#### 【指標】

- ・ 委託運用部分について、毎年度、複合ベンチマーク収益率（複合市場平均収益率）を確保すること。

[目標設定等の考え方]

- ・ 基本ポートフォリオについて、清退共事業の運営に必要な利回りを中期的に確保し得るものとした上で、委託運用部分について、複合ベンチマーク収益率を確保することで、中期的に必要な利回りを確保することとする。

#### 【重要度 高】

共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから、重要度を高とする。

#### (2) 確実な退職金の支給に向けた取組

長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。

被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。

加えて、2017（平成 29）年度に実施した被共済者の実態調査の結果を踏まえ、長期未更新者数縮減のための取組を検討するとともに、効果的な周知広報を行うこと。

#### 【指標】

- ・ 長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点に、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。
- ・ 中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。

[目標設定等の考え方]

- ・ 共済手帳の更新要請等を行うことで、長期未更新者数を減少させることを指標として設定することとする。

※ 過去3年以上手帳の更新を行っておらず掛金納付月数24月以上の被共済者推移

2014（平成 26）年度末 3,187 人、2015（平成 27）年度末 3,202 人、

2016（平成 28）年度末 3,199 人、2017（平成 29）年 12 月末 3,009 人

#### (3) 加入促進対策の効果的実施

清酒製造業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象者を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。

#### 【指標】

- ・ 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を 600 人以上とすること。

#### [目標設定等の考え方]

- ・ 前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。
- ※ 前中期目標期間中に新たに加入した被共済者数（2013（平成 25）年度～2017（平成 29）年 12 月末現在）655 人
- ※ 実績値 2013（平成 25）年度：142 人、2014（平成 26）年度：137 人、  
2015（平成 27）年度：134 人、2016（平成 28）年度：131 人

#### （4）サービスの向上

##### ① 業務処理の効率化

加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。

また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。

#### 【指標】

- ・ 退職金請求について、受付日から 22 業務日以内に、退職金を全数支給すること。

#### [目標設定等の考え方]

- ・ 前中期目標の水準を業務日数に換算した上で、退職金請求の事務処理期限を指標として設定することとする。
- ※ 前中期目標期間中(2013（平成 25）～2017（平成 29）年度)に目標として定めた処理日数の最終期限（暦日）30 日

##### ② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等

共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。

#### 【指標】

- ・ ホームページの清退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度 1 万 6,000 件以上とすること。

#### [目標設定等の考え方]

- ・ 前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。

※ 前中期目標期間中（2013（平成 25）～2016（平成 28）年度）における平均アクセス件数：  
16,319 件

### ③ 積極的な情報の収集及び活用

加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計及び現況調査等の情報を整理した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、清退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。

#### 【指標】

- ・ 毎年度 1 回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討・実施すること。

#### [目標設定等の考え方]

- ・ 清退共制度をとりまく環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度 1 回以上、統計等の各種情報を整理、分析し、事業を改善することを指標とすることとする。

## 4 林業退職金共済事業

機構は、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に係る業務に関し、人材の確保及び育成といった林業業界を取り巻く課題を踏まえ、加入者の視点に立ち、安定的な退職金共済制度を確立させることで、従業員の福祉の増進及び林業を営む中小企業の振興を図ることが必要であることから、以下の取組を着実に実施するとともに、必要に応じた見直しを行うこと。

### （1）資産の運用

#### ① 資産運用の目標

資産運用は、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に林退共事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額、業務経費及び累積欠損金の計画的な解消を図るための費用の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保することを目標とすること。

ただし、今後行われる予定の財政検証（中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 85 条に規定する掛金及び退職金等の額の検討をいう。以下同じ。）までの間は、上記によらず、被共済者の実態調査を行い、資産運用における中退共事業との合同運用部分の割合を退職金支給に必要な流動性を確保した上でどの程度まで高くできるかについて、2018（平成 30）年度末までに検討し、必要に応じて見直しを行うこと。

## ② 健全な資産運用等

資産運用は、①で定める資産運用の目標に従い、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた基本方針に基づき、実施すること。

また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させること。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。

## ③ 累積欠損金の処理等

2019（平成 31）年度までに行われる予定の財政検証の結果を踏まえ、機構が 2005（平成 17）年 10 月に策定した「累積欠損金解消計画」（以下「解消計画」という。）の見直しを財政検証の終了後 9 ヶ月以内に行い、見直し後の解消計画に沿って着実な累積欠損金の解消を図ること。

### 【指標】

- ・ 委託運用部分について、毎年度、各資産のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保すること。
- ・ 見直し後の解消計画に基づき、年度ごとに定める解消すべき累積欠損金を解消させること。（財政検証の翌年度以降）

### 〔目標設定等の考え方〕

- ・ 基本ポートフォリオを①の目標を達成し得るものとした上で、委託運用部分について、ベンチマーク収益率を確保することで、中期的に必要な利回りを確保することとする。  
見直し後の解消計画に基づき、累積欠損金の着実な解消が必要であることから、指標として設定することとする。

### 【重要度 高、難易度 高】

共済契約者から納められた掛金を運用し、一定の利回りを付与した上で被共済者に退職金を支払うことが退職金共済制度の根幹であり、資産運用業務は退職金共済事業の運営において主要な役割を果たすことから、重要度を高とする。

また、累積欠損金解消計画の見直しについては、資産運用面の検討のみならず、加入者確保対策の強化等関係機関との連携による取組みも含め慎重な調整を要するものであるため、難易度を高とする。



## (2) 確実な退職金の支給に向けた取組

長期未更新者数の縮減の観点から、新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底するとともに、長期未更新者に対する現況調査により、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。

被共済者の重複加入の確認を徹底し、重複加入及び退職金の支払い漏れを防止すること。

### 【指標】

- ・ 長期未更新者のうち住所が把握できた全ての者に対し、未更新期間が3年経過時点及びその後一定の期間経過時点で、共済手帳の更新又は退職金の請求等の手続をとるよう要請すること。
- ・ 中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させること。

### [目標設定等の考え方]

- ・ 共済手帳の更新要請等を行うことで、長期未更新者数を減少させることを指標として設定することとする。

※ 過去3年以上手帳の更新を行っておらず掛金納付月数24月以上の被共済者推移

2014（平成26）年度末 2,369人、2015（平成27）年度末 2,338人、

2016（平成28）年度末 2,294人、2017（平成29）年12月末 2,242人

## (3) 加入促進対策の効果的実施

林業に係る産業や労働需給の動向について情報収集し、加入勧奨対象を的確に把握した上で、関係事業主団体との連携強化により、中期計画に定める効率的かつ効果的な加入促進対策を講ずること。

### 【指標】

- ・ 中期目標期間中に新たに加入する被共済者数を9,500人以上とすること。

### [目標設定等の考え方]

- ・ 前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。

※ 前中期目標期間中に新たに加入した被共済者数（2013（平成25）年度～2017（平成29）年12月末現在）9,048人

※ 実績値 2013（平成25）年度：1,736人、2014（平成26）年度：1,820人、

2015（平成27）年度：2,372人、2016（平成28）年度：1,768人

#### (4) サービスの向上

##### ① 業務処理の効率化

加入者の利便性の向上及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。

また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正かつ迅速な審査を実施すること。

##### 【指標】

- ・ 退職金請求について、受付日から 22 業務日以内に、退職金を全数支給すること。

##### [目標設定等の考え方]

- ・ 前中期目標の水準を業務日数に換算した上で、退職金請求の事務処理期限を指標として設定することとする。

※ 前中期目標期間中(2013(平成 25)～2017(平成 29)年度)に目標として定めた処理日数の最終期限(暦日) 30 日

##### ② 情報提供の充実、加入者からの照会・要望等への適切な対応等

共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実を図るほか、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行うこと等により、相談業務及び情報提供の質の向上を図ること。

##### 【指標】

- ・ ホームページの林退共制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度 3 万 2,000 件以上とすること。

##### [目標設定等の考え方]

- ・ 前中期目標期間中の取組水準を踏まえ、指標を設定することとする。

※ 前中期目標期間中(2013(平成 25)～2016(平成 28)年度)における平均アクセス件数：32,557 件

##### ③ 積極的な情報の収集及び活用

加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集した上で、当該情報を分析して対応策を検討し、林退共事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。

### 【指標】

- ・ 毎年度1回以上、加入者及び関係団体等の意見・要望並びに各種統計等の情報を整理・分析し、対応策を検討・実施すること。

### [目標設定等の考え方]

- ・ 林退共制度をとりまく環境の変化を把握し、迅速に対応するために、毎年度1回以上、統計等の各種情報を整理・分析し、事業を改善することを指標とすることとする。

## II 財産形成促進事業

### 1 融資業務の着実な実施

融資業務の運営に当たっては、勤労者世帯の持家取得について、自営業主世帯に比べて立ち後れが見られることに鑑み、勤労者の生活の安定に資するため、適正な貸付金利の設定となるよう、融資資金の調達及び貸付方法について、現在の金融情勢や機構の財務状況に適しているかなどを検証し、必要に応じ、厚生労働省の支援を得ながら金融機関との調整を実施すること。

また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、職員研修を実施すること等により中期計画に定める審査業務の迅速化に向けた取組を継続して行うこと。

### 【指標】

- ・ 貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とすること。

### [目標設定等の考え方]

- ・ 迅速な審査を行い、引き続き利用者の利便性を維持する必要があるため、前中期目標期間中(2013(平成25)～2016(平成28)年度)における平均審査期間を指標とすることとする。

### 2 利用促進対策の効果的实施

#### (1) 特別な支援を必要とする者への対応等

政府方針を踏まえ、適時適切に、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直しを行うとともに、必要に応じ、関係機関と連携しつつ、財形持家融資制度のみならず、財形制度全体の周知を行うなど、利用者の減少を踏まえた利用促進対策に取り組むこと。

#### (2) 情報提供の質の向上

ホームページ、パンフレット、インターネット広告等の広告媒体については、閲覧状況及び閲覧者の意見等を不断にモニタリングし、内容を分析した上で、コンテンツの改善に反映させること等により、情報提供の質を向上させること。

### 【指標】

- ・ 財形持家融資等に関する相談受付件数を、毎年度 700 件以上とすること。
- ・ 中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、合計 2,080 件以上とすること。
- ・ ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数を、毎年度 31 万件以上とすること。
- ・ 毎年度、ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）を 80%以上とすること。

### [目標設定等の考え方]

- ・ 利用促進のためには広く相談を受けることが重要であることから、相談受付件数については、前中期目標期間で最多であった 2016（平成 28）年度ベースの件数を目標とすることとする。
- ※ 2016（平成 28）年度実績 707 件
- ・ 新規借入申込件数については、前中期目標期間中の取組水準及び新規貸付件数の減少傾向を踏まえ、指標を設定することとする。
- ※ 2014（平成 26）～2016（平成 28）年度における貸付決定件数に基づく年度平均減少率 10%
- ※ 実績値 2014（平成 26）年度：751 件、2015（平成 27 年度）：681 件、2016（平成 28）年度：614 件
- ・ アクセス件数については、ホームページの利便性を図るため、これまでの実績を基に指標を設定することとする。
- ※ 2013（平成 25）～2016（平成 28）年度の平均アクセス件数 31 万件
- ・ ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度については、利用者等の満足度を調査した上で、更なる向上を図るため、大多数の利用者から満足（わかりやすい等の割合）が得られる水準を指標として設定することとする。

## 3 財務運営

- (1) 自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施すること。
- (2) 剰余金は、金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てること。

## III 雇用促進融資事業

雇用促進融資業務については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）の処理を進めるとともに、財政投融资の償還期限が 2019（平成 31）年度末であることを踏まえ、期限までに着実な償還を行うこと。

#### 第4 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

##### 1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等

機構の業務運営については、法人の長を中心に、業務の効率的・効果的实施等の観点から見直しを検討し、実施すること。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化及び経費の縮減を図ること。

##### 2 業務運営の効率化に伴う経費削減

業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、各退職金共済事業における被共済者管理システム関連経費及び勤労者財産形成システム関連経費（再構築・改修費及び保守費）等の新規追加分並びに公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業並びに雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、2017（平成29）年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。

##### 3 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果及び取組状況を公表すること。

##### 4 業務の電子化に関する取組

中退共事業における中退共電算システムについて、プログラミング言語を刷新し、制度改正等に迅速かつ柔軟に対応するためのシステムの再構築を行うこと。

建退共制度における掛金納付方法について、事務の煩雑さの軽減等を図るため電子申請方式の実証実験を実施し、導入の可否を検討すること。

#### 【指標】

- ・ 中退共事業における中退共電算システムについて、2018（平成30）年度末までに現行システムの調査・分析を行い、2020（平成32）年度末までに新システムの要件定義・再構築手法等を決定し、2021（平成33）年度からシステム再構築を開始すること。
- ・ 建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入の可否について、2018（平成30）年6月までに実証実験を終了し、実証実験参加者その他の関係者の意見を踏まえて検討を行い、2018（平成30）年12月までに検討結果を取りまとめること。

[目標設定等の考え方]

- ・ 中退共事業における中退共電算システムについて、再構築の目的を達成するために必要な工程を指標として設定することとする。
- ・ 建退共制度における実証実験について、実験終了年度に検討結果を取りまとめることを指標として設定することとする。

## 5 契約の適正化の推進

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。

(1) 公正かつ透明な調達手続による適切、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構の「調達等合理化計画」に基づき取組を着実に実施すること。特に、システム改修等の調達については、安易に随意契約とせず、透明性を確保すること。また、契約監視委員会において、契約の適正な実施について点検を受けること。

(2) 契約については、原則として一般競争入札によるものとし、企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。中期目標期間における一者応札の平均件数を前中期目標期間における一者応札の平均件数よりも増加させないよう努めること。

(3) 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。

## 第 5 財務内容の改善に関する事項

通則法第 29 条第 2 項第 4 号の財務内容に関する事項は、次のとおりとする。

「第 3 I 4 (1) ③累積欠損金の処理等」で定めた事項に基づき、累積欠損金の着実な解消を図ること。また、「第 4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項を考慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行うこと。

## 第 6 その他業務運営に関する重要事項

### 1 内部統制の強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付総務省行政管理局長通知）に基づく業務方法書に定める規程を適時適切に見直し、各種会議及び研修等を通じて、役職員で認識を共有すること。また、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うこと。

## 2 情報セキュリティ対策の推進等

### (1) 情報セキュリティ対策の推進

サイバー攻撃の脅威が急速に高まる中、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）の改正及び政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、同法等に基づく適切な措置として、各種規程の整備、研修・教育等を行いつつ、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制及び手順の確立・浸透を図ること。

システムの運用委託先において、機構のインシデント発生時等に同法等に基づき適切な対応がなされるよう、リスク管理体制の強化を図ること。

また、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。

### (2) 災害時等における事業継続性の強化

災害やサイバー攻撃等によるシステムの機能停止やデータ破損等に備えて、データのバックアップ、体制整備及び対応マニュアルの整備など事業継続性を強化するための対策を講じること。

## 3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携

退職金共済事業と財産形成促進事業の利用促進対策を効率的かつ効果的に行うため、加入促進対策を相互活用すること。

特に、機構の強みである中小企業との結びつきの強さを、中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用すること。

### 【指標】

- ・ 中退共の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会をとらえて、毎年度 15 回以上、財形持家融資制度の利用促進を図ること。

### [目標設定等の考え方]

- ・ 前中期目標期間中の実績を踏まえ、指標を設定することとする。
- ※ 2015（平成 27）年度実績 15 回、2016（平成 28）年度実績 15 回

## 4 資産運用における社会的に優良な企業への投資

各退職金共済事業の資産運用において、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、社会的に優良な企業に投資を行うことで、労働環境の改善及び雇用の安定に寄与する仕組みについて、機構の特性を踏まえてどのように実施できるかを検討し、2018（平成 30）年度末までに結果をとりまとめ、可能な場合は実施すること。

# 独立行政法人勤労者退職金共済機構の政策体系図

## 国の政策

厚生労働省の任務は国民生活の保障・向上と経済の発展への寄与。  
中小企業退職金共済制度及び勤労者財産形成促進制度の適切な運営と普及は、これらに寄与し、勤労者生活の充実を図るための重要な政策手段である。

### 中小企業退職金共済制度の意義

従業員にとっては退職後の生活の安定、事業主にとっては人材の安定確保等のメリットを享受することによって、従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与するもの

### 勤労者財産形成促進制度の意義

一般に資力に劣る勤労者の計画的な財産形成を促進することにより国民経済の健全な発展に寄与するもの

## 次期中期目標期間（2018～2022年度）における法人の役割

### 法人の事務事業（制度の実施）

勤労者退職金共済機構は中小企業退職金共済法に基づき、中小企業退職金共済制度の運営及び勤労者財産形成持家融資業務を行う

### 背景

- 中小企業・小規模事業者の人手不足や働き方改革への対応を行う（「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定））
- 独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業が存在
- 勤労者世帯の持ち家率は約62%で、自営業主世帯の約84%からみると、今なお立ち後れ
- 近年の低金利の継続など難しい投資環境
- 世界的なサイバーテロ脅威の高まり

### 中期目標期間における主な課題

#### 中小企業退職金共済制度

- 資産の運用  
「安全かつ効率的」な運用方針のもと必要な利回りを確保
- 確実な退職金の支給に向けた取組  
費用対効果を前提とした退職金支給の取組
- 加入促進対策の効果的実施  
労働市場の動向等を踏まえた加入促進対策
- サービスの向上
- 業務システムの再構築等

#### 勤労者財産形成促進制度

- 財形融資業務の着実な実施  
勤労者の生活の安定等に資する財形融資の実施

#### 業務運営

- 情報セキュリティ対策の推進  
政府方針に則った組織体制の整備



## 一定の事業等のまとめ

((独) 勤労者退職金共済機構 第4期中期目標)

### I 中小企業退職金共済制度

- 1 一般の中小企業退職金共済事業 (第3のIの1)
- 2 建設業退職金共済事業 (第3のIの2)
- 3 清酒製造業退職金共済事業 (第3のIの3)
- 4 林業退職金共済事業 (第3のIの4)

### II 財産形成促進事業 (第3のIIの1～3)

### III 雇用促進融資事業 (第3のIII)

(案)

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 第4期中期目標

平成30年 月 日付厚生労働省発職雇 第 号指示

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

平成30年 月 日

厚生労働大臣 加藤 勝信

## 第1章 政策体系における法人の位置付け及び役割

少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少や第4次産業革命の進展による産業構造と就業構造の急激な変化など、近年、我が国の労働市場を取り巻く環境が大きく変化している中、厚生労働省は、若者、女性、高齢者、障害者等の働く意欲のある全ての人々がその能力を最大限発揮できる環境の整備や、働き手一人一人の能力・スキルを産業構造の変化に合わせ、経済社会全体の生産性を向上させるための人材への投資といった取組を着実に実施していく必要がある。

機構は、高齢者の雇用確保に向けた企業支援、障害者に対する職業リハビリテーション、離職者等に対する職業訓練等を通じて、我が国経済の発展と労働者の職業の安定に貢献してきたという長い歴史と伝統を承継する法人であり、また、現在においては、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号。以下「機構法」という。）に基づき、高齢者、障害者、求職者及びその他の労働者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに経済及び社会の発展に寄与するという目的のもと、全国において、高齢者、障害者、求職者及び地域の企業その他の関係団体等に対して総合的な支援を実施している我が国唯一の法人である。

このため、機構は、これまで培ってきた支援に係るノウハウや高い専門性を有する人材、全国規模で展開する地方組織といった機構の有する強みを最大限に活用して、我が国が直面する政策課題の解決に向けて取り組むことが求められている。

以上を踏まえ、第4期中期目標期間においては、主に以下の課題に重点を置きつつ、効果的かつ効率的に業務を遂行するものとする。

- ① 少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少が課題となる中、高齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる生涯現役社会を実現するため、65歳を超えた継続雇用延長や65歳以上への定年引上げに取り組む事業主に対する支援を充実する。
- ② 障害の有無に関係なく、希望や能力、適性等に応じて活躍できる社会の実現が求められる中、個別性の高い支援を必要とする障害者が増加していることを踏まえ、新たに障

害者を雇用する企業や、より困難性の高い障害者への個別対応等に直接的な支援の重点を置くとともに、地域の就労支援機関や企業が相互に連携し、障害者雇用に独自に取り組めるような環境・体制整備をさらに進める。

- ③ 第4次産業革命（IoT、ロボット、ビッグデータ、AI等）の進展に伴い、あらゆる産業でITとの組合せが進行していることを踏まえ、中小企業等の生産性や技能・技術の向上（以下「生産性向上等」という。）に向けた人材育成支援を充実させ、生産現場等の「IT力」の強化に取り組む。

（別紙1）政策体系図

（別紙2）一定の事業等のまとめ

（別紙3）指標の設定及び水準の考え方

## 第2章 中期目標の期間

通則法第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とする。

## 第3章 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

### 1 高年齢者等に係る雇用関係業務に関する事項

少子高齢化の進展により労働力人口が減少している中で我が国の成長力を確保していくためにも、意欲ある高年齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる環境の整備が必要であり、将来的に継続雇用年齢や定年年齢の引上げを進めていくため、事業主の自発的な動きが広がるよう、65歳を超えた継続雇用延長や65歳以上への定年引上げを行う事業主への支援の充実が重要になっている。

このため、第4期中期目標期間において、給付金の支給や高年齢者等の雇用に関する技術的事項についての相談・援助等により、65歳を超えた継続雇用延長や65歳以上への定年引上げを行う事業主への支援に重点的に取り組むこととする。

#### (1) 高年齢者等の雇用の安定等を図る事業主等に対する給付金の支給

高年齢者等の雇用の安定等を図る観点から、65歳を超えた継続雇用延長や65歳以上への定年引上げ等についての事業主等の自発的な動きが広がるよう、給付金による支援を実施すること。

##### ① 給付金の効果的活用の促進に向けた周知・広報

給付金の効果的活用を図るため、給付金制度及び申請手続の説明会を実施するなど、事業主等に対する積極的な周知・広報を図ること。

##### ② 効率的な給付金支給業務の運営

高年齢者等の雇用に関する事業主等への給付金支給業務については、法令の趣旨・目的に従い適正に実施するとともに、事務手続の合理化等を通じて効率的な運営を図ること。

③ 適正な支給業務の実施

高年齢者等の雇用に関する事業主等への給付金支給業務については、職業安定機関との連携及び適切な情報共有等により、適正な実施を図ること。

また、適正な審査、調査の実施により、不正受給を防止するとともに、不正受給が発生した場合は、的確に対応すること。

【指標】

- 1 事業主等に対する給付金の説明会について、毎年度650回以上実施すること。
- 2 創設1年目の給付金を除く申請1件当たりの平均処理期間を90日以内にする事。

(2) 高年齢者等の雇用に係る相談・援助、意識啓発等

高年齢者等の安定した雇用の確保のため、事業主等に対する専門的・技術的な支援の重要性がより一層増していることから、事業主等に対して必要な支援を効果的に実施すること。

また、生涯現役社会の実現に向け、高年齢者雇用の促進に関しての社会全体での気運の醸成を図るための啓発・広報活動を実施すること。

① 事業主等に対する効果的な相談・援助等の実施

ア 65歳超雇用推進プランナー及び高年齢者雇用アドバイザーによる高年齢者等の雇用に関する専門的・技術的な相談・援助の実施

高年齢者雇用アドバイザーによる事業主等に対する高年齢者等の雇用の技術的問題全般に関する相談・援助に加え、65歳超雇用推進プランナーを新たに配置し、機構で蓄積している専門的知見を基に、事業主等に対する65歳を超えた継続雇用延長・65歳以上への定年引上げに係る具体的な制度改善提案による提案型の相談・援助を行うこと。また、制度改善提案を行うに当たっては、65歳超雇用推進マニュアル等の機構が開発したツールのほか、民間団体を活用し、効果的・効率的に取り組むこと。

イ 65歳超雇用推進プランナー及び高年齢者雇用アドバイザーによるサービスの質の向上

事業所の規模、業種や職種等を踏まえた人事労務管理方策等の高年齢者等の雇用を進めていく上での課題解決に資する実践的手法や、65歳超雇用推進プランナー及び高年齢者雇用アドバイザーが活用するツールを開発するとともに、65歳超雇用推進プランナー及び高年齢者雇用アドバイザーの相談・援助スキル、資質向上のための研修を実施すること。

ウ 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするための助言、援助

労働者が早い段階から自らの希望と能力に応じた多様な働き方を選択し実現できるように、高齢期における職業生活の設計のための助言、援助を行うこと。

## ② 生涯現役社会の実現に向けた気運を醸成するための啓発広報等

少子高齢化が進展し、労働力不足が課題となっている中、働く意欲のある高齢者が能力や経験を生かし、年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会の実現が重要であることから、その意義や重要性などを広く国民に周知・広報し、生涯現役社会の実現に向けた社会全体での気運の醸成を図るための取組を実施すること。

### ア 啓発広報活動等の実施

高齢者等の雇用に関する国民の理解の促進を図るため、高齢者雇用を支援する月間を設け、事業主等による高齢者雇用に関する取組の好事例の収集・選定・表彰等を行うとともに、高齢者等の雇用に関するシンポジウムを充実させる等、一層積極的かつ効果的に啓発活動を実施すること。また、刊行誌の発行、ホームページへの掲載、マスメディア等の活用、経済団体等との連携によって、啓発広報活動を積極的かつ効果的に展開すること。

### イ 高齢者等の雇用に係る事業主等による取組の好事例の展開

65歳を超えた継続雇用延長や65歳以上への定年引上げを推進するため、65歳超雇用推進マニュアルの内容をさらに充実させ、その周知・普及を進めるとともに、事例情報提供システムの強化等により、高齢者等の雇用に係る事業主等による取組の好事例の展開及び効果的な活用を促進すること。

### 【指標】

- 1 65歳を超えた継続雇用延長・65歳以上への定年引上げに係る具体的な制度改善提案について、30,000件以上を実施すること。
- 2 制度改善提案を行った事業主に対して追跡調査を実施し、40%以上の事業主から「提案を受けて見直しを進めた」旨の回答が得られるようにすること。

### 【重要度：高】

労働力人口が減少している中で我が国の成長力を確保していくためには、高齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる環境の整備が必要であり、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）に盛り込まれた「65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年延長を行う企業への支援を充実し、将来的に継続雇用年齢等の引上げを進めていくための環境整備を行っていく」ことに直接寄与する業務であり、極めて重要な業務であるため。

### 【難易度：高】

65歳を超えた継続雇用延長・65歳以上への定年引上げについては、事業主にとっては高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）で定める法定義務を超えた取組であることに加え、人件費の増加等を勘案した重大・慎重な経営判断を要する人事制度の改正を伴うものであり、取組を進めていくに当たっての難易度が特に高い。

## 2 障害者職業センターの設置運營業務等に関する事項

一億総活躍社会の実現に向け、障害の有無に関係なく、希望や能力、適性等に応じて活躍できる社会としていくことが求められる中、特に、精神障害者等に対する個別性の高い雇用管理や職場適応を実現するための質の高い支援に対するニーズが増加している。

このため、新たに障害者を雇用する企業やより困難性の高い障害者への個別対応等に直接的な支援の重点を置くとともに、地域の就労支援機関や企業が相互に連携し、障害者雇用に独自に取り組めるような環境・体制整備をさらに進めることとする。

#### (1) 地域障害者職業センター等における障害者及び事業主に対する専門的支援

##### ① 障害者の個々の特性に応じた職業リハビリテーションの実施

地域障害者職業センター（以下「地域センター」という。）については、就労支援ニーズを的確に把握した上で、他の就労支援機関と連携しながら、より就職・職場定着に結びつく効果的な職業リハビリテーションをどの地域においても均等・公平に受けられるようにしつつ、他の機関では支援が困難な個別性の高い支援を必要とする障害者（精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者）に対する専門的支援を重点的に実施すること。

また、精神障害者、発達障害者等のうち、特に困難性の高い課題を有する者の具体的な状況について整理するとともに、効果的な支援方法について検討を進めること。

##### ② 障害者の雇用管理に関する支援の実施

地域センターにおいて、職業リハビリテーション専門機関の立場から、事業主に対する雇用管理に関する助言その他の援助を事業主のニーズに応じて的確に実施し、障害者の就職又は職場適応を促進すること。

その他、民間企業における障害者雇用管理の経験者等の人材情報を登録し、事業主が抱える課題に応じて経験者等による実務的な助言・援助が受けられる体制を新たに整備すること。

#### 【指標】

- 1 職業リハビリテーションサービスを実施した精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の数を96,000人以上（毎年度19,200人以上）とすること。
- 2 障害者の雇用管理に係る支援の実施事業所数を91,000所以上（毎年度18,200所以上）とすること。
- 3 職業準備支援の修了者のうち精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の就職率を67%以上とすること。
- 4 ジョブコーチ支援事業の終了者のうち精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の支援終了6か月後の職場定着率を85%以上とすること。

#### 【関連指標】

- 1 職業準備支援の修了者の障害別就職率（目標水準：精神障害者66%、発達障害者67%、高次脳機能障害者77%、身体障害者74%、知的障害者78%）
- 2 ジョブコーチ支援事業の終了者の障害別職場定着率（目標水準：精神障害者81%、発達障害者90%、高次脳機能障害者89%、身体障害者85%、知的障害者89%）

**【重要度：高】**

一億総活躍社会の実現に向け、障害の有無に関係なく、希望や能力、適性等に応じて活躍できる社会としていくことが求められる中、特に精神障害者等に対する個別性の高い雇用管理や職場適応を実現するための質の高い支援ニーズが増加しており、これに応えることは極めて重要であるため。

**【難易度：高】**

精神障害者等の個別性の高い支援を必要とする障害者への支援の一層の重点化を図りつつ、それ以外の障害者についても他の就労支援機関と連携しながら的確な支援を実施するとともに、新たに障害者を雇用する事業所を含め支援実施事業所数の増加を目指し、かつ、就職率、職場定着率を高い水準で維持することは、高度な専門性に加え、各支援場面における創意工夫、きめ細やかな対応を必要とするため。

(2) 地域の関係機関に対する助言・援助等及び職業リハビリテーションの専門的な人材の育成

① 地域の関係機関に対する助言・援助等の実施

各地域における障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、教育機関、医療機関、その他の関係機関が障害特性等を踏まえたより効果的な職業リハビリテーションサービスを実施することができるよう、地域センターにおいて、これらの関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言その他の援助を積極的に行うとともに、障害者職業総合センター（以下「総合センター」という。）との共同によりこれらの関係機関の職員等への職業リハビリテーションに関する実践的な知識・技術等の向上のためのマニュアル・教材の作成及び提供並びに実務的研修を実施すること。

② 職業リハビリテーションの専門的な人材の育成

職業リハビリテーションの発展及び円滑な推進に資するため、総合センターにおいて、障害者職業カウンセラーの養成及び研修を実施するとともに、障害者就業・生活支援センターの職員や医療・福祉等の分野の支援担当者等を対象に、職業リハビリテーションに関する専門的・技術的研修を実施し、職業リハビリテーション人材の育成を図ること。

企業のニーズに応じて企業内にも障害者の職場定着に的確に対応できる体制を整える必要があることから、特に職場適応援助者（ジョブコーチ）の研修体系を見直し、修了者に対し実践ノウハウを付与するサポート研修を新たに実施することにより、その質的向上を図るとともに、受講希望者が特に多い大都市圏における研修受講機会の拡充を図ること。

**【指標】**

- 1 職業リハビリテーションに関する助言・援助等を実施した就労移行支援事業所等の設置総数に占める割合を51%以上とすること。

- 2 助言・援助等を受けた関係機関に対する追跡調査において、80%以上から「支援内容・方法の改善に寄与した」旨の評価を得ること。
- 3 職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修及び同スキル向上研修の受講者数を3,000人以上(毎年度600人以上)とすること。
- 4 職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修及び同スキル向上研修の受講者の所属長に対する追跡調査において、80%以上から「障害者の職場定着に寄与した」旨の評価を得ること。

**【重要度：高】**

一億総活躍社会の実現に向け、障害の有無に関係なく、希望や能力、適性等に応じて活躍できる社会としていくことが必要とされる中、地域の就労支援機関や企業が相互に連携し、障害者雇用に独自に取り組めるような環境・体制整備をさらに進めることが望まれるところであり、そのための基礎となる職業リハビリテーションに係る人材の育成や支援ノウハウが十分でない就労移行支援事業所等に対する助言・援助等を推進していくことは極めて重要であるため。

- (3) 職業リハビリテーションに関する調査・研究及び新たな技法等の開発の実施とその普及・活用の推進
  - ① 職業リハビリテーションに関する調査・研究の実施  
職業リハビリテーションの充実、向上に資するため、職業リハビリテーションに関する調査・研究を実施すること。
  - ② 職業リハビリテーションに係る技法等の開発  
福祉、教育、医療の各分野から雇用に向けた障害者支援の流れを踏まえ、障害者雇用対策の対象者の拡大に資するため、先駆的な職業リハビリテーション技法等の開発を行い、これまで開発した支援技法のニーズに応じた改良を行うこと。
  - ③ 研究・開発成果の積極的な普及・活用  
事業主や関係機関に対して、研究・開発の成果の普及を図るための場を設けるとともに、職業リハビリテーションに関して職業リハビリテーションの関係者や事業主にとって利用しやすいマニュアルや教材等を作成・公開すること。また、成果を関係機関で共有化するため、具体的な活用状況を把握し、さらなる活用を図ること。

**【指標】**

- 1 外部の研究評価委員による各研究テーマの評価の平均点について5点以上を得ること。〔採点方法：研究テーマごとに3人の研究評価委員がそれぞれ、優れている＝2点、やや優れている＝1点、やや劣っている＝0点、劣っている＝0点で評価〕
- 2 外部の研究評価委員による評価を受ける研究テーマ数を25本以上とすること。
- 3 職業リハビリテーションに関するマニュアル、教材、ツール等について、30件以上(毎年度6件以上)作成すること。

**【難易度：高】**



これまでの支援技法では対処困難な事例等について、その課題解決に資するための最新の知見の集約、新たな技術・支援ツール及び先駆的な技法の開発が求められることに加え、外部の研究評価委員による評価に関する指標において全ての外部の研究評価委員から1点以上の評価を得、かつ、うち3分の2の委員から最高の評価である2点を得るという極めて高い目標を設定するため。

### 3 障害者雇用納付金関係業務に関する事項

障害者の雇用に関する事業主の社会連帯責任の円滑な実現を図る観点から、障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担を調整するとともに、障害者の雇用の促進等を図るため設けられた「障害者雇用納付金制度」に基づく、障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金、在宅就業障害者特例報奨金及び各種助成金の支給等の機構が実施する納付金関係業務については、障害者の雇用の促進に寄与するために、法律の目的にのっとり、適正かつ効率的な運営を図ること。

#### (1) 障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金及び報奨金等の支給

障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金の支給については、機構においてより厳正な審査及び効率的な手続等を行うことはもとより、事業主に対して障害者雇用納付金制度を十分に周知徹底し、理解の促進を図るため、関係機関との連携を図りつつ、事業主説明会を幅広く実施すること。

また、障害者雇用率は、平成30年4月1日より0.2%、平成33年4月より前にさらに0.1%引き上げられるが、障害者雇用納付金徴収業務については、第3期中期目標期間における目標（収納率99%以上）と同様の高い水準を目指すこととし、それに向けた適正な制度運営を行うとともに、厳正な審査、調査の実施により、99%以上の収納率の維持を目指すこと。

#### 【指標】

- 1 障害者雇用納付金に係る事業主説明会を毎年度480回以上実施すること。
- 2 障害者雇用納付金の収納率について、99%以上とすること。

#### (2) 障害者雇用納付金に基づく助成金の支給等

① 障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給については、障害者雇用に係る事業主支援・援助の実施を通じて障害者の働く場の整備を図るため、適正かつ効率的に行うことはもとより、助成金制度、申請手続等を周知すること、事業主等が利用しやすい手続とすること、助成金を障害者雇用に効果的に活用できるように事業主等に対して助言・援助を行うこと、支給手続を迅速に行うこと、など事業主等に対するサービスの向上を図ること。

② 助成金については、職業安定機関との連携、適切な情報提供等により、適正な支給業務の実施を図ること。

また、適正な審査、調査の実施により、不正受給を防止するとともに、不正受給が

発生した場合は、的確に対応すること。

**【指標】**

- 1 現地調査等による確認を必要とする助成金を除く1件当たりの平均処理期間を30日以内（新規助成金は3年度目以降から対象）とすること。
- 2 助成金の周知に係る事業主説明会を毎年度700回以上実施すること。

(3) 障害者雇用に関する各種講習、啓発及び障害者技能競技大会（アビリンピック）等

① 障害者雇用に関する各種講習、啓発等

障害者を5人以上雇用する事業所に選任が義務づけられている障害者の職業生活全般にわたる相談・指導を行う障害者職業生活相談員の資格認定講習を実施すること。

障害者の雇用促進に役立つ就労支援機器の貸出しを行い、それらの就労支援機器の普及・啓発を図ること。

事業主や国民一般に対して障害者雇用の気運を醸成するため雇用支援月間を設けるとともに、障害者の職業的自立を支援するため、障害者雇用に関する様々な啓発活動を展開すること。

② 障害者技能競技大会（アビリンピック）

障害者技能競技大会（以下「アビリンピック」という。）については、産業、職業及び技術等の変化や障害者の雇用・就業の動向等を踏まえた競技種目の重点化及び先駆的又は雇用拡大が期待される等の職種による技能デモンストレーション、障害者の職業能力及び雇用に関わる展示の実施等一層効率的かつ効果的な大会運営を行うことにより、障害者の職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々の障害者の技能に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ること。

また、国際大会への選手の派遣も考慮して、国内大会の効果的な運営に努めること。

**【指標】**

- 1 障害者職業生活相談員資格認定講習の受講者数を28,000人以上（毎年度5,600人以上）とすること。
- 2 アビリンピック来場者に対するアンケート調査における障害者の技能への理解が深まった旨の評価を、90%以上とすること。

4 職業能力開発業務に関する事項

少子高齢化の進展に伴う企業等の人手不足が深刻化するとともに、第4次産業革命（IoT、ロボット、ビッグデータ、AI等）の進展による技術革新に伴いビジネスモデルが大きく変化している中で、中小企業等が事業展開を図るためには、中小企業等が持つ技術力などの強みを活かしつつ、技術革新に対応できる労働者を確保、育成していくことが重要になっている。

こうした中、機構においては、全国組織としてのスケールメリットを活かした「組織力」、高度なものづくり分野における「専門性」及び「指導力」、職業訓練カリキュラムの「開発、実施、検証」等の「職業訓練の技術・知識」を有しており、地域の中小企業・団体等

との信頼関係の下、質の高い労働者を輩出、育成する役割を果たしてきたところであり、人材育成のノウハウが乏しい中小企業等にとって、こうした機構の役割は、ますます重要になっている。

このため、第4期中期目標期間において、公共職業訓練等を通じて、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の8等に基づき、機構をはじめ関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴いて、毎年度、厚生労働大臣が定める全国職業訓練実施計画に基づき、雇用のセーフティネットとしての機能を発揮することに加え、経済及び社会の発展に向け、技術革新に対応できる質の高い労働者を輩出するとともに、労働者の技能の向上等を図り、もって、中小企業等の生産性向上等を支援することに重点的に取り組むこととする。また、一億総活躍社会の実現に向けて、女性、若者等に対し積極的にものづくり分野における職業能力開発の機会を提供することとする。

#### (1) 離職者を対象とする職業訓練の実施

雇用のセーフティネットとしての役割を果たすため、雇用失業情勢に応じて、離職者に対し、適切かつ効果的な職業訓練コースを開発、実施し、再就職に結びつけるものとする。特に、ものづくり分野のIoT技術等第4次産業革命の進展に対応した職業訓練コースを開発、実施する。具体的には以下を重点的に実施すること。

- ① ものづくり分野における質の高いIT人材等を育成するため、IoT技術等第4次産業革命の進展に対応した職業訓練を実施すること。また、職業訓練カリキュラムについては、技術の進展に速やかに対応できるよう、随時、開発、見直しを行うこと。
- ② 訓練開始時から積極的に相談支援、キャリアコンサルティングを行い、訓練受講者の就職を支援し、就職率の向上に努めるとともに、安定した雇用につながるよう、就職者のうち正社員として就職した者の割合の向上に取り組むこと。
- ③ ものづくり分野での女性の就業を促進するため、女性の受講率を高めるための取組を行うこと。特に、育児をしながら働くことを希望する女性や子育てから仕事への復帰を目指す女性等が受講しやすい職業訓練コースの充実を図るとともに、託児サービスの提供等により職業訓練を受講しやすい環境の整備を推進すること。
- ④ 非正規雇用労働者の特性に応じた実践的な職業訓練等への「橋渡し」となる訓練や日本版デュアルシステムを実施すること。

#### 【指標】

- 1 ものづくり分野のIoT技術等第4次産業革命の進展に対応した離職者訓練コースの受講者数を、3,760人以上とすること。
- 2 訓練修了者の訓練終了後3か月時点の就職率を、80%以上とすること。

#### 【重要度：高】

全国にわたり、離職者が再就職に必要な技能及び知識を習得するために必要な職業訓練を実施し、雇用のセーフティネットとしての訓練機会を担保するという重要な役割を担っているため。

**【難易度：高】**

第4次産業革命の進展に対応したものづくり分野のIoT技術等に対応するための離職者訓練コースの実施に当たっては、技術革新が進む中で、様々な職歴・能力を持った求職者が6か月という短い訓練期間に必要な技能・技術を身につけることができるように、新たな職業訓練カリキュラムや訓練教材の開発等が必要になることに加え、受講者数を平成28年度実績の2倍以上とするチャレンジングな指標を設定しているため。

(2) 高度技能者の養成のための職業訓練の実施

産業の基盤を支える人材を養成するために、職業能力開発大学校等において、理論と技能・技術を結びつけた実学融合の教育訓練システムにより、最新の技能・技術に対応できる高度なものづくりを支える人材（高度実践技能者）を養成する。具体的には以下を重点的に実施すること。

- ① 職業能力開発大学校等について、第4次産業革命の進展に対応した職業訓練コースの開発、見直しを進め、質の高い人材養成に取り組むこと。特に、ロボット技術（IoTやビッグデータ等関連技術を含む。）を活用した生産システムの構築、運用管理等ができる人材を養成するため、同人材を養成するための訓練コース（以下「生産ロボットシステムコース」という。）を開発、実施すること。
- ② 職業能力開発大学校等の修了者のうち就職希望者に対して、きめ細かい就職支援により、就職率の向上に努めるとともに、安定した雇用につながるよう、就職者のうち正社員として就職した者の割合の向上に取り組むこと。
- ③ 共同研究を通じた産学連携や他大学等関係機関との連携強化を推進する等、地域により広く開かれたものとする。

**【指標】**

- 1 全ての職業能力開発大学校（10校）において、生産ロボットシステムコースを開発、実施すること。
- 2 生産ロボットシステムコースの修了者数を、300人以上とすること。
- 3 職業能力開発大学校等の修了者のうち就職希望者の就職率を、95%以上とすること。

**【重要度：高】**

ロボット技術は、製造業の生産現場等における人手不足の解消、生産性の向上などの社会課題を解決する可能性を有しており、少子高齢化、生産年齢人口の減少が進展する中で、ロボット技術を活用できる高度な人材を養成することは、極めて重要であるため。

**【難易度：高】**

第4次産業革命の進展に対応した生産ロボットシステムコースを新たに開発することに加え、全ての職業能力開発大学校において同訓練コースを確実に実施するため、最新の技能・技術に対応し、適切に指導できる職業訓練指導員を育成するとともに、高度技能者の養成のための職業訓練としては新しい分野であり、かつ、より高度な内容である同訓練コースにおける定員の90%以上（300人以上）が受講し、さらに修了するとい

ったチャレンジングな目標を設定しているため。

### (3) 在職者を対象とする職業訓練及び事業主等との連携・支援の実施

生産性向上人材育成支援センターを拠点にして、都道府県労働局や地方公共団体、商工関係団体、経済産業局、教育訓練機関、金融機関等と連携し、生産性向上等に取り組む事業所を支援すること。

また、あらゆる産業で IT との組合せが進行していることを踏まえ、中小企業等の生産性向上等に向けた人材育成支援を充実させ、生産現場等で働く者に対する「IT 力」の強化等に取り組む。具体的には以下を重点的に実施すること。

- ① 我が国の基幹産業であり、国際競争力を有するものづくり分野においては、IoT やロボット、ビッグデータ、AI 等の技術革新にも対応したスキルが求められていることを踏まえ、IoT 技術等に対応した在職者訓練コースを開発すること。
- ② 事業主のニーズ等に基づき、中小企業等において中核的な役割を果たしている人材を対象に、高付加価値化、業務効率化等に必要な知識及び技能・技術を習得させる高度な職業訓練（在職者訓練）を実施すること。
- ③ 在職者訓練の効果を客観的に把握する観点から、受講者が習得した能力の職場での活用状況について確認・評価を実施すること。
- ④ 中小企業等の幅広い職務階層の人材を対象に、民間機関等を活用して、企業の生産性向上に必要な生産管理・品質管理、原価管理・コスト削減、組織マネジメント等に関する知識等を習得させる「生産性向上支援訓練」を実施すること。
- ⑤ 中小企業等における生産現場等で働く者向けの基礎的 IT リテラシーを習得するための訓練カリキュラムを新たに開発し、民間機関等を活用して、同訓練を実施し、その普及を図ること。
- ⑥ 事業主等との連携による訓練カリキュラムの開発や訓練の実施、その求めに応じた職業訓練指導員の派遣、訓練設備の貸与、訓練ノウハウ・情報の提供等を行うなど、事業主等が効果的に職業訓練を実施できるよう、連携・支援を行うこと。

#### 【指標】

- 1 IoT 技術等をはじめ、高付加価値化、業務効率化等に必要な知識及び技能・技術を習得させる在職者訓練の受講者数を、30 万人以上とすること。
- 2 在職者訓練を利用した事業主に対して追跡調査を実施し、在職者訓練を利用した事業主における企業の生産性向上等につながった旨の評価を、90%以上とすること。
- 3 生産性向上人材育成支援センターを利用して生産性向上等に取り組んだ事業所数を、15 万事業所以上とすること。

#### 【重要度：高】

「働き方改革実行計画」や「未来投資戦略 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）を踏まえ、中小企業等の生産性向上等に向けた人材育成の支援のため、中小企業等に対する相談支援機能の強化のほか、IoT やロボット、ビッグデータ、AI 等の技術の進展に対応した在職者向け訓練の充実や生産現場等で働く者向けの基礎的 IT リテラシーの習得

のための取組など、「IT力」の強化等に向けた取組は重要であるため。

【難易度：高】

在職者訓練については、第4次産業革命の進展により日進月歩で発展する技術革新や求められるスキル（「IT力」等）の高度化に対応した訓練カリキュラムを開発する必要がある中で、第3期中期目標期間の実績を上回る水準を設定しているため。また、平成29年度から新たに取り組んでいる生産性向上人材育成支援センターに係る目標については、これまで機構が実施してきたものづくり分野以外の訓練カリキュラムの開発や、ものづくり分野以外の事業所の新たな開拓、働きかけが必要であることに加え、生産性向上等に取り組んだ事業所数を指標として設定するなど、チャレンジングな目標を設定しているため。

(4) 職業訓練指導員の養成、職業訓練コースの開発、国際協力の推進等

全国の職業能力開発施設において、職業訓練指導員が不足する中で、質の高い職業訓練指導員を安定的に確保するため、職業能力開発総合大学校において、職業訓練指導員の養成、能力の向上を推進すること。そのほか、職業訓練コースの開発、国際協力の推進等に取り組む。具体的には以下を実施すること。

- ① 国、都道府県等と連携し、職業訓練指導員の養成課程を効果的に運用するとともに、職業訓練指導員に関する広報の充実を通じて、幅広い層から職業訓練指導員を確保すること。
- ② 職業訓練指導員の技能向上を図る研修課程（スキルアップ訓練）のコース内容や実施方法等の充実を図るとともに、各種技能競技大会やODA（政府開発援助）事業等への職業訓練指導員の派遣等を通じた人材育成や能力向上を推進するよう努めること。
- ③ 企業と連携して、最新技術等に対応できる任期付き等の職業訓練指導員の活用に努めること。
- ④ 政策的必要性の高い分野を中心に、職業訓練コースの開発、人材ニーズの把握、キャリア形成の過程の把握及び職業訓練技法の開発等効果的・効率的な職業訓練の実施に資する調査・研究を実施するとともに、その成果を民間教育訓練機関、都道府県等に提供する等、普及の強化に取り組むこと。
- ⑤ 国、関係機関（JICA）等の委託又は依頼を受けて、開発途上国からの研修生の受入れ等を実施すること。
- ⑥ 地域の産業界のニーズを踏まえつつ、官民の適切な役割分担の下、適切な職業訓練コースを設定すること。また、公共職業安定所等と連携し、職業能力開発促進センター、職業能力開発大学校等における定員充足率の向上に努め、定員充足率が低調なものについては、訓練内容や訓練定員の見直し、訓練コースの廃止等の不断の見直しを行うこと。
- ⑦ 各都道府県労働局に設置される地域訓練協議会の枠組み等を活用して、都道府県や地域の労使団体、教育機関等の関係機関と十分に連携を図り、地域のニーズを踏まえた職業訓練の質の向上に努めること。
- ⑧ 職業能力開発業務の円滑な運営を図るため、機構法第11条に基づき機構に設置さ

れる運営委員会や、各職業能力開発促進センター等に設置される地方運営協議会を開催し、関係機関と十分に連携を図ること。

- ⑨ 民間教育訓練機関の教育訓練サービスの質を維持・向上させるため、国が実施する職業訓練サービスガイドライン研修等の取組について、必要な協力を行うこと。

#### 【指標】

- 1 職業訓練指導員養成課程修了者数を、500人以上とすること。
- 2 職業訓練指導員の技能向上を図る研修課程（スキルアップ訓練）の受講者数を、25,000人以上とすること。

### 5 障害者職業能力開発業務に関する事項

「働き方改革実行計画」を踏まえ、障害者が希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍できることが普通の社会、障害者と共に働くことが当たり前の社会を目指していく必要がある中で、職業訓練を必要とする求職障害者は、障害の重度化、多様化の傾向があり、昨今の求職動向から精神障害者、発達障害者等に対する職業訓練の需要が高まっている。

この需要に応えるためには、機構が運営を行う障害者職業能力開発校（以下「機構営校」という。）のみならず、全ての職業能力開発校（障害者職業能力開発校及び一般の職業能力開発校）等において、精神障害者や発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者（以下「特別支援障害者」という。）に対する職業訓練の水準向上を図る必要がある。

このため、機構営校は、先導的な職業訓練の実施を通じて開発した特別支援障害者に対する指導技法等を職業能力開発校等に対してより一層普及させる。

具体的には、以下を重点的に実施すること。

- (1) 福祉・教育・医療から雇用への流れを踏まえ、関係機関との一層緊密な連携を図り、特別支援障害者を重点的に受け入れること。
- (2) 機構営校は、広域障害者職業センターと併せて運営され、障害者の職業的自立を図るための職業評価、職業指導及び職業訓練を一貫した体系の中で実施する先導的な施設であることから、企業ニーズに的確に対応するとともに、障害者の職域拡大を念頭において、より就職に結びつく職業訓練の実施・指導技法等の開発に努めること。
- (3) 機構営校の訓練修了者のうち就職希望者について、職業紹介等の業務を担当する職業安定機関との緊密な連携を図り、就職率の向上に努めること。
- (4) 障害者職業訓練全般の水準向上に向け、国と機構との連携を強化し、機構ホームページの改訂を含む広報戦略の抜本的な見直しにより、他の職業能力開発校等への指導技法等の普及を推進し、特別支援障害者等向け訓練コースの設置等の支援に取り組むこと。
- (5) 指導技法等の普及を推進するに当たり、障害者の職業訓練を行う職業訓練指導員の計画的な確保・養成及び専門性の向上を図ること。

#### 【指標】

- 1 機構営校における特別支援障害者の定員に占める割合を、60%以上とすること。
- 2 機構営校における訓練修了者の訓練終了後3か月時点の就職率を、75%以上とする

こと。

3 指導技法等の提供に係る支援メニュー（「障害者職業訓練推進交流プラザ」「指導技法等体験プログラム」）の受講機関数を、500 機関以上とすること。

4 指導技法等の提供に係る「職業訓練実践マニュアル」、「指導技法等体験プログラム」及び「専門訓練コース設置・運営サポート事業」の利用機関に対して追跡調査を実施し、「支援内容・方法の改善に寄与した」旨の評価を、90%以上とすること。

**【重要度：高】**

「働き方改革実行計画」等を踏まえ、障害者が希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍でき、障害者と共に働くことが当たり前の社会を目指していくため、機構宮校においては、先導的な職業訓練の実施を通じて開発した特別支援障害者等に対する指導技法等を職業能力開発校等に対してより一層普及させるという重要な役割を担っているため。

6 求職者支援制度に係る職業訓練の認定業務等に関する事項

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)に基づく職業訓練の認定を的確に実施すること。

また、認定職業訓練が円滑かつ効果的に行われるよう、機構が有する職業訓練ノウハウを活用し、必要な指導及び助言を行うとともに、全ての認定職業訓練について、実地による実施状況の確認を確実に実施すること。

第4章 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

1 効率的な業務実施体制の確立

機構本部の業務部門については、遅くとも平成33年度までに全て雇用促進住宅の譲渡・廃止を完了することとされていることから、これに伴い当該業務の担当部門の体制の縮小を図りつつ、一億総活躍社会の実現、働き方改革に対応した業務の充実・強化など、業務量の変化に見合った効率的な実施体制となるよう点検し、必要な見直しを行うこと。

地方組織については、機構が専門的な雇用支援を全国で実施するための拠点として、引き続き効率的・効果的な業務運営に取り組むこと。

2 業務運営の効率化に伴う経費削減

一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務分、公租公課等の所要計上を必要とする経費等を除く。）については効率的な利用に努め、第4期中期目標期間の最終事業年度において、平成29年度予算と比べて15%以上の額を節減すること。

業務経費（事業主等に支給する障害者雇用調整金等、宿舍等業務、新規に追加される業務、拡充業務分、公租公課等の所要計上を必要とする経費等を除く。）については、第4期中期目標期間の最終事業年度において、平成29年度予算と比べて5%以上の額を節減



すること。

なお、上記による節減の対象外となる経費についても、不断の見直しにより厳しく抑制を図るものとする。

### 3 給与水準の適正化

職員の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、国民の理解と納得が得られるよう厳しく検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

### 4 契約の適正化

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。

#### (1) 調達等合理化計画

公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。

#### (2) 一般競争入札等

一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

#### (3) 監査

監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。

### 5 保有資産の見直し

機構が保有する資産については、その必要性について不断の見直しを行うとともに、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる資産がある場合は、売却等の手続を行い、国庫納付すること。

### 6 インフラ長寿命化の推進

インフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）に基づき、平成 32 年度までに個別施設毎のインフラ長寿命化計画を策定し、施設の効率的な維持管理を図ること。

### 7 事業の費用対効果

事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析し、その結果を事業実施内容の見直しや新たな事業展開につなげること。

## 第 5 章 財務内容の改善に関する事項

通則法第 29 条第 2 項第 4 号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。

## 1 中期計画予算の作成

「第4章 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の適切な管理を通じた運営を行うこと。

## 2 障害者雇用納付金に係る積立金の管理・運用

障害者雇用納付金に係る積立金については、納付金が障害者の雇用に伴う、経済的な負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るために、法律に基づき、事業主から徴収しているものであることに鑑み、適正にその運用及び管理を行うこと。

## 3 雇用促進住宅の廃止

現存する雇用促進住宅については、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）等に基づき、現に入居者がいることを踏まえた上で、売却方法について常に工夫を行いつつ、譲渡を着実に推進し、遅くとも平成33年度までに全ての譲渡及び廃止を完了するとともに、譲渡により生じた収入については機構法等の規定に従い速やかに国庫納付すること。また、必要に応じて、災害等による被災者等に対する支援策として、可能な範囲内で雇用促進住宅を活用すること。

なお、譲渡・廃止が完了するまでの間は、独立採算による合理的な経営に努めること。

## 第6章 その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項については、次のとおりとする。

### 1 関係機関との連携強化及び利用者ニーズの把握等を通じたサービスの向上

「第3章 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」で掲げた目標を達成するためには、各地域の事業主、事業主団体等の関係機関及び地方公共団体との連携や、利用者のニーズに応じた適切なサービスの提供が必要不可欠である。このため、全国に展開している地方組織等の機構の持つ経営資源を最大限活用し、事業主及び事業主団体等の関係機関及び地方公共団体とのさらなる連携強化や利用者ニーズの的確な把握、利用者の利便性向上等に向けた必要な取組を、機構の創意工夫により実施すること。また、これらの取組が地域において相互に有機的に機能するよう、各種取組を総合的に実施すること。

### 2 業務運営におけるシナジーの一層の発揮に向けた取組

機構の各業務におけるノウハウ等を共有・結集し、各支援対象者に共通する支援技法や研究・開発成果を踏まえた活用方法についての検討など、引き続き、業務運営面の連携を深め、組織全体の一体化、活性化を図ること。

### 3 内部統制の充実・強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部統制の推進等に関する規定等を適時・適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等を通じて機構内で認識を共有すること。また、内部統制の仕組みが有効に機能しているかどうか点検及び検証を行い、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うこと。さらに、リスクの未然防止のため、機構内の縦割りを排除してリスク情報の共有化を徹底するとともに、不測の事態の発生に際して迅速かつ的確に対応できるよう、各部署間の連携強化に努めること。

#### 4 情報セキュリティの強化

情報セキュリティ対策については、最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシー等各種規程類を見直すとともに、これに基づき、サイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化のためのハード及びソフトの両面での不断の見直しと、役職員の高い意識を保持し、情報セキュリティポリシー等の遵守の徹底のための適時・適切な研修・教育を継続すること。

また、情報セキュリティの強化のため、P D C A サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。

#### 5 職員の適正な労働条件の確保

職員の労働条件については、労働関係法令等の趣旨に従い適正に確保するよう、引き続き留意すること。

#### 6 既往の閣議決定等

既往の閣議決定等をはじめとする政府方針や厚生労働省の方針に従い、着実に業務を実施すること。

# 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED) 政策体系図

## 日本経済・労働市場の抱える課題

- ✓ 潜在成長力、生産性の伸び悩み
- ✓ 中間層の活力低下
- ✓ 少子高齢化による生産年齢人口の減少、地域の高齢化
- ✓ 第4次産業革命による産業構造と就業構造の急激な変化

## 政府が取り組むべき政策（未来投資戦略2017等）

- ✓ 個々の働き手の能力・スキルを向上させる人材育成・人材投資の抜本拡充
- ✓ 生産性・イノベーション力の向上につながる働き方の促進
- ✓ 生産性・成長性の高い産業への「人の流れ」を実現する労働市場改革

## 厚生労働省のミッション

- ✓ 若者、女性、高齢者、障害者等の働く意欲のある全ての人々がその能力を最大限発揮できる環境の整備
- ✓ 働き手一人一人の能力・スキルを産業構造の変化に合わせ、経済社会全体の生産性を向上させるための人材への投資

## 第4期中期目標期間における高齢・障害・求職者雇用支援機構の役割

高い専門性を有する人材

蓄積した支援ノウハウ

全国に展開する地方組織

地域の事業主や関係団体との信頼関係

これらのリソースを最大限有効活用し  
主に以下の業務を遂行

### 高齢者雇用関係業務

- ・ **65歳を超えた継続雇用延長**や**65歳以上への定年引上げ**に取り組む事業主に対する支援の充実

高齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる生涯現役社会の実現

### 障害者雇用関係業務

- ・ 新たに障害者を雇用する企業や、より**困難性の高い障害者への個別対応の強化**
- ・ **地域の就労支援機関や企業が相互に連携し**、障害者雇用に独自に取り組めるような**環境・体制整備**

障害の有無に関係なく、希望や能力、適性等に応じて活躍できる社会の実現

### 職業能力開発関係業務

- ・ 公共職業訓練等を通じた**雇用のセーフティネットの維持**
- ・ **技術革新に対応**できる質の高い労働者の輩出、**技能向上**
- ・ 中小企業等の**生産性向上に向けた支援**

第4次産業革命（IoT、ロボット、ビッグデータ、AI等）の進展に対応した中小企業等の生産性の向上

## 第4期中期目標における「一定の事業等のまとめり」

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）に従い、第4期中期目標における「第3章 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」については、機構の内部管理の観点及び財務会計との整合性を確保するため、機構の経理区分に応じた一定の事業等のまとめり毎に項目を設定する。

### 【一定の事業等のまとめり】

第3章 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1 高年齢者等に係る雇用関係業務に関する事項	高齢者雇用支援経理に対応
2 障害者職業センターの設置運營業務等に関する事項	障害者雇用支援経理に対応
3 障害者雇用納付金関係業務に関する事項	障害者雇用納付金勘定に対応
4 職業能力開発業務に関する事項	職業能力開発勘定に対応
5 障害者職業能力開発業務に関する事項	障害者職業能力開発勘定に対応
6 求職者支援制度に係る職業訓練の認定業務等に関する事項	認定特定求職者職業訓練勘定に対応

# 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 第4期中期目標 指標の設定及び水準の考え方

項目	指標	目標水準	指標の設定及び水準の考え方	重要度 難易度
<b>1 高齢者等に係る雇用関係業務に関する事項</b>				
<b>(1) 高齢者等の雇用の安定等を図る事業主等に対する給付金の支給</b>				
①	給付金の説明会実施回数	毎年度650回以上	【設定の根拠】 給付金の効果的な活用の促進に向けた周知・広報を図るためには、事業主に対する給付金制度及び申請手続に係る説明会の実施が有効であることから、説明会の実施回数を指標として設定	-
			【水準の根拠】 公共職業安定所の管轄地域ごと(436箇所)、東京都及び政令指定都市ごと(21箇所)、都道府県全域を対象に四半期ごとに開催(47都道府県×4回)するものとして設定	
②	給付金の申請1件あたりの平均処理期間	90日以内	【設定の根拠】 効率的な給付金支給業務のためには、給付金の申請から支給決定までの期間の短縮を図っていく必要があることから、申請1件あたりの平均処理期間を指標として設定	-
			【水準の根拠】 厚生労働省が都道府県労働局に対して指示している雇用関係助成金の処理期間の目安(原則2か月以内、一部3か月以内)を踏まえて設定 ※第3期中期目標期間(平成25～28年度)の平均処理実績100.9日	
<b>(2) 高齢者等の雇用に係る相談・援助、意識啓発等</b>				
①	事業主に対する65歳を超えた継続雇用延長・65歳以上への定年引上げに係る制度改善提案件数	30,000件以上	【設定の根拠】 生涯現役社会の実現に向けた環境整備を進めていくに当たり、65歳を超えた継続雇用延長・65歳以上への定年引上げへの取組に係る具体的な制度改善を事業主に提案していくことが効果的であることから、当該提案の件数を指標として設定	重要度 高 難易度 高
			【水準の根拠】 第4期中期目標期間からの新たな目標指標であり、「高齢者の雇用状況」集計の調査対象である従業員数31人以上の企業の約15万社のうち、65歳を超える継続雇用制度又は65歳以上の定年制度を講じていない企業数約12万社を対象に第4期中期目標期間中にアプローチを行い、その4分の1において具体的な制度改善提案による働きかけを行うことを目標に水準を設定	
②	制度改善提案により見直しを進めた事業主の割合	40%以上	【設定の根拠】 生涯現役社会の実現に向けた環境整備を進めていくに当たり、65歳を超えた継続雇用延長・65歳以上への定年引上げへの取組に係る具体的な制度改善を事業主に提案していくことが効果的であることから、当該提案を受けて見直しを進めた事業主の割合を指標として設定	重要度 高 難易度 高
			【水準の根拠】 第3期中期目標期間における「高齢者等の雇用に係る技術的問題全般に関する相談・援助」を実施した事業主に対する追跡調査において「雇用管理改善を検討している」等の回答の直近実績(平成28年度:37.5%)を踏まえて設定	
<b>2 障害者職業センターの設置運営業務等に関する事項</b>				
<b>(1) 地域障害者職業センター等における障害者及び事業主に対する専門的支援</b>				
①	職業リハビリテーションサービスを実施した精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の数	96,000人以上 (毎年度19,200人以上)	【設定の根拠】 個別性の高い支援を必要とする精神障害者等の求職者及び雇用者が増加していることから、精神障害者等に対する職業リハビリテーションサービスの実施者数を指標として設定	重要度 高 難易度 高
			【水準の根拠】 精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の利用者の実績(平成25～28年度の年間平均19,193人≒19,200人)を踏まえて設定 ※19,200人×5年=96,000人	
②	障害者の雇用管理に係る支援の実施事業所数	91,000所以上 (毎年度18,200所以上)	【設定の根拠】 精神障害者等に対する個別性の高い雇用管理や職場適応を実現するための支援ニーズが増加していることから、障害者の雇用管理に係る支援の実施事業所数を指標として設定	重要度 高 難易度 高
			【水準の根拠】 障害者の雇用管理に係る支援を実施した事業所数の実績(平成25～28年度の年間平均18,194所≒18,200所)を踏まえて設定 ※18,200所×5年=91,000所	
③	職業準備支援の修了者のうち精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の就職率	67%以上	【設定の根拠】 個別性の高い支援を必要とする精神障害者等の求職者が増加していることから、職業準備支援の修了者のうち精神障害者等の就職率を指標として設定	重要度 高 難易度 高
			【水準の根拠】 職業準備支援の修了者のうち精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の就職率の実績におけるトリム平均値※(平成24～28年度の年間平均67.2%)を踏まえて設定 ※トリム平均値=最小、最大値を除外した上での平均値	
④	ジョブコーチ支援終了者のうち精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の職場定着率	85%以上	【設定の根拠】 精神障害者等に対する個別性の高い雇用管理や職場適応を実現するための質の高い支援ニーズが増加していることから、ジョブコーチ支援事業の終了者のうち精神障害者等の職場定着率を指標として設定	重要度 高 難易度 高
			【水準の根拠】 ジョブコーチ支援事業の終了者のうち精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の職場定着率の実績におけるトリム平均値(平成24～28年度の年間平均85.9%)を踏まえて設定	
関連指標1	職業準備支援の修了者の障害別就職率	精神障害者66% 発達障害者67% 高次脳機能障害者77% 身体障害者74% 知的障害者78%	【設定の根拠】 指標については他の機関では支援が困難な個別性の高い支援を必要とする精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者の就職率を設定しているが、これら以外の障害者への対応も重要であるとともに、障害別実績も踏まえたより詳細で適切な評価を行うため設定	重要度 高 難易度 高
			【水準の根拠】 職業準備支援の修了者の障害別就職率の実績におけるトリム平均値※(平成24～28年度の年間平均:精神障害者66.0%、発達障害者67.2%、高次脳機能障害者77.3%、身体障害者74.3%、知的障害者78.2%)を踏まえて設定 ※トリム平均値=最小、最大値を除外した上での平均値	
関連指標2	ジョブコーチ支援終了者の障害別職場定着率	精神障害者81% 発達障害者90% 高次脳機能障害者89% 身体障害者85% 知的障害者89%	【設定の根拠】 指標については他の機関では支援が困難な個別性の高い支援を必要とする精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者の就職率を設定しているが、これら以外の障害者への対応も重要であるとともに、障害別実績も踏まえたより詳細で適切な評価を行うため設定	重要度 高 難易度 高
			【水準の根拠】 ジョブコーチ支援事業の終了者の障害別職場定着率の実績におけるトリム平均値※(平成24～28年度の年間平均:精神障害者81.7%、発達障害者90.2%、高次脳機能障害者89.8%、身体障害者85.9%、知的障害者89.6%)を踏まえて設定 ※トリム平均値=最小、最大値を除外した上での平均値	

(2) 地域の関係機関に対する助言・援助等及び職業リハビリテーションの専門的な人材の育成				重要度 高
①	職業リハビリテーションに関する助言・援助等を実施した就労移行支援事業所等の設置総数に占める割合	51%以上	<p>【設定の根拠】地域の就労支援機関や企業が相互に連携し、障害者雇用に独自に取り組めるような環境整備のため、支援ノウハウが十分でない就労支援機関に積極的に助言・援助等を行うこととし、これら支援を実施した就労移行支援事業所等の設置総数に占める割合を指標として設定</p> <p>【水準の根拠】職業リハビリテーションに関する助言・援助等を実施した就労移行支援事業所等の設置総数に占める割合の実績(平成25～28年度の年間平均47.4%)を踏まえて設定</p>	
②	助言・援助等を受けた関係機関に対する追跡調査における「支援内容・方法の改善に寄与した」旨の評価	80%以上	<p>【設定の根拠】職業リハビリテーションに関する助言・援助等については、具体的な成果につながる事が重要であることから、各関係機関が有する課題の解決に繋がった割合を指標として設定</p> <p>【水準の根拠】職業リハビリテーションに関する助言・援助等を受けた関係機関に対するアンケート調査において「助言・援助が有用であった」旨の回答の実績(平成25～28年度の年間平均97.3%)を踏まえ、その約8割(77.8%)を目安に設定 ※第4期中期目標においては調査項目を整理し直し、関係機関の主観的な評価ではなく、具体的な行動変容につながった旨の回答を得ることを目指す予定であることに留意</p>	
③	ジョブコーチ養成研修及び同スキル向上研修の受講者数	3,000人以上 (毎年度600人以上)	<p>【設定の根拠】精神障害者等に対する個性の高い雇用管理や職場適応を実現するための質の高い支援に対するニーズが増加しており、企業内にも障害者の職場定着に的確に対応できる体制を整えるため、職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修等の受講者数を指標として設定</p> <p>【水準の根拠】ジョブコーチ養成研修及び同スキル向上研修の受講者数の実績(平成25～28年度の年間平均304人)を踏まえ、その約2倍(600人)を目安に設定 ※600人×5年=3,000人</p>	
④	ジョブコーチ養成研修及び同スキル向上研修の受講者の所属長に対する追跡調査における「障害者の職場定着に寄与した」旨の評価の割合	80%以上	<p>【設定の根拠】職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修等については、具体的な成果につながる事が重要であることから、研修を受講した者の支援スキル向上が障害者の職場定着に貢献した割合を指標として設定</p> <p>【水準の根拠】ジョブコーチ養成研修及び同スキル向上研修の受講者の所属長に対するアンケート調査における「実務において役立つ」と旨の評価の実績(平成25～28年度の年間平均95.0%)を踏まえ、その約8割(76.0%)を目安に設定 ※第4期中期目標においては調査項目を整理し直し、受講者の所属長の主観的な評価ではなく、具体的な行動変容につながった旨の回答を得ることを目指す予定であることに留意</p>	
(3) 職業リハビリテーションに関する調査・研究及び新たな技法等の開発の実施とその普及・活用の推進				難易度 高
①	各研究テーマに対する外部の研究評価委員の評価	平均5.0点以上	<p>【設定の根拠】各研究テーマの質的な評価に関する指標については、客観性を持った厳格な評価を実施する観点から外部の研究評価委員による評価を指標として設定</p> <p>【水準の根拠】各研究テーマに対する外部の研究評価委員の評価の実績(平成25～28年度の年間平均5.14点)を踏まえて設定 ※1研究テーマにつき研究評価委員は3名。点数は、優れている=2点、やや優れている=1点、やや劣っている=0点、劣っている=0点の合計6点満点。</p>	
②	外部の研究評価委員の評価を受ける研究テーマ数	25本以上	<p>【設定の根拠】研究テーマの量的な評価に関する指標として、外部の研究評価委員による評価を受ける研究テーマ数を指標として設定</p> <p>【水準の根拠】外部の研究評価委員の評価を受ける研究テーマ数の実績(平成25～28年度の年間平均5.25本)を踏まえて設定 ※5本×5年=25本</p>	
③	マニュアル、教材、ツール等の作成件数	30件以上 (毎年度6件以上)	<p>【設定の根拠】職業リハビリテーションに関するマニュアル、教材、ツール等の作成に関する量的な評価に関する指標として、作成件数を指標として設定</p> <p>【水準の根拠】マニュアル、教材、ツール等の作成件数の実績(平成25～28年度の年間平均6件)を踏まえて設定 ※6件×5年=30件</p>	
3 障害者雇用納付金関係業務に関する事項				
(1) 障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金及び報奨金等の支給				
①	障害者雇用納付金に係る事業主説明会開催回数	毎年度480回以上	<p>【設定の根拠】障害者雇用納付金制度の理解を促進するため、事業主説明会の開催回数を指標として設定</p> <p>【水準の根拠】障害者雇用納付金にかかる事業主説明会開催回数の実績(平成25年度473回、平成26年度477回、平成27年度707回、平成28年度601回)を踏まえて設定 ※平成27年度の障害者雇用納付金制度の対象事業主拡大に伴い説明会開催実績が一時的に増加したことを考慮</p>	-
②	障害者雇用納付金の収納率	99%以上	<p>【設定の根拠】障害者雇用納付金は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第53条第1項及び第2項に基づき納付が義務付けられていることを踏まえ、事業主から確実に徴収することを指標として設定</p> <p>【水準の根拠】障害者雇用納付金の収納率の実績(平成25～28年度の年間平均99.92%)を踏まえて設定</p>	
(2) 障害者雇用納付金に基づく助成金の支給等				
①	助成金1件当たりの平均処理期間	30日以内	<p>【設定の根拠】事業主等に対するサービスの向上を図るため、助成金支給申請の平均処理期間を指標として設定</p> <p>【水準の根拠】助成金1件当たりの平均処理期間の実績(平成25年度28.5日、平成26年度29.3日、平成27年度28.6日、平成28年度27.6日)を踏まえて設定</p>	-
②	障害者助成金の周知に係る事業主説明会開催回数	毎年度700回以上	<p>【設定の根拠】助成金の活用を促進するため、事業主説明会の開催回数を指標として設定</p> <p>【水準の根拠】障害者助成金の周知に係る事業主説明会開催回数の実績(平成25年度721回、平成26年度712回、平成27年度703回、平成28年度750回)を踏まえて設定</p>	

(3) 障害者雇用に関する各種講習、啓発及び障害者技能競技大会(アビリンピック)等				
①	障害者職業生活相談員資格認定講習の受講者数	28,000人以上 (毎年度5,600人以上)	【設定の根拠】 障害者を5人以上雇用する事業所に選任が義務づけられている障害者職業生活相談員の資格認定のための講習の開催は、障害者の雇用の安定のために重要であることから、その受講者数を指標として設定 【水準の根拠】 障害者職業生活相談員資格認定講習の受講者数の実績(平成25～28年度の年間平均5,185人)を踏まえて設定	
②	アビリンピック来場者に対するアンケート調査における障害者の技能への理解が深まった旨の評価	90%以上	【設定の根拠】 アビリンピックの趣旨は、障害者の職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々の障害者の技能に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることであり、その理解・認識をどの程度深めたかを確認するため、来場者のアンケート調査の結果を指標として設定 【水準の根拠】 アビリンピック来場者に対するアンケート調査において「障害者の技能への理解が深まった」旨の評価の実績(平成25年度、平成26年度、平成28年度の年度平均97.9%)を踏まえて設定	
4 職業能力開発業務に関する事項				
(1) 離職者を対象とする職業訓練の実施				
①	ものづくり分野のIoT技術等第4次産業革命の進展に対応した離職者訓練コースの受講者数	3,760人以上	【設定の根拠】 第4次産業革命の進展により、中小企業等のビジネスモデルが変化の中で、機構の強みであるものづくり分野におけるIT人材等を育成することを明確にするため、第4次産業革命の進展に対応した離職者訓練の受講者数を指標として設定 【水準の根拠】 ものづくり分野のIoT技術等第4次産業革命に対応した離職者訓練コースの受講者数の直近の実績(平成28年度:376人)の2倍の水準を設定 ※376人×2×5年=3,760人	重要度 高 難易度 高
②	訓練修了者の訓練終了後3か月時点の就職率	80%以上	【設定の根拠】 雇用のセーフティネットとしての貢献度を測るため、就職率を指標として設定 【水準の根拠】 全国職業訓練実施計画(平成29年3月31日厚生労働省告示第136号)の規定による就職率に係る目標(施設内訓練80%以上、委託訓練75%以上)と同じ水準を設定	
(2) 高度技能者の養成のための職業訓練の実施				
①	全ての職業能力開発大学校において、ロボット技術を活用した生産システムの構築、運用管理等ができる人材を養成するための職業訓練コースを開発・実施	10校	【設定の根拠】 第4次産業革命の進展に対応する人材の養成が高度技能者養成訓練においても重要であることから、ロボット技術(IoTやビッグデータ等関連技術を含む。)を活用した生産システムの構築、運用管理等ができる人材を養成するための職業訓練コースを開発、実施することを指標として設定 【水準の根拠】 全国の全ての職業能力開発大学校(10校)において実施するものとして設定	重要度 高 難易度 高
②	ロボット技術を活用した生産システムの構築、運用管理等ができる人材を養成するための職業訓練コースの修了者数	300人以上	【設定の根拠】 ロボット技術を活用した生産システムの構築、運用管理等ができる人材を養成するために開発した職業訓練コースを実施し、第4次産業革命の進展等に対応できるスキルを有する人材を養成した実績を測るため、修了者数を指標として設定 【水準の根拠】 ロボット技術を活用した生産システムの構築、運用管理等ができる人材を養成するための職業訓練コースの定員の90%以上(300人以上)が同訓練コースを受講し、修了するものとして設定	
③	職業能力開発大学校等の修了者のうち就職希望者の就職率	95%以上	【設定の根拠】 技術革新に対応できる質の高い労働者を輩出した実績を測るため、就職率を指標として設定 【水準の根拠】 雇用失業情勢等を踏まえつつ、引き続き100%近い、高い実績(平成25～28年度の年間平均99.3%)を維持していくため、第3期中期目標と同じ目標水準を設定	
(3) 在職者を対象とする職業訓練及び事業主等との連携・支援の実施				
①	IoT技術等をはじめ、高付加価値化、業務効率化等に必要知識及び技能・技術を習得させる在職者訓練の受講者数	30万人以上	【設定の根拠】 IoTやロボット、ビッグデータ、AI等の技術の進展等に対応したスキルが求められている中で、中小企業等で中核的な役割を果たしている人材を育成し、生産性向上等を図ることが必要であることから、在職者訓練の受講者数を指標として設定 【水準の根拠】 在職者訓練の受講者数の実績(平成25年度～28年度の年間平均約5.5万人)を上回る水準を設定 ※6万人×5年=30万人	重要度 高 難易度 高
②	在職者訓練を利用した事業主における企業の生産性向上等につながった旨の評価	90%以上	【設定の根拠】 在職者訓練を利用した事業主において、生産性向上等に向けた行動変容につながったことを確認する指標を設定 【水準の根拠】 第4期中期目標においては、第3期中期目標における「職業能力向上に役立った」旨の評価から、調査項目を整理し直し、事業主に具体的な行動変容につながったことを確認する指標とするため、比較可能な実績はない。このため、第3期中期目標の実績(平成25年度97.8%、平成26年度97.8%、平成27年度97.9%平成28年度97.9%)を踏まえて設定	
③	生産性向上人材育成支援センターを利用して生産性向上等に取り組んだ事業所数	15万事業所以上	【設定の根拠】 生産性向上人材育成支援センターを拠点として、生産性向上等に取り組む事業所を支援することとしていることから、その実績を測る指標として、生産性向上人材育成支援センターを利用して生産性向上等に取り組んだ事業所数を設定 【水準の根拠】 在職者訓練と指導員派遣を実施した事業所の合計実績(平成25年度～28年度の年間平均2.4万事業所)に加え、平成29年度から新たに開始した生産性向上支援訓練の目標受講者数を基に算出した事業所数(0.6万事業所)を踏まえて設定 ※(2.4万事業所+0.6万事業所)×5年=15万事業所	
(4) 職業訓練指導員の養成、職業訓練コースの開発、国際協力の推進等				
①	職業訓練指導員養成課程修了者数	500人以上	【設定の根拠】 質の高い職業訓練指導員を安定的に確保するため、職業訓練指導員養成課程修了者数を指標として設定 【水準の根拠】 今後の需給予測により職業訓練指導員が今後10年間で2,000人不足すると予想されており、その養成が必要なため、そのうち半数(10年間で1,000人=5年間で500人)を機構が実施する職業訓練指導員養成課程で養成することとして設定。 ※残り半数は都道府県において養成	
②	職業訓練指導員の技能向上を図る研修課程(スキルアップ訓練)の受講者数	25,000人以上	【設定の根拠】 職業訓練指導員の養成、能力の向上を推進するため、職業訓練指導員の技能向上を図る研修課程(スキルアップ訓練)の受講者数を指標として設定 【水準の根拠】 職業訓練指導員の技能向上を図る研修課程(スキルアップ訓練)の受講者数の実績(平成25年度～28年度の年間平均受講者数5,010人)を踏まえて設定	



5 障害者職業能力開発業務に関する事項			重要度 高	
①	職業訓練上特別な支援を要する障害者(特別支援障害者)の定員に占める割合	60%以上		<p>【設定の根拠】 職業訓練を必要とする求職障害者は、障害の重度化、多様化の傾向があり、特に精神障害者、発達障害者等に対する職業訓練の需要が高まっている状況にあるため、福祉・教育・医療等の関係機関との連携を強化し、特別支援障害者を引き続き重点的に受け入れることとし、特別支援障害者の定員に占める割合を指標として設定</p> <p>【水準の根拠】 特別支援障害者の定員に占める割合の実績(平成25～28年度の年間平均59.6%)を踏まえて設定</p>
		②		訓練修了者の訓練終了後3か月時点の就職率
③	指導技法等の提供に係る支援メニュー(「障害者職業訓練推進交流プラザ」「指導技法等体験プログラム」)の受講機関数			
		④		指導技法等の提供に係る「職業訓練実践マニュアル」「指導技法等体験プログラム」及び「専門訓練コースの設置・運営サポート事業」の利用機関に対する追跡調査における「支援内容・方法の改善に寄与した」旨の評価

## 独立行政法人福祉医療機構中期目標（案）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

平成 30 年●月●日  
厚生労働大臣 加藤 勝信

### 第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割

我が国の福祉・医療を巡る環境には、少子高齢化の進展に伴う待機児童問題、特養待機者問題及び医療需要の増大の他、福祉サービス提供に係る課題の複合化・複雑化や地域のつながりの希薄化、これらに対応する社会資源の一元的かつ正確な情報の不足など、政府として取り組むべき喫緊の課題が数多く存在している。

また、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において、「希望出生率 1.8」、「介護離職ゼロ」を目指し、保育や介護の受け皿整備を一層加速することや、保育士や介護人材の処遇改善、地域共生社会の実現等に向けた取組を推進することとされており、これらの政策実現に向けた取組が期待されているところである。

こうした政策目的の実現に向けて、機構は、福祉・医療に関する多様な事業を実施している機構の特長や専門性を生かした「小回りのきく福祉・医療支援の専門店」としての一層の機能発揮・有機的連携により、第 4 期中期目標期間においては、待機児童解消や特養待機者解消、地域医療構想の実現等を推進するための福祉・医療基盤の整備、保育士や介護人材の処遇改善、制度の谷間の要支援者を支える団体への支援を行い、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現に寄与するとともに、機構が保有する福祉保健医療情報サービス基盤を活用し、全ての利用者が一元的かつ正確な情報を入手できる環境の整備等を効果的かつ効率的に実施するものとする。

（別添）政策体系図

### 第 2 中期目標の期間

通則法第 29 条第 2 項第 1 号の中期目標の期間は、平成 30 年 4 月から平成 35 年 3 月までの 5 年とする。

### 第 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第 29 条第 2 項第 2 号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとし、1～8 の各項目を一定の事業等のまとまりとする。

## 1 福祉医療貸付事業

少子高齢化が進展する中、福祉、介護及び医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や介護ニーズに応じた機動的な介護サービス基盤の整備、地域包括ケアの推進、地域における小児・周産期医療体制の充実や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられている。

こうした政策目的の実現に向けて、福祉医療貸付事業では、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、施設開設者等の負担軽減を図り、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するとともに、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設及び医療関係施設等の維持及び存続を図ることを最優先としつつ、貸付債権の適正な管理を行うことが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

### 【重要度：高】

少子高齢化が進展する中、福祉、介護及び医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっており、国において「ニッポン一億総活躍プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであり、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の整備に対する長期・固定・低利の資金の提供等によりこの取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。

- (1) 国の福祉医療政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議の上、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。

また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応するなど、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。

- (2) 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を実施し、地方公共団体等との連携強化を図ること。

- (3) 利用者の円滑な資金調達に資する観点から、融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設及び医療関係施設等に関するノウハウ等を民間金融機関に提供するとともに、民業補完の観点から協調融資の普及に努めること。

また、協調融資金融機関数について拡大するなど、制度の充実を図るとともに、適切な運用を行うこと。

- (4) 福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するため、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施するとともに、適正な審査手続を確保しつつ、業務を迅速に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。
- (5) 融資後の貸付債権については、福祉医療経営指導事業と連携しつつ、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、フォローアップ調査を実施するなど、債権区分別に適切な期中管理を行うこと。
- (6) 債権悪化の未然防止を図るため、貸付債権のポートフォリオ分析を的確に実施し、効果的・効率的な債権管理に努めること。  
また、政策融資を行う機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部等にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図ること。
- (7) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより経営を支援し、福祉・介護及び医療サービスの供給体制の維持を図るよう努めること。  
また、き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施すること。
- (8) 福祉医療貸付事業に関する評価について、以下の指標を設定する。
- ①政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を毎年度 100 回以上実施すること。  
(第3期中期目標期間実績(平成25年度から平成28年度実績をいう。以下同じ。)平均:98回)  
【目標の設定及び水準の考え方】
- ・福祉医療関係団体や地方公共団体との連携強化の実績を測る指標として、「福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報回数」を採用する。
  - ・目標水準については、第3期中期目標期間実績の平均を上回るよう設定する。
- ②協調融資金融機関数について、中期目標期間の最終年度において第3期中期目標期間最終年度と比べて65機関以上増加させること。(第3期中期目標期間実績:49機関(年度平均12.3機関))  
【目標の設定及び水準の考え方】
- ・民間金融機関との協調融資の推進に係る実績を測る指標として、「協調融資金融機関数」を採用する。
  - ・目標水準については、第3期中期目標期間実績を上回るよう設定する。

- ③正常先及び要注意先のうち今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先に係る実地調査等を毎年度 55 貸付先以上に実施すること。（平成 27 年度及び平成 28 年度実績平均：48 貸付先）

**【目標の設定及び水準の考え方】**

- ・融資後の貸付債権に対するフォローアップによる経営支援の実績を測る指標として、「正常先及び要注意先のうち今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先に係る実施調査等の実施先数」を採用する。
- ・目標水準については、取組を開始した平成 27 年度及び平成 28 年度実績の平均を上回るよう設定する。

## 2 福祉医療経営指導事業

少子高齢化が進展する中、福祉医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられており、こうした課題に対応していくため、福祉医療サービスを担う経営主体の経営の効率化、安定化を図りつつ、施設等の整備を促進することが求められている。

こうした政策目的の実現に向けて、福祉医療経営指導事業では、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の経営者や地方公共団体、福祉医療関係団体等に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供するセミナーを実施すること、あるいは機構が保有するノウハウを活用して経営指標の提供や経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を直接・間接を問わず支援することが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

**【重要度：高】**

少子高齢化が進展する中、福祉、介護及び医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっており、国において「ニッポン一億総活躍プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであり、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を直接・間接を問わず支援することによりこの取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。

- (1) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設等の健全な経営を支援するため、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図ること。
- (2) 施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握することができるよう、経営状況に関する調査・分析・公表を行うこと。さらには、施設の経営基盤の強化を支援するため、分析内容の充実を図るなどの取組を行うこと。

(3) 経営診断については、福祉医療貸付事業と連携しつつ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される施設のほか、制度改正等への対応や人事体系の構築などの個々の法人・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図ること。

(4) 福祉医療経営指導事業に関する評価について、以下の指標を設定する。

①セミナーについては、中期目標期間における延べ受講者数を 16,200 人以上とすること。(第 3 期中期目標期間実績：12,926 人(年度平均 3,232 人))

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・セミナーの開催により必要な情報を広く施設経営者等に提供した実績を測る指標として、「延べ受講者数」を採用する。
- ・目標水準については、第 3 期中期目標期間実績を上回るよう設定する。

②施設の経営状況に関する調査・分析結果(リサーチレポート)については、中期目標期間において 80 件以上公表すること。(平成 26 年度から平成 28 年度実績：レポート公表 47 件(年度平均 15.7 件))

③公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数を中期目標期間において 340 回以上とすること。(平成 26 年度から平成 28 年度実績：記事等引用回数 199 件(年度平均 66.3 件))

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握することができるよう、施設経営者等に対する情報の提供実績を測る指標として「リサーチレポートの公表件数」、提供した内容が的確かつ充実していることを測る指標として「マスコミ記事等引用回数」を採用する。
- ・目標水準については、取組を開始した平成 26 年度から平成 28 年度の実績を上回るよう設定する。

④経営診断については、中期目標期間において延べ 1,710 件以上の診断を実施すること。(第 3 期中期目標期間実績：1,363 件(年度平均 340.8 件))

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・施設経営者等が抱える課題の解決に資するための個別経営診断の実績を測る指標として、「延べ診断件数」を採用する。
- ・目標水準については、第 3 期中期目標期間実績を上回るよう設定する。

### 3 社会福祉振興助成事業

社会福祉振興助成事業(以下「助成事業」という。)については、NPO等の非営利法人が行う民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動、特に

制度の谷間にいる要支援者を支える活動等に対して効果的な助成を行うことにより、地域共生社会の実現に寄与するとともに、助成先法人等が、助成期間内の活動だけにとどまらず、継続的に活動するための自立的運営を行う基盤を構築できるよう、事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施し、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実にも資するよう、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

(1) 助成事業の募集にあたっては、地域共生社会の実現などの国が示した社会福祉政策を振興する上で必要なテーマに重点化し、毎年度、国と協議の上、助成方針を定め公表するとともに、NPO等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定すること。

(2) 助成金申請業務の効率化により、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間の短縮を図ること。

なお、効率化にあたっては、「IT利活用に係る基本指針」(平成27年6月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部策定)を踏まえること。

(3) 助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンス強化の支援を充実させること。

また、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実に資するよう、事後評価を行うとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、次年度の募集要領等に反映させること。

(4) 助成事業が円滑に実施され、助成先法人等が行う事業の継続・発展に繋がるよう、適切な相談・助言に努めること。

(5) 助成事業に関する評価について、以下の指標を設定する。

①助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間を22日以内とすること。

(第3期中期目標期間実績：平均22.9日)

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・助成金申請業務の効率化による利用者サービスの向上を測る指標として、「助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間」を採用する。
- ・目標水準については、第3期中期目標期間実績の平均を下回るよう設定する。

②助成事業が対象とした利用者の満足度(4段階評価のうち最高評価の率)を60%以上とすること。(第3期中期目標期間実績平均：59.3%)

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・助成を実施した事業の効果を測る指標として、「利用者満足度(最高評価の率)」を採用する。
- ・目標水準については、第3期中期目標期間実績の平均を上回るよう設定する。

#### 4 退職手当共済事業

少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することは喫緊の課題であり、その担い手である福祉人材の確保が必要である。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、保育・介護サービスを提供するための人材確保に向けた対策が挙げられている。

こうした政策目的の実現に向けて、退職手当共済事業では、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、退職手当共済制度の安定的な運営を図ることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資することが必要であり、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。

##### 【重要度：高】

少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することは喫緊の課題であり、その担い手である福祉人材の確保が必要であるため、国において「ニッポン一億総活躍プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであり、社会福祉施設職員等退職手当共済制度を安定的に運営し、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資する本事業は重要度が高いものである。

- (1) 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図ること。
- (2) 利用者の手続面での利便性の向上及び負担の軽減を図るため、提出書類の簡素化等に努めるとともに、退職届作成システムの利用を促進すること。
- (3) 社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知すること。
- (4) 退職手当共済事業に関する評価について、以下の指標を設定する。
  - ①請求書の受付から給付までの平均処理期間を中期目標期間において 42 日以内とすること。(マイナンバー制度導入後(平成 27 年度及び平成 28 年度)実績平均: 42.1 日)

##### 【目標の設定及び水準の考え方】

- ・退職手当金の給付事務効率化による利用者サービスの向上を測る指標として、「退職手当金の請求書の受付から給付までの平均処理期間」を採用する。
- ・目標水準については、マイナンバー制度導入による事務量の増加を勘案し、マイナンバー制度導入後の平成 27 年度及び平成 28 年度実績の平均を下回るよう設定する。



【難易度：高】

政府において保育・介護サービスを提供するための人材確保に向けた対策が進められるなか、本事業の加入者数の増加に併せ給付処理件数も増加傾向にあり、第4期中期目標期間においても業務量の増加が見込まれることから、前中期目標期間と同水準の平均処理期間を維持することは難易度が高い。

- ②退職届作成システムの利用を促進し、利用割合を毎年度 30%以上とすること。  
(第3期中期目標期間実績平均：27.5%)

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・退職届作成システムの活用による利用者の利便性の向上及び負担軽減を測る指標として、「退職届作成システムの利用割合」を指標として採用する。
- ・目標水準については、任意の利用としている現状を踏まえ第3期中期目標期間実績の平均を上回るよう設定する。

## 5 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に運営することにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施及び繰越欠損金の発生防止に努めること。

なお、扶養共済制度に関し、国においては、その安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、平成19年度末までに加入した者の積立不足に対応し、機構が定期的に行う扶養共済制度の長期的な財政状況の検証を踏まえ、毎年度予算編成を経て必要な財政支援措置を各地方公共団体とともに講ずることとし、機構は、上記の国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ効率的な運用に努めること。

### (1) 財政状況の検証

扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。

なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行うこととしていることから、機構は基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨を申し出ること。

### (2) 扶養保険資金の運用

#### ① 基本的考え方

扶養保険資金の運用については、資金の特性を十分に踏まえ、長期的な観点

から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を定め、これに基づき管理を行うこと。

また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保すること。

② 運用におけるリスク管理

扶養保険資金については、分散投資による運用を行うとともに、運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。

③ 運用に関する基本方針の見直し

運用に関する基本方針については、必要に応じて随時見直すこと。

④ 基本ポートフォリオの策定

基本ポートフォリオは、長期的な観点から、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とすること。

なお、策定に際しては、以下の点に留意すること。

- ・扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。
- ・基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。

また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて随時見直すこと。

⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証

扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から運用実績を確認する等の検証を行うこと。

(3) 事務処理等の適切な実施

心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と連携し、事務担当者会議の開催等により相互の事務処理の適切な実施を図るとともに、制度周知に努めること。

(4) 扶養保険事業に関する評価について、以下の指標を設定する。

- ・心身障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を毎年度 15 回以上行うこと。（平成 28 年度実績：10 回）

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・国、地方公共団体及び関係団体などとの連携・協力による制度周知実績を測る指標として、「心身障害者扶養共済制度の周知・広報回数」を採用する。
- ・目標水準については、第 3 期中期目標期間中の最大値である平成 28 年度実績を上回るよう設定する。

## 6 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）

WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 21 号）に基づく「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 65 号）に基づく「障害福祉サービス等情報公表システム」の管理・運営を行うことなどにより、全ての利用者に対し福祉保健医療施策に関する一元的かつ正確な情報の基盤を提供することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

### 【重要度：高】

全ての利用者に対する一元的かつ正確な情報の提供や、地域共生社会の実現に向けた情報提供体制の整備の支援などの取組が必要とされている中、国においては各種関連法律を改正するなど、政策目的の実現に全力を挙げているところであり、この取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。

- (1) 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努めること。
- (2) 国の施策に基づく情報システムについては、国と連携の上、着実に整備し、当該システムを安定的に運用するとともに、効率的に管理すること。
- (3) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図ること。
- (4) WAM NET事業に関する評価について、以下の指標を設定する。
  - ①中期目標期間において、提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を 25 件以上実施すること。（第 3 期中期目標期間実績：16 件（年度平均 4 件））
  - ②年間ヒット件数を毎年度 1 億 1,000 万件以上とすること。（平成 28 年度実績：1 億 144 万件）

### 【目標の設定及び水準の考え方】

- ・提供した情報の質及び利用者の利便性を測る指標として、「提供情報の整備充実等に関する取組数」及び「年間ヒット件数」を採用する。
- ・目標水準については、提供情報の整備充実等に関する取組数は第 3 期中期目標期間における増加率の実績を上回るよう、年間ヒット件数は第 3 期中期目標期間中の最大値である平成 28 年度実績を上回るよう設定する。

## 7 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給権者並びに労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給権者に対し、その受給権を担保にして低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、その適正な事業実施に努めること。

また、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）及び「年金担保貸付事業廃止計画」（平成 25 年 3 月厚生労働省策定）に基づいて、当該事業に関する周知状況を勘案した上で平成 33 年度末を目途に新規貸付を終了することとし、事業の廃止に向けた適切な措置を講じること。

なお、当該事業の実施にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。
- (2) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行うこと。
- (3) 円滑に事業を終了する観点から、新規貸付終了時期及び利用可能な他制度等に関する周知を図るとともに、受託金融機関等の協力を得て窓口における利用者への適切な対応に努めること。

なお、利用者等に必要な情報が行きわたるよう、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力による周知活動を行うこと。

- (4) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業に関する評価について、以下の指標を設定する。
    - ・福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など 30 団体以上との連携・協力による周知活動を行うこと。（平成 28 年度実績：29 団体）
- 【目標の設定及び水準の考え方】
- ・円滑に事業を終了する観点から、利用者等に必要な情報が広く行き渡るよう、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力による周知活動を実施し、当該実績を測る指標として、「連携・協力を実施した団体数」を採用する。
  - ・目標水準については、第 3 期中期目標期間中の最大値である平成 28 年度実績を上回るよう設定する。

## 8 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、新規貸付の終了した年金住宅融資等債権の管理及び回収を行い、当該回収金の国への納付により年金給付の財源に寄与することを目的とし、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。

なお、業務承継時からの債権残高の減少状況を踏まえ、当該業務の終了を見据えた具体的な検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に努めること。

- (1) 業務終了を見据えた検討に際しては、減少傾向が続く債権残高の将来見通しを踏まえ、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の的確な把握を行うとともに、さらに当該業務の関係機関と緊密に連携して、今後の課題の把握等に努めること。
- (2) 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。
- (3) 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努めること。
- (4) 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。
- (5) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務に関する評価について、以下の指標を設定する。
  - ・長期延滞債権については、被保険者の高齢化等により、その回収が一層難しくなっている中で、経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して18%以上の回収処理を行うこと。(第3期中期目標期間実績：平均17.8%)**【目標の設定及び水準の考え方】**
  - ・長期延滞債権に対する取組実績を測る指標として、「長期延滞債権の総件数に対する回収率」を採用する。
  - ・目標水準については、第3期中期目標期間実績の平均を上回るよう設定する。

#### **第4 業務運営の効率化に関する事項**

通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

##### **1 業務・システムの効率化と情報化の推進**

- (1) 各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、計画的なシステムの導入及び改善に努めること。
- (2) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応すること。

##### **2 経費の節減**

- (1) 業務方法の見直し及び事務の効率化を行い、経費の節減に努めること。

(2) 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達のため、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づき、一者応札等に対する取組を着実に実施すること。

(3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）については、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成 29 年度と比べて一般管理費は 15%程度、業務経費は 5%程度の額を節減すること。

(注) 貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。

役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ検証を行い、その検証結果や取組状況について公表すること。

## 第5 財務内容の改善に関する事項

通則法第 29 条第 2 項第 4 号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。

なお、独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理すること。

### 1 運営費交付金以外の収入の確保

運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。

### 2 自己資金調達による貸付原資の確保

福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、債券の発行等による資金調達を適切に行うこと。

### 3 不要資産の国庫納付

将来にわたり業務を確実に実施する上で必要なくなったと認められる財産（不要財産）を速やかに国庫納付すること。

## 第6 その他業務運営に関する重要事項

通則法第 29 条第 2 項第 5 号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。

なお、独立行政法人制度の趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の更なる改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。

## 1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成等の業務運営体制を継続的に見直すこと。

## 2 内部統制の充実

(1) 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総務省行政管理局通知）を踏まえ、内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有すること。

また、モニタリングを通じて内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うことにより、機構の組織規模及び事務・事業の特性を踏まえた内部統制の更なる充実を図ること。

(2) 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに、適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組むこと。

また、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。

## 3 人事に関する事項

(1) 女性活躍や働き方改革を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講じること。

(2) 職員の資質向上を図るため、人材の育成に努め、士気及び専門性の高い組織運営に努めること。

# 独立行政法人福祉医療機構の政策体系図

## 厚生労働省の政策目的

ニッポン一億総活躍プラン  
(平成28年6月2日閣議決定)

日本再興戦略  
(平成28年6月2日閣議決定)

まち・ひと・しごと創生基本方針2016  
(平成28年6月2日閣議決定)

地域包括ケアシステムの構築に向けた介護基盤整備

保育の受け皿確保

施設の耐火・耐震化等の安全性の向上

社会福祉施設職員等の待遇改善

地域医療構想に基づく医療体制整備

障害福祉サービス提供体制整備

障害者の自立支援

年金受給者等に対する生活支援等

＜福祉・医療の環境整備や人材確保、福祉的支援が必要な方への支援等が不可欠＞

### 国の指示

- ・政策優先度に即した効果的・効率的な政策融資を実施すること。
- ・相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等職員や障害者の生活を支援するための共済制度を確立すること。
- ・特例的に年金受給権を担保とした融資を実施し、高齢者等の生活の安定を支援すること。



## 独立行政法人福祉医療機構の役割

福祉・医療に関する多様な事業を一体的に実施することにより、地域の福祉・医療の向上を目指して民間活動を支援

○福祉医療貸付事業(貸付件数:1,073件3,074億円)  
・社会福祉施設、医療施設等に対して、「長期・固定・低利」により施設整備資金等を融資  
・災害復旧、診療報酬改定に伴う経営悪化等の緊急時における資金への対応

○退職手当共済事業(支給者数:75,891人)  
社会福祉法人の経営する社会福祉施設等に従事する職員に対し退職手当金を支給

○年金担保貸付事業・労災年金担保貸付事業(貸付件数:9.3万件506億円)  
年金受給者の方に、医療、介護、冠婚葬祭等一時的に必要な資金を融資

○経営サポート事業(個別経営診断件数:337件)  
福祉医療施設経営者に対し経営指導(セミナー、コンサルティング等)を実施し、施設経営を支援

○福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET)(ヒット件数:1億144万件)  
・福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供  
・国の施策に基づく情報公表システムの整備・管理

○承継年金住宅融資等債権管理回収業務(融資残高:6,718億円)  
年金住宅融資等にかかる既往貸付債権の管理・回収業務を実施

○社会福祉振興助成事業(採択件数:128件6億円)  
民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細やかな活動等に対し助成

○心身障害者扶養保険事業(加入者数:67,025人)  
地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度について、加入者に対して負う共済責任を全国規模で保険

事業者支援

個人への直接支援

※()内は平成28年度実績

福祉医療機構の取組により、福祉・医療サービスを提供している事業者への支援を通じた福祉医療施策の推進や福祉的支援を必要とする方への生活支援の充実に大きく寄与。また、保険財政の安定化にも貢献。



## 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園中期目標（案）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。

平成 30 年 月 日  
厚生労働大臣 加藤 勝信

### 第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割

我が国の障害児・者を取り巻く現状をみると、障害者の地域移行や一般就労への移行が進む中、障害者が望む地域生活の実現、障害者の高齢化に対応した支援の在り方、障害児に対する専門的で多様な支援の確立など、国として取り組むべき喫緊の課題が山積している。また、政府は、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）により、子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指している。

また、平成 28 年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号。以下、「障害者総合支援法」という。）が改正され、障害者が望む地域生活の実現や職場への定着を図るとともに、障害者の高齢化、障害児支援のニーズの多様化への対応を進めるため、より一層のきめ細かな支援が求められている。

こうした状況の中、重度の知的障害者に対する支援については、のぞみの園において自立のための先導的かつ総合的な支援の提供を行う他、知的障害者の支援に関する調査・研究及びその成果を踏まえた養成・研修を実施することにより、全国の知的障害関係施設等に情報発信し、障害者支援の質の底上げを行っているところである。

第 4 期中期目標期間においては、国が独立行政法人に実施させるべき業務に特化し、独立行政法人に求められている業務運営の効率性、自立性及び質の向上を図りつつ、より一層、自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査・研究及びその成果を踏まえた養成・研修を効果的かつ効率的に実施するものとする。

なお、中長期的な業務運営の在り方については、平成 29 年 5 月から平成 30 年 2 月にかけて開催した「(独) 国立のぞみの園の在り方検討会」で取りまとめられた報告書（「国立のぞみの園の在り方検討会報告書（平成 30 年 月 日）」（仮称））を踏まえ、関係機関と協議の上、具体化を図ること。このため、第 4 期中期目標期間においては、本検討会の報告書との整合性を図りながら業務を運営すること。

（別添）政策体系図及び一定の事業等のまとめ

## 第2 中期目標の期間

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とする。

## 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

### 1 自立支援のための取組

障害者の自立支援の観点から、施設入所から地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することが重要である。このため、以下の事項を実施すること。

- (1) 重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、施設入所利用者の地域への移行を引き続き推進していくこと。こうした取組により、施設入所利用者数について、第3期中期目標終了時（平成30年3月31日）と比較して、14%縮減すること。支援にあたっては、引き続き、地域生活体験の実施や保護者懇談会等の開催などを行うことにより、円滑な地域移行に努めること。

〈重要度：高、難易度：高〉

- ・ 障害者が地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することは、障害者総合支援法の基本理念にも明記されている。のぞみの園は、国で唯一、独立行政法人として運営する重度の知的障害者総合施設であり、先導的に取り組む役割を担っているため、引き続き、施設入所利用者の地域移行を推進することは重要度が高い目標である。
- ・ 独立行政法人に移行する以前から入所している者（以下、「移行前の施設入所利用者」という。）（平成29年4月1日現在）の平均年齢は、65.4歳、平均入所期間は、40.7年、障害支援区分（1～6）の平均は、5.9であり、重度の知的障害かつ高齢・長期の入所者が多くを占めており、地域移行に関しては、保護者の理解が不可欠である。また、加齢に伴い、機能低下・重症化が顕著である入所者が増加しており、これらの者には、常時医療的支援が必要となるなど、特別な支援が必要な者も多く、受入れ可能な移行先事業所が限定されることから、難易度が高い目標である。

- (2) 高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践すること。支援にあたっては、認知症を発症した者、機能低下の著しい者及び医療的ケアの必要な者も多いことから、医療との連携を重視しながら、機能低下に対する予防的なケアに取り組むとともに、生活環境の配慮に努めること。

- (3) 引き続き有期限で受け入れる、著しい行動障害等を有する者及び福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者（以下、「著しい行動障害を有する者等」という。）について、モデル的支援として拡充を図ること。支援にあたっては、本人の特性を考慮した適切な支援プログラムを作成するなど、きめ細かな対応に努めること。なお、矯正施設を退所した知的障害者の支援について、特に法務関係機関と連携・協力を図ること。

〈重要度：高、難易度：高〉

- ・ 著しい行動障害を有する者等は、重度の知的障害者であり支援が難しく、地域での受け入れに当たり課題を抱えていることが多い場合があることから、地域での支援が進むようにモデル的支援の構築が必要である。モデル的支援を構築し普及することによって、障害の程度によらず、障害者が地域で日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することは、重要度が高い目標である。
- ・ これまでのぞみの園が行ってきた取組状況によると、著しい行動障害等を有する者については、地域で受け入れる施設等がないケースや、受け入れてはいるものの今後の支援方針が定まらず支援者が疲弊しているケースが多く、支援が困難となっている。また、矯正施設を退所した知的障害者は、知的障害のみならず、発達障害、精神障害を併せ持つなど、複雑で多岐にわたる課題を抱えているため、きめ細かな支援が必要なケースが多く、その支援にあたっては、福祉サービスだけでなく、刑務所、保護観察所、保護司及び地域生活定着支援センター等の関係機関等との連携が必要となる。さらに、その対応については医療・福祉の両面から支援をすることが必要であり、本人の特性を考慮した個別対応をはじめ、期間を設定して課題を整理・改善し、地域での生活を実現させることは多くの困難が想定される。このため、難易度が高い目標である。

- (4) 上記(1)から(3)までの重度知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を行うために関係機関との連携を図ること等により、全国の知的障害関係施設等で活用ができるサービスモデル等を構築し、その普及に取り組むこと。

(5) 評価における指標

自立支援のための取組に関する評価について、以下の指標を設定する。

- ① 地域移行者数を毎年度5人以上とする。(平成28年度実績値5人)
- ② 地域生活体験(宿泊体験、日中体験)の実施日数を毎年度延べ200日以上とする。(平成28年度実績値194日)

- ③ 保護者懇談会等での説明回数を各寮毎年度1回以上とする。(平成28年度実績値1回)
- ④ 著しい行動障害等を有する者について第4期中期目標期間末までに施設入所利用者数を40人まで拡充する。(平成28年度末施設入所利用者数9人)
- ⑤ 矯正施設を退所した知的障害者について第4期中期目標期間末までに施設入所利用者数を14人まで拡充する。(平成28年度末施設入所利用者数5人)
- ⑥ 著しい行動障害等を有する者について、受け入れから3年以内に地域移行した割合を100%とする。(平成28年度実績値100%)
- ⑦ 矯正施設を退所した知的障害者について、受け入れから2年以内に地域移行した割合を100%とする。(平成28年度実績値100%)

#### 〈指標の設定及び水準の考え方〉

- ・ 地域移行の推進に関する指標については、地域移行者数だけでなく、地域移行につながるプロセスに関する指標も重要である。このため、施設入所利用者の意思のくみ取りや課題の把握のために実施する地域生活体験の日数や、地域移行への理解を促すため実施する、保護者懇談会等での説明回数を指標として採用する。
- ・ 地域移行者数について、施設入所利用者の高齢化・重度化等が進み、地域移行について課題が多いが引き続き取り組むこととし、平成28年度実績値以上を指標とする。
- ・ 地域生活体験の実施日数、保護者懇談会等について、施設入所利用者数の減少により、対象者数が減少していることから、平成28年度実績値を指標とする。
- ・ 著しい行動障害を有する者等への支援に係るニーズを踏まえ、第4期中期目標期間の施設入所利用者数を拡充するとともに、拡充を図る指標として施設入所利用者数を指標として採用する。
- ・ 著しい行動障害を有する者等のモデル的支援の実践を測る指標として、地域移行の割合を指標として採用する。

## 2 調査・研究

### (1) 調査・研究のテーマの設定

知的障害に関する国の政策課題等について、障害福祉施策推進のための基礎的なデータの収集・分析の他、のぞみの園のフィールドを活用したモデル的支援の実践成果の取りまとめ及び知的障害関係施設従事者等の資質向上のためのガイドラインの作成や効果的な実務研修プログラムの開発等、のぞみの園でなければ実施できないものに特化して、各年度において具体的なテーマ等を設定して調査・研究を行うこと。

なお、テーマ等の設定にあたっては、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであって、かつ、その成果が全国の知的障害関係施設等で活用されるなど支援の実践につながるものとなるよう努めること。

## (2) 調査・研究の内容の充実

調査・研究の基本的な方針や内容について、全国の研究機関、研究者及び事業所との連携・協力を行うことで、充実を図ること。なお、障害福祉施策の推進に資するなど適正な調査・研究の内容となっているか、外部の有識者が参画する研究会議等で評価を受けること。

## (3) 調査・研究の成果の積極的な普及・活用

調査・研究の成果について、広報媒体の活用、講演会等の開催、各種学会等の活用を通して、蓄積した研究成果をわかりやすく解説した情報発信を行うことにより、全国の知的障害関係施設等における普及・活用を図ること。

### 〈重要度：高〉

- ・ のぞみの園のフィールドを活用した調査・研究の成果を全国の知的障害関係施設等に普及することは、障害者支援の質の底上げに資するため、重要度が高い目標である。

## (4) 評価における指標

調査・研究に関する評価について、以下の指標を設定する。

- ① 研究会議の開催を毎年度合計2回以上実施する。(平成25年度～28年度の平均値2回)
- ② 外部研究者等と協働した研究を毎年4テーマ以上実施する。(平成25年度～28年度平均値3.8テーマ)
- ③ ホームページに掲載した研究成果のアクセス件数を毎年度20,000件以上とする。
- ④ 各種学会等における成果の発表回数を毎年度22回以上とする。(平成25年度～28年度の実績平均値21.5回)

### 〈指標の設定及び水準の考え方〉

- ・ 調査・研究の内容の充実を測る指標として、研究会議の開催数及び外部研究者等との協働研究のテーマ数を採用する。
- ・ 研究会議の開催数、外部研究者等との協働研究について、第3期中期目標期

間で達成した水準以上を目指すことから、平成 25 年度～28 年度の実績平均値以上を指標とする。

- ・ 調査・研究の成果の普及・活用を測る指標として、アクセス件数及び成果の発表回数を指標として採用する。
- ・ ホームページに掲載した研究成果のアクセス件数については、第 3 期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成 29 年度実績を指標とする。  
(平成 29 年 9 月からカウントしているため、平成 29 年 9 月から 11 月の平均アクセス件数 (月 1,677 件) をもとに水準を設定。)
- ・ 各種学会等における成果の発表回数について、第 3 期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成 25 年度～28 年度の実績平均値以上を指標とする。

### 3 養成・研修

障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を行う。また、ボランティアを希望する学生等には、実践の機会を提供すること。なお、養成・研修の成果等について、全国の知的障害関係施設等で活用されるよう、支援の実践につなげることができるような内容とし、成果等を発表する機会を設けること。

#### ○ 評価における指標

養成・研修に関する評価について、以下の指標を設定する。

- ① 研修会・セミナーの開催数を毎年度 10 回とする。(平成 29 年度実績 (見込み) 10 回)
- ② 研修会・セミナーの参加者の満足度を毎年度 80%以上とする。(平成 25 年度～28 年度の実績平均値 72.6%)
- ③ 実習生の受入れを毎年度 150 人以上とする。(平成 25 年度～28 年度の実績平均値 184 人)
- ④ ボランティアの受入れを毎年度 1,250 人以上とする。(平成 25 年度～28 年度の実績平均値 1,218 人)

#### 〈指標の設定及び水準の考え方〉

- ・ 従事者の資質向上を測るための指標として、研修会・セミナー等の開催数を採用するが、このほか、養成・研修の成果が支援の実践に活用される指標として、研修会・セミナー等の参加者の満足度を採用する。さらに、満足度のアンケートを実施する際に、研修会・セミナーで得られた成果について活用予定等の把握に努める。

- ・ 研修会・セミナーの開催数については、国の政策課題や重点目標に従って開催することから、平成 29 年度実績（見込み）に基づいて成果が期待できる指標とする。
- ・ 研修会・セミナーの活用度を測る指標として、参加者の満足度を設定する。これについては、第 3 期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成 25 年度～28 年度の実績平均値以上を指標とする。なお、研修会等に満足した参加者は、所属機関において研修等の成果を活用すると想定し、評価基準は、最高評価を付けた者の割合とする。
- ・ 実習生の受入れについては、地域移行等により施設入所利用者数が減少することに伴い、実習が可能な寮が減少することを踏まえ指標を設定する。
- ・ ボランティアの受入れについては、第 3 期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成 25 年度～28 年度の実績平均値以上を指標とする。

#### 4 援助・助言

重度知的障害者の地域移行、知的障害者の支援方法及び障害者総合支援法に基づくサービスの支援技術について、のぞみの園における専門的・先駆的な取り組みや調査・研究の成果等に基づき、全国の知的障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行うとともに、全国の知的障害関係施設等における自立支援活動に寄与することが可能となるよう、支援の実践につなげることができるような内容とすること。

また、必要に応じてのぞみの園から講師を派遣するなど、障害者支援の質の向上に寄与すること。

〈重要度：高〉

- ・ 全国の知的障害関係施設等においては、障害者の支援ニーズが多様化する中、個々の機関で課題を解決することが困難な場合があり、現に、関係機関、病院等からの問い合わせが増加している。こうした事態に対処するため、豊富な知見を有するのぞみの園による援助・助言を行うことは重要である。また、こうした取組は、障害者支援の質の向上、人材の養成にもつながることから、その果たす役割は重要である。

#### ○ 評価における指標

援助・助言に関する評価について、以下の指標を設定する。

- ① 全国の知的障害関係施設等に対し行う援助・助言の件数を毎年度 350 件以上とする。（平成 25 年度～28 年度の実績平均値 322 件）
- ② のぞみの園から全国の知的障害関係施設等に派遣する講師の派遣件数を毎年度 130 件以上とする。（平成 25 年度～28 年度の実績平均値 130 件）

#### 〈指標の設定及び水準の考え方〉

- ・ 全国の知的障害関係施設等の活動に寄与した程度を図る指標として、援助・助言の件数、講師派遣の件数を採用する。
- ・ 援助・助言の件数、講師派遣の件数については、第3期中期目標期間で達成した水準以上を目指すことから、平成25年度～28年度の実績平均値以上を指標とする。

#### 5 その他の業務

1から4に附帯する以下の各種業務を行うこと。

- (1) 診療所の運営を行うこと。なお、運営にあたっては、高齢化する施設入所利用者の身体機能の低下に対応したりハビリによるQOLの向上及び著しい行動障害を有する者等への心理・精神面からの医療的アプローチによる二次障害等の軽減を図るなど、診療所の機能を有効に活用することに留意すること。また、定期的にモニタリング（外来患者数の動向、病床利用率の推移等）を実施し、経営改善に努めること。
- (2) 発達障害児・者の支援を行うこと。なお、支援にあたっては、就学前から継続的かつ予防的に対応し、安定した生活が送れるよう支援することに留意すること。
- (3) 地域の障害者に対する相談、短期入所、就労支援など地域生活の支援を行うこと。

#### 第4 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

##### 1 効率的な業務運営体制の確立

業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るため、次の目標を達成すること。

###### (1) 効率的な業務運営体制の確立及び人事管理に関する体制の見直し

提供するサービスの質を確保しつつ、効率的かつ柔軟な組織編成を行うとともに、地域移行等による施設入所利用者の減少に応じて、関係部門の体制の縮小を図っていく。また、将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員の配置や資質の高い人材をより広く求めるとともに、研修等を通じた人材育成を図ること等により、全体として人員・コストを縮減すること。また、給与水準について常に検証し、その検証結果や取組状況を公表し、十分に国民の理解が得られるもの



とすること。

## (2) 業務運営の効率化に伴う経費節減

一般管理費及び事業費等の経費（運営費交付金を充当するもの〈定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く。〉）について、中期目標期間の最終年度（平成34年度）の額を、初年度（平成30年度）と比べて5%以上節減すること。

## 2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用

既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営を図ること。

## 3 合理化の推進

契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、引き続き随意契約の適正化を推進すること。

- ① 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえて、引き続き、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する。
- ② 毎年度、「調達等合理化計画」を策定し、その取組状況を公表すること。
- ③ 外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえて、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努めること。

## 第5 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。

- 1 自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率を、50%以上にすること。
- 2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施  
「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、適切な予算管理を通じて当該予算内で健全な運営を行うこと。

## 第6 その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

- 1 施設整備や改修等については、適切な支援サービスの確保に留意しつつ、施設利用の状況、社会経済情勢を踏まえ、その必要性や経費の水準等について十分に精査

すること。

- 2 内部統制強化への取組については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえて、必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制が有効に機能しているか点検・検証を行うとともに、内部統制に係る事項について、役職員で認識の共有を図ること。
- 3 情報セキュリティ対策の強化については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直し、整備すること。また、これに基づき、セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図ること。
- 4 提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取する場の確保については、適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を実施すること。また、その評価結果等を公表し、事業運営への反映に努めること。

# (独)国立重度知的障害者総合施設のぞみの園に係る政策体系図

## 国の基本方針

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(抄)

【平成14年12月13日号外法律第167号】

第3条 のぞみの園は、重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査、研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

○障害者基本法(抄)

第11条第1項(障害者基本計画等)

政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

障害者基本計画(抄)【平成25年9月27日閣議決定】

Ⅱ 基本的な考え方 1 基本理念(抄)

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、講じられる必要がある。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(抄)

第1条の2(基本理念) 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。

## 次期中期目標期間(平成30年度～34年度)における法人が果たすべき役割

### 総合施設の設置・運営

- 施設入所利用者の地域移行への取組
- 施設入所利用者の高齢化に対応した支援
- 著しく行動障害等を有する者等への支援
- 矯正施設を退所した知的障害者への支援

### 調査・研究、情報提供

- 総合施設のフィールドを活用したモデル的支援の実践を踏まえた調査・研究

### 養成・研修

- モデル的支援の実践や調査・研究の成果等を踏まえ、全国の知的障害関係施設等の職員の養成・研修を実施。

### 援助・助言

- 知的障害者関係施設からの相談に対する援助・助言

### 附帯業務

- 診療所の設置・運営
- 発達障害児・者への支援
- 共同生活援助事業所の設置・運営 等

# 一定の事業等のまとめ

- 1 自立支援のための取組(第3-1)
- 2 調査・研究(第3-2)
- 3 養成・研修(第3-3)
- 4 援助・助言(第3-4)
- 5 その他の業務(第3-5)

## 独立行政法人農畜産業振興機構中期目標（案）

平成30年 月 日  
農 林 水 産 省

### 第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

我が国は、超高齢化社会や人口減少社会の到来といった国内の社会情勢の変化だけでなく、グローバル化の進展といった世界的な環境の変化に直面している。農業分野においても、食料の安定供給を確保するとともに、農業を発展させるためのスピード感のある取組が求められている。このため国は、食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定。以下「基本計画」という。）を決定し、農業の構造改革や新たな需要の取り込み等を通じて農業や食品産業の成長産業化を促進することとしている。

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、基本計画における農畜産業及び関連産業の持続的な発展に関する施策について、国民生活上重要な畜産物、野菜、砂糖及びでん粉（以下「農畜産物」という。）を対象に、農畜産物生産者の経営安定や農畜産物の安定供給を図るための対策等を実施している。

機構は、平成15年10月1日の設立以降、第1期から第3期中期目標期間において、経営安定対策、需給調整・価格安定対策、家畜疾病や自然災害等に係る緊急対策、情報収集提供業務等の的確な実施を通じて、農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与するという使命を果たしてきた。

こうした中、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴い決定された総合的なTPP関連政策大綱（平成27年11月25日TPP総合対策本部決定）において、牛肉、豚肉、乳製品及び甘味資源作物について経営安定対策の充実等の措置を講ずることとされ、また、農業の競争力強化を実現するため、農業競争力強化プログラム（平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定）が決定され、肉用牛・酪農の生産基盤の強化及び牛乳・乳製品の流通等の改革を推進することとされた。さらに、平成29年7月に日EU経済連携協定が大枠合意に至り、新たな国際環境に入ることを踏まえ、平成29年11月24日に改定された総合的なTPP等関連政策大綱（以下「TPP等政策大綱」という。）では、経営安定に万全を期すため、生産コスト削減や収益性向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、経営安定対策の充実等の措置を講ずることとしている。

このように、機構の実施する経営安定対策や需給調整・価格安定対策等の業務は、国の施策の推進にとって一層重要となっていることから、機構は引き続き、国との連携強化を図りつつ、独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、機動的かつ効率的に業務を実施することにより、国民の期待と信頼に応え、本中期目標の達成を図るものとする。

### 第2 中期目標の期間

機構の中期目標の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とする。

### 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

経営安定対策、需給調整・価格安定対策及び緊急対策の各業務については、基本計画等において示された国の政策目標等を踏まえつつ、農畜産業を巡る諸情勢の変化に的確に対応し、その効率的かつ効果的な実施を図る。

なお、独立行政法人の目標の策定に関する指針（平成26年9月2日総務大臣決定）における「一定の事業等のまとめり」は、1から5までの各業務とする。

#### 1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務

##### （1）経営安定対策

国の政策目標である基本計画等を踏まえ、生産者が希望を持って畜産業に従事できるよう、畜産経営の安定とともに、競争力を高めて生産基盤の強化を図る観点から、肉畜・食肉等に係る補助事業等を以下のとおり実施する。

##### ア 畜産業振興事業

肉畜・食肉等に係る補助事業は、肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号。以下「機構法」という。）に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。

##### （ア）肉用牛対策

肉用牛肥育経営の安定を図るため、肥育牛1頭当たりの粗収益が生産コストを下回った場合に、補填金の交付等を行う。

このため、補填金の交付状況等に応じて所要の基金造成を行う。なお、基金造成は、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から14業務日以内に行う。

（第3期中期目標期間実績：14業務日）

##### （イ）養豚対策

養豚経営の安定を図るため、肉豚1頭当たりの粗収益が生産コストを下回った場合に、補填金の交付等を行う。

生産者補填金については、肉豚生産者からの交付申請を受理した日から17業務日以内に交付する。

（第3期中期目標期間実績：実績なし）

##### （ウ）補完対策

肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、肉畜・食肉の生産性向上等に資するため、経営安定対策を補完する事業を、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。

（第3期中期目標期間実績：新規・拡充事業の事業説明会の実施：100%）

イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等

肉用子牛生産の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）に基づき、肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合に、肉用子牛生産者補給交付金の交付等を行う。

(ア) 肉用子牛生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請を受理した日から 14 業務日以内に交付する。

（第 3 期中期目標期間実績：11 業務日）

(イ) 肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。

（第 3 期中期目標期間実績：5 業務日）

<目標水準の考え方>（第 3 の 1 の（1）のアの（ア）、（イ）及びイ）

交付金等を申請する対象者、申請件数、申請書類、審査内容等を考慮し、アの（ア）については、効率的な事務処理が行われたと考えられる第 3 期中期目標期間の実績と同水準の目標を、アの（イ）については、現在の事業対象生産者数が減少していることを勘案した水準の目標を、イの（ア）については、第 3 期中期目標期間の実績は乳用種だけの交付であったことから、乳用種に加え肉専用種及び交雑種にも交付する場合を考慮し、第 3 期中期目標期間と同水準の目標を設定した。

また、イの（イ）については、業務実績の取りまとめ、公表内容の確認等の事務手続きを考慮し、効率的な事務処理が行われたと考えられる第 3 期中期目標期間の実績と同水準の目標を設定した。

【重要度：高】（第 3 の 1 の（1）のアの（ア）、（イ）及びイの（ア））

基本計画に基づく経営安定対策であり、また、T P P 等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。

(2) 需給調整・価格安定対策

畜産物の価格の安定を図るため、畜産物の需給動向を定期的に把握するとともに、畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号。以下「畜産経営安定法」という。）に基づき、指定食肉の買入れ・売渡し等を以下のとおり実施する。

ア 指定食肉の売買

指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から 30 業務日以内に売買業務を実施する。

（第 3 期中期目標期間実績：実績なし）

イ 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助

国が保管計画の認定を行った場合は、認定した日から 14 業務日以内に調整保

管に係る補助金の交付決定を行う。  
(第3期中期目標期間実績：実績なし)

<目標水準の考え方> (第3の1の(2)のア及びイ)

第3期中期目標期間から制度の仕組みに変更はないこと等を踏まえ、第3期中期目標期間と同水準の目標を設定した。

### (3) 緊急対策

畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。

(第3期中期目標期間実績：18業務日)

<目標水準の考え方> (第3の1の(3))

緊急対策として行う事業の補助金等を申請する事業実施主体、事業内容等の具体化に要する期間を考慮し、効率的な事務処理が行われたと考えられる第3期中期目標期間の実績と同水準の目標を設定した。

【難易度：高】 (第3の1の(3))

災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため。

## 2 畜産（酪農・乳業）関係業務

### (1) 経営安定対策

国の政策目標である基本計画等を踏まえ、生産者が希望を持って酪農業に従事できるよう、酪農経営の安定とともに、競争力を高めて生産基盤の強化を図る観点から、酪農・乳業に係る補助事業等を以下のとおり実施する。

ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等

生乳等の需給の安定及び酪農経営の安定を図るため、畜産経営安定法に基づき、対象事業者に加工原料乳生産者補給交付金の交付等を行う。

(ア) 加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金については、対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する（対象事業者及び指定事業者から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。）。

(第3期中期目標期間実績：18業務日)



(イ) 加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に、ホームページで公表する。

(第3期中期目標期間実績：8業務日)

#### イ 畜産業振興事業

酪農・乳業に係る補助事業は、酪農・乳業の生産・流通の合理化を図るための事業その他の酪農・乳業に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。

##### (ア) 酪農対策

酪農経営の安定を図るため、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に、補填金の交付等を行う。

このため、補填金の交付状況等に応じて所要の基金造成を行う。なお、基金造成は、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から14業務日以内に行う。

(第3期中期目標期間実績：実績なし)

##### (イ) 補完対策

酪農・乳業に係る環境変化等を踏まえ、酪農・乳業の生産性向上等に資するため、経営安定対策を補完する事業を、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。

(第3期中期目標期間実績：新規・拡充事業の事業説明会の実施：100%)

#### <目標水準の考え方> (第3の2の(1)の(ア)及びイの(ア))

アについては、平成30年度に施行される制度改正に伴い、交付対象者は拡大するものの、交付申請等に係る手続きの流れに変更はないこと、電算システムの活用等を踏まえ、第3期中期目標期間の実績と同水準の目標を、イの(ア)については、交付金等を申請する対象者、申請件数、申請書類、審査内容等を考慮し、他の基金造成事業と同水準の目標を設定した。

#### 【重要度：高】 (第3の2の(1)の(ア)の(ア)及びイの(ア))

アの(ア)及びイの(ア)については、基本計画に基づく経営安定対策として、加えて、アの(ア)については、TPP等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。

#### (2) 需給調整・価格安定対策

##### ア 指定乳製品等の輸入・売買

指定乳製品等の需給の安定を図るため、生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する

情報を定期的に把握するとともに、畜産経営安定法に基づき、指定乳製品等の買入れ、売渡し等を以下のとおり実施する。

(ア) 国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、その全量を輸入のための入札に付するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等の売渡し計画の数量を売渡しのための入札に付する。

(第3期中期目標期間実績：輸入及び売渡しのための入札に付した数量の割合：100%)

(イ) 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から20業務日以内に需要者へ売渡しを行う。

ただし、20業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。

(第3期中期目標期間実績：20業務日)

(ウ) 上記(ア)又は(イ)により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画等を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。

(第3期中期目標期間実績：四半期終了月の翌月末)

(エ) 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の19日までに、ホームページで公表する。

(第3期中期目標期間実績：翌月の19日)

#### イ 乳製品需給等情報交換会議の開催

脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。

(参考：第3期中期目標期間実績：6回(平成29年度実績))

#### <目標水準の考え方> (第3の2の(2)のアの(イ)～(エ))

アの(イ)については、輸入業者からの現品受領後の需要者への売渡し等の事務手続きを考慮し、効率的な事務処理が行われたと考えられる第3期中期目標期間の実績と同水準の目標を設定した。

また、アの(ウ)については、流通計画等の取りまとめを、アの(エ)については、業務実績の取りまとめを考慮し、公表内容の確認等の事務手続きを踏まえて、効率的な事務処理が行われたと考えられる第3期中期目標期間の実績と同

水準の目標を設定した。

### (3) 緊急対策

酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大な影響を及ぼす家畜疾病や乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した酪農生産者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。

(第3期中期目標期間実績：18業務日)

#### <目標水準の考え方> (第3の2の(3))

緊急対策として行う事業の補助金等を申請する事業実施主体、事業内容等の具体化に要する期間を考慮し、効率的な事務処理が行われたと考えられる第3期中期目標期間の実績と同水準の目標を設定した。

#### 【難易度：高】 (第3の2の(3))

災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため。

## 3 野菜関係業務

### (1) 経営安定対策

野菜については、野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）等に基づき、生産者の経営安定と野菜の安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金の交付等を以下のとおり実施する。

その際、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）が農業保険法に改められ、収入保険が平成31年産から開始されることから、生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策が選択されるよう適切に対応する。

#### ア 指定野菜価格安定対策事業

指定野菜の価格の著しい低落があった場合において、その低落が対象野菜（野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜をいう。）の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者補給交付金等を交付する。

生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。

(第3期中期目標期間実績：11業務日)

#### イ 契約指定野菜安定供給事業

あらかじめ締結した指定野菜の供給に係る契約につき指定野菜の価格の著しい低落があった場合及びあらかじめ締結した契約に基づき契約数量の確保を要

する場合において、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者補給交付金等を交付する。

生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 21 業務日以内に交付する。

(第 3 期中期目標期間実績：21 業務日)

#### ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

特定野菜等の価格の著しい低落があった場合において、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金を交付する。

助成金については、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。

(第 3 期中期目標期間実績：11 業務日)

#### エ 業務内容等の公表

ア、イ又はウの事業の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。

(第 3 期中期目標期間実績：毎月)

#### オ 野菜農業振興事業

野菜農業振興事業は、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。

(第 3 期中期目標期間実績：事業説明会の実施：100%)

#### <目標水準の考え方> (第 3 の 3 の (1) のア～ウ)

交付金等を申請する対象者、申請件数、申請書類、審査内容等を考慮し、効率的な事務処理が行われたと考えられる第 3 期中期目標期間の実績と同水準の目標を設定した。

#### 【重要度：高】 (第 3 の 3 の (1) ア～ウ)

基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。

#### (2) 需給調整・価格安定対策

野菜の需給動向を定期的に把握するとともに、野菜農業振興事業については、野菜の需給の調整その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明

会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。

(第3期中期目標期間実績：事業説明会の実施：100%)

#### 4 特産（砂糖・でん粉）関係業務

##### (1) 経営安定対策

砂糖及びでん粉については、基本計画を踏まえ、地域経済におけるその重要性に鑑み、実需者ニーズに対応した生産や生産性の向上に向けた取組を推進し、価格調整制度による国内生産の安定を図るため、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号。以下「糖価調整法」という。）に基づき、交付金の交付等を以下のとおり実施する。

##### ア 砂糖関係業務

甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者に対する交付金の交付等を以下のとおり実施する。

##### (ア) 甘味資源作物交付金の交付

甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。

(第3期中期目標期間実績：8業務日)

##### (イ) 国内産糖交付金の交付

国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。

(第3期中期目標期間実績：18業務日)

##### (ウ) 業務内容等の公表

ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。

(第3期中期目標期間実績：翌月の15日)

##### イ でん粉関係業務

でん粉原料用いも生産者及び国内産いもでん粉製造事業者に対する交付金の交付等を以下のとおり実施する。

##### (ア) でん粉原料用いも交付金の交付

でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。

(第3期中期目標期間実績：8業務日)

##### (イ) 国内産いもでん粉交付金の交付

国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。

(第 3 期中期目標期間実績：18 業務日)

(ウ) 業務内容等の公表

ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。

(第 3 期中期目標期間実績：翌月の 15 日)

<目標水準の考え方> (第 3 の 4 の (1) のア及びイ)

アの (ア)、(イ) 及びイの (ア)、(イ) については、交付金等を申請する対象者、申請件数、申請書類、審査内容等を、また、アの (ウ) 及びイの (ウ) については、業務実績の取りまとめ、公表内容の確認等の事務手続きを考慮し、効率的な事務処理が行われたと考えられる第 3 期中期目標期間の実績と同水準の目標を設定した。

【重要度：高】 (第 3 の 4 の (1) のアの (ア)、(イ) 及びイの (ア)、(イ))

基本計画に基づく経営安定対策であり、また、T P P 等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。

(2) 需給調整・価格安定対策

砂糖及びでん粉の内外価格差の調整を図るため、糖価調整法に基づき、調整金の徴収を以下のとおり実施する。

ア 砂糖関係業務

機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 15 日までに公表する。

(第 3 期中期目標期間実績：翌月の 15 日)

イ でん粉関係業務

機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 15 日までに公表する。

(第 3 期中期目標期間実績：翌月の 15 日)

<目標水準の考え方> (第 3 の 4 の (2) のア及びイ)

業務実績の取りまとめ、公表内容の確認等の事務手続きを考慮し、効率的な事務処理が行われたと考えられる第 3 期中期目標期間の実績と同水準の目標を設定

定した。

## 5 情報収集提供業務

農畜産物の生産・流通関係者や需要者等に対して、需給動向の判断や経営の安定に資する情報等（以下「需給等関連情報」という。）を適時適切に提供すること等を通じて、生産者の経営安定並びに農畜産物の需給及び価格の安定に寄与するよう、機構法に基づき、情報収集提供業務を以下のとおり実施する。

### (1) 調査テーマの重点化

需給等関連情報の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。

#### 【指標】

情報利用者等の参画を得て開催する委員会では出された意見等を踏まえた、調査テーマの重点化。

（参考：第3期中期目標期間実績：委員会を年3回開催）

### (2) 需給等関連情報の提供

需給等関連情報の提供は、情報の種類に応じ可能な限り速やかに行うこととし、需給関連統計情報については情報収集から8業務日まで、需給動向情報については情報収集の翌月までに公表する。

（第3期中期目標期間実績：需給関連統計情報は10業務日、需給動向情報は翌月）

### (3) 情報提供の効果測定

情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報についての効果測定を行うこととし、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化した5段階評価で4.0以上の評価を得る。

（第3期中期目標期間実績：4.1）

また、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。

さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。

#### <目標水準の考え方>（第3の5の（2）及び（3））

（2）については、第3期中期目標期間の実績を踏まえつつ、事務処理に要する日数を勘案して設定した。

（3）については、第3期中期目標期間の実績を踏まえつつ、第3期中期目標期間の目標と同水準の目標を設定した。

## 6 TPP等政策大綱への対応

TPP等政策大綱では、TPP又は日EU経済連携協定の発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講ずることとしているため、国との緊密な連携（国からの通知を含む）の下、経営安定対策の充実等の措置が協定発効の日から円滑に実施できるよう準備を行うとともに、協定発効後は、当該業務を適切に実施する。

### 第4 業務運営の効率化に関する事項

#### 1 業務運営の効率化による経費の削減

##### (1) 業務経費の削減

業務の見直し及び効率化を進め、業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。

##### (2) 一般管理費の削減

業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。

#### 2 役職員の給与水準

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当てを含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。

#### 3 調達等合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、競争性のない随意契約は真にやむを得ないものを除き行わないこととするとともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。

また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を受ける。

##### 【指標】

入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会における点検結果及びその反映状況。

（参考：第3期中期目標期間実績：委員会を年1回開催）

#### 4 業務執行の改善

機構自らが主体的に業務執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による業務の点検・評価及び補助事業についての審査・評価を行い、そ



の結果を業務運営に反映させる。

## 5 機能的で効率的な組織体制の整備

業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。

## 6 補助事業の効率化等

### (1) 透明性の確保

透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとするとともに、事業内容等の事業に関する各種情報を公表することとし、事業の採択の概要については、四半期終了月の翌月末までに公表する。

また、事業の適切かつ円滑な実施の観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。

### (2) 効率的な事業の実施

効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、受理した要領、実施計画及び交付申請について、10 業務日以内に承認等を行うとともに、施設整備事業について費用対効果分析等の評価手法を踏まえた採択及び費用対効果分析を実施した施設整備事業についての事後評価を実施し、事後評価により効用が費用以下となる場合は、すべて改善指導を実施する。

また、畜産業振興事業等について、補助金の効率的な交付の観点から、国における事業の改廃にも資するよう、決算上の不用理由の分析を行うとともに、事業実施主体における基金について毎年度見直しを行う。その上で、保有資金及び事業実施主体に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。

(第3期中期目標期間実績：要領等の受理から10業務日以内の承認等：99%)

### <目標水準の考え方> (第4の6の(2))

受理した要領、実施計画及び交付申請に係る承認等については、審査内容等を考慮し、効率的な事務処理が行われたと考えられる第3期中期目標期間の実績と同水準の目標を設定した。

## 7 ICTの活用による業務の効率化

T P P等政策大綱に基づく制度改正等を踏まえて、ICTの活用等を検討し、業務運営の効率化を推進する。

## 第5 財務内容の改善に関する事項

### 1 財務運営の適正化

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画を適正に計画するとともに、効

率的に執行する。

独立行政法人会計基準の改訂（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、平成 27 年 1 月 27 日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。

また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示する。

## 2 資金の管理及び運用

資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。

## 3 砂糖勘定の短期借入れに係るコストの抑制

砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」（平成 22 年 9 月農林水産省公表）に基づき負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講じられている取組を踏まえ、交付金の交付等を適正に実施するとともに、短期借入れを行うに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める。

## 第 6 その他業務運営に関する重要事項

### 1 内部統制の充実・強化

法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実施するとともに、実施状況についてモニタリングを行い、必要に応じて規程等を見直す等、内部統制の更なる充実・強化を図る。

また、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスを推進する。

### 2 職員の人事に関する計画

機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、人事評価を通じて職員個々の能力や実績等を的確に把握するとともに、研修等による人材の育成及び適切な配置を行う。

### 3 情報公開の推進

#### (1) 情報開示及び照会事項への対応

公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実

な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に  
対応する。

## (2) 資金の流れ等についての情報公開の推進

機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果  
たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を  
受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に  
渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。

特産関係（砂糖・でん粉）の交付金交付業務の運営状況等については、機構から  
の交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を公表する。

また、畜産業振興事業により事業実施主体において造成された基金については、  
補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成 18 年 8 月 15 日閣議決  
定）等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、  
事業実施主体を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているもの  
も含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を機構において公表する。

このほか、畜産関係業務について、会計処理の透明性を確保する観点から、資金  
の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを公表  
するとともに、事業返還金の活用について、その会計処理の分かりやすい説明を付  
記する等、積極的に説明責任を果たすものとする。

## 4 消費者等への広報

消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに、機  
構の業務運営に対する国民の理解を深めるため、消費者等の関心の高い農畜産物や  
機構の業務に関連した情報を積極的に分かりやすい形で発信する。

また、ホームページによる情報提供については、機構の最新の動向を正確かつ迅速  
に提供するとともに、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホー  
ムページの機能強化に努める。

## 5 情報セキュリティ対策の向上

サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 25 条第 1 項に基づく  
最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関係  
規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情  
報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化  
に取り組む。また、実施状況を毎年度把握し、P D C A サイクルにより情報セキュリ  
ティ対策の改善を図る。

## 6 長期借入れを行う場合の留意事項

機構法に基づき長期借入れを行うに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力  
有利な条件での借入れを行う。

# 独立行政法人農畜産業振興機構 政策体系図

## 農林水産省の政策

食料の安定供給の確保

農業の持続的な発展

農村の振興

林業・木材産業の持続的かつ健全な発展

水産物の安定供給と水産業の健全な発展

## 主な政府方針

食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定)

- 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
  - 2. 農業の持続的な発展に関する施策
    - (6) 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革

農業競争力強化プログラム(平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定)

- 11. 肉用牛・酪農の生産基盤強化策
- 13. 牛乳・乳製品の生産・流通等の改革

## 農畜産業振興機構の役割

(機構の目的)

主要な畜産物の価格の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与する。

### 畜産(肉畜・食肉等)

- 経営安定対策
  - ・肥育牛生産者及び肉豚生産者への補填金の交付
  - ・肉用子牛生産者への補給金の交付
  - ・経営安定対策を補完するための事業の実施
- 需給調整・価格安定対策
  - ・牛肉及び豚肉の価格低落時の買入れ、価格高騰時の売渡し
- 緊急対策
  - 口蹄疫などの家畜疾病の発生や肉畜・食肉等をめぐる情勢の変化等に応じた緊急対策の実施

### 畜産(酪農・乳業)

- 経営安定対策
  - ・加工原料乳生産者への補給金等の交付
  - ・経営安定対策を補完するための事業の実施
- 需給調整・価格安定対策
  - ・国家貿易機関として指定乳製品等の輸入、売渡し
- 緊急対策
  - 口蹄疫などの家畜疾病の発生や酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に応じた緊急対策の実施

### 野菜

- 経営安定対策
  - ・野菜生産者への補給金の交付
  - ・経営安定対策を補完するための事業の実施
- 需給調整・価格安定対策
  - ・野菜の価格高騰時、低落時における需給調整

### 特産(砂糖・でん粉)

- 経営安定対策
  - ・さとうきび生産者及びでん粉原料用いも生産者等への交付金の交付
- 需給調整・価格安定対策
  - ・輸入糖及びコーンスターチ用輸入とうもろこし等の買入れ、売戻しによる調整金の徴収

### 情報収集提供

畜産物、野菜、砂糖及びでん粉の農畜産物の価格、内外の農畜産物需給等に関する情報の収集・整理・提供

## 独立行政法人農業者年金基金中期目標（案）

平成 30 年 月 日  
厚生労働省  
農林水産省

### 第 1 政策体系における法人の位置づけ及び役割

#### 1 国の政策等の背景となる国民生活

我が国の農業・農村は、都市部に先駆けて高齢化や人口減少が進み、高齢者のリタイア等による農地の荒廃や、担い手の不足等による生産基盤の脆弱化が進行するなど、農業・農村を取り巻く環境は極めて厳しい状況であり、このままでは、食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）の基本理念である食料の安定供給の確保と多面的機能の発揮に支障が生じるおそれがある。

また、我が国の農業構造は、土地利用型農業を中心に農業の将来を支える若い担い手の確保が十分に進んでおらず、農業就業者の高齢化が進み、60 歳以上が約 7 割、50 歳未満が約 1 割という著しくアンバランスな年齢構成となっており、高齢者のリタイアにより農業就業者が著しく減少していくことが見込まれている。

このため、今後、農地等の農業資源や農業経営が次世代に継承できなくなることが懸念されており、農業の内外からやる気のある若者を呼び込み、将来の農業を支える担い手として育成・確保することが喫緊の課題となっている。

#### 2 国の政策体系における法人の位置づけ

上記の課題に対応するため、国は、食料・農業・農村基本計画（平成 27 年 3 月 31 日に閣議決定。以下「基本計画」という。）を定め、産業政策と地域政策とを車の両輪として農政改革を推進し、強い農業と美しく活力のある農村の実現を目指して施策を展開することとしており、担い手の育成・確保については、「農業の内外からやる気のある若者を呼び込むための取組を推進するとともに、担い手が、将来展望をしっかりと持ちつつ、意欲的に経営発展に取り組むことができる環境を整備する」（基本計画第 1 の 2 の（4））ことを基本的な視点として、施策を推進するとされている。

独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）の目的は、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することとされている（独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）第 3 条）。

このように基金の目的は、農業者の老後保障に加え、農業者の確保という政策目的を有するものとされており、基本計画に基づく農林水産省の政策体系上は、農業の持続的な発展を目標とする「力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保」に関する分野に位置付けられるものである。

### 3 基金の活動状況

農業者年金制度は、当初、農地保有の合理化等を図る目的で、世代間扶養の考えに基づく年金として昭和46年に発足したが、平成13年の制度改正により、農業者の確保を目的とするとともに、被保険者が自ら納付した保険料とその運用益を原資として、将来、年金として受け取る仕組みに変更するなど、抜本的な見直しが行われ、平成14年1月から全く新たな制度として発足したところである。

新制度発足以降、本制度に加入した者は、累計で117,515人（平成28年度末現在）に達し、そのうち、既に受給権を有している者が37,383人、現に被保険者資格を有している者が47,615人、60歳到達により被保険者資格を喪失したが受給権を取得するには至っていない者（受給待期者）などが32,315人となっている。

新制度への加入については、20歳から39歳までの基幹的農業従事者のうち被保険者の割合を20%まで拡大することとする第三期中期目標の達成に向けて、基金としての目標を設定し、関係機関等との連携・協力の下、加入推進活動に取り組んできたところであり、高齢化が進む状況にもかかわらず、毎年、相当数の新規加入者が確保されている。その結果、20歳から39歳までの基幹的農業従事者に占める被保険者の割合は、14%（平成24年度末現在）から19%（平成28年度末）に上昇している。引き続き、新制度の一層の浸透を目指して、更なる制度の普及推進に取り組むことが求められる。

年金資産の運用業務については、平成29年9月末現在で総額約3,000億円の資産の管理・運用を行っている。その大半を占める被保険者ポートフォリオの運用利回りは、平成14年度から平成28年度までの平均で2.77%となっている。

年金等の給付については、平成13年度改正前の旧制度下の受給権者（平成28年度末現在で約37万人）に対するものも含め、毎年度、1,000億円を超える額が支給されている。このうち、後継者等に経営を移譲して農業を廃止等した者に支給される経営移譲年金については、前中期目標期間に実施された会計実地検査により、農業を再開した者などへの不適正支給が判明し、既に基金が再発防止策等を講じたところであるが、今後とも、同様の事態が生じることのないよう、引き続き業務の適正な実施が求められる。

### 4 法人の役割（ミッション）

力強く持続可能な農業構造の実現に向けて、農業の担い手の育成・確保を図っていくためには、他産業とそん色ない生涯所得を展望し得る環境を整備することが必要であり、その際、経営に対する支援により現役時の所得の増大・安定を図ることに加え、引退後の老後生活への不安を払拭するため、公的な老後保障を整備することも重要である。

農業者年金制度は、こうした老後保障の面から担い手を支えることのできる唯一の農業施策であり、その実施主体である基金にあっては、本制度の特色を活かしつつ、農業者の確保に資する政策年金としての効果を十分に発揮し、喫緊の課題である担い

手の確保に最大限資することが求められる。

本中期目標については、このような認識の下、基金が、理事長の適切なリーダーシップの下、効果的かつ効率的な業務運営を図りつつ、本制度が農業・農村の現場により広く浸透し、政策年金としての機能が一層発揮されることとなることを期待して策定したものである。

## 第2 中期目標の期間

基金の中期目標の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とする。

## 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

農業者年金制度が、基本計画に基づき、農業の将来を支える若い担い手の確保等に貢献するためには、本制度が、農業・農村の現場に広く認識され、かつ、老後の安心を支える年金制度として高い信頼性を確保することが極めて重要であることを踏まえ、以下の目標の達成に向けて、業務の質の向上に取り組むものとする。

なお、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）における「一定の事業等のまとめり」は、農業者年金事業、年金資産の運用及び制度の普及推進等の3つとする。

### 1 農業者年金事業

#### (1) 被保険者資格の適用及び収納関係業務

##### ア 手続の迅速化

被保険者資格の適用及び保険料の収納に関する処理決定について、標準処理期間内に処理を行うとともに、その処理状況について、毎年度、定期的に公表する。

#### 【指標】

- 加入申出及び保険料の額の変更申出に係る事務処理の標準処理期間内の処理割合を97%以上とする。

(前中期目標期間実績：97.2%)

##### イ 被保険者資格の適切な管理

国民年金被保険者資格記録と整合した被保険者資格記録に基づき、適切な年金給付を行うため、全ての加入者及び待期者を対象に、毎年度、国民年金資格記録の確認を定期的に行い、不整合が確認された者に対し、必要な手続を遅滞なく行うよう働きかける。

#### 【指標】

- 国民年金の被保険者記録との突合を年2回以上実施する。

(前中期目標期間実績：年2回)

- 不整合者の占める割合を0.7%以下とする。

(前中期目標期間の平均値：0.7%)

【重要度：高】国民年金の上乗せ年金である農業者年金においては、その被保険者資格の管理を行う上で、そのベースとなる国民年金の被保険者資格記録との整合性を確保することが重要であり、仮に長期間経過後に、遡って資格喪失等が発覚した場合には、被保険者資格の取消し等による不利益が農業者等に生じることとなるため。

ウ 保険料収納業務の円滑な実施

保険料を円滑かつ確実に収納するため、口座振替が不能となった者について、該当者を業務受託機関に提示し、被保険者に対する指導等その原因に応じた適切な対応がとられるよう働きかけを行う。

また、一定期間継続して口座振替が不能となっている者について、被保険者が意図しない口座振替の防止を図るとともに、業務受託機関を通じ被保険者に対する働きかけを行う。

エ 過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付

保険料納付後に、資格の変更や保険料額の変更等により発生した過大納付の保険料について、被保険者等からの請求に基づき、迅速かつ確実に被保険者等に対し、還付処理を行う。

【指標】

- 還付金の請求から還付処理までの平均処理日数（1週間以内）

(2) 年金等の給付業務

ア 手続の迅速化

年金及び死亡一時金の給付に係る裁定について、基金が定める標準処理期間内に処理を行うとともに、その処理状況について、毎年度、定期的に公表する。

【指標】

- 標準処理期間内の処理割合を98%以上とする。  
(前中期目標期間実績：98%)

イ 年金の受給漏れの防止

受給権があるにもかかわらず、年金を受給するためには請求が必要であることを知らないために年金給付を受けられないといった事態が生じないよう、65歳到達目前の者に裁定請求の勧奨等の通知を行い、遅滞なく請求を行うよう働きかけを行う。

さらに、66歳を超えた長期未請求者に対しても裁定請求の勧奨等の通知を行う。

【重要度：高】受給権を有する者に年金を適切に給付することは、本事業の目的である農業者の老後生活の安定に直結する最も基本となる業務であり、支給の漏



れ等の発生は、本制度及び基金に対する信用を著しく失墜させる原因となるため。

#### ウ 受給資格のある者への適切な年金給付

毎年度、支給停止該当の有無や生存の確認を定期的に行うとともに、支給停止及び失権に係る事務を適確に処理し、年金の支給停止に該当している者や失権者に対し、長期にわたって年金が給付されることを防止する取組を行う。

**【重要度：高】**受給権を有する者に年金を適切に給付することは、本事業の目的である農業者の老後生活の安定に直結する最も基本となる業務であり、年金給付に係る過誤払いの発生は、本制度及び基金に対する信用を著しく失墜させる原因となるため。

#### (3) 情報システム管理業務

農業者年金記録管理システムの開発・改修等について、必要性及び緊要度の高いものから、計画的に開発・改修等を行い、インターネット等の電子情報ネットワークの利用による諸手続等の利便性の向上に取り組む。

## 2 年金資産の安全かつ効率的な運用

年金資産は、将来にわたって安定的に年金及び一時金を給付していくための大切な財源であり、その運用の成果が、個々の年金額や年金財政に直接影響を及ぼすものであることに留意し、年金資産を安全かつ効率的に運用することとし、以下の取組を行う。

#### (1) 基本方針に基づく安全かつ効率的な運用

年金資産の管理・運用については、年金給付等準備金の運用に関する基本方針に定める政策アセットミクスによる分散投資を行うとともに、当該基本方針に基づき安全かつ効率的に行う。

#### **【指標】**

○ 被保険者ポートフォリオの各資産がベンチマーク並みの収益率を上げたとして得られる収益率(複合ベンチマーク)に相当する収益率の確保

**【重要度：高】**年金資産の安全かつ効率的な運用は個々の年金額や年金財政に直接影響を及ぼすものであるため。

#### (2) 資金運用委員会等によるモニタリング

外部の有識者で構成された資金運用委員会において、毎年度、運用環境の変化等も踏まえて運用状況等の評価・分析等を行う。

また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況等の評価・分析等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認し、その変動状況に応じ、適切にリバランスを行う。

(3) 政策アセットミックスの検証・見直し

政策アセットミックスについて、毎年度、資金運用委員会において、運用環境の変化に照らした妥当性の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

(4) 運用の透明性の確保

年金資産の運用状況等については、四半期ごとに公表するとともに、各年度末時点における被保険者等に係る運用結果について、当該被保険者等に対し、翌年度6月末日までに通知する。

また、年金給付等準備金の運用に関する基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称を公表する等、情報公開を積極的に行い、運用の透明性の確保を図る。

(5) スチュワードシップ活動の実施

被保険者等の中長期的な投資リターンの拡大に資するよう、責任ある機関投資家としてスチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、その活動状況について、毎年度、公表する。

### 3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実

農業者年金制度の普及に当たっては、今後の農業を支える青年層や女性等に本制度の特色が広く理解されることにより、本制度への加入が進み、その就農や農業への定着等が期待されることから、青年層の農業就業者の増加や女性農業者が活躍できる環境の整備といった、基本計画の施策の方向性に沿って推進することとし、以下の目標の達成に向けて取り組むこととする。

(1) 政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大

我が国の経済社会や農業・農村の構造変化が進み、次世代の農業を担っていこうとする者を確保することが農政上の喫緊の課題となっているため、新規就農者など農業の将来を支える若い担い手の育成及び確保に資するよう、政策支援の対象となり得る若い農業者に重点を置いた普及推進を図り、その加入の拡大を目指す。

【指標】

○ ①又は②を達成すること。

① 中期目標期間終了時まで、20歳以上39歳以下の基幹的農業従事者数に対する被保険者数の割合を25%に拡大する。

(前中期目標期間実績：平成24年度末14.0%、平成28年度末19.0%)

(前中期目標値：20% (平成29年度末))

② 20歳以上39歳以下の基幹的農業従事者数に対する被保険者数の割合を毎年度1ポイント以上増加させる。

【重要度：高】次世代の農業を担っていこうとする若い者をどれだけ加入者として制度

に取り込んでいくことができるかは、農業の担い手の確保に資することを目的とする農業者年金制度が、政策年金として若い農業の担い手の確保にという国の施策に貢献する上で必要不可欠な要素であるとともに、加入者の拡大は、制度の普及度を端的に示す指標であると考えられるため。

#### <目標水準の考え方>

前中期目標の20歳以上39歳以下の基幹的農業従事者に対する被保険者の割合20%の達成を前提として、その更なる拡大を目指すため、年平均で1ポイントずつ増加させ、最終年度である平成34年度末において、25%に達することを目標とした。

なお、被保険者の割合の母数となる基幹的農業従事者については、農業を主たる職業としていると考えられる基幹的農業従事者を用いた。

**【難易度：高】** 農業従事者の高齢化と減少が進行する中、39歳以下の基幹的農業従事者数に対する被保険者数の割合を毎年拡大していくためには、毎年確保すべき新規加入者数を、前中期目標期間中の1.25倍程度増加させる必要があるため。

#### (2) 女性農業者の加入の拡大

女性農業者は農業就業者の4割を占め、女性が参画している農業経営体ほど販売金額が大きく、経営の多角化に取り組む傾向が強いなど、地域農業の振興や農業経営の発展等に重要な役割を担っている。

他方、農村社会ではいまだ指導的地位や経営主の多数を男性が占めるような状況にあることから、男女ともに意識改革を図りながら、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進めることが必要である。

このため、女性農業者が、老後生活への不安を払拭しつつ、農業経営に積極的に関与できることとなるよう、女性農業者に対する制度の普及啓発の取組を強化し、その加入の拡大を目指す。

#### 【指標】

○ ①又は②を達成すること。

① 中期目標期間終了時まで、女性の基幹的農業従事者数に対する女性の被保険者数の割合を17%に拡大する。

(前中期目標期間実績：平成24年度末4.9%、平成28年度末8.0%、

平成29年度8.8%(推計値)、5年間で3.9ポイント増)

② 女性の基幹的農業従事者数に対する被保険者数の割合を毎年度1.6ポイント以上増加させる。

#### <目標水準の考え方>

前中期目標期間中の2倍のペースで、女性の基幹的農業従事者数に対する被保険者数の割合が増加することを目標とした。(8.8%+3.9ポイント×2≒17%、毎年度1.6ポイントの増加)

### (3) 加入推進活動の実施

(1) 及び(2)に掲げた目標を達成するには、基金及び業務受託機関が認識を共有し、一丸となって、戦略的に加入推進活動に取り組む必要がある。

このため、基金は、加入促進の取組に関する方針を定め、その内容を業務受託機関に周知徹底するとともに、都道府県毎に新規加入者に関する目標を設定し、当該目標の達成を目指して加入推進活動を行う。

#### 【指標】

- 都道府県別新規加入者に関する目標の達成状況
- 加入実績が低調な地域の活動の活性化による地域間の活動格差の縮小（新規加入実績の前年度比が他の地域の平均以上となっているか）

### (4) ホームページ等による情報の提供

ホームページやメールマガジン等を活用し、農業者年金制度の内容、基金の運営状況、事業の実施状況等に関する分かりやすい資料を掲載し、制度や基金の活動等について広範な情報提供を行い、国民の理解の増進を図る。

なお、ホームページは、制度の内容や基金の活動状況を広く周知する有効な手法の一つであることから、国民が必要な情報に速やかにアクセスできるよう、その構成・閲覧環境等の改善に取り組む。

また、新規就農者や女性農業者等に対する支援を行う機関・団体等との連携を図り、これらの者が参集する研修会や各種イベント等において、制度のPRを行う機会を増やす。

## 第4 業務運営の効率化に関する事項

### 1 業務改善の推進

事務の簡素化・効率化により事務処理の負担を軽減するとともに、業務運営に要する経費の抑制を図る観点から、業務フローの検証、改善点の検討・洗い出し等を行うなど、業務運営の効率化の取組を計画的かつ着実に推進する。

### 2 電子化の推進

「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成29年5月30日閣議決定）等を踏まえ、ICTの活用など業務の電子化による業務改善について検討し、その効果が見込まれ、かつ、実施可能なものから、工程表に基づき、順次、業務の電子化を推進する。

特に、農業者年金記録管理システムについて、利用可能な受託機関の全てが利用することを目指し、その更なる利用の促進に取り組むとともに、マイナンバーによる情報連携の業務については、円滑かつ着実に実施する。

### 3 運営経費の抑制

- (1) 業務の効率化を進め、一般管理費及び事業費（業務委託費）の削減を行う。  
総人件費については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。

**【指標】**

- 一般管理費（注）について対前年度比で平均3%の削減をする。
- 事業費について対前年度比で平均1%の削減をする。

(注) 人件費、農業者年金記録管理システム保守経費、資金運用管理システム経費、事務所借料経費、情報セキュリティ対策経費及び特殊要因により増減する経費は除く。

- (2) 職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規定等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）を公表する。

また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、毎年度、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。

#### 4 調達の合理化

公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき策定する「調達等合理化計画」について着実に実施する。

**【指標】**

- 一者応札・応募件数の割合を前中期計画期間の平均以下とする。
- 随意契約件数の割合を前中期計画期間の平均以下とする。

#### 5 組織体制の整備等

##### (1) 組織体制の整備

各部署の業務量の動向等に対応して、業務全体を効率的かつ効果的に運営できる体制を確保する観点から、組織の体制及び運営について継続的に点検し、必要に応じ、適切な組織体制や人員配置への見直しを行う。

##### (2) 働き方改革の推進

「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）を踏まえ、業務の効率化を進め、超過勤務の縮減、男性職員の育児休業取得など職員のワークライフバランスの改善に取り組むとともに、独立行政法人として専門性の高い業務を適切に遂行する観点から、専門研修や資格取得支援、若手職員や女性職員の活躍の場を積極的に設けるなど職員の人材育成に積極的に取り組み、働き方改革を積極的に推進する。

## 第5 財務内容の改善に関する事項

### 1 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守

「第4 業務の効率化に関する事項」に定める事項を踏まえた中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

### 2 決算情報・セグメント情報の開示

財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。

### 3 業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施

独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に管理し、次年度の予算の配分に反映する。

### 4 貸付金債権等の適切な管理等

旧制度に基づく農地等取得資金貸付金債権及び農地等割賦売渡債権の管理を適切に行い、これらの債権の円滑かつ確実な回収に努める。

### 5 長期借入金の適切な実施

独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第17条第2項の規定による長期借入金をするに当たっては、市中の金利情報等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。

## 第6 その他業務運営に関する重要事項

### 1 内部統制の充実・強化

内部統制は、理事長による適切なマネジメントの下、基金が効果的かつ効率的に業務を運営していくための重要なツールであり、適切なモニタリングを通じ継続的に改善しつつ、PDCAサイクルが有効に働くマネジメントが行われることが重要である。

このため、業務方法書に定める内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施するとともに、内部統制システムの有効性について、不断に点検・見直しを行い、その徹底又は有効性の向上を図る措置を講じるなど、内部統制システムの充実・強化に取り組む。

【重要度：高】基金は、マイナンバーを含む加入者・受給者等多くの個人情報保有している法人であり、これらの情報の漏えいによる影響は極めて大きく、情報セキュリティ対策や個人情報の漏えいに対するリスクマネジメントを適確に行うことが求められ、そのためには、内部統制の充実・強化を図ることが重要であるため。

## 2 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底

個人情報を狙ったサイバー攻撃が高度化・巧妙化する中、基金は加入者・受給者等多くの個人情報を保有し、また、マイナンバーを活用した情報連携を導入することから、個人情報の漏えい防止に必要な措置など情報セキュリティ対策及び個人情報保護（以下「情報セキュリティ対策等」という。）を強化・徹底する。

### 【指標】

- 情報セキュリティ対策等に迅速かつ適正に対応できる組織体制の整備状況
- 情報セキュリティ・ポリシーの見直し及びサイバー攻撃に対する組織的対応能力の強化への取組状況
- 情報セキュリティ対策等の実行状況に係る担当幹部職員及び担当役員への定期的な報告の徹底及びPDCAサイクルによる改善の取組状況
- 職員を対象とした情報セキュリティ対策等に関する研修・訓練等の実施状況及び情報セキュリティ対策等に関する法令・規定等の遵守の徹底等のための取組状況

【重要度：高】情報システムの停止による損失や、個人情報の漏えいによる信用失墜などのリスクは非常に高く、その被害や影響は加入者・受給者にも波及することとなるため、情報セキュリティ対策、個人情報の漏えいに対するリスクマネジメントは重要な課題である。

## 3 情報公開の推進

公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等に基づき、適切に情報公開を行う。

## 4 業務運営能力の向上等

### （1）研修の充実

農業者年金制度の適切な実施を図るためには、基金の職員のみならず、業務受託機関の農業者年金担当者の業務運営能力の向上を図る必要がある。

このため、基金及び業務受託機関において農業者年金に携わる職員等を対象とした研修を実施するとともに、運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施する。

### （2）委託業務の質の向上

業務受託機関を対象とした考査指導は、委託業務の運営の効率性などを把握する上で有用であり、委託業務が適正に行われるよう引き続き実施することとする。

考査指導に当たっては、加入者・受給者が多く、指導の必要性や効果が高い地域に重点化するなど、効率的かつ計画的に実施するとともに、把握した事例や注意すべき課題等について、研修会等を通じて周知徹底するなど、その効果の浸透に努める。

# (独) 農業者年金基金の政策体系図

## 食料・農業・農村基本法

(農業の持続的な発展)

第4条 農業については、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び**農業の担い手が確保**され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた**望ましい農業構造が確立**されるとともに、農業の自然循環機能(農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。)が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

## 食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定)

### 食料・農業・農村をめぐる情勢

#### <高齢化や人口減少の進行>

農業就業者が高齢化・減少し、高齢者のリタイア等による農地の荒廃や担い手の不足等により生産基盤の脆弱化が進行。

#### <担い手など農業・農村の構造の変化>

農業の将来を支える若い担い手の確保が十分に進んでおらず、60歳以上が約7割、50歳未満が約1割というアンバランスな年齢構成。

### 施策推進の基本的な視点

- 基本法の理念の実現に向けた施策の安定性の確保
- 食料の安定供給の確保に向けた国民的議論の深化
- **農業の担い手が活躍できる環境の整備**

農業の内外からやる気のある若者を呼び込むための取組を推進するとともに、担い手が、将来展望をしっかりと持ちつつ、意欲的に経営発展に取り組むことができる環境を整備

- 持続可能な農業・農村の実現に向けた施策展開 等

### 講ずべき施策【農業の持続的な発展】

**力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保**

- 効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、認定農業者・認定就農者等に対し、重点的に支援を実施
- 世代間のバランスのとれた就業構造を実現するため、青年層の新規就農を促進等

## 農林水産省の政策評価体系

### 大目標(使命)

食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。

### 中目標

2. 農業の持続的な発展

### 政策分野

⑥ 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた**担い手の育成・確保**

## (独) 農業者年金基金

### 目的

農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって**農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資する**ことを目的とする。

### 業務(農業者年金事業の実施)

農業者年金基金は、加入した農業者が積み立てた保険料を安全かつ効率的に運用し、これを原資として、その老齢時に年金等として給付する事業を実施。

給付の種類：①農業者老齢年金 ②特例付加年金 ③死亡一時金



## 独立行政法人農林漁業信用基金中期目標（案）

平成 30 年 月 日  
財 務 省  
農 林 水 産 省

### 第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割

我が国においては、農林水産業を取り巻く厳しい環境の変化に対応し、農林水産業の競争力強化を加速させていくことが必要になっている。

農業については、人口減少や農業者の高齢化など経済社会や農業・農村の構造変化が進んでおり、その持続的な発展を図るためには、担い手の育成・確保が重要な課題となっている。このため、「食料・農業・農村基本計画」（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定）において、「担い手が主体性と創意工夫を発揮して経営発展できるよう、出資や融資、税制など、経営発展の段階や経営の態様に応じた支援を行う」とした。

林業については、我が国の森林資源の本格的な利用期を迎える中で、林業や木材産業について、山村等における就業機会の創出と所得水準の向上をもたらす産業へと転換する、林業・木材産業の成長産業化を早期に実現することが課題となっている。このため、「森林・林業基本計画」（平成 28 年 5 月 24 日閣議決定）において、林業の生産性の向上、原木の安定供給体制の構築、木材産業の競争力の強化、新たな需要創出等のための施策を講じることとなった。

水産業については、漁船の高船齢化、漁業者の減少・高齢化など水産物の生産体制が脆弱化していることから、産業としての生産性の向上と所得の増大を図るため、「浜」単位での所得向上の取組や沖合・遠洋漁業の国際競争力の強化を総合的かつ計画的に実施することとなった。このためには制度資金による融資及び漁業信用保証保険制度による経営支援の的確な実施が必要であり、「水産基本計画」（平成 29 年 4 月 28 日閣議決定）において、「漁業関係制度資金や漁業信用保証保険制度は、資金の円滑な融通を通じて漁業者等の経営にとって極めて重要な役割を果たしていることから、引き続き、漁業者等の資金の借入や信用保証に係る負担軽減等を推進する」とした。

これらの各基本計画に基づいて、農林水産業の競争力を強化するためには、農林漁業者等が必要とする資金が円滑に融通される必要がある。近年、融資機関が担保・保証に過度に依存する姿勢を改め、事業性評価による融資への取組が進められる中においても、農林漁業経営は、自然条件に左右されるなどの農林漁業の特性から、信用力が低く経営に必要な資金の借入が難しい場合があることから、農林漁業経営に必要な資金が円滑に融通されるよう、融資機関による事業性評価による融資への取組を踏まえつつ、公的な信用補完制度である農林漁業の信用保証保険制度が適切に役割を果たしていくことが重要である。

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成 14 年法律第 128 号。以下「基金法」という。）に基づき、農林漁業の信用保証保険制度を運営する組織として、農業・漁業の信用基金協会が行う債務保証等の保険の業務、林業者等の融資機関からの借入に係る債務保証の業務

等を行うことにより、農林漁業者等の信用力を補完し、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的としており、農林漁業者等の資金調達に重要な役割を果たしている。

信用基金は、こうした役割を適切に発揮し、農林漁業者等の民間融資機関からの資金調達の円滑化を図り、農林水産業の競争力の強化を支援していく必要がある。

また、農業・漁業経営のセーフティネットとして、農漁業者が災害等によって受ける損失を補てんする農業共済制度や漁業災害補償制度があるが、近年、災害が頻発する傾向にある中で、その重要性を増している。さらに、平成31年1月から、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る農業経営収入保険事業を実施することとした。

こうした中、保険金等の支払のための共済団体等における資金繰りの確保はこれまで以上に重要なものとなっており、共済団体等の資金繰りに必要な資金の円滑な供給を行う信用基金の農業保険関係業務・漁業災害補償関係業務は、ますます重要性を増している。

こうしたことを踏まえ、信用基金は、国の政策実施機関として業務の質の向上及び業務運営の効率性を図るものとする。

(別添) 政策体系図

## 第2 中期目標の期間

信用基金の中期目標の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とする。

## 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

信用基金は、基金法に基づいた業務を行うことにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的としていることから、農林漁業経営等に必要な資金が円滑に融通されるよう、農業・漁業の信用基金協会や融資機関等関係機関と連携し、農林漁業者等に対する質の高いサービスの提供及び業務の質の向上に取り組むものとする。

なお、独立行政法人の目標の策定に関する指針における「一定の事業等のまとめり」は、農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務、漁業災害補償関係業務の5つとする。

### 1 農業信用保険業務

#### (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組

信用基金及び農業信用基金協会の信用補完機能の発揮に向けて、農業信用基金協会と一体となって、融資機関等関係機関への訪問等により積極的な情報交換を行い、農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進する。

取組に際しては、銀行、信用金庫、信用組合等融資機関に対し、積極的な働きか

けを実施し、銀行、信用金庫、信用組合等と農業信用基金協会との保証契約の拡大等が図られるようにする。

**【指標】**

- 銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数（平成28年度末までの実績：のべ234機関）
- 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況（意見交換回数等）

<想定される外部要因>

- ・ 銀行・信用金庫・信用組合等との保証契約は、信用基金が直接契約を締結するものではなく、農業信用基金協会が締結するものであることや融資機関の経営方針及び農業融資への取組方針によっては契約に至らない融資機関も存在することから、評価において考慮するものとする。

**【重要度：高】**

- ・ 法人経営体の増加や他産業からの参入などにより、農業者等の資金調達について、多様な融資機関が利用されるようになってきていることから、農業者等が選択した融資機関の業態に関わらず同等・同質の保証を円滑かつ適切に提供することが必要となっている。信用基金・農業信用基金協会がそれぞれの役割を踏まえつつ、農業信用保証保険制度の保険業務を行う全国組織である信用基金が、農業信用基金協会と一体となって、銀行、信用金庫、信用組合等に対する農業信用保証保険制度の普及推進・利用促進の取組を行い、上記の保証契約の拡大等を図ることが重要であるため。

(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定

ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。

その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。

<目標水準の考え方>

- ・ 保険料率については、収支相等の原則に基づいて設定することを基本として、保険料率水準の点検を毎年度実施するとともに、必要に応じて見直すことが適当。

**【重要度：高】**

- ・ 保険料は、保険事業を継続的・安定的に実施するための不可欠の要素であり、業務収支の均衡に向けてその水準について不断の見直しを行うことが重要であるため。

イ 信用リスクに応じた保証・保険料率について、農業の事業の特性を踏まえつつ、借入者の信用リスク評価の精緻化（デフォルト率の算定）による保証・保険料率の導入に向けて検討を進める。

検討に当たっては、蓄積した借入者の与信データを分析して、農業信用基金協

会と連携を図りつつ、中期目標期間の最終年度までに、システム構築を計画的に行う。

<目標水準の考え方>

- ・ デフォルト率の算定に当たっては、一定のデータ（財務データ、デフォルトデータ等）の蓄積が必要であり、取組を開始した平成27年度から蓄積されたデータを基に、計画的なシステム構築及び精緻化モデルの試行期間を踏まえると、最終年度までの導入が適当。

<想定される外部要因>

- ・ 借入者のデフォルトは、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、借入者の信用リスク評価の精緻化を行うために必要なデフォルトデータの蓄積が進まないことも想定されるため、評価において考慮するものとする。

【重要度：高】

- ・ 信用リスク評価の精緻化による保証・保険料率の設定の取組は、農業者等の経営努力を保証・保険料に反映するためのものであり、農業者等の自主性と創意工夫を活かした経営改善の取組を支援する重要なものであるため。

ウ 農業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。

(3) 保険事故率の低減に向けた取組

中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。

ア 農業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、農業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。

イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、農業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、必要に応じて方策を拡充する。

ウ 農業信用基金協会及び融資機関と連携を強化し、大口保険引受先を中心に現地協議の実施や期中管理を通じて、必要に応じ農業信用基金協会が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。

【指標】

- 中期目標期間中の保険事故率（直近5年の平均実績：0.15%）

<想定される外部要因>

- ・ 保険事故については、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。

#### (4) 求償権の管理・回収の取組

農業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や農業信用基金協会との現地協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実に行う。

##### 【指標】

- 回収向上に向けた取組の実施状況（回収実績の進捗管理状況、現地協議実施状況、会議・研修等開催状況等）

#### (5) 利用者のニーズの反映等

農業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融資機関や農業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、農業信用基金協会等と連携して対応する。

##### 【指標】

- 利用者ニーズの反映等状況（意見募集や情報・意見交換等の実施状況、相談窓口開設回数等）

#### (6) 事務処理の適正化及び迅速化

利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。

ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。

##### 【指標】

- 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況

イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に案件の処理を行う。

##### <目標水準の考え方>

- ・ 前中期目標期間において、目標（85%以上の処理）の確実な達成が見込めるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求めるため、目標を15ポイント引き上げ、全ての案件を標準処理期間内に処理することが適当。

なお、利用者からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰すべき事由とならないものについては、標準処理期間から除くことが適当。

ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検

を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。  
また、貸付金については、確実に回収する。

**【指標】**

- 担当部署及び会計部署における点検実施状況

## 2 林業信用保証業務

### (1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組

信用基金の信用補完機能の発揮に向けて、融資機関や林業関係団体等への訪問等により積極的な林業信用保証制度の普及推進及び利用促進に向けた取組を実施する。特に、政策効果の高度発揮の観点から、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号。以下「暫定措置法」という。）に基づき都道府県知事の認定を受けた計画の実施に必要な資金（制度資金）に係る保証利用を促進する。

**【指標】**

- 保証引受件数（直近5年の平均実績：1,260件）
- 保証引受件数のうち制度資金に係るものの比率（直近5年の平均実績：50%）
- 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況（制度説明回数等）

<想定される外部要因>

- ・ 保証引受件数は、木材の需給動向等による林業・木材産業の設備投資や運転資金の借入額の変動のほか、融資機関によるプロパー融資の動向等に影響を受けるものであることから、評価において考慮するものとする。

### (2) 適切な保証料率の設定

保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、林業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。

その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保証料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保証料率の見直しを行う。

<目標水準の考え方>

- ・ 保証料率については、収支相等の原則に基づいて設定することを基本として、保証料率水準の点検を毎年度実施するとともに、必要に応じて見直すことが適当。

**【重要度：高】**

- ・ 保証料は、保証事業を継続的・安定的に実施するための不可欠の要素であり、業務収支の均衡に向けてその水準について不断の見直しを行うことが重要であるため。

### (3) 代位弁済率の低減に向けた取組

中期目標期間中に保証契約を締結した案件の代位弁済率が抑制されるよう、以下の取組を行う。

ア 財務状況の的確な判断等による適正な審査を目的とする保証審査協議会への付議、期中管理のための融資機関との情報共有の取組を進める。

イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、林業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証や融資機関のプロパー融資との組み合わせを推進する。

**【指標】**

○ 中期目標期間中の代位弁済率（直近5年の平均実績：2.03%）

<想定される外部要因>

- ・ 代位弁済については、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。

**(4) 求償権の管理・回収の取組**

求償権の回収については、求償債務者の特質に応じた回収方策を検討し、催告頻度の増加や債権回収業者（サービサー）の効果的な活用等、回収向上に向けた取組を着実にを行う。

**【指標】**

○ 回収向上に向けた取組の実施状況（回収方策の検討状況、催告頻度、債権回収業者の活用状況等）

**(5) 利用者のニーズの反映等**

都道府県、林業関係団体等との情報・意見交換やアンケート調査を通じて、林業信用保証制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営に適切に反映させるとともに、林政上の課題に対応し、林業者等のニーズも踏まえ、本制度の利用拡大に向けて、保証割合などの保証条件や必要な運用の見直し等を行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、融資機関等と連携して対応する。

**【指標】**

○ 利用者ニーズの反映等状況（意見募集や情報・意見交換等の実施状況、相談窓口開設回数等）

**(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証**

債務保証の審査に当たっては、財務状況等の分析に基づく判断に加え、林業者等の今後の事業展開に伴う経営の将来性を従来以上に見通すことが必要となっていることから、林業・木材産業専門の債務保証を行う機関としての知見を活かし、林業者等の将来性を考慮した債務保証に取り組み、中期目標期間の最終年度までに、林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニュアルを整備し、本格導入するとともに、職員の審査能力向上の取組を実施する。

<目標水準の考え方>

- ・ 林業者等の将来性の評価については、これまで体系的な方法が十分確立されていなかったことを踏まえ、マニュアルの整備に当たっては、林業・木材産業の特質に

応じた非財務情報の検討項目の抽出と判断基準の設定、検証といった試行を平成30年度から実施することとし、最終年度までに本格的に導入することが適当。

#### (7) 事務処理の適正化及び迅速化

利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。

ア 保証引受、代位弁済等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。

##### 【指標】

○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況

イ 保証引受、代位弁済等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に案件の処理を行う。

##### <目標水準の考え方>

・ 前中期目標期間において、目標（85%以上の処理）の確実な達成が見込めるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求めるため、目標を15ポイント引き上げ、全ての案件を標準処理期間内に処理することが適当。

なお、利用者からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰すべき事由とならないものについては、標準処理期間から除くことが適当。

ウ 保証料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保証料の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保証料を確実に徴収する。

また、貸付金については、確実に回収する。

##### 【指標】

○ 担当部署及び会計部署における点検実施状況

### 3 漁業信用保険業務

#### (1) 適切な保険料率・貸付金利の設定

ア 保険料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。

その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や保険事故の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準の点検を実施し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。

##### <目標水準の考え方>

・ 保険料率については、収支相等の原則に基づいて設定することを基本として、保険料率水準の点検を毎年度実施するとともに、必要に応じて見直すことが適



当。

【重要度：高】

- ・ 保険料は、保険事業を継続的・安定的に実施するための不可欠の要素であり、業務収支の均衡に向けてその水準について不断の見直しを行うことが重要であるため。

イ 漁業信用基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。

(2) 保険事故率の低減に向けた取組

中期目標期間中に保険契約を締結した案件の保険事故率が抑制されるよう、以下の取組を行う。

ア 漁業信用基金協会において適正な引受審査や代位弁済が行われるよう、漁業信用基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議並びに大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を全件について確実に実施する。

イ 融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、漁業者等の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、現在実施している部分保証やペナルティ方式（代位弁済時等に一定額を融資機関が負担する方式）等の方策について導入効果を毎年度検証するとともに、必要に応じて方策を拡充する。

ウ 漁業信用基金協会及び融資機関と連携しながら、被保証者及び貸付先の財務状況等を踏まえ、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有及び意見調整を着実にを行う。また、必要に応じ漁業信用基金協会が行う期中管理の改善を求めるなど、保険事故の未然防止に努める。

【指標】

- 中期目標期間中の保険事故率（直近10年の平均実績：0.95%）

<想定される外部要因>

- ・ 保険事故については、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。

(3) 求償権の管理・回収の取組

漁業信用基金協会の求償権の行使による回収については、回収実績の進捗管理や漁業信用基金協会との個別協議の実施等、回収向上に向けた取組を着実にを行う。

【指標】

- 回収向上に向けた取組の実施状況（回収見込調査実施状況、個別協議実施状況等）

(4) 利用者のニーズの反映等

漁業信用保証保険制度の利用者の意見募集を幅広く定期的に行うとともに、融

資機関や漁業者等の全国団体等との情報及び意見交換を通じて、本制度に関する利用者のニーズを把握し、業務運営への適切な反映と本制度の円滑な運営を図るために必要な運用の見直しを行うほか、災害発生時等に必要に応じて相談窓口を開設し、漁業信用基金協会等と連携して対応する。

**【指標】**

- 利用者ニーズの反映等状況（意見募集や情報・意見交換等の実施状況、相談窓口開設回数等）

**(5) 事務処理の適正化及び迅速化**

利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。

ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。

**【指標】**

- 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況

イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に案件の処理を行う。

**<目標水準の考え方>**

- ・ 前中期目標期間において、目標（85%以上の処理）の確実な達成が見込めるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求めるため、目標を15ポイント引き上げ、全ての案件を標準処理期間内に処理することが適当。

なお、利用者からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰すべき事由とならないものについては、標準処理期間から除くことが適当。

ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。

また、貸付金については、確実に回収する。

**【指標】**

- 担当部署及び会計部署における点検実施状況

## **4 農業保険関係業務**

**(1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映**

信用基金の農業保険関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。

**【指標】**

- 農業共済団体等への農業保険関係業務の周知状況

(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施

ア 共済団体等に対する貸付業務は、農業共済制度及び農業経営収入保険事業の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。

その上で、共済団体等に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に全ての案件を処理する。

イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。

ウ 貸付金及び貸付利息については、定められた期日に確実に回収する。

**5 漁業災害補償関係業務**

(1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映

信用基金の漁業災害補償関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。

**【指標】**

- 漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知状況

(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施

ア 共済団体に対する貸付業務は、漁業災害補償制度の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。

その上で、共済団体に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に全ての案件を処理する。

イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。

ウ 貸付金及び貸付利息については、定められた期日に確実に回収する。

**第4 業務運営の効率化に関する事項**

**1 事業の効率化**

事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、中期目標の期間中に、平成29年度比で5%以上削減する。

### <想定される外部要因>

- ・ 保険金及び代位弁済費については、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。

## 2 経費支出の抑制

(1) 業務の見直し及び効率化を進め、全ての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課、事務所賃料、外部との不正通信の検知に必要な経費、最高情報セキュリティアドバイザーの設置に必要な経費、特殊要因により増減する経費及び中期目標期間中に新たに実施する取組（第3の1の（1）及び（2）のイの取組に限る。）に要する経費を除く。）については、中期目標の期間中に、平成29年度比で20%以上抑制する。

ア 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。

イ 業務実施方法を見直す。

ウ 個別業務単位ごとの予算執行状況の期中管理を徹底する。

(2) 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。

また、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）が中期目標期間中は、毎年度100を上回らない水準とし、給与水準の適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。

## 3 調達方式の適正化

調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、以下の事項を着実に実施する。

(1) 調達等合理化計画

ア 信用基金が毎年度策定する調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施する。

イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。

(2) 調達に係る推進体制の整備

ア 契約監視委員会において、毎年度、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際

の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。

イ 契約監視委員会において、信用基金の調達に係る推進体制が適正であるかの検証を行い、必要に応じて、推進体制の整備・見直しを行う。

ウ 契約審査委員会の活用等により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等を確認するなど、契約の適正な実施を図る。

エ 随意契約ができる理由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。

#### 4 電子化の推進

業務の効率化及び簡素化を図る観点から情報システムの改善に努めるとともに、ICTの活用等による電子決裁や情報デジタル化（ペーパーレス化）の取組など、業務の電子化を推進する。

### 第5 財務内容の改善に関する事項

#### 1 財務運営の適正化

我が国農林漁業の健全な発展を図るという政策的な見地から、信用基金の業務が安定的かつ継続的に実施されることが重要であり、このため、信用基金の健全な財務内容を確保することが必要不可欠となる。

このような観点から、信用基金は、長期的に収支均衡とすることを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指すこととし、第3の1から5までに掲げる制度の普及推進や利用促進、保険事故率・代位弁済率の低減、求償権の回収等の取組を着実に実施するとともに、効率的、自律的な業務運営を行うものとする。

特に、林業信用保証業務については、前中期目標に掲げられた保証料の増加が未達成であったことを踏まえ、業務収支の黒字化に資するよう、第3の2（1）の普及推進・利用促進に向けた取組を着実に実施することにより、林業・木材産業の成長産業化に向けた林業信用保証制度の利用拡大と保証料収入の確保を行うものとする。

<想定される外部要因>

- ・ 業務収支は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。

#### 2 決算情報・セグメント情報の開示

信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。

#### 3 長期借入金の条件

基金法第17条（漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第196条の11第1項

又は暫定措置法第7条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。

## 第6 その他業務運営に関する重要事項

### 1 職員の人事

#### (1) 人員

業務の質や量に対応した組織体制・人事配置の見直しを通じて、業務運営の効率化を行うことにより、人員の抑制を図る。

#### (2) 人事評価

役職員に対して、目標管理を取り入れた適切な人事評価を着実に実施し、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に確実に反映させることにより、業務遂行へのインセンティブを向上させる。

#### (3) 人材の確保、人材の養成

##### ア 人材の確保

金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。

##### イ 人材の養成

個々の職員の専門性の向上に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させるなど、専門性の高い人材の早期育成を図る。

### 2 ガバナンスの高度化

#### (1) 運営委員会

政府以外の出資者や外部有識者を委員とする運営委員会を適時に開催して、これらの委員から示された意見等を信用基金の業務運営に的確に反映させる。

#### (2) 内部統制機能の強化

##### ア 役員会

理事長の意思決定を補佐するため、役員会を定期的に行う。また、業務に関する重要事項について意見交換を行う。

##### イ 内部統制委員会

理事長をトップとする内部統制委員会を開催して、各種委員会における取組状況をモニタリングするなど、内部統制を推進する。

ウ リスク管理委員会

外部有識者を委員として含むリスク管理委員会を開催して、金融業務に固有のリスクについて統合的なリスク管理を実施する。

エ コンプライアンス

業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員会において外部有識者の知見を活用するなど、コンプライアンス（法令等遵守）に着実に取り組む。

オ 事務リスク自主点検

事務リスクの顕在化を防止するため、事務リスク自主点検を実施するとともに、その結果を踏まえて改善策を検討する。

カ 監査

各部署から独立した内部監査担当部署による内部監査を通じて、また、信用基金から独立した監事及び会計監査人による監査を通じて、法令等に則った適切かつ健全な業務運営が確保されるようにする。

### 3 情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略」（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」（平成 28 年 8 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）等の政府の方針等を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、情報セキュリティに関する知識や経験を有する専門家の活用を通じて体制を整備し、個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。

# 独立行政法人農林漁業信用基金の政策体系図

## 主な政府方針

### 食料・農業・農村基本計画 (平成27年3月31日閣議決定)

- 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保
  - ・担い手が主体性と創意工夫を発揮して経営発展できるよう、出資や融資、税制など、経営発展の段階や経営の態様に応じた支援を行う。
- 経営の新たなセーフティネットとしての収入保険制度等の検討

### 森林・林業基本計画 (平成28年5月24日閣議決定)

- 森林の有する多面的機能の発揮
- 林業の持続的かつ健全な発展
  - ・林業経営基盤の強化等のため、金融・税制上の措置の活用等を進める。
- 林産物の供給及び利用の確保

### 水産基本計画 (平成29年4月28日閣議決定)

- 融資・信用保証、漁業保険制度等の経営支援的的確な実施
  - ・漁業信用保証保険制度は、資金の円滑な融通を通じて漁業者等の経営にとって重要な役割を果たしていることから、引き続き、信用保証に係る負担軽減等を推進する。
  - ・漁業共済制度は、自然環境に左右されやすい漁業経営の安定を図る役割を果たしていることから、制度の安定的な運営を確保する。

## 農林漁業信用基金が果たすべき役割(独立行政法人農林漁業信用基金法第3条)

- 農業・漁業の信用基金協会が行う債務の保証等について保険を行うこと、農業・漁業の信用基金協会の業務に必要な資金の融通を行うこと、林業者等の経営改善に必要な資金の借入に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって、農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。
- 農業保険法(注)及び漁業災害補償法に基づき、共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関して必要とする資金の貸付等の業務を行うことを目的とする。

### 農業信用保険業務

- 農業信用基金協会が行う債務の保証についての保険
- 農業信用基金協会が行う保証業務に必要な資金の貸付け
- 農林中央金庫等が行う融資についての直接保険

### 林業信用保証業務

- 林業者等が融資機関から経営改善に資する資金を借り入れる際の債務の保証
- 日本政策金融公庫に対し、森林整備活性化資金の貸付けに必要な資金の寄託
- 木材産業等高度化推進資金の貸付けの事業を行う都道府県に対して、低利貸付けに必要な資金を貸付け

### 漁業信用保険業務

- 漁業信用基金協会が行う債務の保証についての保険
- 漁業信用基金協会が行う保証業務に必要な資金の貸付け
- 農林中央金庫が行う融資についての直接保険

### 農業保険関係業務(注)

- 農業共済団体等の保険金又は共済金の支払等に必要な資金の貸付け等

### 漁業災害補償関係業務

- 漁業共済団体の共済金又は再共済金の支払に必要な資金の貸付け等



## I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

### 1. 政策体系におけるNEDOの位置付け

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、「エネルギー・環境問題の解決」、「産業技術力の強化」に貢献することをミッションとしている。これを実現するために、NEDOは、これらのミッションに必要となる革新的な技術シーズの創出と多様なシーズを事業化に結びつける「技術開発マネジメント」を推進する。具体的には、世界最先端の技術情報を持つ国内外の産学官組織との対話によりグローバル視点で最新の技術動向や市場展望を把握し、先を見据えた中長期の技術戦略及びプロジェクト構想を策定するとともに、産学官を組み合わせた最適な体制を構築し、技術開発プロジェクトを資金、研究計画、成果管理・普及、技術評価並びに標準化や規格・規制の整備等あらゆる側面からマネジメントする。また、新たなイノベーションの担い手として期待される中堅・中小・ベンチャー企業を技術面から支援し、技術開発助成等による技術開発リスクの低減に貢献する。さらに、近年、組織や業種等の壁を越えて、技術やノウハウ、人材等を組み合わせ、新たな価値を創造する「オープンイノベーション」が革新的な技術シーズの創出を担いつつあることを踏まえ、オープンイノベーションの推進を通じて、革新的な技術を事業化に結びつけるための取組を実施する。

NEDOは設立以来、政策実施機関として、政府と産業界との間に立ち、①ナショナルプロジェクト（民間企業等のみでは取り組むことが困難な、実用化・事業化までに中長期の期間を要し、かつリスクの高い技術開発に対し、国の資金提供と技術開発マネジメントの下に取り組む研究開発事業）、②実証事業（技術の有効性を確認するための実証事業）、③テーマ公募型事業（民間企業等からテーマ提案を募る形態による技術開発事業）、④研究開発型ベンチャー支援事業（研究開発型ベンチャーの技術開発リスクの低減に資する助成等の事業）、⑤国際実証・国際共同事業（非化石エネルギーを発電に利用する技術、エネルギー使用合理化のための技術、鉱工業の技術等の海外における実証事業及びNEDOが外国の技術開発マネジメント機関等とともに行う最先端の技術を持つ内外の企業による国際共同研究プロジェクト等への支援事業）に係る技術開発マネジメントを実施している。

また、「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月閣議決定）等において、イノベーションを生み出す環境整備として、革新的な技術シーズを事業化に結びつける「橋渡し」機能強化にNEDOが先行的に取り組むとされたことを受け、第3期中長期目標期間中の平成26年4月に、NEDO技術戦略研究センター（以下「TSC」という。）を設置した。TSCにおいては、世界最先端の技術情報を持つ産学官組織との対話により、グローバル視点で最新の技術動向や市場展望を把握し、先を見据えた中長期の技術戦略を策定してプロジェクトを企画・構想しつつ、長期的な技術インテリジェンスの向上に取り組んでいる。

加えて、NEDOが行うプロジェクトマネジメントは、技術シーズの漸進的進歩ではなく、社会ニーズ・産業ニーズに的確に貢献できる技術の創出を旨としている。具体的には、ナショナルプロジェクトにおける、非連続なイノベーションの創出を目的として行われる技術開発関連事業であって、特にリスクの高いもの（以下「非連続ナショナルプロジェクト」という。）の実施やプロジェクトマネージャー（以下「PM」という。）を設けて、プロジェクトマネジメントの権限・裁量を付与する取組を通じて、社会ニーズ・産業ニーズを意識した技術開発マネジメントの機能強化を図ってきた。

## 2. NEDOを取り巻く現下の経済社会情勢

現下の産業技術・イノベーション、エネルギー・環境を巡る状況を見ると、未来投資戦略2017（平成29年6月閣議決定）、エネルギー基本計画（平成26年4月閣議決定）、地球温暖化対策計画（平成28年5月閣議決定）、エネルギー・環境イノベーション戦略（平成28年4月総合科学技術・イノベーション会議）、科学技術イノベーション総合戦略2017（平成29年6月閣議決定）において以下のような課題が示されている。さらに、経済産業省の産業構造審議会 産業技術環境分科会 研究開発・イノベーション小委員会の「中間とりまとめ」（平成28年5月）においても、イノベーションを結実させるために必要な産学官の取組が示されている。また、産業構造審議会 産業技術環境分科会 基準認証小委員会の「今後の基準認証の在り方 答申」（平成29年10月）においては、統合的な官民標準化戦略の実施として、研究開発・知財と並行して標準化を進める仕組みの構築の必要性が示されている。

- ① 我が国は、600兆円経済の実現に向け、成長戦略の強力な推進が求められている。成長の実現に向けて、IoT、人工知能（AI）、ロボット等の第四次産業革命の技術革新をあらゆる産業に取り入れ、さまざまな社会課題を解決するSociety5.0を世界に先駆けて実現する必要がある。また、モノとモノ、人と機械・システム、人と技術、異なる産業に属する企業と企業など、さまざまなものをつなげる新たな産業システム（Connected Industries）への変革を推進する必要がある。【未来投資戦略2017】
- ② 徹底した省エネルギー社会の実現、再生可能エネルギーの導入加速等を進めるために、省エネルギーに資する技術開発・技術等の国際展開、再生可能エネルギーの低コスト化・高効率化に資する研究開発や使用済製品からの有用金属資源の回収を進めるための技術開発等を戦略的に推進する必要がある。【エネルギー基本計画】

また、我が国は、パリ協定を踏まえ、全ての主要国が参加する公平かつ実効性ある国際枠組みの下、主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際社会を主導し、地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととされている。このような大幅な排出削減は、従来の取組の延長では実現が困難である。

このため、エネルギー・環境分野については、「エネルギー・環境イノベーション戦略」等に基づき、エネルギーシステムの統合技術やシステムを構成するコア技術に加え、省エネルギー、蓄エネルギー、創エネルギー、CO<sub>2</sub>固定化・有効利用の各分野におけるイノベーションを促進する必要がある。【地球温暖化対策計画、エネルギー環境・イノベーション戦略】

さらに、地球全体の温室効果ガス排出削減に貢献しつつ我が国の更なる経済成長へつなげるべく、我が国のエネルギー関連先端技術の国際展開及び途上国への温室効果ガス削減技術等の普及等の国際的な取組を通じて、実現した温室効果ガス排出削減・吸収を国際貢献として示していくとともに、我が国の削減目標の達成にも資するよう二国間オフセット・クレジット制度（JCM）を活用していく。【地球温暖化対策計画、エネルギー基本計画】

- ③ Society5.0の実現を始めとする科学技術イノベーションの推進こそが600兆円経済を実現する成長戦略の鍵であり、官民研究開発投資を拡大していくことが必要不可欠である。エネルギー・資源の安定的な確保、超高齢化・人口減少社会等に対応する持続可能な社会の実現、我が国のものづくり産業の競争力向上といった視点に加えて、国及び国民の安全・安心を確保するために、我が国の様々な高い技術力の活用が重要である。【科学技術・イノベーション総合戦略2017】
- ④ イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システムの構築として、今後はイノベーションの果実が次に投資される好循環によりイノベーション・ベンチャーのエコシステムを構築することが必要である。【未来投資戦略2017】
- ⑤ 我が国企業は、自前主義からの脱却の遅れや、事業の“選択と集中”等ができていないことから、必ずしも研究開発投資が事業化・企業収益に繋がっていない。また、国際競争の激化等により、研究開発費の多くを短期的研究に振り向ける傾向にある。このため、研究開発、市場獲得・開拓までを通じたイノベーションシステムの構築や、勝ち筋となり得る「戦略分野」の見極めを行い、国が中長期的な研究を支援することが必要である。

さらに、イノベーションを結実させるのは主として企業であるが、迅速な社会実装に向けて、公的研究機関が企業や大学と協働していくことが不可欠である。グローバルにオープンイノベーションを推進するためには、各主体が強みを生かし、その力を補完的に連携・融合させていく必要があるとされている。また、大企業、中小・ベンチャー企業、大学、公的研究機関に偏在する人材、知、資金の流動性向上に加えて、サイバーセキュリティ対策、知財戦略の推進、先端技術の国際標準化等に官民挙げた取組が必要である。【経済産業省産業構造審議会産業技術環境分科会研究開発・イノベーション小委員会「中間とりまとめ」】

- ⑥ 統合的な官民標準化戦略の実施として、研究開発・知財と並行して標準化を進める仕組みの構築が求められており、研究開発の初期段階から標準化を構想していく必要がある。【経済産業省産業構造審議会 産業技術環境分科会 基準

認証小委員会の「今後の基準認証の在り方答申」】

(別添) 政策体系図

### 3. 第4期中長期目標期間におけるNEDOのミッション

こうした現下の状況・政府方針を踏まえ、本中長期目標期間におけるNEDOのミッションを以下のとおりとする。

- ① 第一に、成果の社会実装によりエネルギーの安定的・効率的な供給の確保及び経済・産業の発展に資する研究開発プロジェクトを推進する。

具体的には、産業技術分野については、Connected Industries への変革等を通じた Society5.0 の実現のための中核技術として期待される人工知能（AI）技術、ロボット技術等のコア技術を中心に、我が国が強みを有するものづくり技術との融合を目指し、ベンチャー等にも広く参画を呼びかけつつ産学官の英知を集結し、関係府省とも連携を強化しながら研究開発を行う。

また、エネルギー・環境分野については、エネルギーの安定供給と地球環境問題の解決に貢献するため、新エネルギー及び省エネルギー技術等の開発や実証事業等を産学官により国内外で展開するプロジェクト等を推進する。さらに、長期的、戦略的な取組の中で大胆な温室効果ガス排出量削減を目指す等、中長期的な課題を解決するため、従来の発想によらない革新的な技術の発掘や開発等に注力する。

これらの取組においては、研究開発成果により社会にもたらされる将来の経済効果を十分に意識しつつ、成果の社会実装を図るため、研究開発プロジェクト等の実施に併せ、国の標準化行政の最新の政策動向・制度改正も十分に踏まえた国際標準化の取組支援、知的財産マネジメント支援等を推進する。

- ② 第二に、研究開発型ベンチャー企業等の振興、オープンイノベーションを促進する。

具体的には、経済の活性化や新規産業・雇用の創出の担い手として、新規性・機動性に富んだベンチャーの振興が重要である。研究開発型ベンチャーが事業化リスクに加えて研究開発リスクも抱え、収益が上がるまでに時間と資金を多く要するため、研究開発型ベンチャー振興のための環境整備に向け、各種支援施策を整備・実施する。また、イノベーションの手法として効果的な解決策となり得るオープンイノベーションについて、その理解向上・効果的な取組方法等に関する共有・普及啓発を行う。さらに、研究開発プロジェクトにおけるオープンイノベーションの推進に向けて、技術分野ごとに競争領域／協調領域を明確化することで、企業、大学、国立研究開発法人等の資源を集約し、効果的かつ効率的に研究開発を進める。

- ③ 第三に、戦略分野を見極めつつ、中長期的な視点に立った研究開発を進めてい

く上で、N E D O の技術インテリジェンス機能を強化する。

具体的には、国内外の市場の獲得につなげるため、T S C を中心として、特許庁の技術動向調査や他の国立研究開発法人の調査研究等も活用しつつ情報収集・分析を進め、国内外の有望技術と社会課題・市場課題の動向把握・分析を継続的に行う体制を構築する。また、他国の後追いではなく、世界に先んじたイノベーションの予兆を掴み、萌芽を見い出しつつ、我が国の「強み」、「優位性」を活かした技術戦略を策定・実施する。

## Ⅱ. 中長期目標の期間

平成 30 年度から始まる第 4 期における N E D O の中長期目標の期間は、5 年間とする。

国立研究開発法人たる N E D O は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 の規定により、中長期目標の期間を 5 年以上 7 年以下の範囲で定めるとされている。N E D O には、今後 20 年、30 年先を見据えた有望技術を探索し、世界に先んじてイノベーションの予兆を掴み、具体的な技術戦略を策定して、高度な研究開発マネジメントを推進していくという長期的視点が求められる一方、人工知能（A I）分野等極めて技術革新のスピードが速い技術分野に的確かつ柔軟に対応することも強く期待される。このため、中長期目標の期間は通則法に定められた最短の 5 年間とし、世界の技術革新・イノベーションに係る状況変化に迅速に対応するものとする。

## Ⅲ. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

第 4 期中長期目標期間においては、研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上のため、以下のとおり、上記ミッションを実現するため、1. から 4. の業務項目毎に取組を行うものとする。

また、N E D O の業務活動単位が、概ね①エネルギーシステム分野、②省エネルギー・環境分野、③産業技術分野、④新産業創出・シーズ発掘等分野に分類され、この分類ごとに組織上の責任者を配置して業務を実施することが望ましいことから、当該分類を一定の業務等のまとまりと捉えて「評価単位」とし、評価に当たっては、別紙のとおり、評価単位ごとに 1. から 4. の評価項目について評価軸等に基づき実施するものとする。なお、異分野の技術の融合がますます重要になってきていることを踏まえ、評価単位の設定による内部の縦割りを助長することのないよう十分留意するとともに、分野横断の視点で全体を俯瞰しつつ、異分野の技術の融合を図る技術開発マネジメントにも適切に取組むものとする。

## 1. 技術開発マネジメント等による研究成果の社会実装の推進

第4期中長期目標期間においては、さらなる技術開発マネジメントの機能強化を通じて研究開発成果の最大化を図るとともに、研究成果を速やかに社会実装へつなげるための取組を強化するものとする。

### (1) 世界最先端の研究開発プロジェクトの実施と成果の最大化

NEDOが行う研究開発プロジェクトについては、事業終了段階での事後評価結果とともに、追跡調査によって把握される結果により評価を行うものとし、以下の数値目標を掲げ、その目標の達成状況を公表するものとする。

#### ○数値目標 1. - 1

##### 【目標】「基幹目標」

平成23年度以前に終了したナショナルプロジェクト243件の終了5年経過後の実用化達成率（製品化又は上市段階の比率。以下同じ。）は26.2%であるが、平成27年度以降、長期的な技術戦略に基づいてナショナルプロジェクトが組成される仕組みが導入され、プロジェクトの難易度が上がっていること、第3期中長期目標における実用化達成率目標25%以上の数値引き上げは、難易度が低く実用化に近いナショナルプロジェクトの組成につながりかねない懸念が生じるため、第4期中長期目標ではナショナルプロジェクトであって、非連続ナショナルプロジェクト以外のものについては、事業終了後、5年経過後の時点での実用化達成率を第4期中長期目標期間全体で該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも25%以上とすることを目標とし、その達成状況を評価する。

加えて、終了5年経過後時点で実用化達成率のみを評価すると、第4期中長期目標期間中に終了するナショナルプロジェクトの実用化達成率は反映されないこととなるため、事業終了後、5年を経過していないナショナルプロジェクト（非連続ナショナルプロジェクトを除く。）については、事業終了後に実施する外部評価委員会による事後評価における「成果の実用化・事業化に向けた取組及び見通し」の評価項目の4段階評点が最上位又は上位の区分となる比率を第4期中長期目標期間全体で該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも50%以上（平成23年度以前に終了したナショナルプロジェクト243件の実績は41%）とすることを目標として、成果の実用化に向けたマネジメントに、より一層取り組むものとし、当該比率を基に実用化達成率の将来予測を行うものとする。

##### 【重要度：高】【優先度：高】

研究開発プロジェクトの実施にかかる成果を測る指標として、実用化に繋がった率をもって評価することが最も適切と考えられるため、当該率をもって評価を行うものとする。ナショナルプロジェクトは、民間企業等のみでは取り組むことが困難な、実用化・事業化までに中長期の期間を要し、かつリスクの高い技術開発であるが、一方でNEDOの技術開発マネジメントによって早期に実用化し社会に実装されることも

求められる。このため、社会実装へ向けた進捗状況を示す本目標の重要度は高いものであり、かつ、平成27年3月に第3期中長期目標を変更し、技術シーズの迅速な事業化を促すため、PMへの大幅な権限付与等によるプロジェクトマネジメントの強化を実施しており、この強化した内容を含むNEDOの技術開発マネジメントによる業務成果を直接測るものでもあるため、指標としての優先度も高いものである。

**【難易度：高】**

技術開発マネジメントの機能強化を図る等NEDOの業務執行努力によって、実用化達成率が高まるものと考えられるが、一方で研究開発は常に不確実性を有することに加え、平成27年度以降長期的な技術戦略に基づいてナショナルプロジェクトが組成される仕組みが導入され、プロジェクトの難易度が上がっているため、難易度は高とする。

(2) 技術開発マネジメントの機能強化

NEDOが行う技術開発マネジメントについては、事業終了段階での事後評価結果により評価を行うものとし、以下の数値目標を掲げ、その目標の達成状況を公表するものとする。

○数値目標 1. - 2

**【目標】**

第3期中長期目標期間では、NEDOが行った技術開発マネジメントを評価するため、ナショナルプロジェクト終了後に実施する外部評価委員会による事後評価全体の結果について、4段階評点が最上位又は上位の区分の評価を得る比率を60%以上とすることを目標としていたが、第4期は、マネジメント結果を直接的に測定できる

「研究開発マネジメント」及び「研究開発成果」の評価項目に特化することとし、同評価項目の4段階評点が最上位又は上位の区分の評価を得る比率について、第4期中長期目標期間全体で該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも70%以上（平成28年度までに事後評価を完了したナショナルプロジェクト358件の実績値は68%）とすることを目標とし、その達成状況を評価する。

(3) 技術戦略に基づいたチャレンジングな研究開発の推進

国費を原資とするナショナルプロジェクトでは基本的に成功率を高める取組が求められるところであるが、成功率だけを目標にするとリスクが高い研究開発が実施されにくい懸念が生じる。NEDOが今後取り組むべき20年、30年先の市場を創出する技術は、現在の類似技術の延長線上の改良・漸進的進展のみならず、非連続な飛躍が必要と考えられる。このため、現時点ではリスクが高い研究開発テーマにも果敢に挑戦することが求められる。

研究開発の企画・立案段階でその研究開発目標が達成できないリスクを定量的に評

価することは困難であるが、技術開発リスクが極めて高い一方で成功した場合の経済・社会に及ぼす効果が極めて大きい非連続ナショナルプロジェクトにつながる技術テーマに積極的に取り組んでいくべきであり、その取り組みを促すための数値目標を以下のとおりとする。

○数値目標 1. - 3

【目標】「基幹目標」

ナショナルプロジェクト実施前に行う先導研究において、外部審査委員会において非連続ナショナルプロジェクトにつながるものとして分類されるテーマを第4期中長期目標期間全体で該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも全体の40%以上とする目標を新たに設ける。

【重要度：高】 【優先度：高】

NEDOが今後取り組むべき20年、30年先の市場を創出する技術は、現在の類似技術の延長線上の改良・漸進的進展のみならず、非連続な飛躍が必要と考えられ、こうした技術の開発はリスクが極めて高い一方、成功した場合の経済・社会に及ぼす効果が大きいと考えられるものである。上記の目標設定により、従来型の研究開発に加えて、アイデアの斬新さと経済・社会的インパクトを重視した研究開発に挑戦することを促す仕掛けを取り入れ、非連続なイノベーションの創出を加速するチャレンジングな研究開発の推進に適した手法の拡大に取り組むことは、重要度及び優先度がいずれも高いものである。

【難易度：高】

非連続ナショナルプロジェクトにつながるものとして分類される先導研究の創出は、類似技術の発展・改良のための先導研究に比して、大きな発想の転換や独創性のある技術の組み合わせなど、従来の発想にはない高度な提案が必要となるため、相当の困難性が認められるため、難易度は高とする。

(4) 国際標準化等を通じた研究開発成果の事業化支援

研究開発成果を速やかに社会実装につなげるとともに、研究開発成果を取り入れた製品等の国際的な競争力を確保するため、ナショナルプロジェクトの企画段階において、当該分野の技術や関連する規制・標準の動向を把握し、ナショナルプロジェクトの「基本計画」に、研究開発と標準化戦略及び知的財産マネジメントを一体的に推進する体制を記載するものとする。また、標準化の中でも先端技術の国際標準化が国際的な競争力を確保するために重要であることから、その取組を促すための数値目標を以下のとおりとする。

なお、ナショナルプロジェクト以外の事業についてもナショナルプロジェクトに準じて研究開発成果の事業化支援に取り組むものとする。

○数値目標 1. - 4



## 【目標】

研究開発成果の社会実装及び国際的な競争力確保への取組みを評価するため、新たに国際標準化に係る指標を設定する。具体的には、ナショナルプロジェクトにおける国際標準化に係る取組を含んだ基本計画のうち、ISO、IEC、フォーラム規格等国際標準化の提案を行ったプロジェクトの比率を該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも第4期中長期目標期間中全体で15%以上（第3期中長期目標期間中における実績は12.9%）とすることを目標とする。なお、国内外の関係機関との連携が必須となる国際標準化活動において、提案をリードすることは、相当の困難性があるものである。

### （5）上記の数値目標を達成するための技術開発マネジメントの実施

上記の（1）から（4）の数値目標を達成するため、以下のとおり、政策当局と密接に連携しつつ、産業技術政策などの実施機関として適切に技術開発マネジメントに取り組むものとする。

#### ①ナショナルプロジェクトの実施

##### i）企画（Plan）・実施（Do）段階

企画段階においては、内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）等NEDO以外の公的機関が戦略を策定し推進するものを除き、TSCが策定する技術戦略及びプロジェクト構想に基づき企画立案することを基本とする。プロジェクト構想が策定された段階でPMを選定し、そのPMが主体となって、基本計画の策定、実施体制の構築を行うものとする。なお、PMの選定にあたっては、産業界、大学等、NEDO内外からの登用を含め、当該プロジェクトの技術開発マネジメントに最適な技術開発マネジメント体制を構築する。基本計画には事業終了時や中間時点での達成目標を定量的かつ明確に示すとともに、市場創出効果、雇用創造効果、広範な産業への波及効果、中長期視点からの我が国産業競争力強化への貢献、内外のエネルギー・環境問題等の社会的課題の解決への貢献、費用対効果等の観点から事前評価を行うものとする。

実施段階においては、プロジェクト期間を複数のステージに分割し、必要な実施体制の見直し等を柔軟に図る「ステージゲート方式」を必要に応じて活用するものとする。また、挑戦的なテーマに対しベンチャー企業等から広く技術やアイデアを募集する観点から、書面審査だけではなく提案者によるデモンストレーション等によるコンテストを設け、その成績に応じて助成金の交付等を行う「アワード方式」についても特性に応じて活用することができるものとする。

##### ii）評価（Check）及び反映・実行（Action）段階

評価段階においては、中間評価及び事後評価の実施、また、必要に応じて追跡評価を実施することとし、産業界、学术界等の外部の専門家・有識者を活用し厳格に行うものとする。

また、反映・実行段階においては、各評価結果から得られた技術開発マネジメントに係る多くの知見、教訓、良好事例等を蓄積することにより、マネジメント機能全体の改善・強化に反映させるとともに、各評価結果について、技術情報等の流出等の観点に配慮しつつ、可能な範囲で公表するものとする。

さらに、非連続ナショナルプロジェクトについては、評価段階において、実用化・事業化の見通しに加え、獲得された知見の他の技術や用途への波及効果等の観点から多面的に評価する。

加えて、過去の実績データを蓄積し、分析することで評価に活かす必要がある。そのため、これまでのNEDOの研究開発成果が活用された製品・プロセス等について、それらが社会にもたらした経済効果（アウトカム）を把握する既存の取組を継続するとともに、第4期中長期目標期間のNEDO技術開発マネジメントで期待される研究成果を予測し、その成果を活用して実用化が期待される製品等の売上げ予測を行うことによって将来的な経済効果（アウトカム）を推計する新たな取り組みを検討する。

### iii) 国際標準化等を通じた研究開発成果の事業化支援の具体的な取組内容

#### ・プロジェクト企画段階の取組

国内外の市場を獲得するため、有望技術と社会課題・市場課題と当該分野の規制・標準等の動向把握・分析を踏まえ、知的財産権、標準化、性能評価、環境影響評価、ロードマップ・ガイドライン、データベース策定、産業人材育成、規制構築のための実証等の社会実装に必要な要素を可能な限り特定するものとする。

産業構造審議会 産業技術環境分科会 基準認証小委員会の「今後の基準認証の在り方 答申」（平成29年10月）を踏まえ、先端分野や異業種横断分野を中心に、技術開発成果に関するISO・IEC等の国際標準化を図るため、プロジェクト「基本計画」において標準化に係る取組を具体的に記載してプロジェクトを実施するものとする。その際、技術戦略を踏まえた社会実装への効果の高い国際標準の獲得を目指すものとする。また、鉱工業分野、エネルギー・環境分野における標準化提案・審議を実施する国内外の標準関係団体との連携強化を図るものとする。

知的財産マネジメントについては、プロジェクトで創出された知的財産には原則として日本版バイドール条項を適用し、知的財産の受託者帰属を通じて研究活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用できるようにするものとする。

また、プロジェクトの目的を達成するために、プロジェクト開始までにプロジェクト参加者間で知的財産合意書を策定することや海外市場展開を勘案した出願を原則化した「知財マネジメント基本方針」を全プロジェクトに適用するものとする。

#### ・プロジェクト終了後の取組

NEDOの研究開発成果を事業活動において活用しようとする者に対する出資（金銭の出資を除く。）並びに人的及び技術的支援を行うとともに、産業革新機構

など事業化促進に資する機能を有する外部機関と積極的に連携することにより、技術開発の成果の事業化を促進するものとする。

また、技術開発の成果を速やかに実用化・事業化に繋げるよう、NEDOとして事業者に対し、技術開発成果を経営において有効に活用するための効果的方策（技術開発マネジメント、テーマ選定、提携先の選定、経営における活用に向けた他の経営資源との組み合わせ等）を提案するなど、技術経営力の強化に関する助言を積極的に行うものとする。

さらに、技術開発の成果をユーザーにサンプル提供し、その評価結果から課題を抽出する技術シーズマッチングを行う等、技術開発の成果のユーザー・市場・用途の開拓に係る支援を行うものとする。

#### ② ナショナルプロジェクト以外の事業の実施（実証事業、テーマ公募型事業、国際実証・国際共同事業）

企画（Plan）・実施（Do）段階、評価（Check）及び反映・実行（Action）段階においては、技術戦略策定を除き、1.（5）①に準じて、業務を行うものとする。

#### ③ 国際的な議論への貢献及び関係機関との連携等

世界トップレベルの産官学関係者が一堂に会して、地球温暖化問題の解決に向けたエネルギー・環境技術のイノベーションを促進する方策を議論する国際会議 I C E F (Innovation for Cool Earth Forum) 等の国際的な取組への貢献、先進諸国等との連携を着実に進めるものとする。また、国連サミットで採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）を踏まえ、我が国における持続可能な開発の実施指針（平成 28 年 12 月持続可能な開発目標（SDGs）推進本部決定）への対応についても検討する。

さらに、日本の技術の海外展開と海外における技術開発動向把握のため、海外の研究開発機関や政府機関との協力関係を強化する。その際には、一方的な技術流出にならないよう双方にとって Win-Win の関係となるような連携の推進を図る。

#### ④ 各事業の効率的な実施

各事業の実施に当たり、事業実施者における交付申請・契約・検査事務などの手続きの公正さを確保しつつ簡素化するとともに、委託事業においては技術開発資産等の事業終了後の有効活用を図るものとする。

また、事業の予見性を高めるとともに進捗に応じた柔軟な執行を可能とするために導入した「複数年度契約」や、技術開発のニーズに迅速に応える「年複数回採択」等の制度面・手続き面の改善を引き続き行うものとする。

#### ⑤ 各事業における技術流出の防止

各事業の実施に当たり、科学技術イノベーション総合戦略 2017 において、技術

情報流出の防止強化のため、公的研究機関等において、外国為替及び外国貿易法の遵守徹底などの安全保障貿易管理の取組の促進や、機微な技術を適切に管理するための体制整備が求められていることを踏まえ、そのための具体的取組内容を整備するものとする。

## 2. 世界に通用するオープンイノベーションの促進と研究開発型ベンチャー企業の育成

組織や業種等の壁を越えて、技術やノウハウ、人材等を組み合わせ、新たな価値を創造する企業の「オープンイノベーション」の取組を積極的に推進しつつ、新規産業・雇用の創出の担い手として、新規性・機動性に富んだ「研究開発型ベンチャー企業」等の育成を図るため、NEDOは、①民間ベンチャーキャピタルやカタライザー等と連携した補助事業や研修事業、②オープンイノベーション・ベンチャー創造協議会等の幅広いネットワークの構築、③ナショナルプロジェクトのマネジメントで培ってきた先進的技術に関する高い目利き能力を活かした支援を実施してきているところ。

これらのリソースを活かし、第4期中長期目標期間においては、NEDOが研究開発型ベンチャーの支援に必要な「技術的目利き」を行いつつ、民間資金や政府資金を研究開発型ベンチャーのシード期に引き込み、「技術とマネーの結節点」として研究開発型ベンチャー・エコシステム創出のハブとして機能するとともに、他公的支援機関等と連携しつつ官民のベンチャー支援のハブを担うことを目指すものとする。

この取組を促すため、第4期中長期目標における数値目標を以下のとおり掲げ、その達成状況を評価するものとする。

### ○数値目標 2. - 1

#### 【目標】

イノベーションの担い手として重要な技術集約型の中堅・中小・ベンチャー企業の育成・支援に意識的に取り組む観点から、新規採択額に占める中堅・中小・ベンチャー企業の採択額の割合について20%以上とすることとする。なお、評価単位毎の目標は中長期計画において明示するものとする。

※中堅企業：従業員1,000人未満又は売上1,000億円未満の企業であって中小企業を除く。

### ○数値目標 2. - 2

#### 【目標】「基幹目標」

NEDOが技術と資金の結節点となり、研究開発型ベンチャー支援のハブとしての役割を果たすことを測る指標として、民間ベンチャーキャピタル等からの資金呼び込み額を指標とする目標を新たに設ける。

具体的には、NEDOの支援をきっかけとして、研究開発型ベンチャーが民間ベンチャーキャピタル等から得た外部資金を指標とし、民間ベンチャーキャピタル等から得た外部資金をNEDO支援額で除して得られる倍率について、該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも第3期中長期目標における実績見込み（2.25倍）から5割引き上げ3.46倍以上とすることを第4期中長期目標期間の目標とする。

【重要度：高】、【優先度：高】

NEDOが研究開発型ベンチャーの支援に必要な「技術的目利き」を行いつつ、民間ベンチャーキャピタル等からの資金を呼び込む上で、「技術とマネーの結節点」としてベンチャー支援のハブとなる役割を果たすことが最も重要であり、優先的に取り組むべきものであることから、重要度及び優先度が高いものである。

【難易度：高】

研究開発型ベンチャーの初期段階の研究開発リスクの低減をNEDOの支援により実施しつつ、民間ベンチャーキャピタル等からの投資等の資金を呼び込むものであるが、民間ベンチャーキャピタル等の投資規模の判断についてNEDOが決定できるものではないことに加え、世界的な金融危機が発生した際には投資額が大きく落ち込むなど金融経済情勢に大きく左右される外的要因もあるため。

また、オープンイノベーションの促進、研究開発型ベンチャー企業の育成に係る取組を以下の（1）及び（2）のとおり行うものとする。

#### （1）オープンイノベーションの促進

近年、組織や業種等の壁を越えて、技術やノウハウ、人材等を組み合わせ、新たな価値を創造する企業の「オープンイノベーション」の取組が重要となってきたことから、第3期中長期目標期間において、その取組を促進すべく、技術ニーズとシーズのマッチングの推進、中堅・中小・ベンチャー企業の共同研究等支援の取組を実施してきたところである。

第4期中長期目標期間においては、引き続き、我が国企業のオープンイノベーションの取組を促進すべく、産業界の取組への関与・支援、技術ニーズと技術シーズのマッチングを促進するとともに、中堅・中小・ベンチャー企業と革新的な技術シーズを事業化に結びつける「橋渡し」機能の能力を有する機関との共同研究への支援を行うものとする。

#### （2）研究開発型ベンチャー企業の育成

NEDOはこれまで中堅・中小・ベンチャー企業を技術面から支援し、研究開発助成等による研究開発リスクの低減に貢献してきており、第3期中長期目標期間には、研究開発型ベンチャー企業等の育成を図ることを目的として、シーズ発掘から民間リ

スクマナーの獲得、事業化の支援に至るまでのシームレスな支援環境の構築等を実施してきたところである。

経済の活性化や新規産業・雇用の創出の担い手として、新規性・機動性に富んだ「研究開発型ベンチャー企業」等の育成がより一層重要になってきていることにも鑑み、ベンチャー企業への実用化助成事業における取組等を一層推進する。

上記事業の実施に当たっては、我が国におけるベンチャー・エコシステムの構築が重要であることに鑑み、諸外国の先進的な取組も参考にしつつ、ベンチャーキャピタル及び事業会社等との協調支援の取組を一層推進し、研究開発型ベンチャー企業の成長と新陳代謝を促進する環境づくりを行うほか、官民の支援機関及び地方との連携体制を強化し、研究開発型ベンチャー企業の一層の底上げを図る。さらに、我が国における企業意識の醸成・浸透に係る取組を行う。特に、NEDOの支援を受けた研究開発型ベンチャー企業の成功事例の紹介に努めるものとする。

また、1.(5)②に準じて、業務を行うものとする。

### 3. 技術に対するインテリジェンス向上による技術開発マネジメントの強化

#### (1) 技術情報の収集・分析に関する機能強化及び技術戦略の策定

TSCを中心として、国内外の有望技術・先端技術と社会課題・市場課題の動向に関する情報を収集・把握し、それら情報に基づいて、技術革新がもたらす将来の国内外市場を分析するとともに、産学官の連携によりその市場の獲得につなげるための戦略を策定するものとする。そのために、国内外における革新的な技術の探索、その技術を実用化するまでのボトルネックの見極め、将来の国内外の市場に及ぼすインパクトの予測及びこれら分析に基づく技術戦略の策定に関する機能及び能力の向上に取り組むものとする。その際、特許庁の技術動向調査等行政機関が実施する調査研究からの技術動向の把握、最新の科学技術情報を持つ研究機関等との連携強化及び国内外における研究者、技術者等とのネットワーク構築に取り組むものとする。また、国だけではなく民間企業におけるイノベーション促進にも資する技術戦略を目指す。

また、技術戦略の策定にあたっては、技術分野毎に企業が抱える共通の課題や技術領域を抽出することにより、産学官連携による課題解決に向けた取り組みを促進するものとする。その際、技術戦略の客観性を担保するため、情報の取扱に注意しつつ、策定途中の技術戦略案のとりまとめの方向性について複数の外部専門家から意見を聞くものとする。

さらに、海外事務所も最大限活用して、TSCの技術情報収集・分析に関する機能強化及び技術戦略策定能力の向上のための体制強化に取り組むとともに、NEDO事業推進部の職員を戦略策定に関与させる仕組みを導入するものとする。

加えて、科学技術イノベーション総合戦略2017で指摘されているように、技術力は我が国の経済・社会活動を支える基盤であるとともに、国及び国民の安全・安心を確保するための基盤ともなっており、安全保障に資する技術を幅広く活用し、民生分

野における科学技術イノベーションを促進することも期待される。このため、我が国の科学技術の現状の情報収集、客観的根拠に基づく先端技術の進展予測、国内外の科学技術の動向把握などについて、科学技術の変化により安全保障を巡る環境にもたらされる影響を含めて俯瞰し、ゲームチェンジャーとなる可能性のあるような先進技術について技術情報の収集・分析を行う体制を整備することが必要である。

## (2) 人材の流動化促進、育成

技術インテリジェンスの向上を図るため、TSCにおいて、内部人材の育成を図るとともに、クロスアポイントメント制度の活用、外部人材の中途採用、国立研究開発法人等の研究機関や大学における研究者等幅広い人事交流を行うものとする。

また、民間企業や大学等の技術開発における中核的人材として活躍しイノベーションの実現に貢献するPM人材が不足しており、その育成を図ることが急務である。このため、将来のPM人材の候補を採用して多様な実践経験を積ませることや、利益相反に配慮しつつ民間企業・大学・NEDOを含む研究開発法人においてすでに技術開発マネジメントの実績を有する人材を積極登用するなど、PM人材のキャリアパスの確立に貢献するものとする。

## (3) 情報発信の推進

NEDOの技術インテリジェンスの成果である技術戦略について、積極的にセミナー等による情報発信を推進することにより、様々な分野における技術情報を有する企業・大学・国立研究開発法人等の研究者との連携を深めることでNEDOの技術インテリジェンス能力の向上を図るものとする。

なお、NEDOが技術インテリジェンスの向上に積極的に取り組むことを促すため、以下の数値目標を掲げ、その達成状況を評価するものとする

○数値目標 3. - 1

### 【目標】 「基幹目標」

最新の技術動向や市場動向を把握し、先を見据えた中長期の技術戦略を策定することとしており、先見性の高い技術戦略の策定を評価するためには、技術戦略がその後の研究開発プロジェクトにつながった比率を指標とすることが合理的である。一方で、研究開発プロジェクトを創出するためだけの技術戦略という位置付けではない。

このため、経済産業省からの運営費交付金に基づく研究開発プロジェクトだけではなく、民間主導や他府省の公募型事業を含む産学官連携プロジェクトにつながった技術戦略の比率に目標を設定することで、技術インテリジェンスの向上を促すものとする。

具体的には、産学連携研究開発プロジェクトにつながった技術戦略（大幅改訂を含

む)割合を、該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも延べ110%以上(第3期中長期目標期間中の実績は80%)とする目標を新たに設ける。

なお、産学連携研究開発プロジェクトには、経済産業省からの運営費交付金に基づいてNEDOが実施する研究開発プロジェクトのほか、複数の民間企業や大学等が資金を分担して実施する共同研究開発や、他省庁・他国立研究開発法人等の研究開発プロジェクトにおける実施件数も含むものとする。

【重要度】高、【優先度】高、【難易度】高

最新の技術動向や市場展望を把握し、先を見据えた中長期の技術戦略を策定することとしており、研究開発プロジェクトを創出するための技術戦略という位置付けにはしていない。したがって、技術戦略がその後の研究開発プロジェクトにつながるかどうかは、如何に先見性の高い技術戦略を策定できるかということによるため、技術戦略の数以上の産学連携研究開発プロジェクト数を求める上記の目標を設定することにより、NEDOに先見性の高い技術戦略を作成することを促し、加えて、先見性の高い技術戦略を作成するために必要となる国内外の有望技術の発掘にもNEDOが注力することによってNEDO自身の技術インテリジェンス能力の向上を図るもの。

また、民間企業が研究開発費の多くを短期的研究に振り向ける傾向がある中、研究開発、市場獲得・開拓までを通じたイノベーションシステムの構築や、勝ち筋となり得る「戦略分野」の見極めを行ったうえで、国が中長期的な研究を支援していくことが求められており、その戦略分野の見極めを行う役割を担うTSCの技術インテリジェンス機能の向上が第4期中長期目標の重要なミッションとして位置付けられていることから、本目標の重要度及び優先度は高とする。

なお、国内外の有望技術の発掘には、特許庁の技術動向調査等行政機関の調査研究や他の国立研究開発法人の調査研究等も活用しつつ情報収集・分析を進めるだけでなく、地道な研究論文の調査、国内外の多くの研究者との直接対話等から、その技術的内容を理解して整理することが必要。また、技術戦略を取りまとめるためには、有望技術についての社会課題・市場課題の動向把握・分析を産官学関係者の意見を踏まえつつ取りまとめることが必要であり、これらの一連の作業を実施したうえで、中長期的な視点に立った先見性の高い技術戦略を策定することには、相当の困難性が伴うため、本目標の難易度は高とする。

○数値目標3.-2

【目標】

NEDO事業(内閣府が戦略を策定し推進する戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)事業を除く。)に参加する40才以下の若手研究員及び女性研究員を、年間1,400人以上とすることとする。なお、評価単位毎の目標は中長期計画において明示するものとする。



#### 4. 技術分野ごとの目標

第4期中長期目標期間における技術分野ごとの取り組みは、「未来投資戦略2017」、「エネルギー基本計画」、「エネルギー・環境イノベーション戦略」等の政府の方針を踏まえ、以下の分野ごとに技術開発を実施するものとし、NEDOにおいて作成する中長期計画又は年度計画において、分野ごとに長期的に目指すべき目標及び第4期中長期目標期間中に達成すべき技術水準や技術開発目標などの達成水準を明示して取り組むものとする。

また、世界的な技術革新や市場動向の状況を十分に把握しつつ、必要に応じて中長期計画又は年度計画における達成すべき技術水準・技術開発目標をより野心的なものに見直す等の対応を適切に行うものとする。

##### 【エネルギーシステム分野】

「エネルギー基本計画」、「水素基本戦略」に基づき、再生可能エネルギーの導入加速、蓄電池などのエネルギーの貯蔵手段の確保、水素の利活用を着実に進めること等が求められている。このため、再生可能エネルギーについては、太陽光発電、風力発電、地熱発電、バイオマスエネルギー、波力・潮力等の海洋エネルギー、その他の再生可能エネルギー熱利用の低コスト化・高効率化や多様な用途の開拓に資する研究開発、再生可能エネルギー発電の既存系統への接続量増加のための系統運用技術の高度化や送配電機器の技術実証、蓄電池などのエネルギー貯蔵に関する技術開発、水素の製造から貯蔵・輸送、利用に関わる技術開発や社会実装等を戦略的に推進するものとする。さらに、エネルギー分野における新市場の創出と、国際展開の強化による成長戦略の実現に向け我が国の再生可能エネルギー、蓄電池、水素等のエネルギーシステム分野の国際展開を進展させるため、各国の政策、規制環境等を踏まえ、日本の優れた技術を核に、海外実証事業等を強力に推進するものとする。加えて、他国への温室効果ガス削減技術等の普及等の国際的な取組を通じて、実現した温室効果ガス排出削減・吸収を国際貢献として示していくとともに、我が国の削減目標の達成にも資するよう二国間オフセット・クレジット制度（JCM）を活用していく。

「エネルギー・環境イノベーション戦略」では、削減ポテンシャル・インパクトが大きい有望技術として、蓄エネルギー分野では次世代蓄電池、水素等製造・貯蔵・利用、創エネルギー分野では次世代太陽光発電、次世代地熱発電が特定されるとともに、AI、ビッグデータ、IoT等の活用によるエネルギーシステム統合技術の重要性についても言及している。これらの技術をはじめとした長期的な視点に立った技術について、従来の発想によらない革新的な技術の発掘や開発に取り組むものとする。

##### 【省エネルギー・環境分野】

「エネルギー基本計画」に基づき、徹底した省エネルギー社会の実現、化石燃料の製鉄及び発電利用にあたって環境負荷を低減しつつ利用すること等が求められている。このため、省エネルギー・温室効果ガス排出削減に資する技術開発、水素還元を活用することで温室効果ガス排出量を根本的に下げるための環境調和型製鉄プロセス技術開

発及び発電効率を大きく向上させることで発電量当たりの温室効果ガス排出量を抜本的に下げるための高効率火力発電技術開発を推進するとともに、化石燃料の徹底的な効率利用を図りつつ、二酸化炭素回収・有効利用・貯留（CCUS）の実用化を目指した技術開発等を戦略的に推進するものとする。

さらに、フロン対策技術、リサイクルシステムの構築に向けた技術開発等の3R技術及び水循環技術に関する技術開発・技術実証を推進するものとする。

加えて、エネルギー分野における新市場の創出と、国際展開の強化による成長戦略の実現に向け、省エネルギー・環境分野の国際展開を進展させるため、各国の政策、規制環境等を踏まえ、日本の優れた技術を核に、海外実証事業等を強力に推進するものとする。また、他国への温室効果ガス削減技術等の普及等の国際的な取組を通じて、実現した温室効果ガス排出削減・吸収を国際貢献として示していくとともに、我が国の削減目標の達成にも資するよう二国間オフセット・クレジット制度（JCM）を活用していく。

「エネルギー・環境イノベーション戦略」においても、省エネルギー分野で削減ポテンシャル・インパクトが大きい有望技術として、多目的超電導、革新的生産プロセス、超軽量・耐熱構造材料及び二酸化炭素固定化・有効利用技術が特定されており、これらの技術をはじめとした長期的な視点に立った技術について、従来の発想によらない革新的な技術の発掘や開発に取り組むものとする。

#### 【産業技術分野】

「未来投資戦略2017」に基づき、成長の実現に向けて、IoT、人工知能、ロボット等の第四次産業革命の技術革新をあらゆる産業に取り入れ、さまざまな社会課題を解決するSociety5.0を世界に先駆けて実現する必要がある。また、モノとモノ、人と機械・システム、人と技術、異なる産業に属する企業と企業など、さまざまなものをつなげる新たな産業システム（Connected Industries）への変革を推進する必要がある。

以上を踏まえ、産業技術分野においては、

- ・ Society5.0を世界に先駆けて実現するため、技術革新のスピード、ビジネス環境の変化等を踏まえつつ、ビッグデータのリアルタイム処理、電子デバイス、家電、ネットワーク／コンピューティングに関する課題に係るIoT・電子・情報技術開発、
- ・ 我が国の産業構造の特徴を活かし、川上、川下産業の連携、異分野異業種の連携を図りつつ、革新的材料技術・ナノテクノロジーや希少金属代替・使用量低減技術等の材料・ナノテクノロジー技術開発、
- ・ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構における医療分野を除く、ゲノム情報・制御関連技術及び細胞機能解明・活用技術への取組等のバイオシステム及びバイオテクノロジー技術開発、
- ・ これまでロボットが導入されていなかった分野へのロボット利用拡大に向けた新しいコンセプトの産業用ロボットの開発、ロボット技術の活用への期待が高い災害対応ロボットや無人システム、ロボット技術を活用したメンテナンス用機器の

開発・導入支援等及び人工知能を含めた次世代ロボット技術等のロボット・AI技術開発、

- ・新しい製造システムとして、大規模な生産設備が不要で、設備投資とエネルギー消費を大幅に削減できる少量多品種生産に対応した製造システムの実用化に向けた技術、IoTやAI等を活用し、サイバー空間を活用した新たなものづくりシステムのためのネットワーク型のデジタルプラットフォーム技術開発等のものづくり技術開発、

- ・各分野の境界分野及び分野を跨ぐ技術の融合領域における技術開発、

を重点的に推進するものとする。

加えて、その他鉱工業に係る重要な技術であって、民間企業等のみでは取り組むことが困難な、実用化・事業化までに中長期の期間を要し、かつリスクの高い技術開発に取り組むとともに、産業技術分野の国際展開支援として、海外実証事業等を推進するものとする。

また、我が国企業と優れた技術を有する外国企業の国際的な連携を促進し、海外市場展開を推進するため、国内外の企業による共同研究に対し、NEDOが外国の技術開発マネジメント機関とともに資金支援を行うコファンド事業を積極的に推進するものとする。

「エネルギー・環境イノベーション戦略」では、システムを構成するコア技術分野（次世代パワーエレクトロニクス、革新的センサー等）が削減ポテンシャル・インパクトが大きい技術として特定されており、これらの技術をはじめとした長期的な視点に立った技術について、従来の発想によらない革新的な技術の発掘や開発に取り組むものとする。

#### 【新産業創出・シーズ発掘等分野】

オープンイノベーションの推進を図りつつ、新たなイノベーションの担い手として期待される中堅・中小・ベンチャー企業を技術面から支援し、技術開発助成等による技術開発リスクの低減に貢献することにより、エネルギーシステム分野、省エネルギー・環境分野、産業技術分野における国内の中堅・中小・ベンチャー企業の育成を図り、有望な技術シーズを発掘し、新産業創出へつなげる取組みを実施するものとする。

なお、NEDOの積極的な技術分野ごとの取組を促すため、NEDOにおいて作成する中長期計画又は年度計画において明示する第4期中長期目標期間中に達成すべき技術水準や技術開発目標などの達成状況を評価するものとする。

○数値目標 4. - 1

#### 【目標】

中長期計画又は年度計画において明示する第4期中長期目標期間中に達成すべき技術水準や技術開発目標などの達成水準の達成を目標とする。なお、評価単位毎の目標は中長期計画又は年度計画において明示するものとする。

## **IV. 業務運営の効率化に関する事項**

### **1. 柔軟で効率的な業務推進体制**

#### (1) 業務の効率化

第4期中長期目標期間中、一般管理費（人件費並びに退職手当及びその他所要額計上を必要とする経費を除く）及び業務経費（特殊要因及びその他所要額計上を必要とする経費を除く）の合計について、新規に追加されるものや拡充される分を除き、平成29年度を基準として、毎年度平均で前年度比1.10%の効率化を行うものとする。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から1.10%の効率化を図るものとする。

また、総人件費については、政府の方針に従い、必要な措置を講じるものとする。

さらに、給与水準については、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程、俸給表及び総人件費を引き続き公表するとともに、国民に対して納得が得られるよう説明するものとする。また、給与水準の検証を行い、これを踏まえ必要な措置を講じることにより、給与水準の適正化に取り組み、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、既往の政府の方針等を踏まえ、組織体制の合理化を図るため、実施プロジェクトの重点化を図るなど、引き続き必要な措置を講じるものとする。

さらに、NEDO・事業実施者間の双方でプロジェクト進捗に係る管理情報の共有が可能となる新たなプロジェクトマネジメントシステム（PMS）の導入を図り、業務の効率化を図るものとする。

#### (2) 機動的・効率的な組織・人員体制

関連する政策や技術動向の変化、業務の進捗状況に応じ機動性・効率性が確保できるような柔軟な組織・人員体制を整備するものとする。その際、人員及び財源の有効利用により組織の肥大化の防止及び支出の増加の抑制を図るため、事務及び事業の見直しを積極的に実施するとともに、人員及び資金の有効活用の目標を設定し、その達成に努めるものとする。

特に、PM等、高度の専門性が必要とされる役職については、産学官からの優れた人材の登用を行うこととする。また、外部人材の登用等に当たっては、利益相反に留意し、更なる透明性の確保に努めるものとする。

また、NEDO職員の大学を始めとする研究機関や民間企業への派遣も含め、人材の流動化を促進するとともに、NEDOのマネジメント人材の育成に努め、NEDOのマネジメント能力の底上げを図るものとする。

さらに、常に時代の要請に対応した組織に再編を行い、本部、国内支部、海外事務所についても、戦略的・機動的に見直しを行うものとする。

#### (3) 外部能力の活用

費用対効果、専門性等の観点から、NEDO自ら実施すべき業務、外部の専門機関の活用が適切と考えられる業務を精査し、外部の専門機関の活用が適切と考えら

れる業務については、外部委託を活用するものとする。

なお、外部委託を活用する際には、NEDOの各種制度の利用者の利便性の確保に最大限配慮するものとする。

#### (4) 業務の電子化の推進

電子化の促進等により事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図るとともに、NEDOの制度利用者の利便性の向上に努めるものとする。また、幅広いネットワーク需要に対応できるNEDO内情報ネットワークの充実を図るものとする。

「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策（平成17年6月29日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づきNEDOが作成した業務・システム最適化計画を実施するものとする。

## 2. 公正な業務執行とアカウントビリティの向上

### (1) 自己改革と外部評価の徹底

全ての事業につき適正な評価を行い、不断の業務改善を行うこととする。また、評価に当たってはNEDO外部の専門家・有識者を活用するなど適切な体制を構築するものとする。その際、必要性、効率性、有効性の観点にも留意しながら適切に評価し、その後の事業改善へ向けてのフィードバックを適正に行うものとする。また、PDCAサイクルにより、マネジメント・サイクル全体の評価が可能となるような仕組みを深化させ、「成果重視」の視点を貫くものとする。

### (2) 適切な調達の実施

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、引き続き、外部有識者等からなる契約監視委員会を開催することにより契約状況の点検を徹底するとともに、2か年以上連続して一者応札となった全ての案件を対象とした改善の取組を実施するなど、契約の公正性、透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

## **V. 財務内容の改善に関する事項**

### 1. 財務運営の適正化

第4期中長期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。

独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位として業務ごとに予算と実績を管理する。

また、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。

なお、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行う。

## 2. 繰越欠損金の減少

基盤技術研究促進事業については、管理費の低減化に努めるとともに、資金回収の徹底を図り、繰越欠損金の減少に努める。具体的には、技術開発委託先等の技術開発成果の事業化や売上等の状況把握を行い、収益・売上納付の回収を引き続き進めるものとする。

基盤技術研究促進勘定において、償還期限を迎えた保有有価証券に係る政府出資金については、順次、国庫納付を行うこととする。

## 3. 自己収入の増加へ向けた取組

独立行政法人化することによって可能となった事業遂行の自由度を最大限に活用し、国以外から自主的かつ柔軟に自己収入を確保していくことが重要である。

このため、補助金適正化法における研究設備の使用の弾力化、成果把握の促進による収益納付制度の活用など、自己収入の増加に向けた検討を行うとともに、自己収入の獲得に引き続き努めるものとする。

## 4. 運営費交付金の適切な執行に向けた取組

各年度において適切な予算執行を行うことにより、運営費交付金債務の不要な発生を抑制する。

## 5. 債務保証経過業務及び債権管理・回収業務

新エネルギーの導入に係る債務保証業務については、平成22年度に新規引受を停止しているが、債務保証先の適切な管理に加えて、既に発生した求償権については、回収の最大化に努め、本中長期目標期間中に業務を終了し、国から受けた出資金の残額を確定させたくて国庫返納を完了することを目指す。

## **VI. その他業務運営に関する重要事項**

上記のほか、NEDOの運営を一層効率的かつ効果的にするとともに、適切な運営の確保に向けた取組を以下のとおり行うものとする。

### 1. 積極的な広報の推進

産業界を含め、国民全般に対し、NEDOの取組や、それにより得られた具体的な技術開発成果の情報発信を図り、また、NEDOがこれまで実施してきた技術開発マネジメントに係る成功事例を積極的にPRするなど、国内外に向けた幅広いソリューションの提供を行うものとする。

### 2. 法令遵守等内部統制の充実及びコンプライアンスの推進

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部統制の推進に関する規程を整備し、当該規程に基づきNEDO自身が作成・公表している「内部統制の推進に関する基本方針」・「行動計画」を定めるとともに、内部統制・リス

ク管理推進委員会を設置し、役職員の職務の執行が法令・規定等に適合することを確保するための体制、役職員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の確保、業務の適正を確保される体制等について、引き続き、着実に実行するものとする。また、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう、更なる充実・強化を図るものとする。

なお、法令遵守や法人倫理確立等コンプライアンスの取組については、今後更なる徹底を図るべく、管理部門の効率化に配慮しつつ、NEDOが果たすべき責任・機能との関係でプライオリティをつけながら、事業部との連携強化等の内部統制機能の強化を図るとともに、講じた措置については全て公表するものとする。特に、コンプライアンス体制については、必要な組織体制・規程の整備により、PDCAサイクル確立の観点から体系的に強化するものとする。

さらに、監査については、独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、内部業務監査や会計監査を、毎年度必ず実施するものとする。

### 3. 不正事案への対処

第3期中長期目標期間中に発生した研究費不正使用事案を踏まえ、

- ① 外注費が一定割合・一定金額以上の事業であって、外注先が研究助成先と関係が深い会社である場合などには、検査時に外注先への調査を実施する、
- ② 確定検査又は中間検査には、必要に応じて、当該事業に関連する専門家を参加させる、
- ③ 平成26年度以降実施することとしている「抜き打ち検査」の頻度を高める、などの再発防止策を策定するものとする。

NEDOの活動全体の信頼性確保に向け、これら再発防止策を含む取組を徹底して実行し、外部からの通報への的確な対応を含め、NEDO自身が研究費不正使用事案を発見するよう努めるものとする。

また、それでも発生する研究費不正使用事案については、不正行為の態様に応じて厳正に対処するとともに、不正の手段を踏まえた適切な再発防止策を改めて講じていくものとする。

### 4. 情報セキュリティ対策等の徹底

独立行政法人における情報セキュリティ対策の推進について（平成26年6月情報セキュリティ対策推進会議）を踏まえ、情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な強度を確保するとともに、震災等の災害時への対策を確実にを行うことにより、業務の安全性、信頼性を確保するものとする。

また、一部の部署において平成28年度から順次取得を開始した情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際認証であるISO/IEC27001の全部署への適用を第4期中長期目標期間中のなるべく早い段階で実施し、情報セキュリティ対策の一層の強化を図るものとする。

## 5. 情報公開・個人情報保護の推進

適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、適切かつ積極的に情報の公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進するものとする。具体的には、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年12月5日法律第140号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第59号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行うものとする。

## 6. 職員の能力向上と長期的なキャリア開発

職員の意欲向上と能力開発として、個人評価においては、適切な目標を設定し、その達成状況を多面的かつ客観的に適切にレビューすることにより、評価結果を賞与や昇給・昇格に適切に反映させるとともに、職員の勤労意欲の向上を図るものとする。

また、職員の能力開発を図るため、業務を行う上で必要な知識の取得に向けた研修の機会を設ける、技術開発マネジメントの専門家を目指す職員に外部の技術開発現場等の経験を積ませる、他機関からの出向職員受入による人材交流の促進、内外の技術開発マネジメント機関との情報交換を実施する、技術開発マネジメント関係の実践的研究発表を行うなど、当該業務実施に必要な知識・技能の獲得に資する能力開発に努めるものとする。

(別紙)

評価軸

別添

政策体系図

以 上



(別紙) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構における評価軸

評価単位	評価項目	評価軸	関連する評価指標、モニタリング指標
【エネルギーシステム分野】	1. 技術開発マネジメント等による研究成果の社会実装の推進	(世界最先端の研究開発プロジェクトの実施と成果の最大化) ○技術開発マネジメントの成果が実用化につながっているか。	(世界最先端の研究開発プロジェクトの実施と成果の最大化) ・事業終了後、5年経過後の時点での実用化達成率又は(及び)外部評価委員会による事後評価における「実用化見通し」の評価項目の評点(評価指標) ・NEDOの技術開発成果による経済効果(アウトカム)の把握(モニタリング指標)
		(技術開発マネジメントの機能強化) ○適切な技術開発マネジメントを行っているか。	(技術開発マネジメントの機能強化) ・事業終了後に実施する外部評価委員会による事後評価における「マネジメント」及び「成果」の評点(評価指標) ・海外機関との情報交換協定等締結状況(モニタリング指標)
		(技術戦略に基づいたチャレンジングな技術開発の推進) ○NEDOがチャレンジングな研究開発に積極的に取り組んでいるか	(技術戦略に基づいたチャレンジングな技術開発の推進) ・非連続ナショナルプロジェクトにつながるものとして分類される先導研究テーマの設定状況(評価指標)
		(国際標準化等を通じた研究開発成果の事業化支援) ○国際標準化に取り組んでいるか。	(国際標準化等を通じた研究開発成果の事業化支援) ・国際標準化提案を行ったプロジェクトの割合(評価指標) ・技術シーズのマッチング件数(評価指標)
	2. 世界に通用するオープンイノベーションの促進と研究開発型ベンチャー企業の育成	(研究開発型ベンチャー企業の育成) ○研究開発型ベンチャー企業	(研究開発型ベンチャー企業の育成) ・新規採択額に占める中堅・中小・ベンチャー企業の採択額の割合(評価指標)

評価単位	評価項目	評価軸	関連する評価指標、モニタリング指標
		等の育成に積極的に取り組んでいるか。	(中長期計画において明示)
	3. 技術に対するインテリジェンス向上による技術開発マネジメントの強化	(技術情報の収集・分析に関する機能強化及び技術戦略の策定) ○質の高い技術戦略を策定し、政策・施策や研究開発等に活用されているか。	(技術情報の収集・分析に関する機能強化及び技術戦略の策定) ・産学連携研究開発プロジェクトにつながった技術戦略の割合(評価指標) ・海外技術情報の発信数(モニタリング指標)
		(人材の流動化促進、育成) ○NEDOのマネジメント能力向上に資する人材の育成等に取り組んでいるか。	(人材の流動化促進、育成) ・NEDO事業に参加する40才以下の若手研究者及び女性研究者の人数(評価指標) (中長期計画において明示)
	4. 技術分野ごとの目標	個別のナショナルプロジェクト等の研究開発目標(達成すべき技術水準や技術開発目標など)等が達成できているか。または、達成できる見込みであるか。	中長期計画又は年度計画で明示する第4期中長期目標期間中に達成すべき技術水準や技術開発目標などの達成水準の達成状況(評価指標)
【省エネルギー・環境分野】	1. 技術開発マネジメント等による研究成果の社会実装の推進	(世界最先端の研究開発プロジェクトの実施と成果の最大化) ○技術開発マネジメントの成果が実用化につながっているか。	(世界最先端の研究開発プロジェクトの実施と成果の最大化) ・事業終了後、5年経過後の時点での実用化達成率又は(及び)外部評価委員会による事後評価における「実用化見通し」の評価項目の評点(評価指標) ・NEDOの技術開発成果による経済効果(アウトカム)の把握(モニタリング指標)
		(技術開発マネジメントの機	(技術開発マネジメントの機能強化)

評価単位	評価項目	評価軸	関連する評価指標、モニタリング指標
		能強化) ○適切な技術開発マネジメントを行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業終了後に実施する外部評価委員会による事後評価における「マネジメント」及び「成果」の評点（評価指標）</li> <li>・海外機関との情報交換協定等締結状況（モニタリング指標）</li> </ul>
		（技術戦略に基づいたチャレンジングな技術開発の推進） ○NEDOがチャレンジングな研究開発に積極的に取り組んでいるか	（技術戦略に基づいたチャレンジングな技術開発の推進） <ul style="list-style-type: none"> <li>・非連続ナショナルプロジェクトにつながるものとして分類される先導研究テーマの設定状況（評価指標）</li> </ul>
		（国際標準化等を通じた研究開発成果の事業化支援） ○国際標準化に取り組んでいるか。	（国際標準化等を通じた研究開発成果の事業化支援） <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際標準化提案を行ったプロジェクトの割合（評価指標）</li> <li>・技術シーズのマッチング件数（評価指標）</li> </ul>
	2. 世界に通用するオープンイノベーションの促進と研究開発型ベンチャー企業の育成	（研究開発型ベンチャー企業の育成） ○研究開発型ベンチャー企業等の育成に積極的に取り組んでいるか。	（研究開発型ベンチャー企業の育成） <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採択額に占める中堅・中小・ベンチャー企業の採択額の割合（評価指標）</li> <li>（中長期計画において明示）</li> </ul>
	3. 技術に対するインテリジェンス向上による技術開発マネジメントの強化	（技術情報の収集・分析に関する機能強化及び技術戦略の策定） ○質の高い技術戦略を策定し、政策・施策や研究開発等に活用されているか。	（技術情報の収集・分析に関する機能強化及び技術戦略の策定） <ul style="list-style-type: none"> <li>・産学連携研究開発プロジェクトにつながった技術戦略の割合（評価指標）</li> <li>・海外技術情報の発信数（モニタリング指標）</li> </ul>
		（人材の流動化促進、育成）	（人材の流動化促進、育成）

評価単位	評価項目	評価軸	関連する評価指標、モニタリング指標
		○NEDOのマネジメント能力向上に資する人材の育成等に取り組んでいるか。	・NEDO事業に参加する40才以下の若手研究者及び女性研究者の人数（評価指標） （中長期計画において明示）
	4. 技術分野ごとの目標	個別のナショナルプロジェクト等の研究開発目標（達成すべき技術水準や技術開発目標など）等が達成できているか。または、達成できる見込みであるか。	中長期計画又は年度計画で明示する第4期中長期目標期間中に達成すべき技術水準や技術開発目標などの達成水準の達成状況（評価指標）
【産業技術分野】	1. 技術開発マネジメント等による研究成果の社会実装の推進	（世界最先端の研究開発プロジェクトの実施と成果の最大化） ○技術開発マネジメントの成果が実用化につながっているか。	（世界最先端の研究開発プロジェクトの実施と成果の最大化） ・事業終了後、5年経過後の時点での実用化達成率又は（及び）外部評価委員会による事後評価における「実用化見通し」の評価項目の評点（評価指標） ・NEDOの技術開発成果による経済効果（アウトカム）の把握（モニタリング指標）
		（技術開発マネジメントの機能強化） ○適切な技術開発マネジメントを行っているか。	（技術開発マネジメントの機能強化） ・事業終了後に実施する外部評価委員会による事後評価における「マネジメント」及び「成果」の評点（評価指標）  ・海外機関との情報交換協定等締結状況（モニタリング指標）
		（技術戦略に基づいたチャレンジングな技術開発の推進） ○NEDOがチャレンジング	（技術戦略に基づいたチャレンジングな技術開発の推進） ・非連続ナショナルプロジェクトにつながるものとし

評価単位	評価項目	評価軸	関連する評価指標、モニタリング指標
		な研究開発に積極的に取り組んでいるか	て分類される先導研究テーマの設定状況(評価指標)
		(国際標準化等を通じた研究開発成果の事業化支援) ○国際標準化に取り組んでいるか。	(国際標準化等を通じた研究開発成果の事業化支援) ・国際標準化提案を行ったプロジェクトの割合(評価指標) ・技術シーズのマッチング件数(評価指標)
	2. 世界に通用するオープンイノベーションの促進と研究開発型ベンチャー企業の育成	(研究開発型ベンチャー企業の育成) ○研究開発型ベンチャー企業等の育成に積極的に取り組んでいるか。	(研究開発型ベンチャー企業の育成) ・新規採択額に占める中堅・中小・ベンチャー企業の採択額の割合(評価指標) (中長期計画において明示)
	3. 技術に対するインテリジェンス向上による技術開発マネジメントの強化	(技術情報の収集・分析に関する機能強化及び技術戦略の策定) ○質の高い技術戦略を策定し、政策・施策や研究開発等に活用されているか。	(技術情報の収集・分析に関する機能強化及び技術戦略の策定) ・産学連携研究開発プロジェクトにつながった技術戦略の割合(評価指標) (中長期計画において明示) ・海外技術情報の発信数(モニタリング指標)
		(人材の流動化促進、育成) ○NEDOのマネジメント能力向上に資する人材の育成等に取り組んでいるか。	(人材の流動化促進、育成) ・NEDO事業に参加する40才以下の若手研究者及び女性研究者の人数(評価指標)
	4. 技術分野ごとの目標	個別のナショナルプロジェクト等の研究開発目標(達成すべき技術水準や技術開発目標など)等が達成できているか。または、達成できる見込みであるか。	中長期計画又は年度計画で明示する第4期中長期目標期間中に達成すべき技術水準や技術開発目標などの達成水準の達成状況(評価指標)

評価単位	評価項目	評価軸	関連する評価指標、モニタリング指標
【新産業創出・シーズ発掘等分野】	1. 技術開発マネジメント等による研究成果の社会実装の推進	(技術戦略に基づいたチャレンジングな技術開発の推進) ○NEDOがチャレンジングな研究開発に積極的に取り組んでいるか	(技術戦略に基づいたチャレンジングな技術開発の推進) ・非連続ナショナルプロジェクトにつながるものとして分類される先導研究テーマの設定状況(評価指標)
	2. 世界に通用するオープンイノベーションの促進と研究開発型ベンチャー企業の育成	(研究開発型ベンチャー企業の育成) ○研究開発型ベンチャー企業等の育成に積極的に取り組んでいるか。	(研究開発型ベンチャー企業の育成) ・新規採択額に占める中堅・中小・ベンチャー企業の採択額の割合(評価指標) (中長期計画において明示)
		○研究開発型ベンチャー支援のハブとしての役割を果たしているか。	・NEDO支援額に対する民間ベンチャーキャピタル等からの資金呼び込み額比率(評価指標)
	3. 技術に対するインテリジェンス向上による技術開発マネジメントの強化	(人材の流動化促進、育成) ○NEDOのマネジメント能力向上に資する人材の育成等に取り組んでいるか。	(人材の流動化促進、育成) ・NEDO事業に参加する40才以下の若手研究者及び女性研究者の人数(評価指標) (中長期計画において明示)

(注) 上記に加え、必要な詳細事項については中長期計画において定めるものとする。

## 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（N E D O）に係る政策体系

### ○国の政策：国家戦略等の政府方針

未来投資戦略、エネルギー基本計画、地球温暖化対策計画、エネルギー・環境イノベーション戦略、科学技術・イノベーション総合戦略、科学技術基本計画、等

### ○法人固有の目的及び業務（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法 第4条抜粋）

非化石エネルギー・可燃性天然ガス及び石炭に関する技術並びにエネルギー使用合理化のための技術並びに鉱工業の技術に関し、民間の能力を活用して行う研究開発、民間において行われる研究開発の促進、これらの技術の利用の促進等の業務を国際的に協調し総合的に行う。



### ○第4期中長期目標期間におけるN E D Oのミッション

・産業技術政策等の実施機関として、戦略分野を見極めつつ、中長期的な視点に立った研究開発を進めていくため、国内外の有望技術の動向把握・分析等の技術インテリジェンス機能を強化。併せて、成果の社会実装を前提とした研究開発プロジェクト等を推進。  
・新規性・機動性に富んだベンチャーの振興を図るため、研究開発型ベンチャー振興のための環境整備に向け、各種支援施策を整備・実施するとともに、イノベーションの手法として効果的な解決策となり得るオープンイノベーションについて、その理解向上・効果的な取組方等に関する共有・普及啓発を行う。



#### 技術開発プロジェクトの実施

- ・リスクは高いが産業競争力向上等のために投資すべき分野に適切に技術開発資金を配分。
- ・企業や大学・公的研究機関の研究チームを結集し、技術開発マネジメントを通じて、プロジェクトを実施。
- ・このためのインテリジェンスを蓄積し、長期的な戦略を構築。



#### 中堅・中小・ベンチャー企業の技術の実用化支援

- ・新たなイノベーションの担い手として期待される中堅・中小・ベンチャー企業を技術面から支援。
- ・実用化・事業化のための技術開発助成等により技術開発リスクを低減。



#### オープンイノベーションの推進

- ・企業のオープンイノベーションの取組を推進すべく、革新的な技術シーズを事業化に結びつける「橋渡し」のための共同研究等を支援。

## 独立行政法人情報処理推進機構 第四期中期目標【案】

平成30年2月

### I 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）は、情報処理の促進に関する法律（以下「情促法」という。）第32条に定められているとおり、プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理サービス業等を営む者に対する助成並びに情報処理に関して必要な知識及び技能の向上に関する業務を行うことにより、情報処理の高度化を推進することを目的としている。

IPAは経済産業省（旧通商産業省）の政策実施機関として、独立行政法人（以下「独法」という。）化以前は、ソフトウェア産業への資金供給を中心に事業を行うとともに、1990年代からは、ウイルス・不正アクセス情報・脆弱性に関する情報の収集と調査分析を実施し評価を得てきた。

平成16年の独法化以降は、ソフトウェアベンダーへの支援を行うだけでなく、複雑化・膨大化するシステムを踏まえ、その開発の高度化や信頼性の確保を進めるためソフトウェア・エンジニアリング・センター（SEC）を立ち上げてソフトウェアエンジニアリングに関する調査、研究、展開を推進するとともに、年々増大するサイバー攻撃に対するセキュリティの確保にも取り組んできた。また、情報処理技術者試験やスキル標準の整備、これらの一体的運用や、即戦力人材を大学で育成する観点から産学連携の推進等を実施してきた。

第三期中期目標においては、IPAに求められる役割を「社会基盤としてのITの安全性・信頼性の向上」「高度なセキュリティの確保と次世代を切り開く高度IT人材」と定め、IPAは着実にそれら業務の強化を図ってきた。

一方、その間もサイバー攻撃の脅威は深刻度を増し、平成26年11月にはサイバーセキュリティ基本法が制定され、更には政府関係機関等へのサイバー攻撃による情報漏洩等の発生を踏まえ、平成28年4月にはサイバーセキュリティ基本法等が改正された。当該法改正等に基づき、IPAには、独法及びサイバーセキュリティ戦略本部が指定する特殊法人等（以下「独法等」という。）の情報システムに対する不正な活動の常時監視及び監査業務や、情報分野で初の法定国家資格となる情報処理安全確保支援士制度の運営業務が追加された。また、世界で例を見ない制御系システムにおけるセキュリティ対策の中核機関も設立することとなった。これらはいずれも根幹的事業の追加であったが、緊急性が高く、極めて短い準備期間での対応を要したところ、IPAは、既存業務の着実な遂行と併せ、迅速かつ機動的に新たな業務のための実施体制を整備し、対応した。



これまでの IPA における主な成果は以下のとおりである。

1. 第一期（情報処理の推進）の主な成果
  - (1) ソフトウェア開発支援制度を抜本的に見直し、より効果的な基盤支援事業にシフト
  - (2) 情報セキュリティに対する的確な対応や国際承認アレンジメント（CCRA）など評価・認証の定着
  - (3) ソフトウェアエンジニアリング分野における日本最大の産学官連携拠点の形成
  - (4) IT スキル標準の改訂やスーパークリエータの発掘 等
  
2. 第二期（情報社会システムの安寧と健全な発展）の主な成果
  - (1) サイバー情報共有イニシアティブ（J-CSIP）の発足
  - (2) 電子政府推奨暗号リストの改訂の推進 等
  - (3) 重要インフラの信頼性対策／組み込みソフトウェア開発に関する信頼性向上指針等の策定
  - (4) 文字情報基盤の環境整備／政府調達に関する技術標準（TRM）の整備
  - (5) 3 スキル標準の整理統合による共通キャリア・スキルフレームワークの開発
  - (6) 未踏人材事業によるスーパークリエータの認定
  
3. 第三期（利用者視点に立った情報社会システムの安全性・信頼性の確保）の主な成果
  - (1) 情報セキュリティ対策の強化
    - ①重要インフラ企業や政府機関を狙う標的型サイバー攻撃の発覚等を受けて、「サイバー情報共有イニシアティブ（J-CSIP）」の活動を通じて、IPA を中心とした標的型攻撃対策網により、サイバー攻撃の早期発見・被害低減に貢献。また、「サイバーレスキュー隊（J-CRAT）」を立ち上げ、セキュリティ対処に十分な体制を持つことができていない企業、団体等への支援により、サイバー攻撃による被害の拡大防止に貢献。
    - ②企業で起きた内部不正事件等を受けて、経営者によるセキュリティ認識とリーダーシップの必要性を説く「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」を経済産業省と共同で作成し、発行。
    - ③日本年金機構への標的型攻撃による大規模な情報漏えい事件等を受けて、我が国全体としてのサイバーセキュリティの安全かつ安定的な強化を確実なものとするため、サイバーセキュリティ基本法の改正等に基づき、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）の監督の下、IPA に「独法等の情報システムの監視（第2GSOC）」体制を構築。また、「独法等の情報セキュリティ監査」業務をサイバーセキュリティ戦略本部から受託し、マネジメント監査及

び情報システムに対する疑似的攻撃（ペネトレーションテスト）による検査を実施。さらに、情促法の改正に基づき、サイバーセキュリティ対策を担う専門人材を確保するため、新たに創設された国家資格「情報処理安全確保支援士制度」を着実に実施し、また、同支援士制度を普及促進。

- ④ウクライナ西部での大規模停電等を受けて、重要インフラや産業基盤のサイバー攻撃に対する防御力を抜本的に強化するため、セキュリティ対策の中核拠点としての「産業サイバーセキュリティセンター」を設立し、約 80 名の研修生を受け入れ、実践的な演習・対策立案等のトレーニング（約 1 年）を開始。あわせて、こうした企業の経営層の認識を高め、そのリーダーシップにより、人材の育成・活用、組織体制の構築等が促進されるよう、最高情報セキュリティ責任者（CISO）等を対象とした短期プログラムの提供等も開始。

## （2）情報処理システムの信頼性向上

- ①重要インフラ分野や企業等におけるシステム障害の再発防止や影響範囲の縮小につなげる観点から、企業・団体等におけるシステム障害情報の収集及び共有する体制を構築するとともに、「情報処理システム高信頼化教訓集」を随時公開。
- ②コネクテッドカーのハッキングによる遠隔操作等、IoT (Internet of Things) 機器への侵入・のっとり攻撃が社会を脅かす懸念から、IoT 製品の開発者が開発時に考慮すべきリスクや対策に関する検討事項をとりまとめた「つながる世界の開発指針」を発行。同指針は IoT 推進コンソーシアム・総務省・経済産業省が策定した「IoT セキュリティガイドライン」に採用。
- ③オープンデータの公開や、組織間・組織内でのデータ交換を効率化するため、データに用いる用語やデータ構造を共通化（共通語彙基盤事業）し、組織や分野を超えた相互連携に貢献。また、正確な人名表記が求められる行政で必要となる約 6 万文字を整備（文字整備基盤事業）し、国際標準化を達成し、行政機関のコスト削減に貢献。

## （3）高度な IT 人材の育成

- ①（上記 3.（1）③の一部を再掲）情促法の改正に基づき、サイバーセキュリティ対策を担う専門人材を確保するため、新たに創設された国家資格「情報処理安全確保支援士制度」を着実に実施し、また、同支援士制度を普及促進。
- ②「未踏人材発掘・育成事業」において、当期はこれまでに採択した未踏クリエータを 100 名輩出し、そのうち、特に優れた成果を上げた 41 名を「スーパークリエータ」として認定。また、未踏クリエータの育成プログラムとして、以下の事業を実施。
- ・プロジェクトマネージャー（PM）と未踏クリエータ全員が参加し、相互に成果報告や意見交換を行う「八合目会議」、成果を広く公開する「成果報告会」を毎年実施。
  - ・未踏クリエータと産業界の交流の場として「未踏会議」を毎年開催し、

クリエイターの起業・事業化につながるネットワークを構築。

- ③次代を担う若年層のセキュリティ人材を発掘・育成するセキュリティ・キャンプの全国大会では当期はこれまで 184 名が修了し、地方大会ではこれまで 434 名が修了。また、修了生の年度を超えた交流の促進の場としてセキュリティ・キャンプフォーラムを毎年開催。
- ④第 4 次産業革命に向けた新たな人材のスキル指標を整備。

#### 4. 第四期中期目標期間を迎えるにあたっての基本的な考え方

IPA を取り巻く ICT（情報通信技術）社会の現状に目を向けると、近年、IoT、ビッグデータ（BD）、人工知能（AI）等の実用化に伴う第 4 次産業革命と呼ばれる産業構造の転換が世界規模で進みつつあり、今後、技術革新のスピードや、それに伴う社会経済情勢の変化がより一層加速していくことが見込まれる。これまでも我が国は、IT 戦略を成長戦略の柱として位置づけ（「世界最先端 IT 国家創造宣言」（平成 25 年 6 月閣議決定）、「科学技術基本計画」（平成 28 年 1 月閣議決定））、世界最高水準の IT 利活用社会の実現や世界で最もイノベーションに適した国となることに向けて政府一丸となって取り組んできたが、第 4 次産業革命に伴う有望成長市場の創出は、「日本再興戦略」（平成 28 年 6 月閣議決定）においても GDP600 兆円を目指す上での重要課題として位置付けられている。

その実現のためには、あらゆる組織、ヒト、モノがつながっていく IoT 社会の進展に向けて、サイバーセキュリティ対策、IT 人材の確保・育成、新たな技術の社会実装といった取組がますます重要となる。

特に、ICT の利活用拡大とともに、脅威が増大しているサイバー攻撃への対応は急務である。政府関係機関や企業への標的型サイバー攻撃による情報漏洩等の被害が見られるなど、サイバー攻撃は高度化・巧妙化・大規模化し、社会インフラに甚大なダメージを与えるサイバー攻撃の脅威も増大している中、今後、ラグビーワールドカップ 2019 日本大会や 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの大規模なイベントの開催を迎えるにあたり、社会全体でのサイバーセキュリティ対策の強化が必要となっている。このような中、IPA は、政府のサイバーセキュリティ戦略本部の下、平成 27 年 9 月に閣議決定された「サイバーセキュリティ戦略」の具現化を担う情報セキュリティの専門機関として所要の取組を行ってきた。

今後も引き続き、情報セキュリティ対策や時代を切り拓く IT 人材の確保・育成の取組強化により、世界最高水準の ICT 利活用を通じた安全・安心・快適な国民生活の実現に貢献するとともに、IoT/BD/AI 時代の到来がもたらす社会経済情勢の急激な変化を、社会のあらゆる層が有効かつ安全に活用できるよう、常に最先端の技術動向をキャッチし、それらを役立つ形で発信して、ICT に関する社会基盤整備に貢献し続ける、社会全体の公器として親しまれる機関へ更に進化するように、以下のミッションを遂行することが求められる。

- (1) より一層高度化・巧妙化・大規模化しているサイバー空間の脅威への対応を強化し、国民と社会の安全を守る。(以下のⅢ 1. を参照)
- (2) 社会の様々な人材に働きかけ、IT 人材の裾野を拡大し、高度な能力を持つ IT 人材のネットワークを形成する。(以下のⅢ 2. を参照)
- (3) 調査・分析機能を強化し、ICT に関する新しい潮流を常に捉え、役に立つ形で発信する。(以下のⅢ 3. を参照)

また、第 4 次産業革命など経済・社会全般にわたる急激な変革が訪れるなかで、IPA が、これらのミッションを遂行していくために、理事長等によるリーダーシップ並びに適切なマネジメントのもと、Plan・Do・Check・Action (PDCA) のサイクルを機能させ、以下のⅢ、Ⅳ、Ⅴ及びⅥに掲げる取組について、柔軟かつ機動的な業務改革・組織改革を不断に推進していくこととする。

## Ⅱ 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成 30 年 4 月から平成 35 年 3 月までの 5 年とする。

## Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

第三期中期目標期間においては、社会的な要請や政策(成長戦略等)に基づき、IPA にとって新たな基幹となるべき業務が追加されるなど、IPA に求められる役割は、ますます重要なものになってきている。

第四期中期目標期間においても、第三期で実施してきた取組を継続しつつ、その時々における社会的な要請や政策等を踏まえ、IPA が果たすべきミッションを達成していく。

また、IPA の取組がより効率的・効果的に進むよう、必要に応じて関連する政府機関(中央府省庁及び独立行政法人等)、地方行政機関、国内外のセキュリティ機関及び中小企業団体等との連携も進めていく。

なお、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価については、以下 1.～3. に掲げる「情報セキュリティ対策の強化」、「高度な能力を持つ IT 人材の発掘・育成・支援及びネットワーク形成と IT 人材の裾野拡大に向けた取組の強化」及び「ICT に関する新しい流れを常に捉え、発信していく機能の強化」それぞれを評価単位として行う。

### 1. 情報セキュリティ対策の強化

今後、ラグビーワールドカップ 2019 日本大会や 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などを控え、一方ではサイバー攻撃が高度化・巧妙化・大規模化しており、社会インフラに甚大なダメージが発生するサイバーセキュリティのリスクは確実に高まっている。今後もその傾向は続くとともに、IoT の進展により、企業・重要インフラ・国民各層における情報セキュリティ対策は益々重要なものになると考えている。このため、第四期中期目標期間においては、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などや、その後の経済・社

会活動の安定確保に向けて、第三期中期目標期間で取り組んだ情報セキュリティ対策の強化を継続しつつ、企業等に対するサイバー攻撃や予兆に関する情報を迅速に収集・分析・提供・共有する体制の拡充、重要インフラ企業等の現場で対応する高度な人材の輩出、中小企業及び国民一般のセキュリティ対策の取組の促進等、多岐にわたる情報セキュリティ対策の強化を推進する。

(1) サイバー攻撃等に関する情報収集、分析、提供、共有

①サイバーセキュリティ上の脅威への対応

- ・標的型攻撃や新たなサイバー攻撃に係る情報共有体制の強化・拡大及び被害発生時における初動対応措置や対応策検討の支援
- ・被害の未然防止のための措置等高度な対策等の提案に向けた情報収集先の拡大、情報の量及び質の向上
- ・国民からの相談・問い合わせの相談窓口の運営及び当該業務における適切な情報提供

②情報システムの脆弱性に対する適切な対策の実施

- ・「脆弱性関連情報届出受付制度」の実施並びに当該業務における脆弱性関連情報の提供及びその活用の推進
- ・組込み機器等の脆弱性に関する対策の提示等の実施
- ・脆弱性情報や攻撃・被害情報の収集・分析、危険回避対策の徹底を通じたサイバーセキュリティ上のリスク低減の促進

③社会的に重要な情報システム等に関する対策支援

- ・重要インフラ分野等（データ活用に積極的に取り組む企業・組織を含む。）の社会的に重要な情報システム等における、関係府省等の求めに応じた、セキュリティ対策状況の確認、サイバーセキュリティ強化等のための調査、インシデント発生時の原因究明調査等
- ・社会インフラ・産業基盤に係る制御システムの安全性・信頼性に関するリスク評価手法の普及

(2) 重要インフラや産業基盤のサイバー攻撃に対する防御力強化

- ・制御技術（OT）と情報技術（IT）の知見を結集し、模擬システムを用いた演習や最新のサイバー攻撃情報の調査・分析等を通じて、社会インフラ・産業基盤へのサイバーセキュリティ対策リスクに対応する人材・組織・システム・技術を創出

(3) 非技術的要因を踏まえた調査、分析

- ・企業・組織・サプライチェーン全体で見逃されがちな情報セキュリティに係る脅威、課題等の抽出、分析、評価及びガイドライン等による情報提供
- ・情報セキュリティ対策、データ利活用における情報保護、プライバシー・情報セキュリティ倫理に対する意識等に関する調査・分析及び情報提供
- ・潜在的な情報セキュリティ上の脅威等の分析及び情報発信

(4) セキュリティ対策に関する普及啓発、情報提供

- ・企業や国民一般における情報セキュリティ対策の普及促進に向けた取組実施
- ・中小企業に対する情報セキュリティ対策に係るガイドラインや自己宣言制度等の普及促進、中小企業関連団体との連携拡大

- ・国内外のセキュリティ関連組織等との連携
- (5) IT 製品等のセキュリティ評価及び認証制度の実施
  - ・「IT 製品のセキュリティ評価及び認証制度」の実施並びにその活用促進に向けた評価・認証手続の改善等の取組実施
  - ・政府調達における IT 機器等のセキュリティ要件、認証取得製品等の情報提供
- (6) 暗号技術の調査及び評価
  - ・CRYPTREC(Cryptography Research and Evaluation Committees)の事務局業務及び暗号アルゴリズムに関する利用実態調査の実施
  - ・情報システムのセキュリティ確保に向けた暗号技術の現状・動向等の調査及びガイドライン等による情報提供
  - ・「暗号モジュール試験及び認証制度」の実施並びに現状調査、情報提供等の実施
- (7) 独法等に対する不正な通信の監視、監査
  - ・NISC の監督の下における独法等の情報システムの監視
  - ・サイバーセキュリティ戦略本部からの委託に基づく、独法等の情報セキュリティに関する監査、原因究明調査の実施

#### 【指標】

本事業（上記 1.）における毎年度の評価は、以下の指標の達成状況等を踏まえ、総合的に業務実績を勘案して実施する。

なお、我が国における情報セキュリティ対策が強化されるためには、企業や国民がセキュリティの意識を向上させ、その対策に取り組む行動が重要である。一方、IPA はセキュリティの専門的知見を活かして企業や国民を支援する役割を担っているが、IPA 自身の知見も高めることや、セキュリティ対策の普及促進を図るためには他団体等との連携も必要である。このような考えのもと、以下の指標を設定する。

<指標 1：重要インフラ関連企業におけるセキュリティ対策の強化（上記 1.

(1) 関連) > 【基幹目標】

第四期中期目標期間において、IPA が提供・共有する情報や支援等を通じて、情報セキュリティ対策強化に向けた新規・追加の取組を実施した重要インフラ関連企業数を 500 社以上とする。

[指標水準の考え方]

重要インフラ関連分野においては、企業単独での実施にとどまらず、業界としての連携によるセキュリティ対策（業界間の情報共有体制への参加、業界ごとのガイドラインに沿った対策の実施等）が重要である。このため、J-CSIP に参加する分野、組織（平成 29 年 12 月現在、11 分野、227 組織）の拡大を図るとともに、既存の J-CSIP 参加組織やそれ以外の重要インフラ関連企業も含め、IPA が提供するガイドライン（制御システムのセキュリティリスク分析ガイド等）の適用等の更なる取組を促していく

ことにより目標値の達成を目指すこととする。なお、新規・追加の取組を500社以上と設定した考え方は、NISCが創設したセプターカウンシル(※)の重要インフラ13分野のうち、「政府・行政サービス」及び「金融」分野を除く構成員数709組織と上記のJ-CSIP参加組織数227組織の差分を目安としたもの。

※各重要インフラ分野で整備されたセプター（重要インフラ事業者等の情報共有・分析機能及び当該機能を担う組織）で構成される協議会。

[重要度高・優先度高・難易度高]

サイバー攻撃が高度化・巧妙化・大規模化し、社会インフラに甚大なダメージを与えるサイバー攻撃の脅威も増大している中、ラグビーワールドカップ2019日本大会及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの大規模なイベントの開催を控え、また、その後の経済・社会活動の安定確保を図るため、重要インフラ分野における情報セキュリティ対策の促進は、我が国における喫緊の重要課題であり、優先すべきものである。さらに、本指標は、情報セキュリティの専門的知見を活かしたIPAの活動の成果として、実際に重要インフラ関連企業等が取り組んだ結果（アウトカム）を測るものであり、その水準についても目標設定の目安としたJ-CSIPの参加組織数を大幅に上回る、チャレンジングな目標である。

<指標2：中小企業におけるセキュリティ意識の向上（上記1.（4）関連）>  
>【基幹目標】

「SECURITY ACTION 制度」（中小企業自らが、情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度）に参画する中小企業数を加速度的に増やし、第四期中期目標期間終了時点で26,000社(※)以上とする。

※平成29年12月末時点の参画企業数は、280社。

[指標水準の考え方]

セキュアな社会の実現に向け、サプライチェーン全体としての情報セキュリティ対策強化の重要性を踏まえ、製造業、卸売業等の中小企業のうち、サイバー攻撃を受けた場合の被害拡大リスクが相対的に高いと考えられる大企業の子会社、関連会社数（約26,000社、個人事業者及び小規模事業者を除く。）を目安として、目標水準を設定する。なお、実際の取組においては当該事業者以外の事業者も排除することなく、セキュリティアクション制度の普及に向けた取組を行っていくこととする。

[重要度高・優先度高・難易度高]

サプライチェーン全体での情報セキュリティ対策が急務となっている中、大企業にとどまらず、サプライチェーンの中核を構成する中小企業における情報セキュリティ対策の促進は、重要かつ優先すべきものである。また、本指標は、IPAの活動の成果として、中小企業自らが取り組んだ

結果（アウトカム）について、飛躍的に増やすことを目指すチャレンジな水準の目標である。

<指標 3：情報セキュリティ対策の企業への普及促進（上記 1.（3）、（5）及び（6）関連）>

情報セキュリティに係る調査、分析の結果等に基づき、企業・組織・サプライチェーン全体における情報セキュリティ対策の取組を促すべく社会の要請に応じた対象者別（一般企業、中小企業、重要インフラ関連企業向け）のガイドライン等の整備、提供を行い、第四期中期目標期間中の累計普及数（ダウンロード件数、販売数、申込による無償配布など）を 250,000 件以上とするとともに、当該ガイドライン等に対する役立ち度を調査し、4 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合を第四期中期目標期間中に 3 分の 2 以上確保する。

[指標水準の考え方]

IPA が整備・提供したガイドライン等が企業・組織に受け入れられているかどうか、セキュリティ対策強化に有用であるかどうかを測る指標として設定。想定普及対象として、大企業、一定以上の従業員規模を持つ中小企業（個人事業者を除く。）及びセプターカウンシルの各セプター構成員である重要インフラ関連事業者の合計値（約 25 万社）を目安として、目標水準を設定。ただし、実際の取組においては当該事業者以外の事業者も排除することなく、ガイドライン等の普及に向けた取組を行っていくこととする。

なお、累計普及数については、一般企業、中小企業、重要インフラ関連企業向けについて総数でカウントするが、どの層に重点を置いて取組を実施するかについては年度計画で具体化することとする。

<指標 4：国民に対するサポート体制構築（上記 1.（4）関連）>

我が国全体としての一般国民へのサポート体制を強化すべく、一般国民が情報セキュリティに関する相談先、情報収集先をどの程度認識しているかを把握し、その状況に応じて、IPA が運営する安心相談窓口等との連携組織を毎年度拡大する。

[指標水準の考え方]

他団体等との連携を推進することにより、国民一般に対するセキュリティに係る支援体制の充実を目指す。（平成 30 年 1 月末時点において国民生活センター、東京都消費生活総合センター及び警視庁サイバー犯罪相談窓口等の 6 機関と連携している。）

<指標 5：社会インフラ・産業基盤のサイバーセキュリティに係る人材育成プログラムの提供（上記 1.（2）関連）>

第四期中期目標期間中に、産業サイバーセキュリティセンターが提供する



人材育成プログラムについて、延べ 500 名の受講者を目指す。

[指標水準の考え方]

平成 29 年 7 月に開講した中核人材育成プログラム（長期）の第 1 期受講者が 76 名であるが、当該プログラム受講の働きかけ、プログラムの見直しや開発等により、第四期中期目標期間中に平均して 30%程度増加した水準（100 名／年）を目標とする。

＜指標 6：社会インフラ・産業基盤のサイバーセキュリティリスクに対する取組促進（上記 1.（2）関連）＞【基幹目標】

第四期中期目標期間中に、産業サイバーセキュリティセンターの人材育成プログラムの受講者が、企業や産業における演習実施、ポリシー策定、組織変更その他及びこれらに関する企画・提案等の取組を延べ 500 件程度行い、当センターの事業効果が、当該受講者の得た知見を通じて、更に当該企業の関係者及び組織全体や社会全体に均てんしていくことを目指す。

[指標水準の考え方]

産業サイバーセキュリティセンターの人材育成プログラムの受講者が、セキュリティ強化のために具体的な取組を行うことを目標として設定。

[重要度高・優先度高・難易度高]

サイバー攻撃が高度化・巧妙化・大規模化し、社会インフラに甚大なダメージを与えるサイバー攻撃の脅威も増大している中、ラグビーワールドカップ 2019 日本大会及び 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの大規模なイベント開催を控え、また、その後の経済・社会活動の安定確保を図るため、社会インフラ・産業基盤関連分野における情報セキュリティ対策の促進は、我が国における喫緊の重要課題であり、優先すべきものである。さらに、本指標は、IPA が提供する人材育成プログラムの成果として、受講者がプログラム受講後に実際に取り組んだ演習実施、ポリシー策定等の成果（アウトカム）について、第四期中期目標期間における人材育成プログラムの受講者の目標値と同数の確保を目指すチャレンジングな水準の目標である。

## 2. 高度な能力を持つ IT 人材の発掘・育成・支援及びネットワーク形成と IT 人材の裾野拡大に向けた取組の強化

第 4 次産業革命（IoT、BD、AI 等）の進展により、先端 ICT に関する市場は拡大していくことが見込まれているとともに、時代を切り拓く突出した能力を持つ人材及び ICT 社会基盤を支える人材の質及び数の確保が不可欠となっている。このため、第四期中期目標期間においては、第三期中期目標期間で取り組んだ高度な IT 人材の発掘・育成・支援を継続しつつ、そうした人材のネットワーク形成や IT 人材の裾野拡大を推進していく。

（1）優れた IT 人材の発掘・育成・支援及び活躍の機会の提供

- ・ITの活用によりイノベーションを創出することのできる独創的なアイデア・技術等を有する突出したIT人材の発掘・育成及び突出したIT人材が持つイノベティブな技術シードの磨き上げを通じた産業界をけん引・リードしていく人材の育成
  - ・若年層の優秀なセキュリティ人材の発掘・育成
  - ・情報処理安全確保支援士制度に係る登録、講習の実施及び普及促進
  - ・優れたIT人材の交流の場の提供等による人的ネットワーク活性化促進
- (2) IT人材の裾野拡大
- ・ITを取り巻く環境変化を踏まえた情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の実施並びに応募者数の増加に向けた取組の実施
  - ・アジア諸国における情報処理技術者試験との同等性に関する相互認証及び相互認証に基づくアジア共通統一試験の実施

### 【指標】

本事業（上記2.）における毎年度の評価は、以下の指標の達成状況等を踏まえ、総合的に業務実績を勘案して実施する。

なお、我が国の成長戦略の柱として位置付けられているITに関する戦略の実現のためには、本事業における新たな価値を生み出す人材や、高度セキュリティ人材の育成やIT人材の裾野拡大が重要であるため以下の指標を設定する。

#### <指標1：未踏事業修了生の成果（上記2.（1）関連）> 【基幹目標】

未踏関係事業の修了生による新たな社会価値創出を、新技術の創出数、新規起業・事業化の資金確保数、ビジネスマッチング成立件数で総合的に捉え、第四期中期目標期間中の合計数延べ50件を目指す。

#### [指標水準の考え方]

第四期中期目標期間における毎年度の未踏関係事業の修了生を約50名以上と想定し、その効果目標として、新技術の創出としての知的財産権に関する出願・登録数、企業等との共同研究・開発テーマ設定数、起業・事業化への資金確保数、ビジネスマッチングの成立件数を合わせて、直近年の起業・事業化見込み（5件）から倍増の毎年度10件を目安とし、5年間累計で50件を目指す。

#### [重要度高・優先度高・難易度高]

「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月閣議決定）や「科学技術基本計画」（平成28年1月閣議決定）においてIT戦略は我が国の成長戦略の柱として位置付けられており、IoT、BD、AI等の実用化に伴う第4次産業革命が世界規模で進展する中、先端ICTに関する市場の拡大や、今後の技術革新の加速化等への対応の観点から、時代を切り拓く突出した能力を持つ人材及びICT社会基盤を支える人材輩出を目指す本取組は、重要かつ優先すべきものである。また、本指標は、未踏関係事業の修了生が実際に新技術の創出、新規起業・事業化といった新たな社会価値（アウトカ

ム) を創出することをチャレンジングな水準で目指す目標である。

<指標 2：セキュリティ・キャンプ修了生の活動（上記 2.（1）関連）>

【基幹目標】

セキュリティ・キャンプの修了生によるイベント講師等の実績数（キャンプ講師、チューター含む。）について、第四期中期目標期間中の合計数延べ 225 名を目指す。

[指標水準の考え方]

第四期中期目標期間中のセキュリティ・キャンプの効果目標として、修了者による全国大会及び地方大会の講師・チューター数、各種講演会・勉強会での講師数を、第三期中期目標期間の実績値（年平均 29 名）から約 1.5 倍増の毎年度 45 名を目安とし、5 年間累計で 225 名を目指す。なお、講師やチューターとして活躍できる人材は、単なる修了生ではなく、ホワイトハッカーなど第一線で活躍できる非常に高いスキルと社会的信頼性をもつ人材とする。

[重要度高・優先度高・難易度高]

加速化する ICT の利活用拡大につれて、サイバー攻撃への対応が急務となっており、あらゆる組織、ヒト、モノがつながっていく IoT 社会の実現に向けて、若年層の優秀なセキュリティ人材の育成・確保を図ることは、重要かつ優先すべきものである。また、本指標は、IPA の活動の成果として、第一線で活躍できる非常に高いスキルを持った修了生を第三期中期目標期間の実績（年平均 29 名）から約 1.5 倍（年平均 45 名）とするチャレンジングな水準の目標である。

<指標 3：情報処理安全確保支援士の活動（上記 2.（1）及び（2）関連）>

情報処理安全確保支援士が保有している知識やスキルを発揮して、情報セキュリティに関連する業務遂行がなされたとする値について、第四期中期目標期間の最終年度に 75%を目指す。

[指標水準の考え方]

第四期中期目標期間の初年度に情報処理安全確保支援士 (RISS) の効果目標として、RISS に対するアンケートにより RISS の活躍指標を測定することとし、最終年度に 75%まで達成できることを目指す。

<指標 4：情報処理技術者試験制度の活用（上記 2.（2）関連）>

IT 人材の裾野拡大を図るため、IT を提供する側だけでなく、IT を利用する側も含めた企業における情報処理技術者試験の活用割合について、毎年度、55%以上を目指す。

[指標水準の考え方]

情報処理技術者試験の活用割合（平成 26 年度から 28 年度の直近 3 か年平均 54.3%）から、55%以上と算定。なお、ITに係る最新の動向を踏まえた試験内容に適宜更新等を行うことで、企業における認知度を向上させ、活用割合を確保する。

### 3. ICTに関する新しい流れを常に捉え、発信していく機能の強化

第4次産業革命（IoT、BD、AI等）のイノベーション（新技術）は本格的な普及段階を迎え、あらゆる産業や社会生活に取り入れることで様々な社会的な技術課題が起こり得る。このため、第四期中期目標期間においては、最先端の技術動向や課題をいち早く捉え、臨機応変かつ迅速に社会実装を推進し、企業や国民が安全に活動できる ICT 社会イノベーションの基盤となるよう、とりわけ、調査・分析及び情報発信の機能を強化することとする。

また、新技術に対応する IT 人材に求められるスキル変革の方向性について、新たな IT スキル標準として整備を行い、社会に発信していく。

#### （1）ICTの新たな技術等に関する調査分析及び発信

- ・ICTに関する技術動向やIT人材に関する動向等の調査・分析及び社会実装の促進等につながる情報発信の強化
- ・ICTの安全性・信頼性等の脅威となる情報の収集・調査能力及び分析能力の強化
- ・組込みソフトウェアを始め、情報処理システムに関する実態調査・分析及び情報発信
- ・IoTによる地域課題の解決や新事業創出に関する施策動向、取組事例、人材育成等の活動情報の収集整理及び発信を通じた地域経済活性化に取り組んでいる地方公共団体、民間企業等への支援

#### （2）ICTの新たな技術等に関する基準・指針・標準の整備及び情報発信

- ・ICTに関する新しい技術の社会実装に必要な指針・ガイドラインの整備・見直し及び普及
- ・IoTシステムや組込みソフトウェア等の高度化、生産性・信頼性向上に向けた指針・ガイドライン等の整備及び普及
- ・製品・サービスの生産性や信頼性を向上させるための手法・技術の活用及び普及
- ・重要性の高い基準・指針等の国際標準化への取組
- ・第4次産業革命への対応を含めた最新の技術動向にも対応したITスキル標準の継続的な見直し及び経済産業省が実施する「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」の運用支援
- ・官民データの利活用促進のための技術標準、データ標準の整備、環境整備、ガイドラインの整備及び普及

#### （3）海外機関との連携促進

- ・海外有力機関との連携を通じて、ICT等に関する技術等の最新情報の交換及び技術共有を行い、調査報告書等に反映

### 【指標】

本事業（上記 3.）における毎年度の評価は、以下の指標の達成状況等を踏まえ、総合的に業務実績を勘案して実施する。

なお、本事業は、第 4 次産業革命の進展に伴い、IoT、BD、AI 等といった新たな技術の社会実装に際して起こり得る様々な技術課題等に対応していくものであるため、以下の指標を設定する。

<指標 1：ICT に関する技術動向等の調査・分析・情報発信（上記 3.（1）及び（3）関連）>

IPA が取りまとめた ICT に関する技術動向等の白書及び ICT に関する調査等の報告書について、第四期中期目標期間における普及件数の年間平均値につき、第三期中期目標期間中における当該数以上を達成する。

[指標水準の考え方]

IPA が取りまとめた報告書等が企業や国民に受け入れられているかどうかを測る普及件数の年間平均値を指標として設定し、第三期中期目標期間における実績（※）を上回ることを目指す。

※第三期中期目標期間のうち平成 28 年度までの報告書等の普及件数の年間平均は 159,661 件であるが、この実績値は第二期中期目標期間の実績値（43,812 件）の 3.6 倍に相当し、既に高い水準にあるものと考えられる。

<指標 2：ICT に関する指針やガイドラインの提供及び普及促進（上記 3.（2）関連）> 【基幹目標】

IPA が整備した ICT に関する指針やガイドラインについて、第四期中期目標期間における普及件数の年間平均値につき、第三期中期目標期間における当該数以上を達成する。さらに、当該指針やガイドラインの利用者又は想定される利用予定者に対し、セミナー等において役立ち度（見込）を調査し、4 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合を第四期中期目標期間中に 3 分の 2 以上を確保する。

[指標水準の考え方]

IPA が技術動向等の白書及び ICT に関する調査等を踏まえて整備した指針やガイドラインが企業や国民に受け入れられているかどうかを測る普及件数の年間平均値を指標として設定し、第三期中期目標期間における実績（※）を上回ることを目指す。さらに、当該指針やガイドラインが企業や国民にとって、ICT に関する新しい技術等の社会実装や製品・サービスの生産性・信頼性向上に有用であるかどうかを測る役立ち度（見込）を指標として設定し、第四期中期目標期間中に目標値の達成を目指す。

※第三期中期目標期間のうち平成 28 年度までの指針やガイドラインの普及件数の年間平均は 435,663 件であるが、この実績値は第二期中期目標期間の実績値（118,675 件）の 3.7 倍に相当し、既に高い水準にあるものと考えられる。

[重要度高・優先度高・難易度高]

本指標は、第 4 次産業革命に伴う有望成長市場の創出に必要な新

たな技術の社会実装推進を図るものであり、政府の成長戦略の達成や、世界最高水準の ICT 利活用を通じた安全・安心・快適な国民生活を実現するうえで重要かつ優先すべきものである。また、変化の激しい ICT の世界において、新しい技術動向等をいち早く捉え、それを迅速に対応していくこと自体がチャレンジングであることに加え、IPA の成果普及の量的・質的の両面から高水準を目指す、意欲的な目標である。

#### <指標 3 : IT スキル標準の浸透 (上記 3. (2) 関連) >

IoT、BD、AI 等の進展による今後の IT 人材の在り方に影響を及ぼし得る産業動向や技術等の調査、並びにスキル変革に求められる指標として整備・発信する新たな IT スキル標準に関する情報アクセス数について、平成 25 年度から平成 28 年度の年度当たり平均アクセス数以上を達成する。

#### [指標水準の考え方]

IPA が整備した IT スキル標準等が企業や国民に受け入れられているのかどうかを測る指標として設定し、第三期中期目標期間における実績 (※) を上回ることを目指す。

※平成 25 年度から平成 28 年度の年度当たり平均アクセス数は 29,269 件。これは、日本の IT 企業数 (約 3 万社) が平均して年 1 回程度アクセスしていると想定される水準であり、第四期中期目標期間においても同水準の達成を目指す。

### IV 業務運営の効率化等に関する事項

#### 1. 機動的・効率的な組織及び人材育成の強化等

- (1) 政策課題・社会経済情勢に合わせた柔軟かつ機動的な対応が可能となるよう、各部門が有機的に連携し、事業の改廃や事業間のシナジーなど組織全体としての最適効率を目指す組織体制を構築する。
- (2) 組織横断的に将来ビジョンや中長期的施策を共有・議論し、各事業や業務運営の継続的かつ不断の見直しを実施する恒常的な体制の整備により、業務改革・組織改革を機動的かつ柔軟に行う。
- (3) IPA に期待される役割の拡大に対応するため、事業や組織の見直しに合わせて、人員体制の増強を図るとともに、今後の組織の中核を担うプロパー職員 (特に新卒採用者) への知見や経験の蓄積が重要との観点から、中長期的な人材育成を見通した人事制度・人員体制への見直しを行う。
- (4) 専門性、特殊性の高い業務に対応するため、職員の能力開発制度の整備・充実、職員の能力や実績に見合った適正な処遇の実現 (給与体系及び給与水準の適正化等) を図るとともに、官公庁や民間企業等との人材交流を促進し、多様かつ時宜を得た外部人材の確保・育成を図る。

#### 2. 業務経費等の効率化

運営費交付金を充当して行う業務については、新規に追加されるもの、拡充分及び特別事業費を除き、一般管理費 (人件費、退職手当及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。) について毎年度平均で前年度比 3%以上、

業務経費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）について毎年度平均で前年度比1%以上の効率化を行う。

### 3. 調達効率化・合理化

- (1) 公正かつ透明な調達手続きによる適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、引き続き、毎年度、適切に「調達等合理化計画」を策定し、これに則って、一般競争入札の導入・範囲拡大や随意契約等、適切な契約形態を通じ、業務運営の効率化・合理化を図る。随意契約については、やむを得ない案件を除き、原則として一般競争入札等によることとし、その取組状況を公表する。
- (2) 企画競争、公募を通じた調達を行う場合には、競争性及び透明性が確保される方法により実施する。さらに、入札・契約の適正な実施について監事等による監査を受けるものとする。

### 4. 業務の電子化等による業務運営の効率化

- (1) IPAの事務手続きの簡素化・効率化を図るため、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」（平成26年7月25日総務大臣決定）に基づき、引き続き、業務の電子化の促進やシステムの最適化等の検討を行い、順次改善を進める。
- (2) また、生産性向上の観点から「働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）」を推進しつつ、ICTも活用した業務効率化に向けて、先進的な取組や制度の積極的な導入を図り、効果的・効率的な業務運営を実現する。

## V 財務内容の改善

### 1. 運営費交付金の適切な執行管理

- (1) 運営費交付金を充当して行う事業については、引き続き、その必要性等に応じた財源の最適配分（人員、予算等）を行い、適正かつ効率的に執行し、各年度期末における運営費交付金債務残高を抑制する。
- (2) 「独立行政法人会計基準」（平成12年2月16日独立行政法人基準研究会、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則されたことを踏まえ、引き続き、適切に収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。
- (3) 決算情報の公表の充実等、引き続き、IPAの財務内容等の透明性を確保する。

### 2. 自己収入の確保及び拡大

- (1) 自己収入の増加を図る観点から、受益者が特定でき、受益者に応分の負担能力があり、負担を求めることで事業目的が損なわれない業務については、経費を勘案して、適切な受益者負担を求めていくこととする。
- (2) 情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験については、これら

の試験の持続的な運営を可能とするため、応募者数の増加に向けた取組を実施するとともに、事務の活性化・効率化及び収益の維持・改善にも取り組む。

### 3. 地域事業出資業務（地域ソフトウェアセンター）

(1) 地域事業出資業務については、繰越欠損金を減少させるため、第四期中期目標期間中に経常収益合計で1億円以上確保する。

そのために、地域ソフトウェアセンターに対して指導・助言等を積極的にを行い、センターの経営改善を図るとともに、適切な配当を求めるものとする。

(2) また、経営状況が改善せず、地方自治体・地元産業界からの支援も得られない場合は、他の出資者等との連携の下に、当該期間中に解散に向けた取組を促すものとする。

### 4. 金融業務（債務保証業務）の適切な管理

債権の適切な管理等必要な業務を継続して行う。

## VI その他業務運営に関する重要事項

### 1. 内部統制の強化

(1) 引き続き、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」（平成26年法律第66号）による改正後の独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日付総管査第322号総務省行政管理局長通知）において定められた内部統制の推進及び充実に努める。

(2) 第三期中期目標期間中に、内部統制委員会、監事室、コンプライアンス統括室を設置し、内部統制の推進及び充実に努めてきたところ、これに加えて、理事長の指示の下、役員（理事長及び理事）及び各部門の長で構成される「業務運営方針検討会」を設置し、各部門の施策、将来ビジョンや業務の必要性、連携の可能性などについて議論する等の取組を実施した。第四期中期目標期間においても、理事長のリーダーシップにより継続してこのような取組を推進し、組織のPlan・Do・Check・Action（PDCA）機能の充実に努める。

### 2. 情報管理及び情報セキュリティの確保

(1) 適正な業務運営及び国民からの信頼を確保する観点から、「独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律」（平成13年法律第140号）、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）に基づき、引き続き、適切な対応をとるとともに、職員への周知徹底を行う。

(2) IPAは、「サイバーセキュリティ戦略」（平成27年9月4日閣議決定）等の政府の方針の下、独法等の情報システムの監視業務や情報セキュリティ監査業務を実施してきた。引き続き、その職責を十分に果たすよう、業務を確実に遂行するとともに、サイバーセキュリティ戦略本部が定める「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、適切に内部規程の制定・改正を実施し、IPA自身の情報セキュリティ対策の水準を向上させ、万全の情報セキュリティの確保を図る。

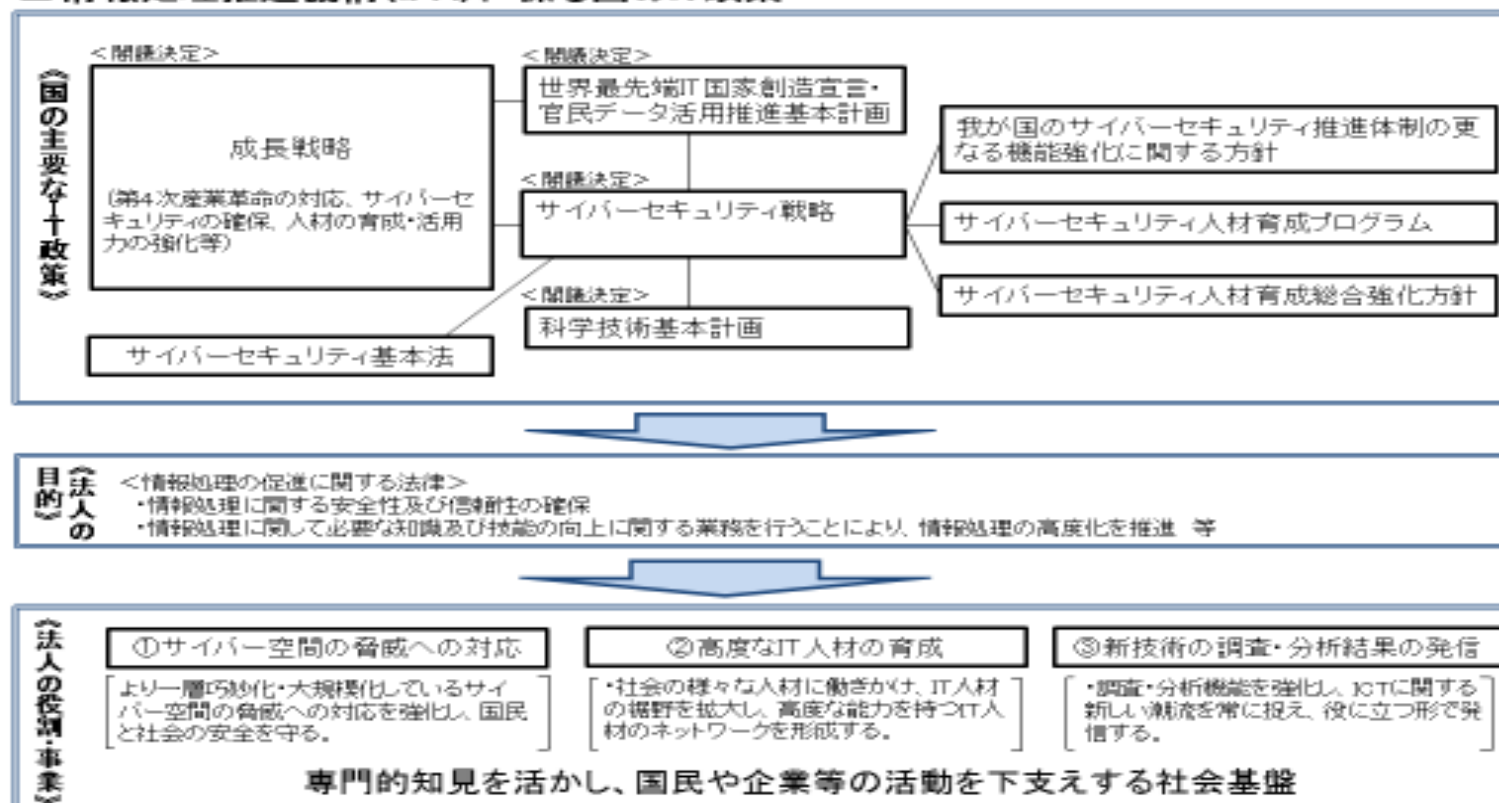


### 3. 戦略的な広報の推進

- (1) IPA が実施する事業の内容及び成果を、最も効果的な広報手法を検討した上で積極的に実施し、広く国民の理解を得るとともに、IPA の認知度の向上に努める。
- (2) 利用者の利便性向上を図るため、ウェブサイトの画面構成の改善等に努める。
- (3) 国民一般に対してきめ細やかな情報提供を行うため、報道発表・取材対応に加え、IPA が有するメーリングリストや、外部の情報発信ツール等を活用し、継続的な情報発信を行うとともに、IPA の情報を継続的に受け取る登録者を増加させる活動を行い、第四期中期目標期間中において 60,000 人以上の登録者を追加する。

以 上

## ■情報処理推進機構(IPA)に係る国のIT政策



独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構  
第4期中期目標(案)

平成30年〇月〇日  
経 済 産 業 省

## 目 次

第1 政策体系における独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の位置づけ及び役割

第2 中期目標の期間

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 石油・天然ガス資源開発支援

2. 石炭資源開発支援

3. 金属資源開発支援

4. 資源備蓄

(1)石油・石油ガスの備蓄

(2)金属鉱産物の備蓄

5. 地熱資源開発支援

6. 鉱害防止支援

7. 石炭経過業務

第4 業務運営の効率化に関する事項

第5 財務内容の改善に関する事項

第6 その他業務運営に関する重要事項

※第3 1. ～7. の各項目を「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)に基づき「一定の事業等のまとめり」として扱う。

## 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構第4期中期目標(案)

### 第1 政策体系における独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の位置づけ及び役割

(政策体系における位置づけと発展経緯)

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)は、エネルギー政策基本法に基づき策定される「エネルギー基本計画」等の国の方針に基づき、エネルギー資源や鉱物資源の探鉱・開発の支援や石油・石油ガス・金属鉱物の備蓄に関する業務を実施することにより、それらの安定的かつ低廉な供給に貢献すること、及び金属鉱業等による鉱害の防止に関する業務を実施することにより、国民の健康の保護や生活環境の保全に寄与することを目的としている。

機構は、石油公団と金属鉱業事業団を統合し、平成16年2月末に発足した。これらの前身組織を含めれば50年以上にわたり、我が国のエネルギー資源や鉱物資源の安定的かつ低廉な供給等を支える中核組織として、リスクマネー供給、探査、技術開発、情報収集・分析等を実施してきた。その後、平成24年に独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構から石炭資源開発業務、地熱資源開発業務及び石炭経過業務が移管され、現在の形に至っている。

その他、数次の独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法(平成14年法律第94号。以下単に「法」という。)の改正により、リスクマネー供給機能を中心に強化が図られ、資源・エネルギー開発に関する中心的機関として、資源国や企業に対して総合的な支援を行いうる存在となった。

(資源を取り巻く外部環境の変化と政策課題)

新興国の台頭により、我が国の国際社会における経済的地位は相対的に小さくなる一方で、資源の安定供給確保は今後とも我が国にとって重要な課題である。特に、中国やインドが、国と国営石油企業が一体となり、世界中で権益獲得や企業買収を進めているなど、資源権益を巡る国際競争は激化している。また、電気自動車の普及や電化の進展等の今後の需要動向を見据えた鉱物資源の確保も重要である。我が国としては、こうした資源・エネルギーに係る国内外の需給動向について、情報収集能力を高め、自主開発比率の向上を始め、戦略的な資源確保を推進していく必要がある。

また、世界の大手資源会社が、資産の選択と集中や企業再編あるいはビッグデータ等の新技術の活用を積極的に進めるなど、低油価でも採算の取れる体質への転換を強力に進めている一方で、我が国上流開発企業は財務・技術基盤に乏しく、権益確保を巡る国際競争において、立ち後れている。我が国の上流企業の国際競争力を強化し、持続的・安定的に資源を確保できる強靱な企業群を創出することも大きな課題である。

更に、この数年、中東情勢は不安定性を増しており、IEA等の国際協調の枠組みの外にある資源消費国のプレゼンスも高まっているなどの状況を踏まえれば、エネルギー・セキュリティの最後

の砦となる資源備蓄を効率的に維持するとともに、海外からの供給途絶や国内災害等の緊急時に効果的に活用できる体制を確保することも重要である。

加えて、2015年に経済産業省が決定した「長期エネルギー需給見通し」を実現するため、我が国が世界有数のポテンシャルを有する地熱資源の活用を加速化していくことも急務である。

機構は、こうした国の資源政策を実現する中心的実施機関として、国内・海外から高い評価を得る存在となるべく、自己研鑽と外部との対話に努め、不断に挑戦・改革を行い、提案・支援のクオリティとスピードを高めていくことが求められる。

#### （第4期中期目標の重点課題）

第4期中期目標期間は、機構発足から16年～20年に当たる。資源開発の世界では投資の成果が現れ始めるまでに10年～15年を要するといわれることを踏まえれば、機構はこれまでの取組の具体的な成果をより厳しく問われる段階に移行していく。

同時に、新興国が積極的に権益確保を進めており、資源を巡る国際競争が激化する中、資源国や関係する企業のニーズは一層多様化・高度化している。更に、AI・IoT等の技術革新によって、従来の資源開発の担い手やビジネスモデルが一変する可能性もある。

こうした厳しい現状を直視した上で、機構には特に以下の点を重視した業務・組織運営を求める。

- ① 顧客との対話や海外との交流を強化するとともに、組織内部において部門を超えた『横串』連携や企画機能の充実を進めることにより、理事長主導の下、機構が有するツールや人脈を総動員して、アウトカム実現という成果を着実に追求する機動的な組織運営を行うこと。
- ② 機構が主体的に行動することにより、資源国との交渉ポジションを変える、民間企業の動きの先鞭をつける、国民・企業や社会の資源政策に係る状況認識を改めたりするような、『チェンジ・メーカー』としての役割を果たすべく、社会への影響力のある課題に果敢に挑戦すること。
- ③ リスクマネー供給事業の進捗に伴うリスク資産の増大を踏まえ、資金効率や財務の健全性を高めるよう、必要な体制を整備し、毎年、その状況について説明責任を果たすこと。

（別添：政策体系図）

## 第2 中期目標の期間

中期目標の期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とする。

### 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### 1. 石油・天然ガス資源開発支援

2030年に石油・天然ガスの自主開発比率を40%以上とする政府目標(平成29年6月の総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会報告等に基づく)の実現を始め、我が国の石油・天然ガスの安定供給確保に貢献するため、機構の石油・天然ガス関連部門(備蓄を含む)は、『横串』での協調・連携を強化し、以下のツールを総動員していく。

また、最優先の課題である権益獲得を組織一丸となって推進するため、その重点対象国を資源エネルギー庁とも密に協議した上で定め、組織全体で共有する。

#### (1) 我が国企業等による権益確保に対する(直接的)支援

##### ① リスクマネー供給

リスクマネー供給は、石油・天然ガスの安定供給確保に向けた政策的措置の中核である。民間主導の原則に則って、貴重な政策資源を『効率的』『効果的』に活用することにより、莫大な投資が必要でリスクの大きい探鉱・開発事業を資金面(出資及び債務保証)で支援し、我が国企業の権益獲得を促進することを目的とする。油価の変動に伴って権益価格の変動も起こりうることから、周辺環境等にも目を配りながら、好機を着実にとらえ、積極的な取組を行う。具体的には、以下を実施する。

##### (ア) 支援案件の優先順位付け

中核的企業育成を含む我が国企業の競争力強化の観点も踏まえ、油ガス田の規模や、地域バランス、経済性(コストや収益性)、低油価耐性、企業経営戦略との整合性などを勘案し、権益獲得等に向けた取組に優先順位を付け、リスクマネー供給による支援対象を重点化させる。

##### (イ) 政府保証付き借入の積極的な活用

政府出資金の効果的活用の観点から、政府保証付き借入の積極的な活用を念頭に置いたリスク分析や借入れ方針の精緻化を行う。

##### (ウ) 案件発掘・育成・自立化までの支援機能の充実

平成28年の法改正で支援が可能となった企業買収等を中心に、機構自ら案件を発掘・形成する体制を強化する。また、単にリスクマネーを供給するにとどまらず、案件の確実な開発移行・生産開始・安定操業・着実な拡張に向け、助言を行うとともに、民間主導による自律的な事業実施体制確立のため、適時・効果的な株式売却を進める。なお、株式売却については、企業側の意向による売却とともに、機構側の判断として、開発・生産段階に入ったものについて、企業のみでも事業が回り機構の支援が必要でなくなった際には、売却を企業に働きかける。

##### (エ) 審査機能の強化と、それによる大胆かつ慎重な政策資源の活用

内部人材育成に加え、投資等の経験を有する外部人材の採用、探鉱事業の失敗事例からの技術面・投資判断に係る知見・ノウハウの蓄積・共有、最先端の地質情報分析手法の獲得・導入等を通じて、審査機能を抜本的に強化する。的確な審査機能を実装することにより、探鉱成功率

の向上を図るための取組を進めながら、より効率的・効果的な探鉱投資（探鉱段階におけるリスクマネー供給）を実施していく。

（オ）資産ポートフォリオの不断の見直し

外部有識者の意見を聴取しつつ、保有資産ポートフォリオを評価・レビューする体制を構築し、資産ポートフォリオ全体で収益性や石油・天然ガスの安定供給確保を実現する観点から、当該評価・レビュー結果を案件組成に反映していく。その際、中長期にわたり持続的に権益を維持・拡大できるように、探鉱・開発・生産各段階の資産のバランスを図ることを意識する。

（カ）LNG 市場形成に資する案件への支援

平成 28 年 5 月に経済産業省が発表した「LNG 市場戦略」も踏まえ、我が国への LNG の安定供給を確保するとの観点から LNG 市場形成に資する案件や、アジアにおける LNG のサプライチェーン構築を促すような案件に対する支援を拡充する。

## ②地質構造調査

- ・地質構造調査は、初期の参入コスト・リスクが大きいなど、何らかの理由により、プロジェクトの初期段階において我が国企業が自ら参入することが難しい国・地域・プロジェクトにおいて、機構が一步踏み込んでリスクを取ることで、我が国企業の権益獲得につながるような案件に適用することを原則とし、リスクマネー供給支援の補完的なツールとして位置づける。
- ・我が国企業による権益獲得等を通じた安定供給確保にどれだけ資するのかという観点等を踏まえ、真に必要な国・プロジェクトを対象に地質構造調査を実施する。対象国・対象プロジェクトについては、資源エネルギー庁と緊密に協議した上で決定する。
- ・我が国企業の要望・ニーズを把握するとともに、我が国企業を関与させながら適切にプロジェクト管理を行う観点から、地質構造調査の作業進捗・成果に係る我が国企業等への情報共有を積極的に行う。

### 【指標】

- ・第 4 期中期目標期間末(2022 年度末)において、機構支援による自主開発権益量を 100 万バレル/日規模に引き上げる。【基幹目標(重要度、優先度及び難易度のいずれも高い指標をいう。以下同じ。)] (前中期目標期間実績(平成 28 年度末実績):約 66 万バレル/日。)

### 【重要度:高】【優先度:高】【難易度:高】

政府目標達成に向けた自主開発権益量の引上げは最優先で取り組む課題であり、我が国の石油・天然ガスの安定供給確保の観点から重要。資源獲得競争が激化する中、財務基盤の脆弱な我が国企業が権益を獲得することは容易でないことから難易度も高い。

- ・第 4 期中期目標期間において、機構が自ら主体的に動くことで、我が国の石油・天然ガス産業や資源国との関係の潮流変化につながる先事例を創出する観点から、企業買収・資本提携支



- 援や国営石油企業株式取得、地質構造調査を通じた我が国企業による権益獲得を実現する。
- ・上記1.の柱書き(重点対象国指定、『横串』連携)や(1)①の(ア)から(カ)までに記載された取組の実施状況

#### <目標水準の考え方>

- ・自主開発比率2030年40%以上の政府目標達成のためには、「長期エネルギー需給見通し」の想定の下で、2030年時点で約172万バレル/日以上以上の自主開発権益量に到達することが必要。既存案件の生産見通し等に基づいて、権益更新や生産計画などが必ずしも全ては順調に行かないという現実的な想定を置いた上で、2030年時点の権益不足分を算出。2030年時点の権益不足分の半分を機構支援案件で確保すると想定した場合に、2022年度時点で機構支援が必要となる権益量を算出し、足下の機構支援による自主開発権益量(約66万バレル/日(2016年度末))と合わせ、100万バレル/日を目標として設定した。
- ・その他の指標についても、政府目標の実現に向け、機構には『チェンジ・メーカー』としての役割や、石油・天然ガスの自主開発権益量を引き上げるための積極的取組が期待されており、そのためには、各取組を着実に実施することが重要であるため指標として設定した。

#### (2) 海洋を中心とした国内資源の開発

「エネルギー基本計画」及び平成30年に改定される「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」に定めるとおり、世界第6位の排他的経済水域(EEZ)を有する我が国周辺海域の資源を開発することは、自給率に直結するものであり、これまでの機構の取組により得られた知見を有効活用しつつ、以下の取組により、その加速化を図る。

##### ① 国内外における海洋探査活動

- ・国の委託を受け、三次元物理探査船を活用し、国内において海洋探査活動を行うとともに、探査活動の実施を通じて探査活動を行う能力そのものを機構及び日本企業に蓄積させる。
- ・三次元物理探査船の民間貸出を行うこと等を通じて、国内のみならず海外でも探査活動を行う。資源外交や地質構造調査等の機構の他のミッション遂行に効果的な場合にも、三次元物理探査船(物理探査事業そのもの)を活用する。
- ・探査で得られた地質情報をデータベース化した上で对外発信し、広報活動も行った上で、民間企業による国内資源開発への投資を呼び込む。

##### ② メタンハイドレート資源開発

- ・我が国周辺海域に相当量の賦存が期待されるメタンハイドレートをエネルギー資源として利用可能にする(商業化する)ことを目的とし、国の委託を受け、計画的・効果的にメタンハイドレートの生産技術の開発を行う。
- ・第2回海洋産出試験の結果を踏まえた総合的な検証を行い、生産技術の確立に向けた課題の

解決に計画的に取り組む。その際、民間企業の優れた知見を最大限取り込む体制を構築するなど、効果的・効率的に研究開発を進める。また、研究開発を着実に進めていくため、技術開発のステージごとに、『ステージ・ゲート』を設定し、将来のエネルギー環境の見通し等も念頭に置きながら、残された課題を明らかにしつつ、商業化に必要な条件を見直した上での経済性評価を実施する等、目標の達成状況を点検しながら前に進める。三次元物理探査船及びその活動成果を活用し、我が国周辺海域において商業化が期待できるメタンハイドレートの濃集帯の候補を提示するとともに、表層型メタンハイドレート賦存層の科学的調査を支援する。

### ③基礎試すい等を活用した国内資源開発

- ・国内における資源開発の促進を目指し、得られた情報の適切な開示等を含む、政府事業として行う基礎試すいの事業管理等を的確に行うとともに、国内の資源ポテンシャルの評価分析・知見蓄積をする。
- ・国内における水溶性天然ガスやシェールガス・オイル、コールベッドメタンなどの、アンコンベンショナルな炭化水素資源の開発・実証についても、国内資源開発の促進との観点のみならず海外フィールドにおける適用に向けた有効なテストとの観点も踏まえ、積極的に取り組む。

#### 【指標】

- ・探査活動及び基礎試すい等で得られた地質情報の対外発信を推進（広報活動も行う）し、民間企業等による当該情報の閲覧数を 300 件以上に引き上げる。（前中期目標期間実績：196 件）
- ・探査活動の実施により、石油ガスの埋蔵の可能性のある地質構造を 1 調査海域あたり平均で 3 構造以上見つける。（前中期目標期間実績：1 調査海域あたり平均 2.8 構造）
- ・平成 30 年に改定される「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」において設定されるメタンハイドレートの研究開発に係る工程や目標に対する達成状況（具体的には年度計画で設定する。）。

#### <目標水準の考え方>

- ・情報発信・広報は、民間参入の基盤をなす事業であり、特に強化すべきであるとともに、将来的に石油・天然ガスの自主開発権益量の引上げにつながる点において重要であることから、前中期目標の実績を 1.5 倍程度上回ることを念頭に設定した。
- ・その他の指標も、国際情勢やカントリーリスクに左右されず安定的な供給が可能な国内資源の開発は自給率向上に直結し、これを着実に進めることが重要であるため、それぞれ前中期目標期間における実績を上回ることを念頭に設定した。

### (3)資源外交の強化

#### ①資源外交の対象の重点化

- ・我が国企業による上流権益獲得を目指す従来の資源外交のみならず、需要創出を通じた LNG 市場形成やバイイングパワーの結集等を目的とする諸外国との関係強化や資源国側の中下流

や他のエネルギー分野のニーズを踏まえた交流等を含め、従来の概念にとらわれず、『資源外交』を実施する。機構は、石油・天然ガスに係る専門的知見を活用しつつ、それだけにとらわれることなく、政府の行う幅広い資源外交と一体となって積極的に活動する。

- ・地理的な近接性の観点から重要なロシアや、巨大な石油ガス埋蔵量を有し開発コストが低いことに加え、市場としての魅力もある中東、LNG サプライチェーンの構築の観点からも重要なアジアや欧州、新たな石油・天然ガス輸出国として台頭が見込まれる米国などを念頭に、全方位的に、資源外交を展開する。

## ②ツールの集中的投入

権益獲得支援を中心とする機構に課されたミッション達成に向けて機構の持つツールの選択的・集中的な投入はもとより、機構以外が持つ他の政策ツールとの有機的連携も視野に入れて、創造的に機構が持つ政策ツールを活用する。

## ③産油国技術者研修の戦略的活用

- ・資源国との関係強化等を通じて、将来的な石油・天然ガスの安定供給確保の布石にすることを旨とする等、機構のミッションを強く意識し、結果につながるよう意識しながら、産油国技術者研修を活用する。
- ・資源外交上重要な国を対象とすることに加え、当該産油国の国営石油企業や政府の幹部ないしは将来幹部になることが見込まれる若手関係者を意識しながら研修を実施する等、戦略的意図を持って事業を進める。

## 【指標】

- ・資源外交上の重点国を対象とした協力事業を 30 件以上組成・実施する。(前中期目標期間実績:27 件)

## <目標水準の考え方>

資源外交上の重点国を対象とした協力事業の組成・実施は、諸外国との関係強化を通じ権益獲得を実現し、自主開発権益量の引上げにつながる点で重要であり、基幹目標の達成に寄与する観点からも、前中期目標期間中の実績を上回る水準が求められる。

## (4)技術開発・人材育成

技術力は、我が国の権益獲得交渉の差別化要因となり得るものであり、我が国企業の競争力強化を図るためにも重要であることから、これらの成果につなげる活動を抜本的に強化する。

### ①技術開発

- ・我が国企業の競争力向上を念頭においた技術開発と、権益獲得の重点対象国の産油国国営石油企業等との関係強化に資する技術開発(産油国向け技術提案等)の双方を技術センター

(以下「TRC」という。)が核となって推進する。

- ・TRC は、機構内の技術開発部門のみならず、その他の部門との連携や、我が国企業・他の研究機関、外国企業との連携を抜本的に強化する。
- ・権益確保につながる革新的な技術開発を実現する観点から、AI やロボット等の他の産業の技術を含め、機構の外にあるイノベーションのシーズを見つけ、積極的に協働していく。また、TRC が保有するラボ施設等のリソースを我が国企業等へ開放することにより、我が国企業等と機構との交流を促進しながら技術開発を推進するオープンラボの取組を、一層強化する。
- ・化石燃料ユーザーにとって共通技術となり得る CCS(二酸化炭素回収貯留)について、機構内の CO<sub>2</sub>-EOR(増進回収法)に係る知見を活用し、他の研究機関等と連携しながら、早期商業化に向けて技術的貢献をしていく。
- ・自己収入の増加を指標の一つとすることにより、企業や社会にとって真に有益な技術的知見やサービスの蓄積・提供を促し、TRC の活動の更なる充実を図る。

## ②人材育成

最先端の資源開発の動向等も踏まえながら、我が国企業の競争力強化を強く意識した研修メニューを作るとともに、民間企業の声も積極的に拾いながら、常に研修メニューを改善する。

### 【指標】

- ・第4期中期目標期間末(2022年度末)において、機構の支援による自主開発権益量を100万バレル/日規模に引き上げる。【基幹目標】【再掲】
- ・機構の技術開発・実証成果の実用化の実績を3件以上作る。(前中期目標期間実績:0件)
- ・第4期中期目標期間におけるTRCの自己収入を2億円以上とする。(前中期目標期間実績:平成25年度~29年度における設備利用料や特許料等による収入は約1億円(既に終了し今後収入にならないことが確定した大型特許の実施許諾料は除く。))
- ・部門間の調整機能を抜本的に強化するとともに、部門間の横断的連携の実績を5件以上作る。(前中期目標期間実績:3件)

### <目標水準の考え方>

上記の指標は、TRCの活動を活性化し、権益獲得に向けた部門間の横断的連携を実現することにより、自主開発権益量の引上げにつながる点で重要であり、基幹目標の達成に寄与する観点からも、それぞれ前中期目標期間中の実績を大幅に上回る水準が求められる。

## (5)情報収集・提供

- ・上述の役割を果たす上で必要となる情報収集を行うための能力を強化し、トップレベルから現場レベルまであらゆる階層において、積極的な情報収集ネットワークを構築する。また、石油・天然ガス開発や国際的な石油・天然ガス情勢に詳しい、中堅・若手を含む民間有識者の発掘・育成

及びネットワーク化を進める。

- ・我が国唯一の資源開発に関する専門機関として、機構内に石油・天然ガスに関する専門的な知見・情報を蓄積し、政策当局や我が国企業からの照会に対してタイムリーな情報提供を行う体制を整備するとともに、我が国企業の権益獲得・競争力強化という結果につながることを意識しながら、我が国企業や政策当局が求める内容の報告や講演等を実施する。同時に、機構職員が講演・著述を行う際には、専門家や業界関係者を対象としたもののみならず、一般向けの講演・著述も含め対外的アピールの機会を増やすことで、将来的に機構から石油・天然ガス分野の論客を輩出していくことも意識する。

#### 【指標】

- ・機構職員のコメント等の引用件数を 200 件(前中期目標期間実績: 35 件/年)及びレポートのアクセス件数を 60 万件(平成 29 年実績: 約 11 万件(推計)とする。
- ・機構との接触を経て、石油・天然ガスに関する著述を新たに公表することとなった者の数

#### <目標水準の考え方>

上記の指標は、機構が政策当局や我が国企業にとって真に必要な情報収集・提供機能を備え、その専門性を高めることにより、将来的に石油・天然ガスの自主開発権益量の引上げにつながる点において重要であるため、前中期目標期間中の実績を上回ることを念頭に設定した。

#### <想定される外部要因>

以上の目標に影響する外部環境変化として、産油国等における政情・経済不安の顕在化や、急激な為替や資源価格の変動が想定される。こうした変化に対し、自ら機能強化を図り新しい役割を果たすなど、機構として臨機応変・適切に対応した場合は、評価において的確に考慮するものとする。

## 2. 石炭資源開発支援

2030 年に石炭の自主開発比率を 60%以上とする政府目標(平成 27 年 7 月の総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会報告等に基づく)の達成に向けて、以下の施策を実施する。

### (1)権益確保に対する支援

#### ①地質構造調査

石炭資源の開発を促進し、我が国への石炭の安定供給を確保するため、リスクの高い初期段階の探査事業(海外地質構造調査)を、調達先の多角化の観点から幅広い地域を対象に実施する。また、調査で得られた情報等を我が国企業に積極的かつ適時に提供するとともに、調査により生じる権益等を我が国企業に積極的に引継ぐ。

## ②リスクマネー供給

石炭資源の開発を促進し、我が国への石炭の安定供給確保に資するため、我が国企業による探鉱事業案件に対して探鉱出資を行い、開発事業案件に対して債務保証を行う。また、支援案件の財務面、技術面、HSE 面(配慮すべき潜在的な健康・安全・環境・社会影響)等における適切な管理を行うとともに、制度運用改善について検討を行い、企業の開発投資につなげる。

## (2)資源国等との関係強化

主要産炭国等との関係強化に努め、供給源の多角化により、石炭の安定供給を図る。特に我が国企業の将来的な参入可能性が見込まれる資源ポテンシャルのある新たな地域との協力を進める。

## (3)情報収集・提供

石炭資源確保に資する産炭国の基礎的な情報や開発関連技術情報を政策当局や我が国企業に積極的かつ適時に提供するとともに情報提供の質の向上を図る。また、石炭の探鉱・開発段階における技術的課題の解決に向けて、我が国企業に対して技術支援を行う。

### 【指標】

- ・第4期中期目標期間末において、機構支援による我が国企業の権益下にある石炭の年間引取量(以下「自主開発権益量」という。)を300万トン積み増す。【基幹目標】(前中期目標期間実績見込:約79万トン)

### 【重要度:高】【優先度:高】【難易度:高】

政府目標達成のため、我が国企業による探鉱・開発案件を発掘・支援し、自主開発権益量を積み増すことは重要かつ優先度が高い。また、石炭に係る投資環境の厳しさ、探鉱・開発条件の厳しさ等からも難易度も高い。

- ・海外地質構造調査を、第4期中期目標期間に11件以上、8以上の地域(国、州)で実施する。(前中期目標期間実績:11件、8地域)
- ・海外地質構造調査に係る企業に対するコンサルテーションを年間15社以上実施する。(前中期目標期間実績:年間平均13社)
- ・海外地質構造調査により生じる権益、オフテイク権及び販売権等の我が国企業への引継ぎを、第4期中期目標期間に2件以上行う。(前中期目標期間実績:販売権1件)
- ・リスクマネー供給に係る企業に対するコンサルテーションを年間24社以上実施する。(前中期目標期間実績:年間平均24社)
- ・主要産炭国政府機関等との協力枠組みに基づく事業を第4期中期目標期間に15件<sup>※</sup>以上実施

する。(前中期目標期間実績:14件) また、政策当局の判断の下に、我が国企業の将来的な参入が見込まれる資源ポテンシャルのある地域(国・州)における事業を3件※以上実施する。(前中期目標期間実績:3件)

※海外地質構造調査は含まない。

- ・産炭国に対する石炭採掘・保安に関する技術移転事業において、日本国内での研修生を700人以上、現地での日本技術者による研修生を60,000人以上、第4期中期目標期間に受け入れるとともに、研修の質の向上を図る。(前中期目標期間実績見込:国内受入研修生700人、現地での研修生60,000人)

#### <目標水準の考え方>

- ・自主開発比率 2030年60%以上の政府目標の達成のためには、「長期エネルギー需給見通し」の想定の下で、2030年までに約1,570万トンの自主開発権益量の積み増しが必要となり、第4期中期目標期間末までに我が国全体として年間600万トンの積み増しを目指す。機構は、海外地質構造調査やリスクマネー(探鉱出資・開発債務保証)等の支援を通じて、300万トン分の民間企業の権益確保を支援する。なお、前中期目標期間の実績見込値約79万トンと比較しても安易な目標ではない。
- ・その他の目標については、第4期中期目標期間末において、自主開発権益量の300万トンの積み増し(基幹目標)を達成するためには、それぞれ前中期目標期間における実績と同等かそれを上回る水準が求められる。そのため前中期目標期間実績以上となることを念頭に設定した。

#### <想定される外部要因>

以上の目標に影響する外部要因として、初年度を基準として、産炭国のエネルギー政策などに大きな変更がないこと、急激な石炭価格の変動や世界における石炭を巡るダイベストメントの動きの加速化など石炭資源開発分野の投資環境に大きな変化がないことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

### 3. 金属資源開発支援

2030年にベースメタルの自給率(リサイクルを含む)を80%以上とする政府目標(総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会報告等に基づく)の達成及び「海洋基本計画」に基づく海洋資源開発分野における平成30年代後半以降に、民間企業が参画する商業化を目指したプロジェクトの開始に向け、以下の支援を一層強化・推進し、我が国の非鉄金属の安定供給確保に貢献する。

#### (1) 資源確保への対応

##### ① 権益確保に対する支援

#### (ア)地質構造調査

政府目標(ベースメタル(銅・亜鉛)の自給率(リサイクルを含む)を80%以上とする)の達成に寄与するため、機構は自ら又は我が国企業と協業し、リスクの高い初期段階の探査事業を行う。探査事業の実施にあたっては、過去の調査実績について十分な検証を行うことで、着実に権益確保等を目指す。

#### (イ)リスクマネー供給

出資、融資及び債務保証を通じて、我が国企業が金属鉱物資源の探鉱・鉱山開発等に投資する際のリスクを分担するとともに、資金調達の円滑化を図ることにより、将来の輸入量に貢献できる資源量を持つ優良案件を支援する。その際、電気自動車量産化の動き等を見据えた需給見通しを踏まえ、その確保が喫緊の課題となっている重要鉱物(特にリチウム、コバルト、ニッケル、銅、レアアース。以下同じ。)について、必要な資源量を確保するためにリスクマネー供給等の支援を重点的に講じる。

#### 【指標】

・地質構造調査により、ベースメタル(銅・亜鉛)について、将来の輸入量の少なくとも1割程度の規模感で寄与するポテンシャルを持つ優良案件(銅:15万トン程度(2015年度時点)、亜鉛:5万トン程度(2015年度時点))を新規に確保する。【基幹目標】(前中期目標期間実績:4%)

#### 【重要度:高】【優先度:高】【難易度:高】

政府目標達成に向け、将来の需要に貢献する可能性がある案件の確保は重要。また、非鉄マーケットの回復基調による、資源獲得競争に後れをとらぬよう、探鉱・開発の底上げの優先度は高い。更に奥地化・深部化による新規探鉱案件の形成、国際的な競争激化等難易度は高い。

・出資、融資及び債務保証を通じた将来の輸入量に貢献できる資源量を持つ優良案件(おおむね10年以上の採掘期間が見込まれるもの)への支援件数(前中期目標期間実績:1件)

#### <目標水準の考え方>

・政府目標(ベースメタル(銅・亜鉛)の自給率(リサイクルを含む)を80%以上とする)と現状との差は2割程度。政府目標を達成するため、そのうち、半分を民間企業が機構の支援を受けることなく独自に実施するもの、残り半分を機構による調査で発見することを目指し設定した。

・鉱物分野では、鉱種が多岐にわたるため、民間からの持込みを前提として行うリスクマネー供給は、審査に予断を与えるべきでないこと、支援鉱種の偏在を回避する必要があること等から、定量目標は設定していない。リスクマネー供給にあたり重要鉱物を対象とした案件に重点化することで、銅以外の重要鉱物についても安定供給確保を目指すこととしている。

#### ②海洋鉱物資源の開発



- ・海底熱水鉱床については、「海洋基本計画」に掲げる平成 30 年代後半以降に民間企業が参画する商業化を目指したプロジェクトの開始を目標として、国の委託により、所要の新鉱床の発見及び概略資源量の把握を目指すとともに、必要な揚鉱量を確保するための採鉱・揚鉱システムの効率性・信頼性の向上、鉱床特性に応じた選鉱プロセスの開発、環境評価手法の適用性の向上（パイロット試験海域以外における適用の検討及び標準化への取組）、その他開発に関連する諸課題の解決（開発に当たり整備が必要となる制度の調査等）を目指す。
- ・コバルトリッチクラストについては、「海洋基本計画」に従い、国の委託により、賦存状況調査の実施（国際海底機構との契約に基づき、2021 年末までに機構が確保する探査鉱区（3,000 平方キロメートル）を 3 分の 2 に絞り込むために必要なボーリング調査を 84 か所において実施）、生産関連技術の検討（他の海洋鉱物資源で確立した生産関連の要素技術の適用を検討）を行う。
- ・マンガン団塊については、「海洋基本計画」に従い、国の委託により、国際動向を踏まえ、ハワイ南東方沖の日本鉱区における国際海底機構との探査契約に従った調査を実施する。
- ・レアアース泥については、「海洋基本計画」に従い、国の委託により、資源量の把握のための調査等を行う。
- ・上記の海洋鉱物資源の調査において最大限に活用するため、海洋資源調査船「白嶺」の安全かつ効率的な運航を図る。

#### 【指標】

- ・海底熱水鉱床について 5,000 万トンレベルの概略資源量を把握する。【基幹目標】

#### 【重要度：高】【優先度：高】【難易度：高】

政府目標達成のため、海底熱水鉱床の開発に事業者が参入の判断ができるレベルの資源量の把握は重要かつ優先度が高い。また、海洋鉱物資源の開発は世界でも先行事例がなく、難易度は高い。

- ・海底熱水鉱床に係る広域調査における新鉱床域の発見を 5 件以上行う。
- ・海底熱水鉱床について、モデルとして開発した選鉱プロセスの他の鉱床への適用性を 2 件以上確認する。（前中期目標期間実績：1 件）
- ・海底熱水鉱床について、モデルとして開発した環境評価手法の他の鉱床への適用性を 2 件以上確認する。
- ・海洋資源調査船「白嶺」の全航海日数中、安全かつ効率的な運航（調査航海日数）を年間 240 日以上実現する。（前中期目標期間参考実績：51 航海数）

#### <目標水準の考え方>

海底熱水鉱床の開発に事業者が参入の判断ができるレベルの十分な資源量の把握が必要であり、5,000 万トンレベルの概略資源量（既発見鉱床の平均金属含有率等に基づき、企業の陸上

鉱山への投資対象と考えられる 2 兆円規模の金属価値を有し、採掘年数(マインライフ)15 年以上となる概略資源量の把握、継続的な新鉱床の発見やそのための海洋資源調査船「白嶺」の調査航海日数の確保、選鉱プロセス及び環境評価手法の他鉱床・海域への適用の確認が必要であることから、上記の目標水準を設定。

### ③情報収集・提供

我が国産業界の非鉄資源開発への取組を補完・支援するために以下の事業を実施する。

(ア) 探鉱・開発関連戦略の検討・立案に資する情報収集

(イ) 中国の需給など企業ニーズの高い情報を収集するための現地情報ネットワークの維持・開拓

#### 【指標】

- ・鉱種戦略に資する情報収集・提供を第 4 期中期目標期間中に 12 件以上実施する。(前中期目標期間実績:12 件)
- ・ネットワーク強化に資する日本国内でのセミナー等開催を第 4 期中期目標期間中に 10 件以上実施する。(前中期目標期間実績:8 件)

#### <目標水準の考え方>

基幹目標の達成に向け、我が国の非鉄資源開発への取組を補完・支援するため、鉱種戦略に資する情報や中国の需給等企業ニーズの高い情報の収集・提供を行う。また、機構の持つ現地ネットワークを民間企業等につなげるセミナー等を開催し、ネットワークの拡大・強化に努める。それぞれにつき、前中期目標期間における実績と同等以上の取組を促すことを念頭に設定した。

### (2) 資源国等との関係強化

資源外交については、企業ニーズを踏まえつつ、鉱種と地域を組み合わせ重点国を特定し、政府機関や国営鉱山公社等との関係強化を進め、我が国企業と相手国政府の橋渡し役を務める。具体的には以下の事業を実施する。

#### ① 資源国政府との関係強化に資する事業

資源国に対して各種セミナー、要人招聘、官民合同ミッション、広域調査・空中物理探査・広域地化学探査等の初期調査、資源国との技術開発、人材育成などを実施し、我が国企業とフロンティア国を含め相手国政府の橋渡し役となる。

#### ② 我が国技術を活用した現場レベルでの協力推進

ボツワナ・地質リモートセンシングセンターを拠点としたアフリカにおけるフロンティア地域、及び同様の取組が可能なその他の資源国に対して、リモートセンシング技術等を利用した共同解析、技術者招聘、技術ワークショップ等を実施する。

## 【指標】

- ・資源国政府との関係強化に資する具体的事業を第4期中期目標期間中に26件以上実施する。  
(前中期目標期間類似実績: 協力枠組み構築数 26件)
- ・リモートセンシング技術等我が国技術を活用した現場レベルでの協力推進事業を第4期中期目標期間中に18件以上実施する。(前中期目標期間実績: 18件)

## ＜目標水準の考え方＞

基幹目標の達成に貢献する、資源外交における機構の役割は重要。前中期目標期間に資源国政府との間で構築した協力枠組みに基づき、機構が有する資源探査等幅広い技術・ノウハウを活用するほか、我が国技術を活用した現場レベルの協力を通じて、資源国政府等との一層の関係強化につなげることを念頭に前中期目標期間における実績と同等かそれを上回る水準を設定した。

## (3) 技術開発・人材育成

我が国の資源権益確保に必要な探査技術に加え、採掘から選鉱・製錬に至る一連の工程における生産最適化に関する技術の重要性が高まっていることから、以下の事業を行う。

### ① 探査技術の開発

効率的な探鉱エリアの絞り込みと探鉱ターゲットの明確化を実現するため、リモートセンシング技術及び物理探査技術等の探査技術を開発し、探査現場適用を目指す。

### ② 銅原料中の不純物低減技術の開発

銅原料中の有害物質であるヒ素等不純物の低減技術の開発を実施する。

### ③ リサイクル製錬原料の高品質化技術の開発

銅製錬におけるリサイクル原料として使用される廃電子基板類中の「製錬忌避元素」の除去技術の開発を実施する。

### ④ 金属資源技術研究所のオープンラボ化の推進

金属資源技術研究所が中心となって、民間企業・大学等研究機関と連携して製錬技術等研究を実施(オープンラボ化)し、製錬技術等の開発などを目指す。

### ⑤ 現場ニーズ等に対する技術支援事業の実施

我が国企業による資源権益取得等に資することを目的とした技術支援を実施する。

### ⑥ 大学の技術力向上に向けた人材育成事業

若手研究員を対象とした選鉱・製錬技術に関する基礎研究や学生を対象とした講座開設による人材育成支援を実施する。

## 【指標】

- ・①については、自ら開発したリモートセンシング技術及び物理探査技術等の探査現場への適用件数について第4期中期目標期間中に10件以上達成する。(前中期目標期間実績: 9件)

- ・②については、銅原料中の選鉱による銅精鉱中のヒ素濃度の従来法と比較した割合について、50%以上の低減を第4期中期目標期間中に達成する。
- ・③については、リサイクル製錬原料の高品質化技術開発における廃基板中のアルミニウム低減率及び銅回収率について各々50%以上及び80%以上を第4期中期目標期間中に達成する。
- ・④については、金属資源技術研究所のオープンラボ化を契機とした民間企業・大学等との共同研究等を年2件以上実施する。(前中期目標期間実績:年平均1.3件)
- ・⑥については、大学の技術力向上に向けた人材育成事業に関し、生産技術に関する基礎研究を年10件以上、大学等を対象とした講座を年5件以上実施する。(前中期目標期間実績:(基礎研究)年平均6.8件、(大学講座)年平均4.6件)

#### <目標水準の考え方>

基幹目標達成に貢献するものとして、いずれの目標も重要。目標水準の設定にあたっては、以下のとおり。

- ・②については、銅精鉱中の不純物の増加が世界的に進む中、環境リスクの低い精鉱の生産を目指し、目標値を設定した。
- ・③については、我が国製錬所へのリサイクル原料投入状況を踏まえ、銅回収率を維持しつつ、リサイクル原料投入量を増加させることを念頭に設定した。  
また、次の定量指標については、いずれも前中期目標期間中の実績を上回ることを念頭に設定した。
- ・①については、機構自ら行う効率的な探鉱エリアの絞り込み等に活用され、一層の探鉱成果向上につながるものとする。
- ・④については、金属資源技術研究所等機構の施設等を有効利用し、将来的な産学官連携の拠点を目指すものとする。
- ・⑥については、非鉄産業界の技術力向上に向け、大学等若手研究員を対象とした選鉱・製錬等技術に関する基礎研究や、大学との連携協定に基づく講座開設による人材育成支援を行うものとする。

#### <想定される外部要因>

以上の目標に影響する外的環境変化として、資源国等における政情・経済不安の顕在化や、為替や非鉄金属市場の急激な変化等が想定される。こうした変化に対応し、自ら機能強化を図り新しい役割を果たすなど、機構として臨機応変・適切に対応した場合は、評価において的確に考慮するものとする。

## 4. 資源備蓄

### (1) 石油・石油ガスの備蓄

我が国への石油・石油ガス供給不足又は我が国における災害の発生による国内の特定の地域への供給不足に対し、我が国における安定的な供給を確保するため、機構は、石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号。以下「石油備蓄法」という。)に基づく石油・石油ガスの備蓄に関して、以下の取組を実施する。

#### ①国家石油・国家石油ガスの安全管理と効率的な運営の両立

国家備蓄石油・石油ガス及び国家備蓄基地の管理を受託している者として、国家備蓄基地の安全な操業を確保しつつ、効率的な運営に取り組む。

- ・安全操業については、緊急時の石油・石油ガス供給不足に対して速やかな放出体制を常時確保するため、国家備蓄基地を安全に操業し、「重大事故」の発生をゼロとするとともに、その他の事故等についても発生防止に努める。効率的な運営については、国家備蓄基地の設備の老朽化により今後大型の工事の増加が見込まれるところ、予算制約のある中でリスクを回避しつつ効率的に修繕・保全を実施するため、「中長期保全計画」を策定し、同計画に基づく効率的な基地管理を実施する。併せて、国家備蓄基地の修繕・保全コストを中長期的に最適化するため、新たなIT技術等の積極的な導入を検討し、実施する。
- ・不断に安全性・効率性を高めるため、全国規模での長期にわたる国家備蓄業務の知見・専門性を生かし、将来的に基地管理業務の効率化等に資する改善策の検討・提案を行う。
- ・国家石油備蓄業務の経験を生かし、国家備蓄石油及び国家備蓄基地施設の効率的・効果的な活用方法の検討を行い、政府に対して積極的に政策提言を行う。
- ・国家石油備蓄基地操業の業務委託に係る入札については、基地の安全操業の確保に留意しつつ、平成29年度の入札結果を踏まえ、平成34年度に予定されている次回入札での必要な措置を検討し、実施する。

#### 【指標】

- ・安全操業・効率的な運営に係る具体的な改善策を提案し、10件以上実施する。また、これらの改善策については、機構の外部評価において、事故件数の低減やコスト効率化などの定量的な効果に基づき「安全性・効率性向上の観点から優れている」との評価を得なければならない。

【基幹目標】(前中期目標期間における改善策実施件数:10件)

#### 【重要度:高】【優先度:高】【難易度:高】

平時の運営は、安全管理の上に成り立つものであることから、重要度が高い。また、早期に取り組むほどコスト効率化の効果は大きくなるため、優先度が高い。加えて、老朽化による保全コストの増加を抑えつつ、必要な工事等を着実に実施し、安全性を確保することは難易度が高い。

#### <目標水準の考え方>

前中期目標期間においては、安全な操業及び効率的な運営を確保できたことから、引き

続き目標を達成するため、前中期目標期間中の実績と同等又はそれを上回る水準を設定する。また、これまで改善策を自己評価していたが、より客観性をもたせる観点から、外部評価を求めることとした。

## ②緊急時における供給体制の整備等

放出訓練等の機会を活用し、緊急時における備蓄放出の機動力の維持・向上を図る。また、我が国における災害の発生による国内の特定の地域への石油供給不足に対し、複数の石油精製業者等による災害時石油供給連携計画の実施に際して、機構が石油備蓄法に基づき必要な人的・技術的援助を行う体制の維持・向上を図る。

- ・限られた予算の中で、国家備蓄基地において緊急時に機動的に国家備蓄石油・石油ガスを放出できる体制を確保するため、国家備蓄の放出シミュレーションを含め、緊急放出訓練を効率的・効果的に実施する。
- ・緊急時に機動的に国家備蓄を放出できるよう、国家備蓄石油の適切な品質管理を実施する。
- ・我が国における災害の発生による国内の特定への石油・石油ガス供給不足に対応するため、複数の石油精製業者等による災害時石油供給連携訓練に参加し、企業からの要請に応じて人的・技術的援助を行う体制の維持・向上を図る。また、特定石油ガス輸入業者等による災害時石油ガス供給連携訓練に参加する。

### 【指標】

- ・緊急放出訓練を実施し、緊急放出を滞りなく遂行する能力を全 15 基地において維持する。これらの訓練については外部評価において、十分に放出ができる体制を維持しているとの評価を得なければならない。【基幹目標】

### 【重要度：高】【優先度：高】【難易度：高】

緊急時における機動的な放出能力を維持することは、石油・石油ガス備蓄事業の根幹であるため、重要度及び優先度が高い。また、各基地において放出体制を効率的・効果的に維持しているとの外部評価を得ることは難易度が高い。

## ③石油・石油ガス備蓄に係る国際協力

- ・石油備蓄については、IEA 加盟国として、これまで協力関係を構築してきた IEA 及びその加盟国との連携を維持・強化するための各種取組を実施する。また、アジア諸国は、石油需要が今後増加見込みであり、世界的な石油供給途絶時には我が国と同じリスクに直面することとなる。アジア諸国全体で危機対応力を向上させることは我が国のエネルギー・セキュリティを向上させる上で重要であることから、アジア地域において二国間・多国間での石油備蓄体制の構築支援を実施する。あわせて、産油国共同備蓄事業を円滑に運営する。
- ・石油ガス備蓄については、国家備蓄基地施設の活用も含めた諸外国との協力可能性について

検討する。

- ・IEA 会合やアジア諸国との会合等の機会も活用した、各国の動向等の石油・石油ガス備蓄に関する情報収集、調査・分析及び政策提言を行う。

#### 【指標】

- ・アジア諸国から新たに石油・石油ガス備蓄に関する研修講師の派遣、講演等の機会を、各年度平均 1 件以上獲得する。
- ・アジア地域における石油・石油ガス備蓄の創設や運営に寄与し得る具体的な国別の協力を年 4 回以上実施する。(前中期目標期間実績:年 4 回)
- ・石油・石油ガス備蓄に関するアジア諸国との多国間協力のための研修等(ASEAN エネルギー・セキュリティ構築支援研修、ASEAN+3石油備蓄 WS)を年平均 2 回以上開催する。(前中期目標期間実績:年 2 回)

#### <目標水準の考え方>

- ・アジア諸国への積極的な支援を進めるため、新たに研修講師の派遣、講演等の機会を毎年平均 1 件獲得することを指標として設定する。
- ・その他の目標は、アジア諸国全体で危機対応力を向上させるため、これまで実施してきた取組を継続し、発展させる必要があることから、前中期目標期間の実績以上を達成することとした。

#### (2)金属鉱産物の備蓄

金属鉱産物のうち、特に我が国産業において不可欠なレアメタルについて、その供給障害リスクへの対応のため、総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会報告書等を踏まえ、機構はレアメタル備蓄に関して、以下の取組を実施する。

##### ①機動的な備蓄業務を可能とする体制の構築・維持

収集情報を基に保有備蓄物資を国内産業の変化に応じて最適化するため、入替売却計画及び買入計画(以下「備蓄計画」という。)を立案し、それに基づいて備蓄を実施する。また、備蓄物資の市場価格や備蓄倉庫における備蓄状況を踏まえ、より効率的・効果的な備蓄が可能となる改善策を提案し、それに基づいた備蓄を実施する。

需給逼迫時売却、緊急時放出及び買入を円滑に実施する。これを機動的に実施するための体制の整備・維持を図り、第 4 期中期目標期間中に年平均 102 社の登録事業者を確保する。

売却・放出訓練の実施(訓練回数)については、年 2 回実施する。更に、国からの需給逼迫時売却同意又は緊急時放出要請を受理した日から売却・放出に係る入札までの期間を 12 日以内とする。

#### 【指標】

- ・効率的・効果的な備蓄の実施に係る具体的な改善策の提案を年1件以上行い、それに基づき備蓄業務を実施する。また、これらの改善策については、機構の外部評価において「効率的・効果的な備蓄が適確に実施されている」との評価を得なければならない。【基幹目標】
- ・緊急時放出訓練の際に外部評価を実施し、緊急放出を滞りなく遂行できる体制を維持。【基幹目標】

#### 【重要度:高】【優先度:高】【難易度:高】

国内産業構造や需要状況の急速な変化に対応して保有備蓄物資を最適化していくことは、重要かつ優先度が高い。また、最適なタイミングによる入替、買入・積増、売却の実施は、市況高騰時は買入・積増が、市況低下時は売却の計画実行が困難であり難易度は高い。

また、需給逼迫時・緊急時の売却・放出の円滑な実施体制について、厳しい外部評価に耐えうるレベルで維持することは、レアメタルの安定供給のため、重要かつ優先度は高く、難易度も高い。

- ・国内産業の変化に応じて最適化した備蓄計画を立案し、同計画に基づいた備蓄業務を実施する。なお、当該業務の外部評価においては「国内産業のニーズを踏まえた備蓄計画が立案され、適確に実施されている」との評価を得なければならない。
- ・円滑な入札実施のための登録事業者の確保状況、売却・放出訓練の実施状況及び需給逼迫時売却・緊急時放出実施時における、国の同意・要請から売却・放出の入札までの日数

#### <目標水準の考え方>

これまで計画に基づく備蓄の実施や改善策提案及び緊急時放出訓練については自己評価を行っていたが、より客観性をもたせる観点から、外部評価を求めることとした。特に改善策の提案については、市場価格や備蓄倉庫における備蓄状況を踏まえた効率的・効果的な備蓄事業の実施に資する提案・実施を求めることとした。

#### ②情報収集・国内産業ニーズの把握

備蓄対象鉱種に関係する企業や業界団体との連携強化と情報交換のための委員会の開催等及びヒアリング等を通じて、ネットワークを構築・強化し、備蓄物資に係る情報を収集して、国内産業のニーズを踏まえた備蓄事業の推進と改善を図る。

#### 【指標】

- ・関連企業との連携強化と情報交換のための委員会等の開催・参加数(前中期目標期間実績:3回/年)
- ・個別企業ヒアリング実施数(前中期目標期間実績:延べ89社/年)



#### <目標水準の考え方>

①の基幹目標を達成するために、備蓄計画を機構自ら策定し、改善策の提案をする上で、国内産業ニーズ等の情報収集は不可欠。前中期目標期間と同様、業界団体との委員会等の開催・参加や個別企業ヒアリングの実施は、情報収集機会として重要であり、国内産業の変化等に適切に対応できるよう、具体的な指標は年度計画で設定する。

#### ③備蓄物資保管管理体制の更なる改善

国家備蓄倉庫及び備蓄物資の管理については、年2回以上実施する防災・防犯・救命救急訓練の実施等を通して安全性・安定性・効率性のさらなる向上を図る。これらの実施により、短期的な供給途絶リスクに対応するための備蓄制度の適切な運営を図る。

#### 【指標】

・防災・防犯・救命救急訓練の実施(訓練回数)については外部評価を実施し、備蓄物資保管管理体制の維持及び更なる改善を図る。(前中期目標期間実績:2回)

#### <目標水準の考え方>

これまで改善策を自己評価していたが、より客観性をもたせる観点から、外部評価を求めることとした。

#### <想定される外部要因>

以上の目標に影響する外部要因としては、国内産業構造の変化や技術革新による需要の変動、為替や非鉄金属市場の急激な変動及び想定外の天災等が想定される。こうした外部要因に対し、自ら機能強化を図り新しい役割を果たすなど、機構として臨機応変・適切に対応した場合は、評価において的確に考慮するものとする。

### 5. 地熱資源開発支援

平成26年4月に閣議決定された「エネルギー基本計画」の方針に基づいて、平成27年7月に経済産業省が決定した「長期エネルギー需給見通し」では、地熱発電の設備容量を、現状の約53万kWから、2030年度までに約140～155万kWまで増やす(約90～100万kW増加)ことが想定されている。これを達成するためには、大型新規案件を組成することが必要であるところ、地熱資源開発に必要な期間(以下「リードタイム」という。)が10年程度<sup>1</sup>必要であることを考慮し、第4期

<sup>1</sup>現状では、地熱発電の運転開始までのリードタイムは14年程度であるが、環境アセスメント手続きの合理化により、今後2年程度の短縮が見込まれ、併せて(2)に記載の技術開発により、更に2年程度の短縮を目指すこととしているため、10年程度と記載している。

中期目標期間においては、次に掲げる取組を総動員し、地熱資源開発を加速化する必要がある。

#### (1)資源確保への対応

##### ①初期調査リスク低減等に向けた支援強化

民間企業による地熱資源開発の大きな課題となっている初期調査リスクを低減するため、地元との合意形成を進めつつ、国立・国定公園内などでの先導的調査(地熱ポテンシャル調査)を重点的に行い、有望地域を抽出するとともに、得られた調査データを企業へ広く提供する。

また、これらの調査データを活用した、企業による地熱資源開発を加速化するため、助成金制度等を活用し、積極的に案件組成を行う。その際、機構は、資源エネルギー庁や地方公共団体と連携して、地熱発電による地域の産業振興の見本となる案件を組成し、積極的に情報発信を行うことで、全国的に地熱資源開発を加速化する。

更に、組成した案件について、調査の進捗管理を適切に行いつつ、その結果の分析についても、技術面からのコンサルテーションを積極的に実施するなど、きめ細やかに企業をフォローすることにより、探査・開発への移行を加速化する。

##### ②リスクマネー供給

助成金制度等によって組成した調査案件について、探査・開発段階への移行を促進するため、出資や債務保証による金融支援等を通じて、事業進捗を加速化する。

#### 【指標】

・企業が実施する地熱資源量調査について、機構が、通期で65件(うち新規組成案件は35件(約100万kW相当))以上の案件を組成する。【基幹目標】

#### 【重要度:高】【優先度:高】【難易度:高】

「長期エネルギー需給見通し」における想定を達成するために、企業による案件組成を促進することは、重要かつ優先度が高い。一方、案件組成のためには、地熱ポテンシャルの高い地域を抽出することの技術的な難しさに加え、地元との合意形成なども必要であり、難易度は高い。

・機構が実施する先導的調査(地熱ポテンシャル調査)について、空中物理探査を3地域、ヒートホール調査を15地域で実施する。

・資源エネルギー庁や地方公共団体と連携し、地熱発電による地域の産業振興に関するモデルとして、全国発信しうる案件を1件組成する。

・助成金制度等によって組成した調査案件について、探査・開発段階に移行する案件を、通期で10件以上とする。

### <目標水準の考え方>

・「長期エネルギー需給見通し」においては、地熱発電の設備容量を、2030年度までに現状から約90～100万kW増加させることが想定されている。これを達成するためには、運転開始までのリードタイム(10年程度)を踏まえれば、第4期中期目標期間内に、以下の内訳のとおり、現時点で調査段階の案件(30件)を着実に進捗させるとともに、新規組成案件(35件)を組成することが必要である。これを踏まえ、第4期中期目標期間においては、通期65件(うち新規組成案件は35件)以上の案件を組成することを目標とした。

なお、地熱開発は、事業の進捗に応じて、徐々に発電可能量が明らかになる特性があることから、業績目標としては、各地点の想定開発規模を設定した上で、案件組成数を評価指標とした。

－開発・探査段階の案件:約6万kW(成功率90%と仮定。)

－調査段階の案件:約26万kW(現在調査中の案件(35件)は合計約35万kW。各案件の進捗状況を踏まえ、現在調査中の案件に関する中期目標として、30件を想定。成功率は75%と仮定。)

－新規案件:約61万kW(機構が新規に先導的調査を予定している有望地域等では、約101万kW相当(合計35件)の開発ポテンシャルが見込まれる状況。成功率は60%と仮定。)

・また、約101万kW相当の開発ポテンシャルを有する有望地域等における調査の実施見込みは、以下を想定していることから、空中物理探査を3地域、ヒートホール調査を15地域実施することを目標とした。

－既存調査の結果を基に組成する案件:約7.5万kW相当

－新規地点(空中物理探査・ヒートホール調査済み):3地域(約18万kW相当)

－新規地点(空中物理探査のみ実施済み):12地域(約66万kW相当)

－新規地点(調査未実施):3地域(約9万kW相当)

・更に、助成金制度等によって組成した調査案件について、探査・開発段階への移行を促進することが必要であるところ、第4期中期目標期間において、探査・開発段階に移行することが想定される案件のうち、7,500kW以上の中～大規模案件が12件存在することから、その大半を探査・開発段階に移行させることを念頭に10件以上とした。

### (2)技術開発・人材育成

地熱開発における課題であるリードタイムや開発コストの軽減、更に稼働率向上に資する技術開発に取り組むとともに、深刻化する人材不足に対応するため、人材育成支援を強化する。

具体的には、探査精度の向上や掘削期間の短縮などに資する技術開発により、開発期間を短縮することを可能にする。

また、地下の蒸気量の管理技術を確立することで、設備利用率を向上させる(本技術の確立に

より、生産井の減衰率を約 60%改善することを想定。)

更に、人材育成のため、若手を中心とした技術者研修を実施する。

#### 【指標】

- ・掘削成功率を約 30%改善させるような地熱貯留層の探査技術及び掘削期間を約 20%短縮するような掘削効果に優れた機材を実用化する。
- ・地下の蒸気量の管理技術を実用化し、ガイドライン化に向けた検討を進め、検討成果の報告書とりまとめを行う。
- ・若手技術者を中心とした 150 名以上に対して、地熱開発事業に関する技術者研修を実施する。

#### ＜目標水準の考え方＞

- ・技術開発については、エネルギーミックスを達成するために、現在 14 年程度かかっているリードタイムを、10 年程度まで短縮することが必要である。これにあたり、環境アセスの手続き合理化により、2 年程度の短縮が見込まれているところ、技術開発により、掘削成功率の改善(約 30%改善)による掘削本数の削減や、掘削速度の向上等による掘削期間の短縮(約 20%短縮)によって、更に 2 年程度短縮することが可能と見込んでいる。
- ・更に、地熱発電の発電コストを低減し、価格競争力を持つ電源にしていくことも重要である。そのため、設備利用率を向上し、他の再生可能エネルギーと遜色のない発電コストにするべく、地下の蒸気量の管理技術(生産井の減衰率を約 60%改善)の実用化の目途を立てることを目標とした。
- ・研修事業については、今後の案件組成の時期や件数を勘案すれば、地熱技術者が約 750 名必要になると想定しているところ、現状では国内に約 300 名しかおらず、海外人材を最大限活用したとしても、150 名程度は不足すると考えられており、少なくとも、当該不足数を研修事業で育成することを念頭に設定した。

#### (3)情報収集・提供

「地熱発電の日(10月8日)」を契機として、国や業界団体等と連携し、地熱シンポジウムを開催するなど、全国規模で地熱資源開発に対する理解促進活動を行う。特に、今後の有望地域である国立・国定公園内の住民などに対して、重点的に理解促進を図る。

また、地域での合意形成における役割が高まりつつある地方公共団体への技術面での支援を継続する。

更に、我が国の技術レベルの向上や、理解促進に関する取組事例の共有などを行うため、ニュージーランド等の地熱先進国と情報交換を行い、その情報発信を進める。

#### 【指標】

- ・地熱シンポジウムや各種イベントへの出展など、各種理解促進活動を全国で 50 回以上実施す

- る。(前中期目標実績:47回)
- ・地熱先進国との情報交換及び国際会議の参加を、通期40回以上を実施する。(前中期目標実績:40回)

#### <目標水準の考え方>

エネルギーミックスを達成するために必要な案件組成や、効率的な技術開発の実施にあたっては、各種理解促進活動や海外との情報交換に積極的に取り組む必要があることから、前中期目標期間における実績と同等以上の水準を目標とした。

#### <想定される外部要因>

以上の目標に影響する外部要因として、地熱資源開発にあたっては、①掘削調査の進展に伴って、各地点での地熱資源量が想定よりも増減し、必要な案件組成数が増減することや、②森林法・自然公園法等の許認可取得や、調査地点近傍における地元自治体及び関係者との適切な調整・合意形成が必要であることや、③財政事情、市中金融機関の資金繰りや金利等にも大きく影響を受けることから、これら要因に変化があった場合には、評価において適切に考慮するものとする。

## 6. 鉱害防止支援

機構は、金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和48年法律第26号)の規定により、経済産業大臣が定める「特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針」(以下「第5次基本方針」という。)に基づく鉱害防止事業の着実かつ計画的な実施を図るため、以下の取組を実施する。

### (1) 鉱害防止事業実施者等への技術的支援

- ・鉱害防止支援のために機構が行う中核的な施策である地方公共団体等への調査指導、調査設計、工事支援を効率的・効果的に実施するとともに、旧松尾鉱山新中和処理施設の運営管理の着実な実施及び事故の発生をゼロとする。
- ・効率化・費用低減化等に資する普及効果の高い鉱害防止技術の開発を通じ、坑廃水処理の大幅なコスト削減を目指す。
- ・民間企業や地方公共団体の実務者を対象として研修・人材育成に取り組み、国内の鉱害防止技術レベルの維持向上に貢献する。

### 【指標】

- ・技術支援に対する地方公共団体の満足度についての「総合評価」及び「個別の評価項目のうち重要なもの(成果物の質や助言の適切さ等に関するもの)」において、5段階評価の上位2つの

評価をそれぞれ支援件数の8割以上から得る。【基幹目標】

【重要度:高】【優先度:高】【難易度:高】

鉱害防止事業が着実かつ計画的に実施されるよう地方公共団体へ技術的支援を行うことは、国民の健康保護・生活環境保全の観点から重要かつ優先度は高い。また、各鉱山は固有の問題を有し、オーダーメイドの対応を求められることから難易度は高い。

<目標水準の考え方>

第5次基本方針に沿った鉱害防止事業の着実かつ計画的な実施は、実施主体である地方公共団体の取組が不可欠であり、その取組への技術支援に対する満足度について支援の質向上に向けた不断の努力を促す観点から、総合評価に加えて個別の重要評価項目を設定しそれぞれで上位の評価を得ることとする新たな評価を設定。

(2) 鉱害防止事業実施者等への融資

- ・鉱害防止事業実施者等への融資の的確な実施のため、迅速かつ厳格な審査を行うとともに、適切な債権管理を実施する。
- ・定期的にアンケート調査・コンサルテーションを実施し、ニーズを把握する。

【指標】

- ・鉱害防止事業実施者等に対するコンサルテーションを年17回以上実施する。(前中期目標期間実績:年16回)

<目標水準の考え方>

本融資は第5次基本方針に沿った鉱害防止事業の着実かつ計画的な実施に向けて重要な取組であることから、前中期目標の実績を上回る水準を設定。

<想定される外部要因>

以上の目標に影響する外部要因として、地方公共団体の方針、考え方、財源措置等に左右されること、また、鉱害防止事業者の鉱害防止事業計画等の状況を考慮することなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

(3) 資源保有国への技術・情報協力

資源外交・権益確保の側面支援の観点から、資源保有国において休廃止鉱山での鉱害防止分野における技術・情報協力を着実に実施する。

**【指標】**

- ・資源保有国への技術・情報協力を第4期中期目標期間中に10件以上実施する。(前中期目標期間実績:9件)

＜目標水準の考え方＞

本協力は我が国独自の効果的な資源外交ツールとなり得るものであることから、前中期目標の実績を上回る水準を設定した。

＜想定される外部要因＞

資源保有国側における鉱害防止事業に対する要望が継続的に維持されることを前提に、上記目標に影響する外部環境変化として、資源保有国等における政情・経済不安の顕在化や、為替や非鉄金属市場の急激な変化等が想定される。こうした変化等があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

## 7. 石炭経過業務

災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(平成24年法律第76号)に基づき実施している旧保有鉱区に係る管理等を適切に実施し、鉱害の未然防止等を図るため、以下の取組を実施する。

### (1) 貸付金償還業務

貸付金償還業務は、金融協定に基づき20年後に償還が完了する見込みであるが、回収額の最大化に向け、債務者の財務状況等を勘案し、必要に応じて協定を見直す等により、引き続き着実な償還を図る。

**【指標】**

- ・金融協定に基づく回収計画額に対する回収額の割合

### (2) 旧保有鉱区管理等業務

旧保有鉱区管理等業務については、今後も鉱害の発生が想定され、賠償や復旧工事等相当の業務量が見込まれることから業務を継続する。特に坑廃水については、半永久的に処理及び施設管理を行う必要があるため、施設管理業務の一層の効率化を図る。

**【指標】**

- ・ボタ山・坑口の調査及び工事を適切に実施
- ・坑廃水改善施設の適切な管理及びモニタリング回数:年13回(前中期目標期間実績12件)

・鉅害賠償の早急な処理及び応急工事への迅速な対応

#### 第4 業務運営の効率化に関する事項

以上に述べた国民に対するサービスを的確に遂行し、着実に成果を上げていくには、限りあるリソースを戦略的に活用するための組織運営・人材管理を行うとともに、リスクや経費の適切な管理の仕組みを構築することが極めて重要である。

##### (1)アウトカム志向の組織運営

中期目標、中期計画及び各部門の年度計画その他重要な個別の事業計画について、着実にアウトカムを出せるよう、理事長と各部門責任者とが、目標とその進捗について定期的に協議する仕組みを強化する。

目標の進捗を踏まえ、目標達成に向け、特に集中的に経営資源を投入する必要がある場合や、時勢の変化により優先的に取り組むべき課題が生じた場合には、プロジェクトチーム編成等を行い、部門の枠を超えて集中的・機動的に取り組む。

また、基幹目標やアウトカム達成の重要性、新たな財務評価方法、内外との対話や『横串』連携などの重視すべき行動規範については、的確な研修等により機構全体の意識の向上を図るとともに、業績評価における評価項目にも反映させる。

##### (2)顧客ニーズ対応及び『横串』連携の強化

定期的に国内・海外の関係企業経営層等との対話の機会を設け、我が国企業や資源国企業の戦略上の重要課題を把握することにより、支援内容を深化・重点化させる。

優先すべき企業や資源国のニーズに対して、部門や組織の枠を超えて、我が国の持てるツールを総動員して効果的に対処するため、重要な案件に係る一元的な顧客対応及び部門・組織間の調整を行う体制を強化する。

更に、各部門が、他部門との連携強化を始めとして、外部機関・企業や海外との交流を強化し、機構の事業やサービスにつなげるような業績管理の仕組みを導入する。

##### (3)適切な人材確保及び人材育成

職員の専門性及びマネジメント能力向上を図るため、知見・技能の習得機会の提供や、得られた知見・技能の組織的な蓄積、伝承を進めること等の人材育成システムを整備する。特に法務、財務及びプロジェクトマネジメントについて長期的な人材確保及び人材育成の取組を行う。

また、激変する技術動向や資源情勢の中で、良質の支援を行うためには、職員は世界最先端の技術や企業の現状を把握する必要がある。このため、留学や企業での海外研修等の充実を図るとともに、国際会議参加や海外視察等を奨励する。

更に、機構業務の拡大や高度化、専門化に対応するため、中途採用、任期付職員及び出向者



受入等、必要な給与規程等を整備し、多角的に人材確保を行う。

#### (4) リスクマネー事業に係る資産の適切な管理

機構のリスクマネー支援の累積額が次第に大きくなり、平成28年の法改正により、企業買収等新たな業務も追加されたことを踏まえ、厳格な投資審査は大前提として、機構全体の経営の健全性を確保する観点から、以下のとおり、適切に資産管理を行うものとする。

- ・個別案件の厳格な管理を引き続き実施するとともに、リスク想定 of 精緻化等により合理的なリスク分析・リスクマネジメント手法を検討の上、リスクマネーに係る資産管理業務に反映する。
- ・保有するリスクマネー関係資産について、資産構成も含めた管理・レビュー体制を機構として整備する。
- ・リスクマネー事業に関し、借入れ・売却も含めた総合的な管理方法を検討し、必要な体制を整備する。

#### (5) 各種経費の合理化

##### ① 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日付け総務大臣決定)を踏まえ、機構が定めた「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。また、必要な規程等を整備するとともに、契約監視委員会による点検、主務大臣からの評価を「調達等合理化計画」へ反映する等により、適切かつ効率的な調達等の実施に努める。

##### ② 人件費管理の適正化

国家公務員の給与水準を考慮し、手当も含めた役員報酬、職員給与のあり方について厳しく検証した上で、その適正化に計画的に取り組むとともに、検証結果や取組状況を対外的に公表する。

##### ③ 経費の効率化

運営費交付金を充当して行う業務については、第4期中期目標期間中、一般管理費(退職手当及びその他所要額計上を必要とする経費を除く。)及び業務経費(特殊要因及びその他所要額計上を必要とする経費を除く。)の合計について、新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比1.1%以上の効率化を行うものとする。新規に追加されるものや拡充される分については翌年度から効率化を図ることとする。

#### (6) 業務の電子化の推進

機構の業務の効率化及び生産性の向上のため、ITを活用し、本部外も含めた執務環境の整備を図る。

## 第5 財務内容の改善に関する事項

### (1) リスクマネー事業の財務評価のあり方

政策資源の『効率的』『効果的』活用の観点から、リスクマネー供給業務により生じる欠損金に対する将来見込まれる利益の大きさと、得られた政策効果を総合的に評価する。機構は、将来見込まれる利益を持続的に拡大させるための取組を進めながら、将来見込まれる利益が欠損金を上回るよう努める。また、確定収益を含め欠損金の算出方法を明らかにしつつ、欠損金及び将来見込まれる利益が増減した要因を分析し、適切に説明を行う。

なお、財務評価の説明に当たっては、会計上、探鉱出資の事業の成否が明らかでない段階では出資額の1/2を評価損として計上することとされているなど、経理や事業の特性にも留意する。

### (2) 財務内容の改善

出資案件の多くが開発・生産に至り、十分な配当金収入等が見込まれるようになれば評価損が徐々に減少するという資源開発業務の特性を踏まえつつ、機構として、個別案件の収益性向上に向けた管理の強化や、適時・効果的な株式売却に向けた取組を事業部に促すなどにより、繰越欠損金の削減に努める。

### (3) その他の収支の改善策について

運営費交付金については、収益化単位ごとに適正な予算の執行管理を行うよう努める。また、民間備蓄融資等資金調達を行う場合には、借入れコストの抑制に努めるとともに、引き続き適切な調達の手法の検討を行う。

自己収入については、知的財産権による収入、セミナー・講演会等の有料化、保有資産の効率的な活用等により、拡大に努める。

保有資産については、保有の必要性を不断に見直し、業務に支障のない限り国庫への返納等を行う。

## 第6 その他業務運営に関する重要事項

### (1) 適切な業務の管理

#### ① 外部の知見の積極的活用

国内外から高く評価される存在を目指し、持続的に成果を上げていくため、機構を客観視可能な外部有識者等の知見を組織・業務運営に生かす。

#### ② 知的財産権の管理

現場のニーズやシーズを踏まえた技術開発やその事業化を奨励するとともに、知的財産権の

取得及びその利用促進のための環境の整備を促進し、機構全体としての確な知的財産権管理体制を構築し、コスト意識を持った権利維持の必要性の判断を含め、的確な管理を行う。

#### (2) 内部統制

- ・「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を着実に行うとともに、必要に応じ、関連規程等の見直しを行う。
- ・機構業務が内包するリスクの顕在化や新たなリスクについては、PDCA サイクルを活用し、評価・見直しを図る。
- ・機構全体の内部監査制度の強化により、監査機能の実効性の向上を図る。
- ・公的使命を有し、事業者との接点も多く、内外に活動範囲が及ぶ組織として、コンプライアンスを徹底する体制、諸規程、研修メニュー等を整備し、着実に実行する。

#### (3) 情報セキュリティ

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ、規程やマニュアル等を適切に整備し、見直すとともに、政府・関係機関等と情報を共有し、新たな脅威等に常に対応できるようソフト・ハード両面での対策を行う。

また、研修等により、役職員の情報セキュリティ・情報管理意識の維持・向上を図る。

#### (4) 情報公開

機構の財務内容等の透明性を確保し、機構の活動内容を国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、財務情報や業務評価等機構の活動についての確に公表する。

# 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)の政策体系図

## 経済産業省の政策体系

経済成長

産業育成

産業セキュリティ

対外経済

中小企業・地域経済

エネルギー・環境

生活安全

## 国の重要方針、政策、各種公約

### エネルギー基本計画※

- ・安定的な資源確保のための総合的な政策の推進
  - 2030年に石油・天然ガスの自主開発比率40%以上
  - 2030年に石炭の自主開発比率60%以上
  - 2030年にベースメタル自給率80%以上
- ・石油備蓄等による海外からの供給危機への対応の強化
- ・再生可能エネルギーの導入加速
  - 2030年度までに約150万kWの地熱発電の導入

※総合エネルギー調査会報告書含む。

関連施策：日本再興戦略、海洋基本計画等

### 特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針

- ・金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく鉱害防止事業の計画的な実施

## 第4期中期目標期間（2018年4月～2023年3月）におけるJOGMECの重点事業

我が国の資源確保を支える中核的機関として、資源国、企業のニーズに対応するとともに、我が国企業の国際競争力強化に貢献。

### 石油・天然ガス資源開発支援

- ・重点化したリスクマネー供給等による我が国企業の権益確保に対する直接的支援
- ・技術開発とその他部門との横断的連携を含む戦略的調整機能強化による権益確保の推進

### 石炭資源開発支援

- ・多角化の観点からの幅広い地域での地質構造調査と権益等の我が国企業への引継ぎ

### 鉱物資源開発支援

- ・重要鉱物を中心とした地質構造調査等による権益確保に向けた優良案件の支援
- ・海底熱水鉱床の資源量調査等海洋鉱物資源の開発推進

### 石油・石油ガス、金属鉱産物備蓄

- ・国家石油・国家石油ガスの安全かつ効率的な管理と機動的な放出体制の維持
- ・金属鉱産物の機動的な購入替売却・買入の実施

### 地熱資源開発支援

- ・地熱ポテンシャル調査等を通じた新規開発案件の組成、開発期間短縮に資する技術開発

### 鉱害防止支援

- ・地方公共団体及び資源保有国等への的確な鉱害防止技術支援

### 管理部門

- ・アウトカムの達成に向けた組織体制の強化
- ・投資案件の的確な資産管理強化と財務に関する的確な説明

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

第 4 期 中 期 目 標 (案)

## 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 第4期中期目標

国土交通大臣は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

### 1. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

我が国が直面する人口急減、少子化、超高齢化という大きな課題に対し、国内の地域間、国内と海外との間におけるヒト、モノ等の「対流」の促進により次世代へと豊かな暮らしをつないでいくことは極めて重要である。

機構は、特殊法人等改革の一環として、前身の日本鉄道建設公団と運輸施設整備事業団の統合により、平成15年10月に新たに独立行政法人として発足した機関であり、鉄道の建設等に関する業務及び鉄道事業者、海上運送事業者等による運輸施設の整備を促進するための助成その他の支援に関する業務を行っている。

これらの業務の実施においては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等を踏まえ、中期目標管理法人として国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るとともに、「交通政策基本計画」（平成27年2月13日閣議決定）、「総合物流施策大綱」（平成29年7月28日閣議決定）等における公共交通に関する政府方針を実現すべく、適切に遂行しているところである。

機構の担う役割は、上記の政府方針の実現に向けて、機構の有する高度な技術力や専門性を活かし、独立行政法人通則法第2条の趣旨も踏まえ、民間企業等との適切な役割分担に留意しながら、輸送に対する国民の需要の高度化、多様化に的確に対応した大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立等を図り、国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することである。

（別添）政策体系図

### 2. 中期目標の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とする。

### 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成27年5月25日改定）における「一定の事業等のまとめり」は、本章中の(1)鉄道建設等業務、(2)鉄道助成業

務等、(3)船舶共有建造等業務、(4)地域公共交通出資業務等、(5)特例業務（国鉄清算業務）とする。各業務については、関係機関と十分な連携を図りながら、以下の通り各業務を遂行する。

#### (1) 鉄道建設等業務

機構は、公的資金による鉄道建設事業を行っており、これを実現するため、調査・計画の作成から地方公共団体等関係機関との円滑な協議・調整、用地取得交渉、各種構造物の設計・施工までの業務を一貫して実施するなど、鉄道建設業務に関する総合的なマネジメントを行える我が国唯一の公的な整備主体である。このため、良質な鉄道を経済的に安全にかつ工期どおりに建設することが重要な目的であるとの認識に基づき、これらの実施に当たっては、環境保全、都市計画との整合等鉄道建設に関わる課題へ適切に対応するとともに、技術力の向上、技術開発の推進と公表、工事コストの縮減、適切な事業費の設定及び管理を通じた鉄道建設の業務の質の確保を図りつつ、整備新幹線の建設、都市鉄道利便増進事業、民鉄線及び受託事業等における所要の業務を推進する。

##### ① 工事完成予定時期を踏まえた事業の着実な進捗

整備新幹線の建設や都市鉄道利便増進事業等について、工事完成予定時期を踏まえ、事業費・工程の管理を徹底することによって、鉄道建設事業のプロジェクト遂行の確実性を確保し、着実な進捗を図る。

具体的には、鉄道建設事業は、i 測量・設計等の業務や用地協議・取得等を行う工事の準備段階、ii 土木工事や軌道工事といった工事実施段階、iii 開業に向けた諸試験・検査の実施など開業準備段階に分けられるが、各事業が、それぞれの段階に位置し、工事完成予定時期と照らしてどの程度進捗しているかを把握することとする。また、当該年度の事業費や工程に課題が発生していないか機構内で確認し、課題が発生した場合には、関係者との調整に努めることを通じ、事業費・工程の管理を徹底する。

この際、これまで機構が培ってきた鉄道建設の経験と技術力を駆使して、良質な鉄道を経済的に安全にかつ工期どおりに建設することが重要であり、建設工事の実施に当たっては、認可時の事業費や技術開発の動向等を踏まえてコスト縮減に努めるとともに、工事の各段階では、特に以下の点に留意して事業を遂行することとする。

- i 工事の準備段階：工事実施段階に向け、良質な鉄道を経済的に安全にかつ工期どおりに進められるよう測量・設計等の工事の準備を行うこと
- ii 工事実施段階：これまで機構が培ってきた鉄道建設の経験と技術力を駆使し、品質を確保しつつ、合理的かつ効率的な工事の実施に努めるとともに、安全な事業遂行に万全を期すこと
- iii 開業準備段階：開業に向け、様々な諸試験や検査を行うこととなるため、各作業を行う部門ごとの連携を十分にし、完成・開業予定時期までに開業さ

せること

さらに、建設に係る進捗状況について公表するとともに、整備新幹線の未着工区間について、調査を適切に実施するとともに、国民への説明責任を果たすため、調査結果について詳細な情報開示を行う。

＜具体的な完成・開業年度目標＞

- ・ 鉄道建設について、以下の時期までに完成・開業させることを目指す。
  - 北陸新幹線（金沢～敦賀間）：平成34年度末
  - 九州新幹線西九州ルート（武雄温泉～長崎間）：平成34年度
  - 神奈川東部方面線（相鉄・JR直通線）：平成31年度下期
  - 神奈川東部方面線（相鉄・東急直通線）：平成34年度下期

＜目標水準の考え方＞

整備新幹線整備事業については「整備新幹線の取扱いについて」（平成27年1月14日政府・与党申合せ）において示された完成・開業予定時期を、都市鉄道利便増進事業については都市鉄道等利便増進法（平成17年法律第41号）に基づく速達性向上計画において国土交通大臣が認定した完成・開業予定時期を、それぞれ目標として設定した。

【重要度：高】

整備新幹線は、地域間の移動時間を大幅に短縮させ、地域社会の振興や経済活性化に大きな効果をもたらすこと、都市鉄道は、地域間交流・連携の強化や都市機能の向上等に寄与すること、加えて、鉄道建設は、機構が有する高度な技術力や専門性を活用できる分野であることから、重要度は高い。

【難易度：高】

鉄道建設事業は、工事期間中においては、地盤の状況や希少野生動植物種への対応、予期せぬ災害の発生への対応など他律的な制約が多く、また、工事の各段階においては、地方公共団体、鉄道事業者、地権者など調整すべき関係者が多数あることに加え、完成までに多様な工程・業務の積み上げが必要であるため。

## ② 鉄道建設業務に関する技術力を活用した受託業務等の支援

機構が有する鉄道分野の技術力、調査能力を広く総合的に活用した鉄道建設に係る受託業務等及び地域鉄道事業者等への鉄道施設の保全・改修等に係る技術的な事項の助言などの技術支援（鉄道ホームドクター制度）等を実施する。

受託工事について、協定に基づき工事を完成させるため、事業費や工程に課題が発生していないかを機構内で確認し、課題が発生した場合には、関係者との調整に努めることを通じ、事業費・工程の管理を徹底する。なお、機構の支援が真に必要な場合のみに実施するために第三者委員会において策定した具体的な基準を適切に運用するとともに、受託工事に係るコスト縮減の状況等について検証を行い、その結果について公表する。



< 定量的目標 >

( 鉄道分野の技術力を活用した支援 )

- ・ 地域鉄道事業者等への技術支援等について、当該地域鉄道事業者等に対するアンケート調査（５段階評価）で平均 3.0 以上の評価を得る。

< 指標 >

( 鉄道分野の技術力を活用した支援 )

- ・ 技術支援等の実施件数（前中期目標期間実績：平成 25 年度から平成 29 年度（見込み）までの件数・78 件）

< 目標水準の考え方 >

機構から技術支援等を受けた地域鉄道事業者等の満足度について、5 段階（5 = 大変役に立った、4 = おおむね役に立った、3 = 役に立った、2 = あまり役に立たなかった、1 = まったく役に立たなかった）中の「3 = 役に立った」以上の評価を得られることを目標水準として設定した。

【難易度：高】

受託業務についても、(1)①と同様に、協定に基づき工事を完成させるためには、工事期間中においては、地盤の状況や希少野生動植物種への対応、予期せぬ災害の発生への対応など他律的な制約が多く、また、工事の各段階においては、地方公共団体、鉄道事業者、地権者など調整すべき関係者が多数あることに加え、完成までに多様な工程・業務の積み上げが必要であるため。

③ 鉄道建設に係る業務の質の向上に向けた取組み

鉄道建設に係る業務について、経済性を確保しながら品質の維持・一層の向上を図るとともに、安全にかつ工期どおりに建設するため、以下の取組みを推進する。

まず、施工管理の徹底や職員の技術力向上のための鉄道建設業務に係る機構職員向け技術研修の実施等を通じて、経済性を確保しながら品質の維持・一層の向上を図る。

また、良質な鉄道を経済的に安全にかつ工期どおりに建設する能力を高める観点から、必要に応じた鉄道建設に係る技術基準類の整備、一層高度な技術の開発を推進するとともに、その成果及び鉄道建設特有の技術を部外へ適切に理解してもらうため、学会での発表等を通じた積極的な広報及び効果的な活用に努める。

< 指標 >

- ・ 機構職員向け技術研修の受講者数（前中期目標期間実績：平成 25 年度から平成 28 年度までの施工監理講習受講者数・2,406 人）
- ・ 学会等への応募・発表数（前中期目標期間実績：平成 25 年度から平成 28 年度までの学会等への応募・発表数・306 件）
- ・ 機構による業務成果を公表する場の開催数（前中期目標期間実績：平成 25 年度から平成 28 年度までの技術研究会等開催数・30 件）

#### ④ 我が国鉄道技術の海外展開に向けた取組み

我が国は鉄道分野について世界に誇れる高い技術力を有しており、その中で唯一の公的な新幹線建設主体である機構が有する同分野の技術力を広く総合的に活用し、国土交通省の関連施策との連携を図りながら、海外の鉄道関係者に対する支援を積極的に推進するとともに、我が国の鉄道システムの海外展開（高速鉄道に係る案件形成及びプロジェクトマネジメントの強化を含む。）に向けた国、関係団体等による取組みに対して、機構の技術力や経験を活用し、専門家の派遣や各国の研修員の受入れ等、積極的に協力を行う。

<指標>

- ・ 専門家派遣数（前中期目標期間実績：平成25年度から平成28年度までの実績・126人（27カ国））
- ・ 研修員等受入数（前中期目標期間実績：平成25年度から平成28年度までの実績・402人（41カ国））

#### ⑤ 鉄道施設の貸付・譲渡の業務等

鉄道施設に係る貸付料及び譲渡代金による調達資金の確実な回収に当たっては、毎年度回収計画を策定し、確実な回収を図る。

さらに、並行在来線への支援のため、特例業務勘定から建設勘定への繰入れにより、日本貨物鉄道株式会社に対して貨物調整金を交付する。

<指標>

- ・ 貸付料及び譲渡代金について、回収計画に沿って回収を行った件数（前中期目標期間実績：平成25年度から平成29年度（見込み）までの回収件数・971件（鉄道事業者数：27者））

### (2) 鉄道助成業務等

#### ① 鉄道助成

機構では、交通インフラ・ネットワークの機能拡充・強化に資するため、整備新幹線、都市鉄道等、鉄道技術開発及び鉄道の安全・防災対策に対する補助等による支援及び新幹線譲渡代金、無利子貸付資金の回収を適正かつ効率的に実施する。

#### (a) 確実な処理・適正かつ効率的な執行

鉄道関係業務の資金の移動（勘定間繰入・繰戻）及び補助金交付について、第三者委員会の助言の必要部分を審査業務の改善に反映させること、審査ノウハウの承継やスキルアップのための機構職員向け研修の実施等により、法令その他による基準に基づき確実に処理するとともに、標準処理期間内に適正かつ効率的に執行する。

<指標>

- ・ 補助金審査に係る機構職員向け研修の受講率（前中期目標期間実績：平成25年度から平成29年度までの平均受講率・81%）

(b) 助成制度に関する情報提供等の推進

鉄道事業者等による各種助成制度の効果的な活用を支援するため、鉄道助成制度に関するガイドブックの配布等による情報提供や周知活動を積極的に推進する。

<指標>

- ・ 鉄道助成制度に関するガイドブックの地方公共団体・鉄道事業者等への配布部数（前中期目標期間実績：平成27年度から平成29年度の平均配布部数・809部）

(c) 債権の確実な回収等

既設四新幹線の譲渡代金、無利子貸付資金について、約定等に沿った確実な回収を図るとともに、これらに係る債務を確実に償還する。

<指標>

- ・ 譲渡代金及び無利子貸付資金について、約定等に沿った回収を行った件数（前中期目標期間実績：平成25年度から平成29年度（見込み）までの回収件数・譲渡代金：年間6件、無利子貸付資金：年間6件）

② 中央新幹線建設資金貸付等業務

中央新幹線の建設主体に対し、当該建設に要する費用に充てる資金の一部を貸し付けており、貸付けを行った事業について、建設主体の財務状況、事業の進捗状況等を把握しつつ、約定に沿った貸付利息の確実な回収を図る。

<指標>

- ・ 貸付利息について、約定に沿った回収を行った件数（前中期目標期間実績：平成28年度から平成29年度（見込み）までの回収件数・8件）

(3) 船舶共有建造等業務

我が国の国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラであり、モーダルシフトによる環境負荷や効率性にも優れる内航海運の分野において、「内航未来創造プラン」（平成29年6月内航海運の活性化に向けた今後の方向性検討会）等を踏まえ、船舶共有建造業務を通じ、安定的輸送の確保に努め、生産性の向上等に努める必要がある。また、国内旅客船についても、離島航路の維持改善や観光立国推進等の観点から、着実に整備を推進する必要がある。このため、これらの国内海運政策の実現に寄与する船舶の建造を推進しつつ、船舶の老朽化へも対処する。

① 船舶共有建造業務を通じた政策効果のより高い船舶の建造推進

船舶の建造の推進については、今後の国内海運政策の実現に寄与するために必要となる措置について検討し実施する。

また、機構が船舶共有建造制度を実施するに当たっては、物流の効率化、離島航路整備や観光立国推進、環境対策等の国内海運政策の実現に寄与するため、コンテナ船やフェリーなどの物流効率化に資する船舶、地域振興に資する船舶、船員雇用対策に資する船舶、事業基盤強化に資する船舶、グリーン化に資する船舶等の建造を推進する。

その際は、船舶共有建造業務の財務改善に必要な事業量を確保しつつ、民業圧迫にならないよう配慮する。

<定量的目標>

- ・ 上記船舶のうち、より高い政策効果を実現する船舶の延べ建造隻数を今中期目標期間中において140隻以上とする。

<目標水準の考え方>

延べ建造隻数については、過去の年間平均建造実績約26隻を基に5年間で約130隻となることを踏まえ、今中期目標期間において140隻と設定した。

【重要度：高】

内航海運及び国内旅客船は国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラとして極めて重要な役割を担っている。しかし、これらを支える海運事業者は資力が乏しいため、船舶共有建造制度を通じ、国内海運政策に寄与する政策的意義の高い船舶の建造を推進する必要があるため。

【難易度：高】

船舶建造は社会経済状況に応じて建造量が大きく変化し、外部的要因が強く影響するため。

② 船舶建造等における技術支援

共有建造する船舶の計画、設計、建造、就航後の各段階での効果的な技術支援を実施し、国内海運政策の実現に寄与する良質な船舶を建造する。

【重要度：高】

船舶は内航海運業に必要不可欠な基幹的輸送インフラであり、国内海運政策に合致する良質な船舶を建造するには高い技術力が必要である。しかし、多くの内航事業者は零細事業者で技術力がなく自らのみで船舶を建造することは困難であることから、政策に合致する船舶建造の技術支援を実施することの重要度は高い。

③ 船舶共有建造業務における財務内容の改善

未収金の発生防止、債権管理及び回収の強化等の取組みを行うとともに、機構の収益の確保に努めることにより、財務内容の一層の改善を進め

る。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を踏まえ、未収金の発生防止、債権管理、回収の強化、一定の事業量の確保、適正な事業金利の設定及び政策課題の実行等に留意した繰越欠損金削減計画により今中期目標期間中に40億円程度の繰越欠損金の縮減を図るほか、未収金残高についても引き続き縮減に努める。

さらに、海事勘定における財務改善の状況については、特に、繰越欠損金について、事業年度ごとにその要因を含めホームページ等において国民に分かりやすく公表する。

#### (4) 地域公共交通出資業務等

##### ① 地域公共交通出資及び貸付け

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第29条の2の規定に基づき、地域公共交通の活性化及び再生に寄与するため、認定軌道運送高度化事業等の実施に必要な資金の出資及び貸付けを行う。

<定量的目標>

- ・ 国土交通大臣の認可を受けた業務基準に従い、適切に業務を行うことで、出資及び貸付資金の毀損ゼロを目指す。

<目標水準の考え方>

地域公共交通出資業務については、公的資金であることに鑑み、適切に出資及び貸付けを行うとともに、毀損を生じさせないことを目標としている。

##### ② 内航海運活性化融資

内航海運活性化融資業務による融資を受けて内航総連が実施している内航海運暫定措置事業については、国が将来の輸送量、船腹量の推計に基づき策定・公表する資金管理計画を基に、内航総連に貸し付けるため調達する借入金の前年度以下となるように貸付金の回収を適切に行う。

#### (5) 特例業務（国鉄清算業務）

##### ① 年金費用等の支払及び資産処分の円滑な実施等

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号。以下「債務等処理法」という。）第13条の規定に基づき、旧国鉄職員の年金の給付に要する費用等について、適切な資金管理を行いつつ、円滑かつ確実に支払を実施する。

また、やむを得ず処分できていない残存土地については適切かつ早期の処分を図り、今中期目標期間中に完了させる。

北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「旅客鉄道株式会社等」という。）の株式については、各社の今後の経営状況の推移等を見極めつつ、適切な処分方法の検討等を行う。

## ② 旅客鉄道株式会社等の経営自立のための措置等

機構の特例業務勘定における利益剰余金等の取扱いに関する関係三大臣合意（平成22年12月21日。以下「関係三大臣合意」という。）及び「北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社の安全対策に対する追加的支援措置について」（平成27年6月30日国鉄事第75号）並びに債務等処理法附則第4条及び第5条の規定に基づき、旅客鉄道株式会社等に対し、老朽化した鉄道施設等の更新その他会社の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための無利子の資金の貸付け又は助成金の交付等（以下「貸付け等」という。）を適切に実施する。また、貸付け等に当たっては、適切な資金管理を行いつつ、法令その他の基準を遵守し、誤処理なく適正にかつ効率的に実施する。

なお、関係三大臣合意及び同法附則第6条の規定に基づき、並行在来線の支援のため、特例業務勘定から建設勘定への繰入れを適切に実施するものとする。

## 4. 業務運営の効率化に関する事項

### (1) 業務改善の取組み

#### ① 組織の見直し

組織については、業務の質的・量的な変化に常に的確に対応できる効率的かつ機動的な体制となるよう、弾力的な組織の編成、運営の効率化等の見直しを行いながら、適切に運営する。

#### ② 調達等合理化の推進

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組みを着実に実施し、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公平性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化を推進する。

< 指標 >

- ・ 一般競争入札による鉄道施設に係る建設工事での総合評価落札方式実施率（前中期目標期間実績：平成27年度から平成28年度までの平均実施率・100%）

#### ③ 人件費管理の適正化

給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組みを踏まえ、国家公務員等の給与水準等との比較を行いつつ、事務・事業の特性を踏まえて適正な給与水準となるよう厳しく検証し、その検証結果及び取組状況を公表する。

#### ④ 一般管理費の効率化

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度（平成34年度）において、前中期目標期間の最終年度（平成29年度）比で5%程度に相当する額を削減する。

#### ⑤ 事業費の効率化

事業費（特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度（平成34年度）において、前中期目標期間の最終年度（平成29年度）比で5%程度に相当する額を削減する。

#### ⑥ 資産の有効活用

宿舎等の保有資産について、効率的な活用を図るとともに、利用実態等に照らして適切な場合には処分を行う。

<指標>

- ・ 保有宿舎・寮の平均入居率（前中期目標期間実績：平成25年度から平成29年度上期までの平均入居率・95%）

### (2) 電子化の推進

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、ITの活用等により、業務の電子化及びシステム等の最適化を推進する。

<指標>

- ・ Web会議開催回数
- ・ 電子決裁率

## 5. 財務内容の改善に関する事項

### (1) 財務運営の適正化

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。

独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位としての業務ごとに予算と実績を管理する。

また、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。

なお、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行う。

### (2) 資金調達

毎年度の資金計画を策定するとともに、計画的な債券発行等を通じて、資金調達コストの抑制を図る。

## 6. その他業務運営に関する重要事項

### (1) 内部統制の充実・強化

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年1月28日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、法人の長のリーダーシップのもと、内部統制の取組みについて実態把握、継続的な分析、必要な見直しを行う。

また、北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札における情報漏えい事案等の反省に立ち、入札談合等関与行為等の再発防止対策については、これまでの取組みを踏まえた上で、必要に応じて見直しを行いながら、引き続き取り組んでいく。

### (2) 広報・情報公開の推進

機構の業務に対する国民の理解を深めるため、広報における主要なターゲット及びPRポイントを整理して、戦略的広報を推進する。また、主な業務の実施状況及び財務情報等について、広く情報公開を推進するとともに、外部の知見の積極的な活用を図り、業務運営の透明性を確保する。

### (3) 情報セキュリティ対策の推進

政府の方針に基づき、法人が保有する情報システムに対するサイバー攻撃への防御能力強化、攻撃に対する組織的対応能力の強化等の適切な情報セキュリティ対策を推進する。

### (4) 環境への配慮

業務の実施に当たっては、環境負荷の低減、環境の保全について配慮するとともに、自然環境保全対策、地球温暖化対策等に努める。



**主な政府方針等**
**交通政策基本計画** (平成27年2月13日閣議決定)

- **整備新幹線** (北海道新幹線、北陸新幹線、九州新幹線) の整備を着実に進める (略)
- 都市鉄道の利用を促進するため、(略) **都市鉄道のネットワークの拡大・利便性の向上を推進** する。
- コンパクトシティ化などの都市構造転換等に併せ、(略) 公共交通機関である **LRT・BRT等の導入を促進** する。

**総合物流施策大綱(2017-2020)** (平成29年7月28日閣議決定)

- 内航海運の安定的輸送の確保と生産性向上のため、「**内航未来創造プラン**～たくましく日本を支え進化する～」(平成29年6月**内航海運の活性化**に向けた今後の方向性検討会策定)に基づく施策の推進に取り組む。(略) 先進的な船舶等の開発・普及 (略) **独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度の活用を通じた円滑な代替建造の促進等** (略)を図る。

**独立行政法人改革等に関する基本的な方針** (平成25年12月24日閣議決定)

**国土交通省の政策・施策** (鉄道・運輸機構関連)

※国土交通省「政策目標及び施策目標」より抜粋

- 整備新幹線の整備を推進する
- 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する
- 鉄道網を充実・活性化させる
- 地域公共交通の維持・活性化を推進する

**(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構が果たす役割**

(機構の目的) 【独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法 抜粋】

**第三条** 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)は、鉄道の建設等に関する業務及び鉄道事業者、海上運送事業者等による運輸施設の整備を促進するための助成その他の支援に関する業務を総合的かつ効率的に行うことにより、輸送に対する国民の需要の高度化、多様化等に的確に対応した大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立並びにこれによる地域の振興並びに大都市の機能の維持及び増進を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

**鉄道建設等業務**

- 整備新幹線整備事業、都市鉄道利便増進事業の着実な進捗。
- 我が国鉄道技術の海外展開に向けた取組の実施。



北海道新幹線

**鉄道助成業務**

- 交通インフラ・ネットワークの機能拡充・強化に資するため、整備新幹線、都市鉄道等への適正かつ効率的な補助の実施。
- 既設新幹線譲渡代金等の適正かつ効率的な回収の実施。



仙台市地下鉄東西線

**船舶共有建造業務**

- 物流効率化に資する船舶、地域振興に資する船舶等の船舶共有建造業務を実施。
- 良質な船舶建造のための技術支援の実施。



高度二酸化炭素低減船舶

**出資等業務**

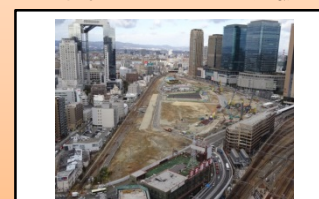
- 地域公共交通の活性化等に資する認定軌道運送高度化事業等の実施に必要な資金の出資等
- 内航海運活性化融資業務の適切な実施。



LRT (イメージ)

**特例業務  
(国鉄清算業務)**

- 旧国鉄職員等への年金費用等の円滑かつ確実な支払
- 国鉄から承継した土地処分の円滑な実施等
- JR北海道、四国及びJR貨物の経営自立のための支援



梅田駅 (北)

民間企業等との適切な役割分担

内部統制の充実・強化

業務運営の効率化の取組みを実施

独立行政法人国際観光振興機構 第四期中期目標（案）

平成 30 年 2 月

国土交通省

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定により、独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

## 1. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

外国人旅行者の来訪を促進することは、我が国経済社会の発展及び地域経済の活性化のために重要な課題であるとともに、我が国に対する理解を増進し、国際交流の拡大に資するものである。

平成 28 年 3 月 30 日には、安倍内閣総理大臣を議長とする「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」において、訪日外国人旅行者数を 2020 年 4,000 万人、2030 年 6,000 万人、訪日外国人旅行消費額を 2020 年 8 兆円、2030 年 15 兆円とするなど、従来の政府目標を大幅に前倒しし、かつ、質の高い観光交流を加速させるべく、以下のような新たな目標を設定するとともに、これらの目標の実現のため、3 つの視点を柱とする 10 の改革を掲げた「明日の日本を支える観光ビジョン」が取りまとめられた。

さらに、これを踏まえ、世界が訪れたいくなる「観光先進国・日本」への飛躍を図ることを目的として、「観光立国推進基本計画」も改定されたところである（平成 29 年 3 月 28 日閣議決定）。

「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げられた目標

- ・ 訪日外国人旅行者数（2020 年：4,000 万人、2030 年：6,000 万人）
- ・ 訪日外国人旅行消費額（2020 年：8 兆円、2030 年：15 兆円）
- ・ 訪日外国人リピーター数（2020 年：2,400 万人、2030 年：3,600 万人）
- ・ 訪日外国人旅行者の地方部における延べ宿泊者数  
（2020 年：7,000 万人泊、2030 年：1 億 3,000 万人泊）

観光先進国の実現は、地方創生の切り札、成長戦略の柱として、これまで以上の大きな期待が寄せられており、訪日外国人旅行者数 2020 年 4,000 万人、その先の 2030 年 6,000 万人等の政府目標達成のためには、今後更に増加する観光需要に対し、より高次元な観光施策を展開し、特定の地域に集中している旅行者の全国各地への来訪、滞在の更なる拡大、旅行ニーズの多様化へ対応するなど、新たなチャレンジに踏み切る覚悟が必要である。

機構については、訪日プロモーション事業の実施主体として、インバウンド拡大における中核的な役割を果たし、観光先進国の実現に向けて、政府が掲げる目標の達成に貢献することが期待されており、適時適切な組織や体制の強化を図りつつ、以下を柱とする大胆な改革を進めていく必要がある。

- ・ 国別戦略に基づく訪日プロモーションの徹底
- ・ デジタルマーケティングの本格導入

・訪日外国人旅行者の戦略的誘客の実現

また、国際会議等の誘致・開催支援や国内の受入環境整備支援においても、これまで以上に業務を的確に遂行していくことが求められているところである。

特に、戦略的誘客の実現のためには、訪日外国人旅行者のトラベルライフサイクルにおける段階（認知・関心向上「知る」→ 比較・検討「選ぶ」→ 予約・購入「訪日する」→ 体験・消費「滞在する」→ 帰国・再来日）ごとに、様々なツールを駆使して、トレンドやニーズに対応した効果的な情報発信を行うことが重要である。また、地方への誘客や消費拡大の観点から、地方自治体をはじめインバウンドに取り組む関係団体・民間企業等とより一層緊密な連携を図る体制を構築しなければならない。あわせて、機構の持つノウハウ・情報を提供するなど、地方が行うプロモーションの質の向上のための支援を強化することも必要である。

機構は訪日プロモーションに係るそれぞれの取組の目的や必要性、その成果について、ホームページ等を通じて国民にわかりやすく説明するとともに、政府が掲げる目標の達成のために、どのような貢献をしているのかが明確となるような指標の設定に向けた取組に努めなければならない。

また、アジア・欧米豪に展開している海外事務所においては、現地目線での情報の発信・最新の訪日ニーズの入手等により訪日プロモーションのノウハウの蓄積をさらに進めるとともに、例えば、個々の事業計画段階において事業類型ごとの費用対効果を海外事務所間で比較するなど、目標と結果を適切に評価し、今後に活かすための仕組みづくりを検討すべきである。その上で、海外事務所においては、成果指標に基づき毎年度厳格に評価を実施し、国のインバウンド政策及び市場の動向も踏まえつつ、予算や人員等の経営資源の配分等について不断の見直しを行うことが必要である。

この点において、理事長のリーダーシップが十分発揮され、また、職員の創意工夫により、機構の政策実施機能が最大化され、より高みを目指す好循環が生じることを期待するものである。

以上の基本的考え方を踏まえ、機構は、自らの役割と使命をしっかりと自覚し、本中期目標に従って、戦略的、効率的かつ効果的に業務を行うものとする。

(別添) 政策体系図

## 2. 中期目標の期間

中期目標の期間は平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

### 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日策定、平成 27 年 5 月 25 日改定）における「一定の事業等のまとめり」は、訪日プロモーション等業務（本章中の (1)及び(2)）及び国内受入環境整備支援業務（本章中の (3)）の 2 つとする。

政策評価の事前分析表（国土交通省 29 - ⑳）

政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化

施策目標 20 観光立国を推進する

#### (1) 訪日プロモーション業務

「明日の日本を支える観光ビジョン」や「観光立国推進基本計画」において掲げられた政府目標を達成するため、機構はウェブサイトやソーシャルネットワークを活用して日本の認知度を高め、訪日旅行商品の造成支援を通じ、実際の訪日につなげるとともに、コンサルティングやセミナーの開催により、地方への誘客を図る等、訪日プロモーション事業の実施主体として以下の取組を進める。

なお、取組を進める上では、政府目標に係る指標等の動向（月別・市場別の訪日外国人旅行者数の増減等）を踏まえ、プロモーション業務における個別事業の効果の検証を行い、必要な見直しに努めるものとする。

また、訪日プロモーションの成果等について、ホームページ等を通じて国民にわかりやすく説明する。

##### ① 国別戦略に基づくプロモーションの徹底

現地目線のきめ細かなプロモーションを推進するため、訪日プロモーション重点市場毎に、最新旅行トレンドを把握し、ターゲット層等を明確にした国別戦略を策定するとともに、個々の事業ごとに目標（KPI）を設定し、事業成果の厳格な管理・PDCA サイクル化を更に徹底する。また、各国の状況に精通している外国人有識者の知見を活用する。

さらに、滞在期間が長く、旅行消費額も多い欧米豪旅行者の旅行意欲をかき立てる魅力的なコンテンツを発掘し、インターネットなどの様々なツールを駆使して発信することにより、日本を旅行先として認知・意識していない層を取り込むプロモーションを実施する。

#### 【指標】

- ・機構のソーシャルネットワークページのファン数（平成 28 年度実績値：555 万人）
- ・機構が作成するウェブサイト等のユーザー数
- ・機構の訪日旅行商品の販売、造成のための商談件数（平成 28 年度実績値：28,170 件）
- ・商談参加者の評価（平成 28 年度実績値：4 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合 95.0%）
- ・機構が招請したメディアが作成した番組・記事の接触者数

## ② デジタルマーケティングの本格導入

訪日外国人旅行者の旅行に関する主要な情報収集の手段がウェブサイトや SNS 等に移行していることを踏まえ、デジタルマーケティングの専任部署の体制を強化するとともに ICT 専門人材を配置し、訪日外国人旅行者の移動履歴等ビッグデータの解析により旅行トレンドを把握する等データ分析に基づくマーケティングの実施や、外国人視点によるウェブサイト等のコンテンツの充実を進める。

### 【指標】

- ・機構のソーシャルネットワークページのファン数（平成 28 年度実績値：555 万人）（再掲）
- ・機構が作成するウェブサイト等のユーザー数（再掲）

## ③ 訪日外国人旅行者の戦略的誘客の実現

海外現地目線の訪日プロモーションを推進するため、本部・海外事務所においてマーケティングなどの専門人材を配置し、より効果的な訪日外国人旅行者の誘客を行う。

また、海外における現地関係者や民間企業との連携を強化することにより、イベントやセミナーの開催、情報発信等オールジャパン体制での誘客を図る。

さらに、地方への訪日外国人旅行者の誘客のために、地方自治体・DMO 等との連携の促進や地方支援を専任とする部署の体制強化により、地域への誘客・消費につながる外国人目線のニーズ等の的確かつ迅速な情報提供や地域の観光資源を掘り起こしプロモーションしていくためのノウハウの提供などを通じて、地方が行うプロモーションの質の向上を支援する。

### 【指標】

- ・機構の個別コンサルティング件数（平成 28 年度実績値：3,605 件）
- ・機構からの情報提供に対する事業パートナー（地方公共団体、民間企業等）の評価（平成 28 年度実績値：4 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合 99.5%）
- ・機構が地方自治体・DMO 等を支援するために実施したワークショップ、セミナー件数

### 【重要度：高】

「明日の日本を支える観光ビジョン」や「観光立国推進基本計画」において掲げられた政府目標を達成するための取組であるため、重要度は高い。

### 【想定される外部要因】

急激な為替変動、自然災害、テロや伝染病等様々な外部要因がないことを前提とし、これらの要因に変化があった場合には評価において考慮するものとする。

## (2) 国際会議等の誘致・開催支援業務

我が国の MICE（Meeting, Incentive Travel, Convention, Exhibition/Event の総称）推進に

においては、「観光立国推進基本計画」に位置づけられている「アジア主要国における国際会議の開催件数に占める割合 3 割以上・アジア最大の開催国」を達成するため、引き続き国際会議誘致に関する取組を強化する。また、今後これまで以上にインバウンドを伸ばしていくためには、国際会議のみならず、MICE 全体に対する誘致策を促進する必要があることから、国際会議以外の分野についても取組を強化する。これらの取組に際しては、2019 年のラグビーワールドカップ、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック、2021 年のワールドマスターズという大型スポーツイベントが集中的に日本で開催され、日本への注目が集まる機会を捉え、効果的なプロモーション活動を行い、大型スポーツイベント開催後も見据えた MICE の誘致につなげる必要がある。

上記を踏まえ、具体的な活動としては、海外においては各種 MICE 関連団体等との国際ネットワークを活用し、世界の MICE 市場の動向及び競合する都市や団体による誘致活動に関する情報の収集力・分析力を強化し、今後の市場トレンドの把握や課題の整理・解決を図るとともに、DESTINATION としての日本への関心を喚起するコンテンツの作成や、デジタルマーケティングを活用したプロモーションを展開するなどの取組を実施する。

また、国際会議の誘致に関しては、大学・産業界等国内主催者との一層の関係強化・支援強化に取り組む。これらの活動に際し、地域のコンベンションビューローとの役割分担を明確にして効率化を図る一方、我が国のナショナルコンベンションビューローとしての機能を強化する。

更に、ミーティング、インセンティブについては、プロモーションに際し、DESTINATION としての日本の認知度向上に訴求力のあるイベントや媒体との連携により、露出効果の最大化を図る。加えて産業界と連携し、海外に対する訴求を強化する。

なお、これらの各種取組に当たっては、成果の最大化の観点から、支援対象等の選択と集中の徹底及び効率的な実施に留意することとする。

### (3) 国内受入環境整備支援業務

訪日外国人旅行者の利便性・満足度を向上させるため、国内における受入環境整備として、外国人観光案内所の認定・支援を行う。特に、地方部においては、多言語で案内が行える観光案内所を増やすとともに、都市部の観光案内所を含む観光案内所間における密接な情報共有が可能な仕組みの構築・ネットワークの拡充により、案内機能の質の向上を図る。また、認定・更新については簡略化・円滑化に向けた改善を積極的に行う。上記の取組に当たっては、認定案内所からの評価を踏まえ、課題の改善に取り組むこととする。機構が運営するツーリスト・インフォメーション・センター (TIC) については、機構のネットワークや民間のノウハウを取り入れた効果的な運営により、対面による質の高い情報提供を行うとともに、案内所支援業務の中核として全国の案内所との連携を強化する。さらに、ウェブ、モバイル等の ICT を活用した訪日外国人旅行者にとって利便性の高い観光情報提供機能の拡充を図る。

通訳案内士制度については、訪日外国人旅行者の増加とニーズの多様化に対応するため、通訳案内士法 (昭和 24 年法律第 210 号) を改正し、通訳案内士の業務独占規制を廃止するとともに、全国通訳案内士試験においては、試験科目に通訳案内の実務を加える等の試験科目・内容の見直

しを行うこととしている。そのため、機構は、受験者の数の増加や試験業務の効率化に努めてきたが、新たな制度の元で安定的に実施していくため、更なる事務の効率化等を図りながら、試験業務等を実施することとする。

#### 4. 業務運営の効率化に関する事項

##### (1) 組織運営の効率化

「明日の日本を支える観光ビジョン」及び「観光立国推進基本計画」を踏まえ、欧米豪を中心とした組織の強化を図るとともに、平成 28 年度以降に新設した事務所については体制整備をさらに進めるほか、市場の動向を見極めつつ、プロモーション効果の最大化を図る観点から、本部の組織強化や海外事務所新設の必要性についても、随時検討を行う。

また、市場のニーズに即応し、現地目線のきめ細かな訪日プロモーションを推進していくため、海外事務所に一定の権限を与え、迅速な意思決定を可能にするとともに、海外事業者のより一層の活用（海外契約）に努める。

職員の意欲向上を図り、組織を活性化させるため、能力と実績に基づく人事評価を行い、これに応じた処遇を行うとともに、能力の啓発に努める。

なお、中途採用職員の増加に伴い、その能力が十分発揮されるよう、適材適所の人事配置を行うとともに、プロパー職員との相乗効果により、組織の力が最大化するよう、適切な措置を講ずる。

あわせて、地方自治体・民間事業者等からの専門人材を活用するとともに、現地採用職員についても、有能な人材の登用や処遇改善を進める。

海外事務所については、成果指標に基づき毎年度厳格に評価を実施し、国のインバウンド政策及び市場の動向も踏まえつつ、予算や人員等の経営資源の配分等について不断の見直しを行う。

##### (2) 業務運営の効率化

###### ① 効率化目標の設定等

運営費交付金を充当して行う業務については、今中期目標期間中、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）及び業務経費（公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）の合計について、毎年度平均で前年度比 1.25% 以上の効率化を行うものとする（ただし、新規に追加される業務、拡充業務は対象外）。

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。



## ② 調達等合理化の取組

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、外部有識者及び監事から構成される契約監視委員会を活用するとともに、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づき、一者応札の改善等の取組を着実に実施する。

## (3) 業務の電子化及びシステムの最適化

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、ICT の活用等により、業務の電子化及びシステムの最適化を推進する。

## 5. 財務内容の改善に関する事項

### (1) 財務運営の適正化

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。

「独立行政法人会計基準」（平成 12 年 2 月 16 日 独立行政法人会計基準研究会策定、平成 27 年 1 月 27 日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位としての業務ごとに予算と実績を管理する。

また、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。

なお、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行う。

### (2) 自己収入等の拡大

賛助団体・会員制度について、日本を代表する幅広い業種とのパートナーシップを構築するとともに、デジタルマーケティングをはじめとした新たに取り組む事業等を通じて、自己収入の拡大に努める。

## 6. その他業務運営に関する重要事項

### (1) 内部統制の充実

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部規程の整備、業務運営方針や組織・業務目標の明確化を行い、役職員による共有を図るとともに、定期的に業務実績や課題を整理し、改善を行うなど、内部統制の仕組みが有効に機能することを確保する。

法令等について、職員等に対する周知を行い、機構全体の職員のコンプライアンスの更なる徹

底を図る。また、内部監査を行い、監査結果に基づくフォローアップを適切に行う。

## (2) 情報セキュリティ対策の推進

「サイバーセキュリティ戦略」（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、関連する規程類の策定・見直しを行うとともに、情報セキュリティインシデント対応の訓練や保有個人情報情報の保護を含む情報セキュリティ対策に関する教育などの対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。

また、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

## (3) 活動成果等の発信

訪日プロモーションに係る取組の目的や必要性、その成果について、ホームページ等を通じて国民にわかりやすく説明するとともに、政府が掲げる目標の達成のために、どのような貢献をしているのかが明確となるような情報発信に努める。

## (4) 関係機関との連携強化

在外公館をはじめとする関係省庁、事務所の共用化・近接化を進めている独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際協力機構及び独立行政法人日本貿易振興機構等の政府関係法人、地方自治体やインバウンドに取り組む関係団体・民間企業等とより一層緊密な連携を図る体制を構築し、在外公館等連携事業を活用した海外におけるイベントやセミナーの開催、官民連携事業を活用した情報発信等、オールジャパンで、戦略的、効率的かつ効果的な訪日プロモーションを実施する。

# 独立行政法人国際観光振興機構に係る政策体系図

## 主な政府方針

### 観光立国推進基本計画（平成29年3月28日閣議決定）

- オールジャパンによる訪日プロモーションの実施
  - ・ 日本各地の多様な魅力を体験する様子をグローバルメディアを活用して効果的に世界中に発信して地方への誘客を図る。
  - ・ 日本政府観光局ウェブページの外国人目線での更なる充実や、スマホアプリの作成等ICTを活用。
- 高品質な日本ブランドの確立及び発信
  - ・ 訴求メッセージや統一のキャッチコピーをアドバイザーボードの設置等を通じて外国人目線で開発。
  - ・ 旅行消費額の多い傾向にある欧米豪市場、富裕層やビジネス旅行者を中心に新しい需要を掘り起こす。
- 通訳ガイドの質・量の充実
  - ・ 通訳案内士法の改正により業務独占規制を廃止し、名称独占のみ存続。
- 観光案内拠点の充実
- 都市におけるMICEマーケティング戦略の高度化／MICE産業の競争力強化 等

明日の日本を支える観光ビジョン  
（平成28年3月30日決定）

観光ビジョン実現プログラム2017  
（平成29年5月30日観光立国推進  
閣僚会議決定）

等

## 国際観光振興機構が果たすべき役割

### 独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第百八十一号）

第三条 独立行政法人国際観光振興機構は、海外における観光宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を効率的に行うことにより、国際観光の振興を図ることを目的とする。

#### 訪日プロモーション業務

- 海外事務所を活用した市場動向の収集・調査・分析・提供
- 多様なメディアを活用した日本の観光魅力の発信

#### 国際会議等の誘致・開催支援業務

- 国際会議等の誘致支援業務
- 国際会議の開催支援業務

#### 国内受入環境整備支援業務

- 観光案内所の整備支援業務
- 通訳案内士試験業務

観光ビジョン・観光立国推進基本計画で定められた訪日外国人旅行者数2020年4000万人、2030年6000万人等の政府目標の達成に向け、**訪日プロモーションの戦略的高度化とそのためのJNTOの体制強化等**を図る。

独立行政法人水資源機構第 4 期中期目標

1. 政策体系における法人の位置づけ及び役割

(1) 法律・計画・政策体系上の水資源機構の位置づけ

水資源機構（以下「機構」）は、水資源開発促進法（昭和 36 年法律第 217 号）に基づき閣議決定された国土交通大臣が指定する水系（以下「水資源開発水系」）において、水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となる水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行い、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ること（独立行政法人水資源機構法（平成 14 年法律第 182 号。以下「機構法」）第 4 条）を目的とする法人である。

また、機構は、洪水防御の機能又は流水の正常な機能の維持と増進をその目的に含む多目的ダム等の河川管理施設である「特定施設」（機構法第 2 条）の新築・改築・管理を行うこととされている（機構法第 17 条）。

国の政策体系について、機構との関係は、まず、利水面では、国土交通省における水資源の確保一般、厚生労働省における水道水の確保、農林水産省における農業水の確保、経済産業省における工業水の確保、それぞれについて、機構は実施の役割を担っており、国土交通省の政策体系では「水資源の確保、水源地域活性化等の推進」、厚生労働省の政策体系では「安全で質が高く災害に強い持続的な水道の確保」、農林水産省の政策体系では「構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備の推進」、経済産業省の政策体系では「産業施設の整備・活用等を通じた地域経済の活性化」の目標が掲げられ、これらの目標の達成に向けて機構の果たす役割が期待されているところである。

また、治水面では、国土交通省の政策体系では「水害の防止・減災の推進」の目標の達成に向けて、機構が担う「特定施設」の新築・改築・管理という役割が期待されているところである。

(2) 水資源政策における基本理念

上記の役割に基づき、機構は、前身の水資源開発公団の時代を含め平成 15 年の発足時から、特定施設を含む水資源の開発又は利用のための施設の新築・改築・管理を行っており、水資源開発水系における水の供給や水害の防止・減災に大きな役割を果たしてきたところである。

しかしながら、近年、気候変動等の要因による渇水や洪水リスクの増大、水インフラの老朽化に伴う断水などの水資源を巡る新たなリスクや課題が顕在化している。その現状を踏まえ、水資源開発促進法に基づき、国土審議会から平成 27 年 3 月に「今後の水資源政策のあり方について」が答申され、今後の水資源政策の基本理念としては、「安全で安心できる水を確

保し、安定して利用できる仕組みをつくり、水の恵みを将来にわたって享受することができる社会を目指すこと」とされ、需要主導型の「水資源開発の促進」からリスク管理型の「水の安定供給」へのさらなる進化を図るべきであることが提言されている。それを受けて、平成 29 年 5 月に国土審議会から答申された「リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について」では、2つの基本理念「水供給を巡るリスクに対応するための計画」と「水供給の安定度を総合的に確保するための計画」、その基本理念を実現する方法論として、「既存施設の徹底活用」と「ハード・ソフト施策の連携による全体システムの機能確保」が提言されたところである。

### (3) 機構の役割

このような状況を踏まえ、機構としては、主たる役割である水資源開発水系における「安全で良質な水の安定した供給」と「洪水被害の防止・軽減」について、引き続き適正に実施することが求められている。また、近年の社会経済状況等の変化を踏まえた国土審議会の提言を受けて、既存の施設の維持のみならず、水資源を巡るリスクに対応できるよう一層の機能の向上を図るなど、既存施設を最大限に有効活用していくことが第一に求められている。更に、水循環を巡る様々なリスクや不確実性に対して柔軟・臨機かつ包括的に対応していくため、実施中の施設整備を的確に行うことも含め、ハード対策とソフト対策の両面から施策の連携が図られ、水供給の全体システムとしての機能を確保していくことが求められている。

このため、機構は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、自主的かつ自律的な経営のもと、国の政策実施機関としての機能の最大化を図るものとする。

(別添) 政策体系図

## 2. 中期目標の期間

機構の第4期の中期目標の期間は、平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間とする。

## 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

機構は、主たる役割である「安全で良質な水の安定した供給」と「洪水被害の防止・軽減」について、引き続き適正に実施するため、「一定の事業等のまとめり」として設定する「水資源開発施設等の管理業務」、水資源開発施設等の建設業務のうち「ダム等建設業務」、「用水路等建設業務」の事業を実施すること。

その際、国土審議会答申の主旨を踏まえ、地震等の大規模災害、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、危機的な渇水等の危機時においても最低限必要な水を確保するため、既存施設の徹底活用とともに、ハード・ソフト施策の連携により、水供給の全体システムの機能を確保するこ

と。

### 3-1 水資源開発施設等の管理業務

#### 3-1-1 安全で良質な水の安定した供給

機構は、水資源開発施設等の管理を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とすることから、年間を通じて、各利水者に対し、安全で良質な水の安定した供給を行うこと。

##### (1) 安定した用水の供給等

施設管理規程に基づき的確な施設の管理を行い、安定的な水供給に努めること。特に、渇水等の異常時においては、河川管理者、利水者及び関係機関との調整を図り、被害が顕在化又は拡大しないよう、その影響の軽減に努めること。

##### (2) 安全で良質な用水の供給

日常的に水質情報を把握し、安全で良質な水の提供に努めること。また、水質が悪化した場合及び水質事故や第三者に起因する突発事象等発生時には、河川管理者、利水者及び関係機関との調整を図り、被害が顕在化又は拡大しないよう、その影響の軽減に努めるとともに、必要に応じその対応について率先した役割を担うこと。

#### <定量目標>

- ・各年度の補給日数割合：補給必要日数<sup>※1</sup>に対する実補給日数の割合 100%
  - ・各年度の供給日数割合：供給必要日数<sup>※2</sup>に対する実供給日数の割合 100%
- ※1 補給必要日数：ダム下流の各取水地点の取水量や河川維持流量等を確保するため、ダム等に貯留した水を補給する必要がある日数（応急復旧に要する期間を控除）。
- ※2 供給必要日数：各利水者からの申込を受け、機構が管理する取水導水施設及び幹線水路等を介して水の供給が必要となる日数（応急復旧に要する期間を控除）。

#### <目標水準の考え方>

- ・国民生活・経済への影響を最小限とするため、応急復旧に要する最低限の期間を控除した実補給日数・実供給日数を100%とする。

#### <想定される外部要因>

自然災害や第三者に起因する事故等、機構の責によらない事象等により、目標の達成に影響が生じる場合がある。

**【重要度：高】** 既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特に重要な7つの水資源開発水系において、産業活動の発展、国民経済の成長と国民生活の向上に必要な「安全で良質な水の安定した供給」を行うことが極めて重要であるため。

【難易度：高】複雑かつ高度な水利用が行われている7つの水資源開発水系において、広域的かつ複数の利水者に対して用水の適正配分、安定供給を実施するなど中立的で高い公共性が必要とされるため。

具体的には、

- ① 気候変動等により渇水の回数の増加と期間の長期化の傾向にあるため。
- ② 取水地点等における流況予測の困難性に加え、気候変動等に伴う渇水リスクが増大する中で、日々変化する利水者の必要水量や河川流況を的確に把握しなければならないため。
- ③ 渇水時には、利害の異なる多用途、複数の利水者、河川管理者等との調整を図り、その影響の軽減に努めなければならないため。
- ④ 高度な専門技術を必要とするダム等施設管理を治水機能にも配慮して的確に実施するとともに、大規模かつ多目的な水路施設について、必要な通水機能を確保しつつ、的確に施設管理しなければならないため。

### 3-1-2 洪水被害の防止・軽減

機構は、洪水（高潮を含む。）防御の機能又は流水の正常な機能の維持と増進をその目的に含む「特定施設」の管理を行うことから、治水機能を有するダム等施設においては、的確な洪水調節等の操作を行い、洪水被害の防止又は軽減を図ること。

また、下流で洪水被害の発生が予想される場合及び既に被害が発生している場合において、下流自治体から洪水被害軽減に係る要請があった場合等は、今後のダム流域への降雨等も勘案しつつ可能な範囲で、通常の洪水調節よりも貯留量を増やして容量を有効に活用する高度な操作等に努めること。

#### <定量目標>

- ・各年度の洪水調節適正実施割合 100%

#### <目標水準の考え方>

洪水発生時に、的確な体制を構築し、適切に水文情報を把握して、確実に洪水調節操作を実施することが必要。このため、各年度の洪水調節適正実施割合を100%とする

【重要度：高】既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特に重要な7つの水資源開発水系において、国民生活・経済に必要不可欠な「洪水被害の防止・軽減」を行うことが極めて重要であるため。

#### 【難易度：高】

- ① 降雨等の定量予測については、ダム流域という比較的狭いエリアが対象であるため、依然として精度上の技術的制約があるなかで、確実な洪水調節を実施する必要があるため。
- ② 近年の気候変動等による局所的な豪雨や、記録的な短時間雨量など、施設計画

規模を超える洪水に対応しなければならない災害が増加しつつあるため。

- ③ 下流河川整備の状況を踏まえつつ、下流自治体等と住民避難に関する情報等を共有しながら高度な専門技術を必要とするダム等施設管理を的確に実施する必要があるため。

### 3-1-3 危機的状況への的確な対応

#### (1) 機構施設の危機的状況への的確な対応

地震等の大規模災害、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、危機的な渇水等の危機時においても最低限必要な水を確保するため、日頃から危機的状況を想定し、対応マニュアルの整備や訓練等を実施するなど、危機管理体制の整備・強化により、危機的状況の発生時には的確な対応を図ること。

また、災害発生時の迅速な災害復旧工事等を的確に実施するとともに、保有する備蓄資機材の情報共有、災害時の融通等、関係機関との連携を図ること。

#### (2) 特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）

都道府県等を技術的に支援するため、機構法第 19 条の 2 第 1 項に規定する特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）を都道府県知事等から要請され、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図ること。

#### (3) 災害時等における他機関への支援

機構は、災害対策基本法に基づく指定公共機関に指定されていることから、国、被災地方公共団体及びその他の関係機関から災害等に係る支援の要請を受けた場合において、水資源開発水系における「安全で良質な水の安定した供給」と「洪水被害の防止・軽減」という業務に支障のない範囲で、被害が顕在化又は拡大しないよう機構の技術力を活かした支援等に努めること。

そのために、これまでの災害支援の実績を踏まえ、機構として実施可能な災害支援の方策について、あらかじめまとめた上で関係機関等との災害支援協定の締結等に努めること。

なお、災害等は発生場所や被災規模等の予見が難しく、発生時の状況把握にも時間を要することから、災害発生の可能性がある段階等で支援体制の準備を行う等、自発的な判断も含めた支援に努めること。

#### <指標>

- ・各年度の災害対応訓練の実施回数（第 3 期中期目標期間の平均実施回数（見込み））280 回

#### <想定される外部要因>

他機関への支援については、機構施設の被災状況や周辺状況、必要とされる支援の内容等によ



り、支援要請に対応できない場合がある。

【重要度：高】近年、風水害、濁水地震等の災害が多発化、激甚化しつつある中で、国民生活・経済に必要不可欠な水資源開発施設の被災等を極力軽減し、早期に復旧を図ることは極めて重要であるため。

また、他機関施設の被災時に、機構の有する高い技術力等を活かし、被災による影響の軽減や早期復旧のための支援を行うことが極めて重要であるため。

【難易度：高】 目標として、

- ① 風水害、大規模地震、異常濁水等の事態の危機的状況については、様々な被害状況等に対応できるよう、十分な危機管理体制を整備する必要があると同時に、発生した被害状況に応じて高い技術力を必要とする迅速な施設復旧を行うこと
- ② 被災状況等に応じて協力業者、物資等の確保や備蓄資材を活用した直営の支援を実施するなど、機構の業務に支障のない範囲で、機構の技術力を活かした他機関施設の復旧対応等、他機関への迅速な支援を行うことを設定しているため。

#### 3-1-4 施設機能の確保と向上

水資源を巡るリスクに対応し、水の安定供給を実現するためには、既存施設の徹底活用が重要であることから、確実な施設機能の確保と向上に取り組むこと。

確実な施設機能の確保のため、水資源開発施設等用地の適切な保全、計画的な施設・設備の点検等に加えて、定期的な機能診断を実施することにより、施設の状態を確実に把握すること。

また、施設の老朽化対策及び耐震対策等のための施設更新等に当たっては、政府が定めた「インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月）」に基づき、引き続き、水需要・供給の見直しの状況に配慮しつつ、施設の機能回復、長寿命化、耐震化及びライフサイクルコストの低減を図る個別施設計画の見直しを的確に行うこととし、併せて、個別施設の状況を踏まえて、気候変動の影響による災害等に対する防災性能及び事故による第三者被害や利水への影響を防ぐための安全性能の向上等の新たなニーズに対応する戦略的メンテナンスを推進すること。

加えて、機構が管理するダム等施設について、「ダム再生ビジョン」（平成29年6月国土交通省）を踏まえ、ダムの長寿命化、施設能力の最大発揮のための柔軟で信頼性のある運用、高機能化のための施設改良などの既設ダムの有効活用に向けた取組を推進すること。

さらに、施設管理に附帯する業務や発電等の受託業務の的確な実施を行うこと。

#### <指標>

- ・インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の見直しを行った回数

（機構が管理する52施設の内、ダム等施設についてはダム定期検査等に基づく見直し41

回、水路等施設については機能診断調査に基づく見直し20回を予定している)

### 3-2 水資源開発施設等の建設業務

機構は、水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とすることから、第4期中期目標期間を通じて、水資源開発基本計画に基づく施設の改築等を行うこと。

#### 3-2-1 ダム等建設業務

##### (1) 計画的で的確な施設の整備

① 水需要の動向、事業の必要性、費用対効果、事業の進捗見込み等を踏まえ事業評価を行うとともに、用地補償も含めた円滑な業務執行、事業にかかる適正な要員配置及び新技術の活用や工法の工夫、生産性の向上等によりコスト縮減等を図りつつ、計画的かつ的確な実施を図ること。

また、事業に附帯する業務についても、的確な実施に努めること。

② 事業進捗に必要な予算の確保が難しい場合は、可能な範囲で特定事業先行調整費制度等を活用することにより、工期の遅延やこれに伴うコスト増を回避し、事業の計画的かつ的確な実施に努めること。

##### (2) ダム再生の取組

「ダム再生ビジョン」を踏まえ、「3-1 水資源開発施設等の管理業務」の取組とあわせ、ダムの長寿命化や放流能力を強化するなど高機能化のための施設改良、維持管理における効率化・高度化などの既設ダムの有効活用に向けた取組を推進すること。

##### (3) 特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの）

都道府県等を技術的に支援するため、機構法第19条の2第1項に規定する特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの）を都道府県知事等から要請され、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図ること。

#### <定量目標>

- ・小石原川ダム建設事業 平成31年度に工事を完成させる。

#### <指標>

- ・川上ダム建設事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（平成29年度見込

実績：58.2%）（平成34年度までに事業完了）

- ・思川開発事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（平成29年度見込実績：49.2%）（平成36年度までに事業完了）

〈目標水準の考え方〉

事業実施計画に定められた工期

〈想定される外部要因〉

- ・急激な物価変動等、社会・経済情勢の激変により、目標の達成に影響が生じる場合がある。
- ・自然災害や第三者に起因する事故等、機構の責によらない事象等により、目標の達成に影響が生じる場合がある。

【重要度：高】 国民生活・経済にとって特に重要な7つの水資源開発水系において、閣議決定された水資源開発基本計画に基づき、水資源開発施設の新築やダム再生の取組等を行うことにより、用水の安定供給や洪水被害の防止・軽減等を可能とすることが極めて重要であるため。

【難易度：高】

- ① 複雑かつ高度な水利用が行われている7つの水資源開発水系において、目的の異なる広域的かつ複数の利水者や水源地域等の調整を行い、的確に事業進捗を図る必要があるため。
- ② ダム等施設の新築やダムの機能を確保しながら整備を行うダム再生の取組については、高度な技術力を要するため。

### 3-2-2 用水路等建設業務

#### (1) 計画的で的確な施設の整備

水需要の動向、事業の必要性、費用対効果、事業の進捗見込み等を踏まえ事業評価を行うとともに、用地補償も含めた円滑な業務執行、事業にかかる適正な要員配置及び新技術の活用や工法の工夫、生産性の向上等によりコスト縮減等を図りつつ、計画的かつ的確な実施を図ること。

また、事業に附帯する業務についても、的確な実施に努めること。

〈定量目標〉

- ・利根導水路大規模地震対策事業 平成33年度に事業を完了させる。
- ・群馬用水緊急改築事業 平成30年度に事業を完了させる。
- ・房総導水路施設緊急改築事業 平成32年度に事業を完了させる。
- ・木曾川右岸緊急改築事業 平成32年度に事業を完了させる。

#### <指標>

- ・豊川用水二期事業進捗率（総事業費に対する当該年度までの事業執行額）（平成29年度見込実績：18.5%）（平成42年度までに事業完了）

#### <目標水準の考え方>

事業実施計画に定められた工期

#### <想定される外部要因>

- ・急激な物価変動等、社会・経済情勢の激変により、目標の達成に影響が生じる場合がある。
- ・自然災害や第三者に起因する事故等、機構の責によらない事象等により、目標の達成に影響が生じる場合がある。

【重要度：高】 国民生活・経済にとって特に重要な7つの水資源開発水系において、閣議決定された水資源開発基本計画に基づき、水資源開発施設等の改築等を行うことで、通水機能の回復、施設の長寿命化と耐震性の確保に努めることにより、用水の安定供給を可能とすることが極めて重要であるため。

#### 【難易度：高】

複雑かつ高度な水利用が行われている7つの水資源開発水系において、広域的かつ複数の利水者に対して用水の適正配分、安定供給を実施するなど中立的で高い公共性が必要とされるなか、利水者ニーズを適時・適切に把握し、365日24時間、既存の用水を絶やすことなく継続的に供給しつつ、用水路等の改築事業を実施する必要があるため。

## 4. 業務運営の効率化に関する事項

### 4-1 業務運営の効率化

独立行政法人における内部統制とは、「中期目標等に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効果的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」であり、独立行政法人が内部統制を整備する目的は、①業務の有効性及び効率性、②事業活動に関わる法令等の遵守、③資産の保全、④財務報告等の信頼性、を達成することである。

業務運営の効率化を確保するため、「6-1. 内部統制の充実・強化」の取組とあわせ、以下の取組を行うこと。

#### (1) 業務運営の効率化等

- ① 機動的な組織運営を図るため、引き続き、要員配置計画を作成し、重点的かつ効率的な組織整備を行うとともに、施設の老朽化や新たなニーズに的確に対応していくため、施設管理や建設事業の遂行に必要な体制を維持しつつ、調査・計画を機動的に実施できる適切な組織体制を構築すること。

② 組織体制については、災害発生時の緊急対応等を含めた的確な施設管理や建設事業を円滑に実施していくため、引き続き支社局、事務所等を活用しつつ、事業の進捗状況を踏まえ適正な規模となるよう、随時見直しを行うこと。

③ 機構は、中期目標管理型の独立行政法人であり、国からの運営費交付金によらず、治水事業のための国からの交付金や農業用水、工業用水、水道用水関係の国庫補助金、各種用水の利水者負担金等により運営している。

こうしたことから、自主的・戦略的な業務運営を行い、最大限の成果を上げていくためには、業務運営の透明性を向上させるとともに、安定した組織運営体制を確保した上で、適切な事業監理を行うことにより、事業費については、新築・改築事業費を除き、第3期中期目標期間の最終年度（平成29年度）と第4期中期目標期間の最終年度（平成33年度）を比較して4%縮減すること。

さらに、一般管理費（人件費、公租公課、高年齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、効率的な運用により第3期中期目標期間の最終年度（平成29年度）と第4期中期目標期間の最終年度（平成33年度）を比較して12%削減すること。

## （2）調達合理化

機構の行う契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、契約監視委員会による監視等を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行うこと。

また、引き続き、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること。

## （3）ICT等の活用

世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(平成29年5月30日閣議決定)等を踏まえ、AI、IoTなどの技術と官民データの利活用により、有線・無線ネットワークの多重化や災害情報共有システム等をベースとして、平常時における災害リスクの予防・予知や、発災・復旧時の円滑な支援策等の充実を図ること。

また、建設事業については、ICTの積極的活用及びi-Constructionの推進等を図ることにより生産性の向上に努めるとともに、継続中の事業については、計画的な実施、コスト増の抑制及び利水者等の関係者間の連携を強化することにより、事業費及び事業の進捗状況を適切に管理し、円滑な業務執行を図ること。

## 5. 財務内容の改善に関する事項

### 5-1 財務内容の改善

第4期中期目標期間中に計画される事業量等に基づき第4期中期計画の予算を作成し、適正な予算管理の下、効率的な予算執行による業務運営を行うこと。

(1) 安定的かつ効率的な資金調達

機構は、国からの運営費交付金によらず、治水事業のための交付金や農業用水、工業用水、水道用水関係の国庫補助金、各種用水の利水者負担金及び借入金等によって運営していることから、引き続き、水資源債券の発行にあたっては、投資家への情報発信を行うとともに、市場関係者等のニーズを踏まえながら、安定的かつ効率的な資金調達に努めること。

(2) 適切な資産管理

保有する資産については、山間部のダム等管理や災害等発生時の緊急対応等も含め、施設管理等に支障が出ることの無いよう留意しつつ保有の必要性について検討を行うこと。

## 6. その他業務運営に関する重要事項

### 6-1 内部統制の充実・強化

理事長のリーダーシップの下、「4. 業務運営の効率化に関する事項」及び「5. 財務内容の改善に関する事項」に関する取組等を実施することに加え、適切なリスク管理や法令等の遵守等の取組を実施することにより、内部統制システムの向上に努め、自主的・戦略的な業務運営及び適切なガバナンスを行うこと。

また、「サイバーセキュリティ戦略」(平成27年9月4日閣議決定)等の政府の方針を踏まえ、引き続き、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、保有する個人情報等の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進すること。

### 6-2 他分野技術の活用も含めた技術力の維持・向上

大規模災害や事故等に対する水インフラの脆弱性や専門的技術を有する人員の不足とそれに付随する技術力の低下等の現状の課題を踏まえて対応するため、機構の技術力の積極的な維持・向上に努めるとともに、他分野を含めた先進的技術の積極的活用や研究機関との連携等に努めること。

### 6-3 機構の技術力を活かした支援等

(1) 機構の技術力を活かした支援

機構が培った水インフラに係る技術力を活用して、国内外の機関等への技術支援を行うこと。また、これらの支援や水資源管理を担う海外の機関と水資源に関する技術情報及び知識を共有するなどにより得られた知見を機構の技術力の維持向上に還元すること。特に、水インフラに携わる人員不足等による技術力の低下が懸念されている地方公共団体等に対する積極的な技術支援を行うこと。

さらに、調査、設計及び研修等並びに施設の工事及び管理を受託した場合には、その適切な実施を図ること。

## (2) 機構施設が有する潜在能力の有効活用

機構のダム・水路等施設が有する潜在能力の有効活用に向けた検討、取組を実施すること。

### 6-4 広報・広聴活動の充実

渇水及び洪水リスクが増大するとともに、水インフラの老朽化に伴う断水などのリスクが増大していることを踏まえ、水源地域の住民や関係地域住民はもとより、広く国民ひとりひとりに対し、水資源や治水に対する意識を高めるとともに、機構が国民生活や産業活動に果たす役割についての理解を深めるための分かりやすい広報・広聴を、内容、対象に応じた適切な媒体を活用して積極的に行うこと。

また、必要とされる情報を的確に発信し、機構が果たしている役割・業務について利水者をはじめ広く国民から理解を得るとともに、災害時等の緊急時に機構がとった対応等について、国民に対して迅速に情報提供すること。

### 6-5 地域への貢献等

#### (1) 環境の保全

業務の実施に当たっては、環境の保全との両立を図ることとし、水資源の開発又は利用と自然環境の保全との両立を目指した環境保全対策、良好な景観形成等に取り組むこと。

#### (2) 利水者等の関係機関、水源地域等との連携

水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、地域のニーズを把握した上で水源地域振興等に関係する自治体、住民等と協働で取り組むこと。

また、水源地域及び利水者等に加え、地域振興を担う民間事業者、地域住民の団体、NPOなどを含めた多様な主体との連携及び協力を行うよう努めること。

① 適切な役割分担の下に効率的な業務の実施を図るため、利水者をはじめとした関係機関に対し、業務運営に関する適時適切な情報提供を行うこと等により積極的な連携を促進すること。また、費用の負担割合の決定等に当たっては、関係機関との円滑な調整に努めること。

② 水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、自治体、住民等と積極的な連携を図ること。また、上下流交流を推進し、水源地域と下流受益地の相互理解を促進すること。

### 6-6 その他当該中期目標を達成するために必要な事項

#### (1) 施設・設備に関する計画

機構の保有する実験設備、情報機器等については、保有の必要性を検証した上で、必要な設備等の機能を長期間発揮できるよう、的確な維持管理に努めるとともに、計画的な更新等を行うこと。

#### (2) 人事に関する計画

計画的な要員配置の見直しを行うため、本社、支社局及び事務所ごとの要員配置計画を的確に作成し、業務量に応じて適時適切に改定するなど、人員の適正配置により業務運営の効

率化を図ること。

人事制度の適切な運用や職員が業務を効率的、効果的に行うための人材の育成と活用を行うこと。

機構の給与水準については、国民の理解と納得が得られるよう透明性の向上に努めるとともに、独立行政法人通則法の規定に則り、国家公務員の給与水準を踏まえ、民間企業の給与水準を参考に、業務の特性や機構の業務実績、職員の勤務の特性等を適切に反映するとともに、給与体系の適切な運用を行うこと。

(3) 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、必要に応じて第4期中期目標期間を超える債務負担を検討すること。

(4) 積立金の使途

将来の金利変動リスクへの対応等を勘案しつつ、国及び利水者等の負担軽減を図る観点から、経常的な管理経費の縮減、大規模災害や事故等への対応、調査・検討や技術力の維持・向上等の取組に活用すること。

(5) 利水者負担金に関する事項

利水者の負担金の支払方法について、利水者の要望も踏まえ適切に対応すること。



# 独立行政法人水資源機構 政策体系図

## 水資源開発促進法（昭和36年11月13日 法律第217号）

- 国土交通省が、重点的に水資源開発を行う水系を水資源開発水系として指定（閣議決定）  
【水資源開発水系】利根川・荒川水系、豊川水系、木曾川水系、淀川水系、吉野川水系、筑後川水系
- 各水系毎に、国土交通省が、関係省庁及び都道府県知事等との調整を経て、水資源開発基本計画を決定（閣議決定）

## 独立行政法人水資源機構法（平成14年12月18日 法律第182号）

機構は、水資源開発基本計画に基づき、水資源開発施設の新築・改築を行うとともに、施設の操作・維持・修繕その他の管理を行う。  
(法第12条)

### ■第4期中期目標（期間：平成30年4月1日～平成34年3月31日の4年間）

<水資源機構の使命> 「安定的かつ良質な用水の供給、洪水被害の防止・軽減」

### ●水資源機構の業務

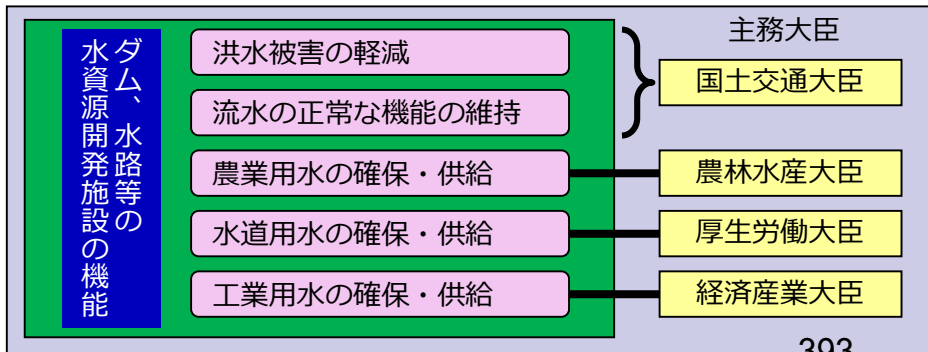
建設事業	新築、改築	11事業
管理業務	操作、維持、修繕等	52施設

※H29.4.1 現在

⇒ 水資源開発水系の開発水量の87%は水資源機構事業による

### ●水資源機構の特色

複数省庁の所管にまたがる多目的かつ広域的な業務を一元的に実施



一元的に実施

多目的で複数の都府県にまたがる、広域かつ利害が対立する事業を、水資源機構が中立的な立場に立って、効率的かつ適切に運営

## 独立行政法人 空港周辺整備機構の中期目標（４期）

### 1. 政策体系における法人の位置づけ及び役割

航空輸送の急激な発展に伴うジェット機の運航の増加は、利便性の向上をもたらす反面、空港の周辺地域に深刻な騒音問題を引き起こした。国は、特定飛行場(国が設置する公共用飛行場であって騒音等による障害が著しいと認める空港)について、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和 42 年法律第 110 号。以下「騒防法」という。）」に基づき、その周辺地域の住宅の騒音防止工事の助成や移転補償等の環境対策事業を実施している。福岡空港は、特定飛行場の中でも、特に周辺の市街化が著しく、騒音区域における航空機騒音障害の緩和や生活環境の改善に資するための計画的な地区整備を促進する必要が認められたことから、周辺整備空港として指定された。

騒防法により、指定された福岡空港の騒音区域を管轄する福岡県知事は「福岡空港周辺整備計画」を策定し、当該計画の実施主体として、政府・自治体からの出資金により福岡空港周辺整備機構が設立された。その後、特殊法人等改革の一環として平成 15 年 10 月 1 日に、独立行政法人空港周辺整備機構(以下「機構」という。)として新たに発足し、福岡空港周辺の環境対策事業(再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業)を実施している。上記事業の実施にあたっては、地域と空港の共生に貢献することを念頭に、機構は、空港周辺住民や関係自治体等との意思疎通を図りながら、地域の事情や住民の要望に沿ったきめ細やかな対応を行ってきた。このように、地元住民等に寄り添いながら、丁寧な対応を長年にわたり実施してきたことから、機構は、上記事業に係る豊富なノウハウを蓄積し、地元自治体や住民からも高い評価及び信頼を得ている。

一方、「独立行政法人の制度及び見直しの基本方針(平成 24 年 1 月 20 日閣議決定)」において、機構の講ずべき措置として、「福岡空港につき民間委託等を行うこととなる際に、本法人が行う福岡空港の周辺環境対策も、その適正な実施を確保しつつ、新たな空港運営主体に移管する方法で検討する」とされ、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律(平成 25 年 6 月 12 日法律第 34 号。以下「民活空港運営法」という。)」が施行されたことにより、国は空港運営の民間委託を進めることとなり、また、環境対策事業についても国管理空港運営権者(民活空港運営法第 4 条第 2 項に規定する国管理空港運営権者をいう。以下「運営権者」という。)へ移管することとされたところである。さらに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「25 年閣議決定」という。)」において、「福岡空港について民間委託の手続きを進める際には、周辺地域の理解を得る観点からも、丁寧な手続きを踏む必要があることから、業務移管に当たっては、必要な経過措置等も含めた業務の適正かつ円滑な実施を確保する。本法人の

業務が全て完了した段階で、本法人は廃止する。」ことが決定された。

これらの方針等を踏まえ、「福岡空港特定運営事業等実施方針(平成 29 年 3 月 24 日国土交通省航空局。以下「実施方針」という。)」において、機構は、環境対策事業を機構の廃止が予定されている滑走路増設事業の完了から 4 年後に運営権者へ移管するまでは引き続き実施するとともに、運営権者による円滑な業務の実施を確保すると決定している。また、機構の業務及び組織については、国の政策を実施するための機関として法人の機能の最大化を図るため、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図り、本中期目標にしたがって業務を着実に実施するものとする。

(別添)政策体系図

## 2. 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とする。

## 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

独立行政法人の目標の策定に関する指針(平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定、平成 27 年 5 月 25 日改定)における「一定の事業等のまとめり」は、再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業及び緑地造成事業の4つとする。

### (1) 再開発整備事業

再開発整備事業は、移転補償事業により国が取得した土地を、機構が有償で借受け、周辺生活環境へも配慮しながら「騒音斉合施設※」を整備し、貸付をすることによって移転補償跡地の有効活用を図る事業である。

本事業は、これまで地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国・県・市・地元関係者と一体となって取り組んできた結果、郵便集配施設・郵便局、ホームセンター、複合商業施設などの施設整備及び誘致を実現しており、地域活性化に繋がっている。

今後も地域との共生に資するため、貸借人の経営状況の把握に努めるなど、事業の健全性を確保しつつ、賃貸料の収入をもって保有資産の適切な維持管理を図っていくこと。

※航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設(駐車場、倉庫、物販施設など)

#### 【指標】

- ・定期巡回による全施設月1回の点検実施  
(平成 28 年度実績 全施設月1回の点検実施)
- ・全貸借人との情報交換のための面談 年1回以上  
(平成 28 年度実績 一部貸借人と面談)

### (2) 住宅騒音防止対策事業

住宅騒音防止対策事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的と

して、騒音区域(第一種区域)指定の際に存在した住宅に対し、住民からの申請に基づき、国や地方公共団体からの助成を受けて防音工事を行うとともに、当該工事により設置された空気調和機器の更新工事などを行う事業である。

今後も、騒防法に基づく国からの補助事業として、関係自治体担当者との情報共有及び積極的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図るとともに、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくこと。

**【指標】**

- ・更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60日以内  
(平成28年度実績 60日)

**(3) 移転補償事業**

移転補償事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、国からの委託契約に基づき、騒音区域(第二種区域)の指定の際に存在した建物や土地について、所有者等からの申請に基づき、その建物の移転補償や土地の買い入れを行う事業である。

今後も、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、関係自治体担当者との情報共有及び積極的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図るとともに、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくこと。

**【指標】**

- ・申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則270日以内  
(平成28年度実績 270日)

**【重要度:高】**

空港周辺住民の生活基盤である住居等について、申請のあった物件の着実な移転により、移転申請をした住民の生活環境の改善に資すること、また、25年閣議決定において、業務の民間委託に向けて業務の適正かつ円滑な実施を確保するとされていることから重要なものであるといえる。

**(4) 緑地造成事業**

緑地造成事業は、騒音区域(第三種区域)において、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的とし、移転補償事業により国が取得した土地について、国からの委託契約に基づき緩衝緑地帯の整備を行う事業である。

今後も、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、航空機騒音障害の緩衝帯である緑地造成について、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくこと。

#### 4. 業務運営の効率化に関する事項

国の行政の業務改革に関する取組方針(平成26年7月25日総務大臣決定)等で示された業務の見直し及び業務処理の電子化等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、コスト削減等を推進し業務運営の効率化を図ること。

##### (1) 業務改善の取組

###### ① 業務運営の効率化

現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図ること。

###### ② 事業費の抑制

事業費について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度比で5%程度に相当する額を削減すること。

###### ③ 一般管理費の抑制

一般管理費(人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度比で15%程度に相当する額を削減すること。

###### ④ 契約の適正化・調達の合理化

引き続き、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行うこと。また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること。

###### ⑤ 給与水準の適正化

給与水準については、引き続き、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を毎年度公表すること。

##### (2) 業務の電子化及びシステムの最適化

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化の拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など、ICTの活用等により、業務の電子化及びシステムの最適化を推進すること。

## 5. 財務内容の改善に関する事項

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業において適切に計画するとともに予算管理を徹底し、引き続き健全な財務体質の維持を図ること。

## 6. その他業務運営に関する重要事項

### (1) 適切な内部統制の実施

内部統制については、これまで同様充実・強化を図ること。その際、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知)を踏まえ、内部統制を機能させるための規程類、体制を常にチェックすること。

指示の伝達、情報共有・活用等に資するために引き続き内部各委員会の開催、職員研修の実施、内部コミュニケーションの活性化等を図ること。これらが有効に行われているかの点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直し・推進を行うこと。

### (2) 情報セキュリティ対応等の取組の推進

情報セキュリティ、個人情報保護対応については、平成 27 年 9 月の「サイバーセキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行うこと。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための適時適切な研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行うこと。

### (3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、空港と周辺地域の共生に資するため、次の措置を講ずること。

#### ① 国及び関係自治体との連携

空港周辺環境対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう国及び関係自治体との十分な意思疎通を図るための体制の確保を図ること。

#### ② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努めること。

このため、ホームページを年間20回程度常に最新の情報に更新し、リーフレットやチラシによる広報を積極的に推進すること。

### (4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

国からの委託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、環境対策事業承継日以降の運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していくこと。

## 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（抄）

第一条 この法律は、公共用飛行場の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止、航空機の離着陸のひん繁な実施により生ずる損失の補償その他必要な措置について定めることにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

## 空港周辺整備機構が果たすべき役割

独立行政法人空港周辺整備機構は、周辺整備空港（福岡空港）の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等によりその地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的としている。（騒防法第20条）

### 緑地造成事業

第3種区域において、緑地帯その他の緩衝地帯の造成及び管理を行う。

### 移転補償事業

第2種区域内の建物等の移転又は除去により生ずる損失の補償及び土地の購入に関する事務を行う。

### 住宅騒音防止対策事業

第1種区域内に建っている住宅に対し、航空機騒音により生ずる障害の軽減を図るため住宅防音工事に関し助成を行う。

### 再開発整備事業

航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設（倉庫、物販施設等）の用に供する土地の造成及び管理を行う。



独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 中期目標（第4期）  
（案）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

## I 政策体系における法人の位置付け及び役割

「道路関係四公団民営化の基本的枠組みについて（平成15年12月22日政府・与党申し合わせ）」（以下「民営化の基本的枠組み」という。）において、「民間にできることは民間に委ねる」との原則に基づき、以下の3つの民営化の目的を提示されている。

- 1 道路関係四公団合計で約40兆円に上る有利子債務を一定期間内に確実に返済
- 2 有料道路として整備すべき区間について、民間の経営上の判断を取り入れつつ、必要な道路を早期に、かつできるだけ少ない国民負担の下で建設
- 3 民間のノウハウ発揮により、多様で弾力的な料金設定、サービスエリアを始めとする道路資産や関連情報を活用した多様なサービス提供等を図る

このため機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」と総称する。）に対する貸付け、承継債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することが求められている。

また、民営化後10年を迎えた平成27年7月に国土交通省がとりまとめた「高速道路機構・会社の業務点検」では、有識者による検討会の意見として、これまで着実な成果をあげてきた民営化の基本的枠組みについては、当面継続する必要がある一方、今後は民営化の目的に加え、民営化後の重大な災害や事故の発生による、国民の安全・安心な通行の確保に対する意識の高まり等を踏まえ、機構及び会社は、民営化時点では明示されていなかった役割についても適切に対応していく必要があるとされたところである。

これらの業務の実施においては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、自主的かつ自律的な経営の下、国の政策実施機関としての機能の最大化を図ることを目標とする。

（別添）政策体系図

## II 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間とする。

## III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

機構は、協定に基づき、会社と連携協力しつつ、以下に掲げる会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付け、債務の返済等の業務を実施することにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、国民が良好な高速道路網を活用できるよう、会社による高速道路事業の円滑な実施を支援する目的を達成すること。

※ 独立行政法人の目標の策定に関する指針における「一定の事業等のまとめり」は、高速道路事業（本章中の1～7及び9）、鉄道事業（本章中の8）の2つとする。

### 1 会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付け

① 機構は、高速道路に係る道路資産の内容を適正に把握した上で、その保有及び貸付けを適切に実施すること。

② 機構は、貸し付けた道路資産が適切に良好な状態に保たれるように、笹子トンネル天井板落下事故（平成24年12月発生）後の道路法改正等により、「事後保全」から「予防保全」への転換を図るべく、橋梁やトンネルなどの道路構造物の定期点検が全道路管理者に義務化されたこと、熊本地震（平成28年4月発生）において基幹ネットワークとしての高速道路が被災したこと等を踏まえ、国及び会社と一体となって、高速道路の老朽化対策（特定更新等工事等）や耐震対策を計画的に推進するとともに、管理水準の向上を図ることにより高速道路の安全性を一層向上させること。また、国及び会社と連携しつつ、会社が実施する高速道路の維持・管理の在り方の適切な見直しを図ること。なお、実地確認等を通じて機構が把握している高速道路の管理の実施状況、老朽化対策や耐震対策の進捗状況等の情報については、全ての会社の高速道路の管理等に適切に反映されるよう、国及び全会社に提供し情報の共有化を図ること。

さらに、機構は管理に係る3次元データの仕様の統一など、高速道路に関する各種データを適切に管理できるよう国及び会社と連携して取り組むこと。

③ 機構と会社との間で設定しているアウトカム指標について、機構がリーダーシップを持って、その達成が適切になされるよう会社と連携しつつ取り組むとともに、指標の設定に際しての会社間の考え方の統一、指標の組替えに加え、中期的な目標の新たな設定などを通じ、会社が自らの経営指標として計画的に

取り組むことを促し、高速道路の管理水準を一層向上させ、もって高速道路利用者に対するサービス向上を図ること。

特に中期的な目標については、中期的なサービス水準を示すとともに、その進捗状況を確認することなどを通じて、適切な維持管理の実施、事故・渋滞対策の推進、過積載車両の取締りの強化、S A・P Aにおけるサービスの向上等について、会社による計画的かつ実効的な事業実施を確保すること。

【重要度：高】

アウトカム指標の適正な設定は、高速道路の安全性・利便性の向上に対する各社の取組状況を分かりやすく高速道路利用者に伝えるとともに、会社がこれを自らの経営指標として計画的に取り組むことを促すために重要であるため。

## 2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済

- ① 会社との協定の締結に当たっては、金利、交通量、経済動向等の見通しについて十分に検討するとともに、従前の高速道路事業の実施状況も踏まえつつ、適正な品質や管理水準が確保されることを前提とした上で、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、会社から引き受けることとなる債務の限度額（以下「債務引受限度額」という。）等を定めること。

また、債務引受限度額は、事業費の管理を適切に行うことができる範囲を単位として、適正な額を設定するとともに、機構が会社から債務を引き継ぐ際、会社から引き受けた実際の債務の額と債務引受限度額との乖離の要因を分析し、今後の債務引受限度額の設定に適切に反映すること。

- ② 機構は、会社に対する道路資産の貸付けに係る貸付料については、機構が収受する占用料その他の収入と併せて、債務の返済に要する費用等を貸付期間内に償うものとなるよう定めること。

その際、毎事業年度の貸付料の額については、会社が徴収する料金収入及び高速道路の管理費の将来の見通しを勘案して定めること。

また、計画管理費と実績管理費とで乖離が発生した場合には、その乖離についての要因を分析し、必要に応じて協定変更をするなど適切な対応を取ることにより、適正な貸付料の算定を図ること。

- ③ おおむね5年ごとに、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号。以下「法」という。）第12条第1項の業務の実施状況を勘案し、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときは、債務の返済等が確実かつ円滑に行

われるとともに、高速道路の管理が適正かつ効率的に行われるよう、必要に応じて、適切な措置を講ずること。

なお、協定等の変更があった場合には、その内容、理由等をわかりやすく公表し、透明性の確保及び国民に対する説明責任を果たすこと。

- ④ 機構は、承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済を実施するため、債務返済の見通しについて、できる限り定量的に把握し、特定更新等工事に係る債務をその他の債務と区分した上で常時適切な債務の残高の管理に努めるとともに、次に掲げる点に留意すること。

(指標)

- ・有利子債務残高
- ・目標期間中の債務返済額

【重要度：高】

適切に債務残高の管理を行い、有利子債務の早期の確実な返済に努めることが、民営化の基本的枠組みにおける目的の1つである「道路関係四公団合計で約40兆円に上る有利子債務を一定期間内に確実に返済」する上で重要であるため。

- 1) 全国路線網に属する高速道路（法第13条第2項に規定する全国路線網に属する高速道路をいう。以下同じ。）に係る有利子債務については、毎事業年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を上回らないこと。
- 2) 首都高速道路（高速道路株式会社法（平成16年法律第99号。以下「道路会社法」という。）第5条第2項第2号に定める高速道路をいう。以下同じ。）及び阪神高速道路（道路会社法第5条第2項第5号に定める高速道路をいう。以下同じ。）に係るそれぞれの有利子債務については、毎事業年度末における機構の債務の残高が民営化時点における承継債務の総額を極力上回らないよう努めること。
- 3) 各会社が高速道路の新設、改築等に要する費用に充てるために負担した債務について機構が各会社から引き受ける額（法第12条第1項第5号又は第7号の規定による無利子貸付けにより行う災害復旧に要する費用に係るものを除く。）は、それぞれ各会社から徴収する貸付料を充てて返済することができる範囲内であること。
- 4) 全国路線網に属する高速道路にあつては、東日本高速道路株式会社、中

日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社から徴収する貸付料を充てて返済を行う債務の額を会社ごとに試算し、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表することとし、各会社の経営責任の明確化を図ること。

5) 全国路線網に属する高速道路以外の高速道路にあつては、業務実施計画（法第14条第1項に規定する業務実施計画をいう。）の対象となる高速道路ごとの債務について、各会社から徴収する貸付料を充てて行われるそれぞれの返済の達成状況を把握し、その内容を公表することとし、各会社の経営責任の明確化を図ること。

⑤ 会社が実施した高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の費用を機構が会社から債務として引き継ぐ際、より適切に機構に移管されるよう、実地を含めた確認を一層的確かつ厳正に行うとともに、国民に対して適切に運用がなされていることを分かりやすく説明するなど透明性の向上を図ること。なお、当該取組については、機構がリーダーシップを持って、協定の相手方である各会社と連携しつつ、推進すること。

⑥ 債務返済に係る借換資金等の資金調達に当たっては、将来の借換えに伴う金利上昇リスクを軽減することに加え、支払利子を圧縮するため、例えば金利の変動状況を踏まえつつ超長期の債券の発行を行うなど、調達の多様化に努めること。

また、積極的なIR活動を通じて投資家の新規開拓に努めるとともに、会社との資金調達に関する情報共有及び共通課題の検討等を実施すること。

【重要度：高】

民営化の基本的枠組みにおける目的の1つである「道路関係四公団合計で約40兆円に上る有利子債務を一定期間内に確実に返済」を遂行するためには、更なる調達の多様化に努める必要があるため。

⑦ 債務の確実な返済のため、計画の変更等に伴い発生する不要資産の売却等を図ること。

### 3 会社に対するスマートICの整備及び首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付け

機構が国から交付されるスマートICの整備のための補助金及び国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から交付される首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための出資金又は補助金について

て、国等と緊密な連携の下、これらの資金を財源とした会社に対する適切な無利子貸付けの貸付計画を協定で定めるとともに、当該出資金又は補助金が交付された場合には、会社による事業が速やかに実施されるよう、事務手続の効率化に配慮し、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施すること。

その際、機構は協定で定めた貸付計画等に基づき実施する事業については、適時進捗状況を確認することを通じて、会社の計画的な事業実施を促すとともに、課題が生じた場合には、国、当該出資地方公共団体及び会社と協力して適切に対応すること。

#### 4 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け

機構は、国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして補助金が交付された場合には、会社による速やかな災害復旧及び安全かつ円滑な交通の確保に資するよう、事務手続の効率化に配慮し、遅滞なく会社に対し無利子貸付けを実施すること。

#### 5 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み

① コストの縮減は国民負担の軽減に寄与するものであり、その成果は国民に還元されるべきものであることから、会社が、適正な品質や管理水準を確保した上で経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を行うよう、会社に促す仕組みを適正に運用するとともに、手続の更なる簡素化を進めるなど、より活用しやすい制度となるよう検討を行うこと。

特に、この仕組みの適正な運用や見直しを通じて、会社における安全性や資産価値の向上等を図るための新技術の開発等が促進されるよう十分配慮すること。

② 助成対象額の算定及び助成対象技術の標準化の促進については、機構がリーダーシップを持って、協定の相手方である各会社と連携しつつ、過去の助成案件を踏まえて適切に実施するとともに、国民に対して適切に運用がなされていることを分かりやすく説明するなど透明性の向上を図ること。

#### 6 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務

① 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務について、会社その他の関係機関と密接な連携を図りつつ、適正かつ効率的に実施すること。

また、その事務手続の在り方については、継続的に点検を行い、手続の迅速化・効率化を図るため、必要に応じて、新たなシステムの導入等を行うなど、見直しを実施すること。

- 1) 利用者が行う手続を迅速化・効率化するため、特殊車両通行許可支援システム等については、会社と連携し、適切な運用がなされるよう努めること。

(定量目標)

- ・特殊車両通行許可支援システムの運用開始後の年間平均事務処理期間については、標準処理期間の2分の1に短縮する。(標準処理期間：新規・変更申請許可21日、更新申請許可14日)

<目標水準の考え方>

- ・システム化に伴い、システムへの入力作業、提出資料のチェック等を簡素化・迅速化したことにより、作業量が減るため、目標値を標準処理期間の2分の1とすることが適当。

- 2) 車両制限令違反車両の削減目標を設定することに加え、会社に自動軸重計等の計画的な整備を促すなど、国及び会社と連携し、取締りの強化を図ること。
- 3) 高速道路上の落下物について、会社と連携しつつ、トラック物流事業者等へ車両の積載の事前点検の強化を促すとともに、早期発見・早期回収に向けた体制強化等を図ること。
- 4) 大雪時の対応について、会社と連携しつつ、トラック物流事業者等に冬用タイヤ・チェーン装着の事前点検の強化を促すとともに、長時間の通行止めや滞留車両の発生を防ぐための早期の通行規制やその早期解除等の実施に向け、関係機関との連絡体制の強化等を図ること。
- 5) 占用入札制度を積極的に運用し、高架下の有効活用等に努めること。

- ② 特車関連情報、通行止めに係る情報等の機構が把握する各種の情報を、利用者の利便の向上につながるよう会社や他の道路管理者とも連携しつつ、積極的にその活用を図ること。

## 7 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務

本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和56年法律第72号)に規定する業務の実施に当たっては、本州四国連絡高速道路株式会社と連携を図りつつ、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事

業等に係る影響の軽減を図ること。

## 8 本州四国連絡鉄道施設に係る業務

本州と四国を連絡する鉄道施設の管理を適切に行うこと。

なお、本州四国連絡橋（本四備讃線）（以下「本四備讃線」という。）の耐震補強事業については、着実に実施すること。

また、本四備讃線の維持修繕に係る費用等は、利用料として鉄道事業者から確実に徴収すること。

## 9 業務遂行に当たっての取組

業務遂行に当たっては、以下の取組を実施し、国民に対するサービスの向上、高速道路の利用促進及び技術開発への貢献に努めること。

### ① 高速道路事業の総合的なコストの縮減

協定の締結又は見直しに際しては、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理について、会社の継続的かつ自律的な効率化を促すよう措置すること。

### ② 高速道路の利用促進

債務の返済に要する費用等を貸付期間内に償う前提で、必要な高速道路網の整備と併せ、より高速道路の利用を促進する施策を推進するよう会社に促すこと。

なお、高速道路利便増進事業について、交通状況、減収額、利用者の利便性等を把握し、必要に応じて計画の変更を行いつつ、効果的に運用すること。

### ③ 利用者サービスの向上

利用者の安全性や利便性等の向上を図るため、ネットワークの機能拡充等による生産性の向上、耐震対策、暫定2車線区間の対策、逆走対策、道路区域外からの災害対策、大雪時の対策等の安全確保の施策及び休憩施設を活用した観光振興、地域活性化の取組、無人PAの解消、高速バス停整備、高速トラック輸送の効率化支援等の快適な利用環境の実現について、協定の締結又は見直しに際して、会社の計画的かつ効率的な実施を促すよう措置するとともに、ETC2.0の普及促進・活用等や高速道路システムの海外輸出など、今後の高速道路の検討課題について、国及び会社と一体となって取り組むこと。

### ④ 調査・研究の実施

交通流の最適化や海外への事業展開など、内外の高速道路事業や業務上の諸課題に関し、大学等の研究機関とも適宜連携しつつ、調査・研究を実施するとともに、その成果が広く活用されるよう、会社をはじめ関係機関に情報提供すること。



## IV 業務運営の効率化に関する事項

機構は、会社と締結した協定に基づき、会社と連携協力しつつ高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路事業の円滑な実施を支援することを目的としていることから、会社が実施する高速道路事業の適切かつ効果的な実施及び安全性の確保を前提とした上で、業務運営の効率化に努めること。

### 1 組織運営の効率化

機構は、効率的な業務運営が行われるようその組織を整備するとともに、業務や組織の在り方について継続的に点検を行い、機動的に見直しを実施すること。

### 2 一般管理費の縮減

機構は、必要最小限の組織として、業務運営全体の効率化を図り、一般管理費（人件費及び特殊要因除く。）については、平成 29 年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに 4 %以上削減すること。

### 3 調達等合理化の取組の推進

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公平性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むこと。

（指標）

・入札・契約手続運営委員会における契約の点検率（平成29年度点検率：100%）

### 4 ICTを活用した生産性の向上

ICTを活用し、会社と連携して電子化・システム化を行うことにより、事務手続の効率化・迅速化を図るとともに、利用者利便等の向上を図ること。

### 5 業務評価の実施

業務の効率性及び透明性の向上を図るため、業務実績の評価を実施すること。

## IV 財務内容の改善に関する事項

### 1 財務体質の強化

債務の計画的な返済に必要な毎事業年度の貸付料を収受するなど、業務活動による収入の確保を図るとともに、業務コストの縮減を進め、債務の早期の確実な返済を図ること。

## V その他業務運営に関する重要事項

### 1 業務の実施について

高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、国民が良好な高速道路網を活用できるよう、機構が実施すべき業務を厳格に実施するため「出向職員は出向元に関係する業務に携わらない」、「利益相反が生じる場合には、出向元以外の者がリーダーとなってチームを組む」など、会社のモラルハザード等により機構の利益を害する危険を防ぐための措置を講じること。また、必要に応じて適材適所の人員配置の適正化を含めた体制の見直しを行うこと。

### 2 積極的な情報公開

機構の業務運営に関する透明性の確保を図り、機構が行う業務についての説明責任を果たすため、財務諸表等の法定の開示事項に加え、道路資産の保有及び貸付けの実態並びに債務の返済状況について、積極的な情報公開を行うこと。その際、広く国民に対し広報に努めるとともに、投資家や研究者が必要とする情報についても積極的な情報開示に努めること。さらに、会社に対しても、積極的な情報開示を促すこと。

また、老朽化対策・耐震対策の進捗状況などの高速道路事業の状況や機構の業務運営に関し、国民に効率的かつ効果的に広く情報が伝わるようホームページ等を積極的に活用すること。この場合において、そのアクセス状況の調査・分析などを通じて、会社とも連携を図りつつ、より利用者のニーズに的確に応えられるホームページとなるよう必要な改善を図ること。

### 3 情報セキュリティ対策

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ、関連する規程類を適時適切に見直すこと。また、これに基づき、情報セキュリティインシデント対応の訓練や情報セキュリティ対策に関する教育などの情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むとともに、これらの対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。

### 4 内部統制について

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、理事長のリーダーシップの下、引き続き必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うこと。

## 5 国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携の推進

業務の実施に当たっては、国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携を図ること。

## 6 環境への配慮

物品等の調達を行うに当たっては、環境物品等の調達により、環境への負荷の低減に配慮すること。

また、会社に対し、高速道路の整備や料金施策等の実施に際して、環境の保全と創出に配慮するよう促すこと。

## 7 危機管理

会社及び関係行政機関と協力して、大規模な交通事故、地震災害等不測の事態が生じたことによる影響を最小限度にとどめるために、より一層の迅速、的確かつ効果的な対応を取ることができるよう体制を確立し、日頃から高速道路の供用に重大な影響を与える事態を想定した情報の収集、伝達等に関する訓練を実施するなど、これまでの取組状況も踏まえ、会社とも連携を図りつつ、危機管理能力の一層の向上を図ること。

(指標)

- ・会社及び関係行政機関と連携した当該事態を想定した訓練の実施回数（平成 29 年度実施実績：1 回）
- ・災害に備えた機構独自の非常参集訓練等の実施回数（平成 29 年度実施実績：3 回）

## 8 人事に関する事項

- ① 職員の能力及び実績を適正かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させるとともに、適材適所の人員配置とし、職員の能力の向上を図ること。
- ② 業務運営を効率化し、人員の抑制に努めること。
- ③ 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)」を踏まえ、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、事務・事業の特性を踏まえ、合理的な給与水準とするとともに、その検証結果を公表すること。

# 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に係る政策体系図

## 主な政府方針

道路関係四公団民営化の基本的枠組みについて(平成15年12月22日 政府・与党申し合わせ)【民営化の目的】

約40兆円に上る有利子債務の確実な返済

真に必要な道路を会社<sup>\*</sup>の自主性を尊重しつつ  
早期に出来るだけ、少ない国民負担で建設

民間のノウハウの発揮により、多様で弾力的な  
料金設定や多様なサービスを提供

※「会社」とは、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第1条に規定する会社をいう。以下同じ。

## 日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)が果たすべき役割

機構は、高速道路に係る道路資産の保有及び会社に対する貸付け、承継債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的とする。

### 高速道路に係る資産の保有及び貸付け

会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付けを実施

- 高速道路に係る道路資産の内容を適正に把握した上で、その保有及び貸付を適切に実施
- 貸付けた道路資産が適切に良好な状態に保たれるように、国及び会社と一体となって、高速道路の老朽化対策や耐震対策の計画的な実施及び管理水準を向上
- 機構と会社との間で設定しているアウトカム指標について、機構がリーダーシップを持って取り組むとともに、中期的な目標を設定すること等により、会社が自らの経営指標として計画的に取り組むことを促進

等

### 債務の早期の確実な返済

高速道路に係る国民負担の軽減を図りつつ、債務の早期の確実な返済を実施

- 会社との協定の締結において、高速道路の工事等の内容及び貸付期間等を定め、貸付料については、債務の返済に要する費用等を貸付期間内に償うものとなるよう設定
- 会社から引き受けた実際の債務の額と債務引受限度額との乖離の要因を分析し、今後の債務引受限度額の設定に適切に反映
- 債務返済の見通しについて、できる限り定量的に把握し、常時適切な債務残高の管理を実施
- 超長期の債券の発行を行うなど資金調達を多様化

412

等

### 高速道路に関する事業の円滑な実施の支援

国民が良好な高速道路網を活用できるよう、会社による高速道路事業の円滑な実施を支援

- 高速道路の新設等に要する費用の縮減を助長するための仕組みを適正に運用するとともに、より活用しやすい制度となるよう検討
- 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務を適正かつ効率的に実施し、迅速化・効率化のための手続の在り方の見直しを実施
  - ・ 手続の迅速化・効率化のため、特殊車両通行許可支援システム等について、会社と連携し、適切に運用
  - ・ 車両制限令違反車両の削減目標を設定するなど、国及び会社と連携し、取締りを強化

等